



弘前市地域防災計画

— 資料編 —

(令和元年修正)

弘前市防災会議

資料編 目次

【条例・協定等】

〔定〕 2-1-1	弘前市防災会議条例	1
〔定〕 2-2-1	弘前市災害対策本部条例	3
〔定〕 4-2-1	災害救助法の適用基準	4
〔定〕 4-2-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	8
〔定〕 4-2-3	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	12
〔定〕 4-6-1	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	13
〔定〕 4-6-2	災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	15
〔定〕 4-6-3	災害時における医療救護活動に関する協定	17
〔定〕 4-6-4	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	28
〔定〕 4-6-5	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	33
〔定〕 4-6-6	災害時における放送に関する協定	38
〔定〕 4-6-7	災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	43
〔定〕 4-6-8	災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	49
〔定〕 4-6-9	災害時における物資の供給に関する協定	54
〔定〕 4-6-10	災害時における飲料水の供給に関する協定	60
〔定〕 4-6-11	災害時における物資供給に関する協定	66
〔定〕 4-6-12	災害時の情報交換に関する協定	73
〔定〕 4-6-13	災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	74
〔定〕 4-6-14	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	77
〔定〕 4-6-15	災害時における食料供給に関する協定	80
〔定〕 4-6-16	災害時における飲料品の供給に関する協定	84
〔定〕 4-6-17	福祉避難所の確保に関する協定	90
〔定〕 4-6-18	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	92
〔定〕 4-6-19	災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定	97
〔定〕 4-6-20	災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定	101
〔定〕 4-6-21	災害時における物資等の優先供給に関する協定	104
〔定〕 4-6-22	無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定	108
〔定〕 4-6-23	災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定	112
〔定〕 4-6-24	災害時における一時避難施設利用に関する協定	116
〔定〕 4-6-25	災害時における食料の供給に関する協定	122
〔定〕 4-6-26	災害等における下水道施設の復旧支援に関する協定	126
〔定〕 4-6-27	災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定	128
〔定〕 4-6-28	災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定	134
〔定〕 4-6-29	災害時における捜索犬の出動に関する協定	139
〔定〕 4-6-30	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	144
〔定〕 4-6-31	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	152
〔定〕 4-6-32	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	155
〔定〕 4-6-33	災害復旧時の協力に関する協定	160

【一覧表等】

〔表〕 1-6-1	河川一覧	165
〔表〕 1-6-2	農業用溜池一覧（1ha以上）	167
〔表〕 1-6-3	市道の状況	167
〔表〕 1-6-4	土地の利用状況	168
〔表〕 2-1-1	弘前市防災会議委員名簿	169
〔表〕 2-3-1	動員可能数	170
〔表〕 3-3-1	地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）	171
〔表〕 3-3-2	その他の気象観測施設	172
〔表〕 3-3-3	消防施設等の現況	175

[表]	3-3-4	消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画	176
[表]	3-3-5	防災行政無線	177
[表]	3-3-6	消防無線	189
[表]	3-3-7	水道無線	189
[表]	3-3-8	各水防倉庫の資機材の備蓄状況	192
[表]	3-3-9	水防倉庫の資器材備蓄基準	193
[表]	3-3-10	水防資材センターの備蓄基準	194
[表]	3-3-11	救助資機材等の整備状況	195
[表]	3-3-12	河川等災害対策施設・設備等の整備状況	196
[表]	3-3-13	その他施設・設備等の整備状況	196
[表]	3-5-1	山腹崩壊危険地区	197
[表]	3-5-2	崩壊土砂流出危険地区	198
[表]	3-5-3	地すべり危険地区（治山関連）	202
[表]	3-5-4	小規模山地崩壊危険地	202
[表]	3-5-5	雪崩危険箇所（治山関連）	202
[表]	3-5-6	土石流危険溪流	203
[表]	3-5-7	砂防指定地	205
[表]	3-5-8	地すべり危険地区	207
[表]	3-5-9	地すべり危険箇所	208
[表]	3-5-10	地すべり防止区域指定箇所	209
[表]	3-5-11	急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	210
[表]	3-5-12	急傾斜地崩壊危険区域指定区域	215
[表]	3-5-13	雪崩危険箇所（砂防関連）	216
[表]	3-5-14	河川表	218
[表]	3-5-15	溜池一覧	222
[表]	3-5-16	道路危険箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）	226
[表]	3-6-1	自主防災組織一覧	229
[表]	3-10-1	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定現況	231
[表]	3-10-2	福祉避難所	246
[表]	3-15-1	重要文化財指定建造物防災施設等整備状況	251
[表]	3-21-1	土砂災害警戒区域等一覧	252
[表]	4-1-1	有線放送施設の状況	256
[表]	4-8-1	避難勧告等の発令基準	257
目次			258
1	はじめに		259
2	避難勧告等により居住者等に求める行動		260
3	洪水の避難勧告等		262
3.1	避難勧告等の発令の判断基準		262
3.2	浸水想定区域（想定最大規模）		264
3.3	避難勧告等の発令対象区域（立退き避難が必要な区域）		266
3.4	発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所		266
3.5	情報伝達手段		280
3.6	要配慮者利用施設		281
3.7	情報伝達文（防災行政無線）		290
3.8	情報伝達文（緊急速報メール）		294
3.9	避難勧告等の解除		298
4	土砂災害の避難勧告等		299
4.1	避難勧告等の発令の判断基準		299
4.2	土砂災害（特別）警戒区域		300
4.3	避難勧告等の発令対象区域（立退き避難が必要な区域）		300
4.4	発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所		303
4.5	情報伝達手段		306
4.6	情報伝達先（要配慮者利用施設等）		307

4. 7	情報伝達文（防災行政無線）	314
4. 8	情報伝達文（緊急速報メール）	316
4. 9	避難勧告等の解除	319
[表] 4-12-1	炊き出しの実施場所	321
[表] 4-12-2	炊き出しの協力団体	321
[表] 4-12-3	米穀取扱所	322
[表] 4-12-4	弁当、パン、うどん麺類等製造所等	322
[表] 4-12-5	調味料等取扱所	323
[表] 4-13-1	市が保有する給水資機材	323
[表] 4-13-2	補給用水源	324
[表] 4-14-1	応急住宅関係各種団体一覧表	325
[表] 4-15-1	火葬場所及び埋蔵予定場所	325
[表] 4-16-1	廃棄する障害物の集積場所	326
[表] 4-16-2	障害物除去に要する資機材等の状況	326
[表] 4-17-1	被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名	327
[表] 4-17-2	調達物資の集積場所	330
[表] 4-18-1	救護所の設置予定場所	330
[表] 4-18-2	医薬品等の主な調達先	330
[表] 4-18-3	医療機関等の状況	332
[表] 4-20-1	弘前市役所車両台数一覧表	334
[表] 4-20-2	陸上運送業者の自動車	335
[表] 4-20-3	緊急輸送道路ネットワーク	339
[表] 4-20-4	緊急通行車両（輸送用のみ）	346
[表] 4-21-1	日赤奉仕団、ボランティア団体の現況	346
[表] 4-21-2	労務者の宿泊施設予定場所	346
[表] 4-23-1	防疫用薬剤の調達先	347
[表] 4-24-1	ごみ及びし尿の処理施設	349
[表] 4-24-2	廃棄物収集運搬車両の調達先	350
[表] 4-26-1	各学校の代替予定施設	352
[表] 4-26-2	教材等の調達先	355
[表] 4-26-3	学校施設の状況	357
[表] 4-26-4	社会教育施設の状況	359
[表] 5-6-2	石油類大量保有事業所	360
[表] 5-6-3	液化石油ガス製造施設	360
[表] 5-6-4	一般高圧ガス製造施設	360
[表] 5-6-5	火薬類貯蔵施設	360
[表] 5-6-6	毒物・劇物貯蔵取扱事業所	360
[表] 5-6-7	放射性同位元素等使用施設	360
[図] 3-19-1	岩木川水系包括版（岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川、浅瀬石川）浸水想定区域図	361
[図] 3-19-2	岩木川水系岩木川浸水想定区域図	362
[図] 3-19-3	岩木川水系旧大蜂川浸水想定区域図	363
[図] 3-19-4	岩木川水系平川浸水想定区域図	364
[図] 3-19-5	岩木川水系土淵川浸水想定区域図	365
[図] 3-19-6	岩木川水系浅瀬石川浸水想定区域図	366
[図] 3-19-7	岩木川水系平川上流浸水想定区域図	367
[図] 3-19-8	岩木川水系後長根川浸水想定区域図	368

【各種様式】

様式 1	被害実態調査票（個票）	369
様式 2	被害者名簿	370
様式 3	被害状況即報・確定報告	371
様式 4	被害状況調（人・住家の被害）	372
様式 5	救助の実施状況	373

様式 6	医療施設被害	374
様式 7	廃棄物処理施設・生活衛生施設・水道施設被害	375
様式 8	水稲被害（水害）	376
様式 9	水稲被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）	377
様式 10	りんご、特産果樹被害（風害）	378
様式 11	りんご、特産果樹被害（風害以外）	379
様式 12	畑作、野菜、花き、桑樹被害	380
様式 13	畜産関係被害（家畜・畜産物等）	381
様式 14	畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	382
様式 15	農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）	383
様式 16	農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）	384
様式 17	農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害	385
様式 18	農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害	386
様式 19	農地及び農業用施設の被害	387
様式 20-1	林業関係被害（その1）〔速報・概況・確定報告〕	388
様式 20-2	林業関係被害（その2）〔速報・概況・確定報告〕	389
様式 21	水産業関係被害	390
様式 22	商工業・観光施設被害	391
様式 23	土木施設被害(国・県・市別)	392
様式 24	文教関係被害	393
様式 25	福祉施設被害	394
様式 26	その他の公共施設被害	395
様式 27	自衛隊災害派遣要請	396
様式 28	自衛隊災害派遣撤収要請	397
様式 30	人的被害・住家被害	398
様式 31	避難状況・救護所開設状況	399
様式 32	公共施設被害	400

〔定〕 2-1-1 弘前市防災会議条例

平成18年2月27日
弘前市条例第215号

改正

平成24年3月22日弘前市条例第1号
平成25年3月22日弘前市条例第10号
平成30年9月28日弘前市条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、35名以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 弘前地区消防事務組合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 弘前市教育委員会教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日弘前市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日弘前市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日弘前市条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

〔定〕 2-2-1 弘前市災害対策本部条例

平成18年2月27日
弘前市条例第216号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、弘前市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委 任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔定〕 4-2-1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

① 災害救助法の適用基準の内容

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（ア）、（イ）かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が、次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

（令別表第 3）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（令別表第 4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、災害に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（以下「基準府令」という。）第1条）であり、具体的には次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第2条第1号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

B 災害に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第2条第2号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩発生による人命及び住家被害発生

② 災害救助法適用基準市町村別一覧表（弘前市を抜粋）

市町村名	人口 (平成31.3.1現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	青森県被害世帯数が 1,500以上に達した場合 (滅失の世帯数)
弘前市	171,643	100	200	300	50

③ 滅失世帯数算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3世帯

④ 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・ 全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のも
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも

⑤ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

○弘前市災害対策本部班別業務分担における主な救助関連業務の担当一覧

業 務 の 種 類	担 当 部 署
災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること。	福祉総務班
避難所の設置	生活福祉班
応急仮設住宅の供与	建築住宅班
炊き出しその他による食品の給与	介護福祉班、人事班
飲料水の供与	上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	こども家庭班
医療及び助産	病院班、健康増進班
災害にかかった者の救出	消防班
災害にかかった住宅の応急修理	建築住宅班
学用品の給与	学務健康班
埋葬	市民班
死体の搜索	市民班
死体の処理	市民班
障害物の除去	土木班、道路維持班、環境班
応急救助のための輸送	管財班
応急救助のための人夫	人事班

〔定〕 4-2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(青森県災害救助法施行細則

平成 30 年 4 月 1 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所	災害により現に被害を受けている者及び災害により被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 一人 一日当たり 320 円以内 (加算額) 高齢者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平時に要すると認められる額を上記の額に加算する。	避難所を開設できる期間は災害発生の日から七日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等屋上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者ものに建設型仮設住宅の設置、借上型仮設住宅の提供その他適切な方法により供与	○建設型仮設住宅 1 一戸当たりの規模 地域の実情、世帯構成等に 応じて設定し、その設置のため 支出できる費用は、設置に係る 原材料、労務費、附帯設備工事、 輸送費及び建築事務費等の一切の 経費 2 基本額一戸当たり 5,610,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う 解体撤去及び土地の原状回復のため に支出できる費用は、当該地域にお いて平時に要すると認められる額 4 福祉仮設住宅を建設型仮設住宅と して設置する場合の福祉仮設住宅の 部屋数は、建設型仮設住宅の設置戸 数とみなす。	1 建設型仮設住宅は、災害発生の 日から 20 日以内 に着工し、速やかに 設置する。 2 建設型仮設住宅を 供与できる期間は、 当該建設型仮設住宅 の完成の日から建築 基準法第八十五条第 三項又は第四項の規 定による許可に係る 期間内とする。	1 供与期間は 2 年以内 2 建設型仮設住宅の 供与の終了に伴う解 体撤去及び土地の原 状回復のため支出で きる費用は、当該地 域において平時に要 すると認められる額 とする。
		○借上型仮設住宅 1 一戸当たりの規模 世帯の人数に応じて、 建設型仮設住宅に定 める規模に準じる。 その借上げのため支 出できる費用は、家賃、 共益費、敷金、礼金、 仲介手数料、火災保 険料等その他民間賃 貸住宅の貸主又は仲 介業者との契約に不 可欠な経費とし、当 該地域の実情に応じ た額とする。	借上型仮設住宅は、 災害発生の日から速 やかに民間賃貸住宅 を借上げ、借上げ、 提供 借上型仮設住宅を 供与できる期間は、 建設型仮設住宅に 定める期間と同様の 期間	
炊き出しその他による 食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家への被害若しくは 災害により現に炊事の できない者	一人一日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	
飲料水の供給	災害のため現に飲料水 を得ることができない者	水の購入費並びに給水 及び浄水に必要な機 械器具の借上費、修 繕費及び燃料費、薬 品並びに資材費とし、 当該地域において平 時に要すると認めら れる額。	災害発生の日から 7 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失若しくは床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 (品目) 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 季別（災害発生の日による。） 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） 2 世帯区分 一世帯当たり 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内に完了	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏季	18,500円	32,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
			冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円
	半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円	
		冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円	
医 療	災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置（範囲） 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療および施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	医療は、救護班によって行う。 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（範囲） 1 分娩の介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内						
被災者の救出	災害のため現に生命、若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出する者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平時に要すると認められる額	災害発生の日から3日以内						
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり584,000円以内	災害発生の日から一月以内に完了						
生業に必要な資金の貸与	災害のため住家が全壊（焼）又は流失し、正業の手段を失った世帯	生業費 一世帯当たり 30,000円 就職支度金 一世帯当たり 15,000円	災害発生の日から一月以内に完了	貸与条件 貸与期間2年以内 利子 無利子 保証人 確実な者一人以上の連帯保証人					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷したこと等により、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒（品目） 1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費は、— 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から教科書については、1カ月以内 その他の学用品については、15日以内に完了	
埋 葬	埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給	一体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における平時に要すると認められる額	災害発生の日から10日以内に完了	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。（処理の範囲） 1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 2 遺体の一時保存 3 検案	・洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 ・一時保存 既存建物借上費 平時要すると認められる額 既存建物以外 1体当り 5,300円以内 ・検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、台所、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去できない者	当該市内において行った障害物の除去につき 一世帯当たりの平均 1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における平時に要すると認められる額	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行 令第4条 第1号か ら第4号までに規 定する者	日当（午前八時三十分から午後五時までの間において業務に従事した 場合の報酬） 1 医師、歯科医師 一人一日当たり 23,500 円以内 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 一人一日当たり 15,700 円以内 3 保健師、助産師、看護師、准看護師 一人一日当たり 15,500 円 以内 4 救急救命士 一人一日当たり 14,400 円以内 5 土木技術者・建築技術者 一人一日当たり 15,800 円以内 6 大工 一人一日当たり 24,300 円以内、 7 左官 一人一日当たり 24,500 円以内 8 とび職 一人一日当たり 22,700 円以内	救助の実施 が認められ る期間以内	
		時間外勤務手当 1人1時間当たり1に定める限度額の7.75分の1に相当する額に、 100分の125から00分の150までの範囲内で知事が定める割合（午後 10時から翌日の午前5時までの間に業務従事した場合にあっては、そ の割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（業務（知事定 める業務を除く。）に従事した時間が1月について60時間を超えた場 合にあっては、その60時間を超えて従事した時間に対して100分の150 （午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあっては、 10分の175）を乗じて得た額）以内の額		
		旅費 1 車賃 1キロメートルにつき 25 円 2 宿泊料 一夜につき 9,200 円 3 旅行雑費 一日につき 1,200 円		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔定〕 4－2－3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯数が次の世帯数以上に達したとき行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表第1の3の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

〔定〕 4－6－1 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と弘前管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲と乙が相互に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の被害状況に応じ水道施設災害対策会議を主宰し、乙に対して会議への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項の会議により、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により災害の状況、工事場所、工事内容、必要な人員、機材等について明示するものとする。

4 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、応援派遣を要請できるものとする。

（復旧活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧工事等に従事するものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとし、完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧工事等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

(協議事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業
弘前市長 相馬 鋳 一

(乙) 弘前管工事業協同組合
理事長 赤石 英 樹

〔定〕 4－6－2 災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と青森県管工機材商業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の資機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲が実施する水道施設の応急復旧にあたり、乙の資機材提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、主宰する水道施設災害対策会議において、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対して資機材提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により必要な資機材について明示するものとする。

3 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、資機材の提供を要請できるものとする。

（供給活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から供給業者の選定、資機材の供給をし、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により供給する組合員は、甲の指示により応急復旧工事等に必要な資機材の納入にあたり、指定された場所で甲の職員による検収を受けるものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる供給業者、資機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、供給する資機材について、出庫伝票又は納入伝票により整理し、甲に報告するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために提供した資機材の費用については、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の供給に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 資機材の運搬、納入時の事故等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達及び資機材の必要量の把握を適正に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

(協議事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業

弘前市長 相馬 鋁 一

(乙) 青森県管工機材商業協同組合

代表理事 出戸 端 勉

〔定〕 4－6－3 災害時における医療救護活動に関する協定

1 災害時における医療救護活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により同法に基づく救助の対象となる災害における医療救護活動には、本協定は適用しない。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が弘前市内において発生した場合に、弘前市地域防災計画に基づき、甲が被災地等で行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班等の派遣）

第2条 甲は、弘前市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合、必要に応じて、乙に対し医師の派遣又は救護班の編成及び派遣を要請するものとする。この場合において、甲は、救護所その他の派遣場所（以下「救護所等」という。）並びに派遣する人数及び班数を指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに派遣する医師又は救護班（以下「救護班等」という。）を決定し、これらを派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、派遣する医師の選任、救護班を構成する者の選任、携行する医薬品及び器具（以下「医薬品等」という。）の準備その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を早急に策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班等の業務）

第4条 救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班等に対する指揮命令等）

第5条 救護班等に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班等が使用する医薬品等は、当該救護班等が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班等の輸送その他医療救護活動が円滑に実施できるように必要な措置を講ずるものとする。

（医療行為を受けた者の費用負担）

第7条 第2条の規定に基づき、甲が指定した救護所等において、乙が派遣した救護班等による医療行為を受けた者は、費用負担を要しないものとする。

（医療救護活動の終了）

第8条 甲は、救護所等における医療救護活動が必要なくなったときは、その旨を乙に連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による連絡を受けたときは、派遣している救護班等に、医療救護活動の終了を指示するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合において、次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班等の派遣に要する費用

(2) 救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医師又は救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(紛争の解決)

第10条 救護班等が実施した業務について、甲及び乙以外の者と紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ双方が誠意を持って紛争解決のために努力するものとする。

(防災訓練等)

第11条 甲及び乙は、協定に基づく医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋁一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1

社団法人 弘前市医師会

会長 田村 瑞穂

2 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

平成22年4月1日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（救護班の構成）

第1条 協定第2条の規定により社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）が編成する救護班は、別に弘前市（以下「甲」という。）から指示がない限り、次の掲げる者より構成するものとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 保健師、助産師、看護師又は準看護師 3名
- (3) 補助事務員 1名

（医療救護活動の報告）

第2条 乙が、協定第2条の規定により救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班等ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定により派遣した医師又は救護班員が、甲の指定した場所において従事した医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙がすべての医師又は救護班の費用を取りまとめ、費用弁償請求書（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第9条第1号の規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により算出した額と同額とする。

（支払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに請求者に対し支払うものとする。

（実施日）

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1
社団法人 弘前市医師会
会長 田村 瑞穂

別表 (第5条関係)

		医 師	保健師、助産師、看護 師又は准看護師	補助事務員
日 当 (午前8時30分 から午後5時ま での間において業務 に従事した場合の 報酬)		1人1日当り 21,600円以内	1人1日当り 18,700円以内	1人1日当り 8,800円以内
時間外勤務手当		1人1時間当り「日当」に定める限度額の8分の1に相当する額に 100分の125(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合 にあっては100分の150)を乗じて得た額以内の額		
旅 費	車 賃 旅行雑費 宿泊料	1キロメートル当り	25円 1,200円 9,800円	

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	分 件 件 件

第2号様式 (第2条関係)

救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従事期間

第 3 号様式 (第 2 条関係)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

品名	規格	数量	薬価基準	
			単価	金額

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので
報告します。

年 月 日

弘 前 市 長 殿

社団法人 弘前市医師会
会長

印

別 紙

事 故 傷 病 （ 死 亡 ） 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先		班 名	
傷病名				程 度	重傷・中等症・軽傷
外来・入院	(月 日)	医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日 時 分				
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 時 分				
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

弘前市長 殿

住所
氏名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日
までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

弘 前 市 長 殿

住 所
氏 名 印

災害時における医療救護活動に関する協定第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した者の状況	氏 名		性 別	男・女	出生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名		受傷・発病年月日			
	死亡原因		死 亡 年 月 日			
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日 から		年 月 日 まで		日 間	
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明その他証明となりうるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

〔定〕 4－6－4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物の除去及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

2 甲は、乙が応急対策業務を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急対策業務のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、青森県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急対策業務に従事した者について、当該応急対策業務の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋁 一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合
理事長 一戸 利光

2 災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(協力要請)

第3条 協定第3条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書(様式第1号)とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書(様式第2号)とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と応急対策業務について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則(平成18年規則第46号)その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設部長を、乙においては協同組合理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合
理事長 一戸 利 光

応急対策業務協力要請書

弘前建設業協同組合
理事長 様

弘 前 市 長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務の協力を要請します。

記

1 災害の状況	
2 応急対策業務を必要とする場所	
3 応急対策業務の内容	
4 応急対策業務の期間	
5 その他	
6 連絡責任者	
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：
	整理番号

応急対策業務実施報告書

弘前市長 殿

弘前建設業協同組合
理事長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務を実施しましたので報告します。

記

1 応急対策業務を実施した場所	
2 応急対策業務の実施期間	
3 応急対策業務に従事した人員、車両、資機材の種類及び数	
4 応急対策業務の実施内容	
5 応急対策業務に従事した組合員名	
6 その他	
7 連絡責任者	
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：
	整理番号

〔定〕 4－6－5 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。
- 3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。
- 4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野 勝 行

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災課長を、乙においては支部長社代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野 勝 行

解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会
津軽支部長 様

弘 前 市 長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況	
2 解体撤去を必要とする場所	
3 解体撤去の内容	
4 解体撤去の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
5 その他	
6 連絡責任者	
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：
	整理番号

解体撤去実施報告書

弘 前 市 長 殿

青森県解体工事業協会
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所	
2 解体撤去の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等	
4 解体撤去の実施内容	
5 解体に従事した会員名	
6 その他	
7 連絡責任者	
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：
	整理番号

〔定〕 4－6－6 災害時における放送に関する協定

1 災害時等における放送に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアップルウェーブ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して、これらに関する情報をコミュニティFM放送を通じて市民に提供することにより、災害に伴う被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とし、これに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落等の災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び人為的原因により生ずる被害とし、市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。
- (2) 「災害情報等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、これらに関する情報をいう。

（災害情報等の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、その放送を要請することができる。

2 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の速やかな提供を求めることができる。

（災害情報等の放送の実施）

第4条 乙は、災害情報等の放送について、甲の要請を踏まえ、乙の「非常災害時対策規定」に基づき、通常の番組に優先して放送するものとする。ただし、放送が実施できない状態にある場合は、直ちに甲へその旨を連絡するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、災害情報等の放送目的のため甲から知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第6条 災害情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、原則として災害情報等の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、災害による被害が甚大であり、災害情報等の放送が相当な期間を要する場合は、甲乙の協議によるものとする。
- (2) 災害情報等の放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった場合は、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

（防災訓練等）

第7条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社

代表取締役社長 清藤 哲夫

2 災害時等における放送に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における放送に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(放送要請の基準)

第3条 協定第3条の規定により甲が乙に対し放送を要請するときは、概ね次の基準により行う。

(1) 台風等により、気象警報が発令され市民に災害に対する備えが必要と思われる場合

(2) 災害による被害の軽減のため、市民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合

(要請等の様式)

第4条 甲が乙に対して行う放送の要請は、放送要請書（様式第1号）により行うものとし、乙が甲に対して災害情報等の提供を求める場合は、情報提供依頼書（様式第2号）により行うものとする。

(要請等の方法)

第5条 放送の要請等は、原則としてファクシミリで行い、電話で確認するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては広報広聴課長、乙においては常務取締役とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社

代表取締役社長 清藤 哲夫

アップルウェブ株式会社 殿

弘 前 市 長

放 送 要 請 書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり放送を要請します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
放送内容等	
その他	
連絡担当者	

弘 前 市 長 殿

アップルウェーブ株式会社

情報提供依頼書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第2項の規定により、下記のとおり災害情報等の提供を依頼します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
伝達内容等	
その他	
連絡担当者	

〔定〕 4－6－7 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

1 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、甲の所有する施設を緊急的に乙が使用できると及び実際に乙が使用する際の手続きが円滑に行われることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 この協定は、災害により乙の設備に大規模な被害が発生し、乙の復旧応援隊による大規模な復旧活動が行われる際に、乙から甲に対して対象施設の使用許可申請があり、甲が使用を許可した場合に適用するものとする。

（使用許可申請と使用許可）

第4条 乙は対象施設を使用する場合は、電話等により申請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

（料金その他の費用負担）

第6条 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議するものとする。

2 乙が対象施設を使用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

（損害賠償）

第7条 乙が対象施設を使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（使用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での使用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からも相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋁 一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

別表（第2条関係）

[施設の表示]			
施設名	所在地	希望順位	備考
弘前市運動公園	弘前市大字豊田2丁目3	第1位	西側駐車場 11,376㎡
堀越雪置き場	弘前市大字川合字岡本地内	第2位	駐車場 13,280㎡
小栗山農村交流公園	弘前市大字小栗山字沢辺220-1	第3位	駐車場・多目的広場 12,738㎡
その他甲が指定する施設			

2 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 協定第4条第1項に規定する書面は、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号。以下「財産規則」という。）第18条に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用目的及び方法
- (4) 使用面積
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(使用許可)

第3条 協定第4条第2項に規定する使用許可書は、財産規則第19条に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用面積
- (4) 使用目的
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(条件)

第4条 乙は、協定第2条に規定する施設の使用にあたって、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 協定第5条に規定する用途以外に使用しないこと。
- (2) 施設使用にあたって必要となる除雪、仮設トイレ等の設置、ゴミ・雑排水等の処分等は乙が行うこと。
- (3) 周囲の安全確保に十分留意すること。

(使用料)

第5条 協定第2条に規定する施設の使用料は無料とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては防災課長、乙においては総務課長とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

弘前市長 様

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則その他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用目的及び方法 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 4 使用面積 m^2
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

備考

- 1 申請者が法人その他団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
- 3 この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名
電 話 ()
F A X ()

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

令和 年 月 日付け（ 第 号）で申請の については、下記のとおり許可
します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用面積 m^2
- 4 使用目的 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市で必要を生じたとき、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みのないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者に執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

〔定〕 4－6－8 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

1 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う電気設備等の応急復旧活動を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応急復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請することができる電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所、公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の機能確保及び回復のための応急復旧に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故の防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合における、関係機関への通報に関すること。
- (4) その他災害発生時における復旧に関すること。

2 甲は、前項に定めのない事項については、乙と協議のうえ協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（応急復旧活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じ、速やかに応急復旧活動を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧活動を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、乙が応急復旧活動を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により応急復旧活動を実施したときは、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により実施した応急復旧活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害発生直前の実勢価格を基礎として甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急復旧活動に従事した者について、当該活動の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急復旧活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬 憲 保

2 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第3条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動協力要請書（様式第1号）」とし、電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）の実施に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急復旧活動を必要とする場所
- (3) 応急復旧活動の内容
- (4) 応急復旧活動の期間
- (5) その他応急復旧活動の実施にあたり必要な事項

(応急復旧活動実施者)

第3条 協定第4条第1項の規定に基づき応急復旧活動を実施する者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）第3条の規定による登録を受けている者でなければならない。

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動実施報告書（様式第2号）」とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急復旧活動の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急復旧活動の実施内容
- (3) 応急復旧活動に従事した乙の組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の組合員と応急復旧活動について締結した契約に基づき、当該組合員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急復旧活動に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災課長を、乙においては理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬 憲 保

電気設備等の応急復旧活動協力要請書

弘前地区電気工事業協同組合
理事長 様

弘 前 市 長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動の協力を要請します。

記

1 災害の状況	
2 電気設備等の応急復旧活動を必要とする場所	
3 電気設備等の応急復旧活動の内容	
4 電気設備等の応急復旧活動の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
5 その他	
6 連絡責任者	
7 連絡先	電 話 番 号 : フ ァ ク ス 番 号 :
	整理番号

電気設備等の応急復旧活動実施報告書

弘 前 市 長 殿

弘前地区電気工事業協同組合
理事長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動を実施したので報告します。

記

1 電気設備等の応急復旧活動を実施した場所	
2 電気設備等の応急復旧活動の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 電気設備等の応急復旧活動に従事した人員、車両、資機材等	
4 電気設備等の応急復旧活動の内容	
5 電気設備等の応急復旧活動に従事した組合員名	
6 その他	
7 連絡責任者	
8 連絡先	電 話 番 号 : フ ァ ク ス 番 号 :
	整理番号

〔定〕 4－6－9 災害時における物資の供給に関する協定

1 災害時における物資の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資の供給に関する文書をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、物資の供給を実施した場合は、甲に対し、文書をもって、実施報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費負担）

第6条 甲が乙に対し物資の供給を要請した場合において、乙が甲に対して供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き取った物資の代金及び当該運搬に係る費用については、甲は乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した、甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、提携している広域的な団体・企業等がある場合は、広域的な支援が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井 淳

2 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）

第1条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要 請)

第3条 協定第1条第2項に規定する文書は、物資の供給に関する要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請事由
- (3) 要請する物資等（品名、数量、引渡日時、引渡場所）
- (4) その他物資の供給に関し必要な事項

(報 告)

第4条 協定第3条第2項に規定する文書は、物資供給実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 引渡日時、引渡場所
- (2) 引渡物資品名、数量
- (3) 引渡時立会・確認者職氏名
- (4) その他必要な事項

(支 払)

第5条 協定第6条に規定する費用は、同条第2項に基づく決定等により、甲が乙に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 協定第9条に規定する緊急連絡先は、弘前市商工部商工労政課及び株式会社イトーヨーカ堂弘前店とし、甲においては商工労政課長を、乙においては弘前店総務マネージャーを、それぞれ連絡責任者とする。

(調査票の提出)

第7条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日及び10月1日現在の物資の保有、提供可能数量に係る調査票（様式第3号）を甲に対して提出するものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井 淳

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 様

弘前市長

「災害時における物資の供給に関する協定」の第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡日時	引渡場所	品目	規格・寸法	数量

3 その他

物資の供給実施報告書

令和 年 月 日

弘前市長 様

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名、規格・寸法及び数量

(3) 立会い確認者

2 その他

弘前市長 様

株式会社イトーヨーカ堂弘前店

災害時における物資提供可能数量調査票

品名	種類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

〔定〕 4-6-10 災害時における飲料水の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、弘前市内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等について定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

（経費等の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬等に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道部総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

（調査票等の提出）

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に対して提出するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成23年9月22日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久

年 月 日

緊急物資供給要請書

様

弘前市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
2 納 入 希 望 日	年 月 日 () 時 分
3 納 入 場 所	
4 飲料水の種類・数量	
5 備考	

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

.....

年 月 日

飲料水受領書

様

受領確認者

職氏名

印

次のとおり受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料水の種類及び数量等

品 名	規 格	数 量	備 考

※ 受領場所、飲料水の種類、規格、数量などは運搬時にあらかじめ記載しておくこと。

※ 受領者の確認印については、必要に応じ省略することができる。

調 査 票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		F A X 番号	
電 話 番 号		E - mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事業所名			
所在地			
位 置 図			

災害時飲料水提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
			合 計	

〔定〕 4-6-11 災害時における物資供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工部商工労政課長、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局長とする。

（調査票等の提出）

第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時物資提供可能数量票（様式第3号その2）により甲に報告するものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋、バケツ、モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、紙おむつ（大人用含む）、生理用品、粉ミルク、哺乳びん、離乳食
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	ミニトイレ

年 月 日

様

弘前市長

印

物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要請日時	年 月 日 ()		時 分
2 引渡日時	年 月 日 ()		時 分
3 引渡場所			
4 要請物資			
品 目	数 量	規格・寸法	
5 備考			

【担当者】

部署名：

職氏名

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

物資供給実施報告書

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡品名、数量、規格・寸法

(2) 引渡日時及び場所

(3) 立会者職氏名

2 その他

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

調 査 票

■基本事項

名 称			
住 所			
代表者氏名		FAX 番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

災害時における物資提供可能数量調査票

品 名	種 類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

※概ね青森、秋田、岩手県に所在する店舗における状況を記入すること。

〔定〕 4－6－12 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、弘前市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弘前市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 弘前市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月15日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

〔定〕 4－6－13 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合中弘南支部（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等への燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して市有施設等への燃料の優先供給を要する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の優先供給を要請できるものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し燃料の優先供給を実施するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) LPガス
- (6) その他甲が指定する燃料であって、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第5条 甲は、燃料の優先供給を受けようとするときは、燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に要請書を提出するものとする。

（燃料の引渡）

第6条 燃料の引渡場所は、甲が指定するものとする。この場合において、当該場所に甲の職員が立会い、納品書を確認のうえ、燃料を受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした燃料の対価及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と青森県石油商業協同組合が締結している物件売買単価契約書に記載されている契約単価とする。ただし、これにより難い理由がある場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法等について決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工部商工労政課長、乙においては青森県石油商業組合中弘南支部事務局長とする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(平時からの備え)

第12条 乙は、災害時の燃料優先供給に備え、平常時より燃料の備蓄・確保に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者や公共交通機関等への供給支援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地14

青森県石油商業組合中弘南支部

執行役員代表 三浦 勝正

青森県石油商業組合中弘南支部
様

弘前市長

燃 料 優 先 供 給 要 請 書

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定第5条の規定に基づき、以下の燃料の優先供給を要請します。

種類・数量	種 類	数 量
	ガソリン	
	軽 油	
	灯 油	
	重 油 (特A・A、B、C)	
	LPガス	
	その他 ()	
納 入 日 時	年 月 日 () 時 分	
納 入 場 所		
そ の 他		

【担当】所 属：
職氏名：
連絡先：

〔定〕 4-6-14 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、弘前市及びその周辺において地震及び台風・雪害等による災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故荘等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等が発生、又は発生のおそれがあり、それに伴い甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に乙の社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、ドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、又は支障をきたすおそれのある場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害等の発生時において、ドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に対して、その確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を現状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が現状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を現状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第8条 ドコモグループが、甲が確保した資材置場等の利用中にドコモグループの故意又は過失によって当該資材置場等を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他ドコモグループの責に因らない場合は、ドコモグループの損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第9条 ドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、

甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月24日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤

啓介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：弘前市

総務部 防災課 防災係

電話 0172-40-7100

乙：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

〔定〕 4-6-15 災害時における食料供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前仕出し商組合（以下「乙」という。）との間で、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な食料の調達及び供給（以下「供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

- (1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から食料の供給等のあつせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実 施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第3条 食料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 食料の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が食料を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては介護保険課長、乙にあつては、事務局長とする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を
保有するものとする。

平成24年11月9日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字和徳町142番地
弘前仕出し商組合
組 合 長 小 林 忠 則

年 月 日

弘前仕出し商組合
組合長 様

弘 前 市 長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

要 請 品 名	数 量	引渡日時	引 渡 場 所

3 その他

担当者職氏名

連 絡 先

年 月 日

弘前市長 様

弘前仕出し商組合
組合長

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第2条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所

- (2) 引渡品名及び数量

- (3) 立会い確認者職氏名

2 その他

〔定〕 4－6－16 災害時における飲料品の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東北第二営業部（以下「乙」という。）及び株式会社菊池商店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内で地震、風水害その他大規模災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な飲料品の供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の事業所その他関係する事業所に保有する飲料品の供給
- (2) その他災害時における応急対策に必要と認められる事項

（要 請）

第3条 前条の規定による要請は、甲から乙又は丙に対して次の各号に掲げる事項を記載した飲料品供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実 施）

第4条 前項の規定により、甲から要請を受けた場合、乙又は丙は可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により飲料品の供給を実施した場合は、甲に対して飲料品の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬・引渡し）

第5条 飲料品の引渡日時及び場所については、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙と丙は、甲からの要請に対しての、運搬及び供給に係る手順等についてあらかじめ調整しておくものとする。

3 飲料品の引渡の際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ受け取るものとする。

4 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙又は丙が飲料品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙又は丙が供給した飲料品の対価及び引渡場所までの運搬に係る実費経費は、甲が負担するものとする。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 受け取った飲料品の代金及び運搬の経費は、乙又は丙からの請求後、速やかに乙又は丙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者、連絡体制・方法等を協議のうえ、あらかじめ定め、それぞれに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙にあつては、東北第二営業部開発担当参事、丙にあつては株式会社菊池商店営業課長とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙及び丙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(調査票等の提出)

第10条 乙及び丙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び飲料品の保有数量等について、調査票（様式第3号）及び災害時飲料品提供可能数量票（様式第3号の2）を甲に対して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字第二問屋町二丁目7番19号

ダイドードリンコ株式会社

東北第二営業部

営業部長 野口 光春

丙 弘前市大字新里字東里見113番地1

株式会社菊池商店

代表取締役社長 樽澤 憲雄

飲料品供給要請書

様

弘 前 市 長

災害時における飲料品の供給に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料品

要 請 品 名	数 量	引渡日時	引 渡 場 所

3 その他

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

連絡先：

年 月 日

弘 前 市 長 様

（ダイドードリンコ株式会社・株式会社菊池商店）

飲料品の供給に関する報告書

下記のとおり要請飲料品を供給しましたので、災害時における飲料品の供給に関する協定第4条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

調 査 票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		F A X 番号	
電 話 番 号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			

災害時飲料品提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目/数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1 箱あたり本数	
			合 計	

〔定〕 4－6－17 福祉避難所の確保に関する協定

弘前市（以下（甲）という。）と〇〇〇〇（事業所名）（以下「乙」という。）は、弘前市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	受け入れ数

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者の受け入れの必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所への当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするにあたり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れにあたり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受け入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙はこの協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（甲の解除権）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

(1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月17日

(甲) 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市長 葛西 憲之

(乙) 弘前市大字独鈷字山辺183番地
社会福祉法人 聖康会
理事長 毛内 由和

〔定〕 4－6－18 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報 告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、弘前市防災課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市本町二丁目4番10号

一般社団法人青森県エルピーガス協会
会長 黒澤吉典

別 紙 (第 2 条 関 係)

中 核 充 填 所

No.	地 区	事 業 所 名
①	東 青	ENEOS グローブ エナジー (株) 青森 東 充 填 所 青森市 大字 野内 字 浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事 (株) 青森 支店 浪岡 充 填 所 青森市 浪岡 大字 女鹿 沢 字 西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市 浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村
③	三 八	カメイ 物流 サービス (株) 八戸 ガス ター ミ ナ ル 八戸市 豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町 新郷村
④	西北五	東北 アストモス ガス (株) 青森 充 填 所 青森市 浪岡 大字 大釈 迦 字 前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鯨ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠 エネクス ホーム ライフ 東 北 (株) 上北郡 おいらせ 町 青葉 五 丁 目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下 北	(有) 下北 ガス むつ市 南赤川 町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、 東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

令和 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会 様

弘 前 市 長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

令和 年 月 日

弘 前 市 長 殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立会い確認者名

2 その他

〔定〕 4－6－19 災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前環境管理協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害によって発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって一般世帯及び避難所から発生する家庭系一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害によって倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除く。

（協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について収集運搬が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した収集運搬に関する要請書（様式第1号）をもって乙に通知するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請内容
- (3) 災害廃棄物の収集運搬の場所及び搬入先
- (4) 災害廃棄物の収集運搬の期間
- (5) その他必要な事項

（災害廃棄物の収集運搬の実施）

第5条 乙は、甲より前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に従い、可能な範囲において災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した収集運搬に関する報告書（様式第2号）をもって、報告を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の収集運搬に従事した人員及び車両
- (3) 災害廃棄物の収集運搬の実施内容
- (4) 災害廃棄物の収集運搬に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が実施した災害廃棄物の収集運搬に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額については、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては弘前市市民生活部環境課長、乙においては弘前環境管理協同組合事務長とする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（協 議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字塩分町31番地1
弘前環境管理協同組合
理事長 高野悟

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

弘前環境管理協同組合
理事長 様

弘 前 市 長

災害廃棄物収集運搬要請書

「災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり災害廃棄物の収集運搬を要請します。

記

1 災害の状況	
2 要請内容	
3 災害廃棄物の 収集運搬場所	
4 災害廃棄物の 搬入先	
5 災害廃棄物の 収集運搬の期間	
6 連絡担当者	
7 その他	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

弘前市長 殿

弘前環境管理協同組合
理事長

災害廃棄物収集運搬実施報告書

「災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり災害廃棄物の収集運搬を実施しましたので報告します。

記

1 災害廃棄物の収集運搬を実施した場所	
2 災害廃棄物の収集運搬に従事した人員、車両	
3 災害廃棄物の収集運搬の実施内容	
4 災害廃棄物の搬入先	
5 災害廃棄物の収集運搬に従事した期間	
6 連絡担当者	
7 その他	

〔定〕 4－6－20 災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社津軽衛生公社（以下「乙」という。）は、災害時における、仮設トイレの設置及び仮設トイレに貯留したし尿の収集運搬（以下「仮設トイレの設置等」という。）に関し、次のように協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生したとき、仮設トイレの設置等に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害が発生した場合をいう。
- (2) 「仮設トイレ」とは、一時的に設置される簡易式の便所であり、乙が災害時に提供できるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、仮設トイレの設置等が必要であると認めるときは、乙に対して協力要請を行うことができる。

（要請方法）

第4条 甲は、仮設トイレの設置等の要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 仮設トイレを設置する場所、日時、種類、数量
- (3) し尿の収集場所、日時
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り優先的に仮設トイレの設置等を行うものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、仮設トイレの設置等を実施した時は、次の各号に掲げる事項を記載した報告書（様式第2号）をもって、実施報告を行うものとする。

- (1) 仮設トイレを設置した場所、日時、種類、数量
- (2) し尿の収集場所、日時、収集量
- (3) 仮設トイレの設置等に使用した車輛及び台数
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が実施した仮設トイレの設置等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額については、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては生活保全課長とする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の例により、その損害を補償する。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の仮設トイレの保有数量を「仮設トイレの保有数量票(様式第3号)」により甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙が協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字向外瀬字豊田357番地1
株式会社津軽衛生公社
代表取締役 三橋一晃

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社津軽衛生公社
代表取締役 様

弘 前 市 長

仮設トイレ設置等要請書

「災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害状況						
実施内容	仮設 トイレ	設置場所	設置日時	種類	数量	
	し尿 収集	収集場所		収集日時		
連絡担当者						
備考						

〔定〕 4－6－21 災害時における物資等の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とつがる弘前農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要な米、食料品等（以下「物資等」という。）を迅速かつ円滑に優先供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資等の調達の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する物資等の供給を要請することができる。

- (1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から物資等の供給のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した物資等の供給に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、供給可能な範囲で速やかに物資等の供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資等の供給を実施した場合は、甲に対し、物資等の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第4条 物資等の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資等の引渡しの際は、甲が数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の業務を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資等を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資等の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った物資等の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙においては、つがる弘前農業協同組合管理部総務課長とする。

（災害補償）

第8条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の例により、その損害を補償するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年8月4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字城東北四丁目1番地1

つがる弘前農業協同組合
代表理事組合長 西澤 幸清

つがる弘前農業協同組合
代表理事組合長 様

弘前市長

物資等の供給に関する要請書

「災害時における物資等の優先供給に関する協定書」第2条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請内容

品 名	数量	引渡日時	引渡場所

3 その他

担当者職氏名
連 絡 先

様式第2号（第3条第2項関係）

年 月 日

弘前市長 様

つがる弘前農業協同組合
代表理事組合長

物資等の供給に関する報告書

下記のとおり要請物資等を供給しましたので、「災害時における物資等の優先供給に関する協定第3条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所

- (2) 引渡品名及び数量

- (3) 立会い確認者職氏名

2 その他

〔定〕 4－6－22 無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（撮影・画像解析等）（以下「本活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、緊急的な災害の状況把握を実施するにあたり、本活動に関し、乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資するために締結する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがあるときに、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（本活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する本活動の内容は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに災害の状況把握（撮影及び画像解析等）と報告を災害対策本部長の指示に基づき行うことをいう。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対して、発生し、又は発生する恐れがある災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（本活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、本活動を実施するものとする。

2 本活動の直接の指示は、災害対策本部長が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（本活動の完了）

第6条 乙は、本活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 本活動完了後当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 本活動に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び活動内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災課長、乙においては、アジア航測株式会社盛岡支店長とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市長 葛西 憲之

乙 東京都新宿区西新宿六丁目 1 4 番 1 号

新宿グリーンタワービル

アジア航測株式会社

代表取締役社長 小川 紀一郎

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

アジア航測株式会社
代表取締役社長 様

弘前市長

無人航空機による災害応急対策活動要請書

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害状況

2. 活動場所

3. 活動日時

4. 連絡担当者

【課名】

【職・氏名】

【連絡先】

5. 備考

弘前市長 様

アジア航測株式会社
代表取締役社長

無人航空機による災害応急対策活動報告書

下記のとおり要請活動を実施しましたので、「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第6条に基づき、報告します。

記

1. 活動場所
2. 活動日時
3. 活動内容
4. 活動実施者
【所属】

【職・氏名】
5. 連絡担当者
【所属】

【職・氏名】

【連絡先】
6. 備考

〔定〕 4－6－23 災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定

地震や風水害等の自然災害及び水質汚染や大規模な漏水事故(以下「災害等」という。)に関して、弘前市上下水道事業弘前市長(以下「甲」という。)とヴェオリア・ジェネツツ株式会社東北支店長(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内災害時において、水道の断滅水等の被害の発生を未然に防止し、軽減し、又は早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内災害時 弘前市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 応急活動等 市内災害時における水道の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明記した応急活動等の応援要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の被災状況
- (2) 応急活動等の期間
- (3) 応急活動等の場所
- (4) 必要とする人員
- (5) 応急活動等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動)

第4条 乙は、甲からの応急活動等への応援要請があったときは、資機材及び労力(以下「資機材等」という。)の提供や、その他応援要請に応じた応急活動等への応援を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により応援を実施した場合は、甲に対し、応急活動等の応援に関する報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(指揮)

第5条 応急活動等に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、市内災害時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 乙の従業員について、その者の責に帰することができない理由により、応急活動等において負傷し、疾病し、又は死亡した場合は、弘前市消防団員等公務災害補償

条例(平成18年弘前市条例第220号)の例により、甲がその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、弘前市上下水道部総務課長とし、乙においては、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店弘前営業所長とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間本協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 弘前市大宇茂森町40番地1
弘前市上下水道事業
弘前市長 葛西憲之

乙 宮城県石巻市蛇田字新下沼9-6
櫻ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店
東北支店長 在原祐機

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店

東北支店長

様

弘前市上下水道事業

弘前市長

応急活動等の応援要請書

「災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定書」第3条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

1. 災害等の状況及び要請事由

2. 要請内容

名 称	数 量	応援場所等	応援期間

3. その他

担当者職氏名

連 絡 先

様式第2号(第4条第2項関係)

年 月 日

弘前市上下水道事業

弘前市長 様

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店

東北支店長

応急活動等の応援に関する報告書

下記のとおり応急活動等の応援を実施しましたので、「災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定書」第4条第2項に基づき、報告します。

記

1. 報告事項

(1) 応援期間及び場所

(2) 人員及び機材数量

2. その他

〔定〕 4-6-24 災害時における一時避難施設利用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般財団法人愛成会弘前愛成会病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設を一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用の要請）

第2条 甲は、次に掲げる乙が所有する施設を一時避難施設として使用する必要があると認めるときは、乙に対して、その使用について協力を要請することができる。

施設名称	弘前愛成会病院
所在地	青森県弘前市大字北園一丁目6番地2
所有者	一般財団法人 愛成会
構造等	RC造 2階建

（使用の手続き）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、一時避難施設使用届（様式第1号）を事前に乙に提出するものとする。特に緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（使用範囲及び使用期間）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、第2条に掲げる施設のうち、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用することに可能な限り応じるものとする。
2 避難場所の使用は、要請日から起算して3日以内とする。ただし、被災状況などにより使用期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

一時避難場所	外来棟1階待合、会議室、ロッカー室及び廊下の一部（約474.35㎡）
収容人数	200名
避難経路	正面玄関、管理棟玄関～避難場所
入口	正面玄関、管理棟玄関

（物資及び設備の提供）

第5条 乙は、第3条の規定により甲の要請を受けたときは、別表に掲げる物資及び設備を提供することに可能な限り応じるものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した施設の使用料および物資等の対価については、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議して決定するものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届(様式第2号)を乙に提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては弘前愛成会病院長とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

(1) 受け入れた一時避難者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が一時避難施設を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字北園一丁目6番地2
一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
理事長 佐々木 哲

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院
理事長 様

弘前市長

一時避難施設使用終了届

「災害時における一時避難施設利用に関する協定」第9条の規定に基づき、下記のとおり一時避難施設としての使用を終了します。

記

- 1 終了日時

- 2 使用施設

- 3 その他

様式第1号（第3条関係）

記

- 1 災害状況
- 2 使用開始日時
- 3 使用施設
- 4 その他

年 月 日

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院
理事長 様

弘前市長

一時避難施設使用要請書

「災害時における一時避難施設利用に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり一時避難施設としての使用を要請します。

別表

科目	備 考
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機（燃料：軽油）の作動が条件 （26 時間、その後は燃料供給状況次第。弘前ガスと優先供給契約有） ・自動販売機内の残飲料（ワタキューセイモアと災害時供給契約有）
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房内通常ストックの一部 ・売店の商品の一部。（ワタキューセイモアと災害時供給契約有）
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前ガス中圧管からの供給がある限り提供可能 （ガスコージェネ SYS より供給）
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機作動が条件
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前ガス中圧管からの供給がある限り提供可能 （ガスコージェネ SYS より供給）

〔定〕 4-6-25 災害時における食料の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と幸山 兼栄（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れのある場合における被災者等に対する食料の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、弘前市に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時
- (5) その他必要事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（食料の引渡し）

第4条 食料の引渡場所は、弘前市役所新庁舎4階食堂とし、甲の職員が数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

2 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価は、甲が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金は、乙からの請求後、速やかに甲から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙にあつては、幸山兼栄とする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字千年四丁目55番地23

幸山 兼栄

様式第1号（第2条第2項関係）

年 月 日

弘前市食堂運営事業者
幸山 兼栄 様

弘 前 市 長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

要 請 品 名	数 量	引渡日時

3 その他

担当者職氏名
連 絡 先

様式第2号（第3条第2項関係）

年 月 日

弘前市長 様

弘前市役所食堂運営事業者
幸山 兼栄

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第3条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

〔定〕 4－6－26 災害等における下水道施設の復旧支援に関する協定

地震や風水害等の自然災害及び水質汚染や大規模な漏水事故(以下「災害等」という。)に関して、弘前市上下水道事業弘前市長(以下「甲」という。)とヴェオリア・ジェネツツ株式会社東北支店長(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内災害時において、水道の断減水等の被害の発生を未然に防止し、軽減し、又は早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内災害時 弘前市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 応急活動等 市内災害時における水道の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動等に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明記した応急活動等の応援要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の被災状況
- (2) 応急活動等の期間
- (3) 応急活動等の場所
- (4) 必要とする人員
- (5) 応急活動等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動)

第4条 乙は、甲からの応急活動等への応援要請があったときは、資機材及び労力(以下「資機材等」という。)の提供や、その他応援要請に応じた応急活動等への応援を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により応援を実施した場合は、甲に対し、応急活動等の応援に関する報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(指揮)

第5条 応急活動等に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、市内災害時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 乙の従業員について、その者の責に帰することができない理由により、応急活動等において負傷し、疾病し、又は死亡した場合は、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の例により、甲がその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、弘前市上下水道部総務課長とし、乙においては、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店弘前営業所長とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間本協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 弘前市大宇茂森町40番地1

弘前市上下水道事業

弘前市長 葛西憲之

乙 宮城県石巻市蛇田字新下沼9-6

櫻ビル

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店

東北支店長 在原祐機

〔定〕 4－6－27 災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難
施設の利用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘果 弘前中央青果株式会社（以下「乙」という。）
は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合
（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設を救援物資（以下「物資等」と
いう。）等の流通拠点として利用し、被災者に物資等を提供するとともに一時避難
施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要であると判断した時は、次の事項について乙に要
請することができる。

- (1) 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- (2) 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- (3) 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- (4) 物資等を流通拠点から避難所等への供給
- (5) 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認める事項

2 前項に規定する要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、
緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を
提出するものとする。

3 乙は第1項の規定にする要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で協力す
るものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定により協力したときは、実績報告書（様式第2号）を甲に
提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額の算出については、災害等発生直前時における
適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、連絡調整及び指示を行う連絡責
任者をあらかじめ定め、様式第3号により連絡先の交換を行うものとする。また、
連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙にあつては弘果 弘前中央青果株式会社総務部長とする。

(準用)

第6条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 7月 4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字末広一丁目2番地1

弘果 弘前中央青果株式会社

代表取締役社長 大中 忠

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

弘果 弘前中央青果株式会社
様

弘前市長

要 請 書

災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定
第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請内容

- 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- 物資等を流通拠点から避難所等への供給

※必要な物資等の種類・数量や供給先等詳細については連絡責任者より別途指示
する。

- 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用（想定避難者数 名）
- その他（ ）

2 協力要請期間

年 月 日 から 年 月 日
(うち一時避難施設 年 月 日 から 日間)

3 その他連絡事項

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

弘前市長様

弘果 弘前中央青果株式会社

実績報告書

令和 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定第3条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施内容

- 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- 物資等を流通拠点から避難所等への供給
- 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用
- その他（ ）

- 2 協力実施期間 年 月 日 から 年 月 日
(うち一時避難施設 年 月 日 から 日間)

3 その他の実施内容

4 添付書類

- 従事者名簿
- 使用した車両、施設、資機材
- 供給した物資等の種類や数量等
- 受け入れした避難者名簿
- 協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- その他必要な事項

連絡責任者届

年 月 日

【弘前市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： ： ～ ：
- ・ 休 日：

【弘果 弘前中央青果株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- 勤務時間： ： ～ ：
- 休日： 日：

〔定〕 4-6-28 災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定

弘前市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、甲が管理する公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設整備事業に係る施設(以下「下水道施設」という。)が地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)により被災したときに行う復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 復旧支援の対象となる下水道施設は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業に係る管路施設
- (2) 農業集落排水事業に係る管路施設
- (3) 小規模集合排水処理施設整備事業に係る管路施設

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

(1) 緊急調査

重要な施設を中心に地上から下水道施設の被害状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調査

(2) 緊急措置

大きな二次災害につながる危険性が認められる被災箇所に対して緊急に行う措置

(3) 一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査

(4) 応急復旧工事

構造的な被害、機能的な被害又は周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の機能を確保するために行う工事等

(5) 二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断及び災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査

(要請)

第4条 甲は、乙に対し復旧支援を要請するときは、下水道復旧要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して要請書によることができない場合には、電話その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(個人情報保護)

第5条 乙は、この協定による復旧支援を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第6条 乙は、復旧の内容及び経過を随時甲に報告するものとする。

2 乙は、復旧支援を終了したときは、速やかに甲に対し下水道施設復旧支援実施報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

(費用)

第7条 災害復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(災害補償)

第8条 乙は、乙の協会員に対し、復旧支援に従事する者について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令による損害補償に係る所要の措置を講じさせなければならない。

2 甲は、復旧支援に従事した者について、当該復旧支援の実施に当たり、その者の責に帰することができない理由により、その者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく復旧支援に関する連絡窓口は、甲においては弘前市上下水道部下水道施設課、乙においては公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会事務局とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協議を継続しない旨の申出がないときは、この協定は同一の内容で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

- 甲 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1
弘前市上下水道事業
弘前市長 葛西 憲之
- 乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会長 様

弘前市上下水道事業
弘前市長

下水道施設復旧支援要請書

災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 被害の状況	
2. 復旧支援を要する場所	
3. 必要な人員及び資機材	
4. 復旧支援を要する期間	
5. その他	

担当者職氏名
連 絡 先

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

弘前市上下水道事業
弘前市長 様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会長

下水道施設復旧支援実施報告書

下記のとおり復旧支援を実施しましたので、災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定第6条の規定に基づき、報告します。

1. 復旧支援を実施した場所	
2. 復旧支援に要した人員及び 資機材数量	
3. 復旧支援の実施期間	
4. その他	

担当者職氏名
連 絡 先

〔定〕 4-6-29 災害時における捜索犬の出動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者の捜索活動を円滑に実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、捜索犬の出動を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を要請する区域
- (4) 現場指揮者の所属・職名・氏名および連絡先

3 乙は第1項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で協力するものとする。

（出動）

第3条 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに様式第2号により、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。この場合において、捜索犬の出動頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び捜索犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間

（報告）

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。なお、この協定に基づく捜索活動の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、捜索犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間

（経費の負担）

第5条 乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額の算出については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連携活動）

第6条 甲及び乙は、平素から災害時の捜索活動が円滑に行われるよう、乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（準用）

第7条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第8条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘 前 市 長 葛 西 憲 之

乙 青森市浪岡大字樽沢字村元365番地4
特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム

理 事 長 岩 本 良 二

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長 様

弘 前 市 長

出 動 要 請 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり出動を要請します。

災害状況及び 出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を要請する区域		
現場指揮者の 所属・職名・ 氏名及び連絡先	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	連絡先	
その他必要な事項		

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

弘 前 市 長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

出 動 態 勢 連 絡 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第3条について、出動態勢を連絡します。

出動責任者の 氏名・連絡先	氏 名	
	連絡先	
出動人員		
捜索犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

弘 前 市 長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

活 動 報 告 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第4条に基づき、捜索犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	捜索犬 頭 人 員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 人 員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 人 員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 人 員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 人 員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	

※ 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

〔定〕 4-6-30 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン青森営業所（以下「乙」という。）は、災害時における地図製品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置したときにおける、乙の地図製品等の供給及び利用に関して、必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地図 弘前市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 弘前市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 甲は、災害対策本部を設置したときは、乙に対し地図製品等の供給を要請（様式第1号）することができる。

- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに地図製品等の供給を行い、供給を行ったときは、甲に対し物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、地図製品等の数量等について、甲の要請に応じられない場合は、甲と協議するものとする。

（地図製品等の運搬）

第4条 地図製品等の搬送は乙が行うものとし、運搬に係る費用は乙の負担とする。

（供給の対価）

第5条 第3条第3項に基づき乙が供給した地図製品等の対価は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第6条 乙は、第3条第3項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途協議して定める時期及び方法により、乙が下記に定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に無償で貸与するものとする。この場合における住宅地図及び広域図の運搬につい

ては、第4条の規定を準用する。

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	弘前市①（弘前）②（岩木・相馬） 各 B4 判住宅地図	5 組
広域図	弘前市全域を包括する広域図（A0 サイズ）	5 部
ZNET TOWN	弘前市 総務部 防災課 利用 閲覧地区：弘前市	1 ID

- 2 甲は、前項の規定により貸与された住宅地図、広域図及び ID 等を、甲の事務所内において管理者の善良なる注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により貸与された住宅地図の利用を開始したときは、別途定める乙の報告先に速やかに報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 4 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。
- 5 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用方法等）

第7条 甲は、第3条第3項又は前条第1項の規定により、乙から供給し、又は貸与された地図製品等を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定める方法により利用することができる。

- (1) 災害対策本部設置期間中 地図製品等の閲覧並びに甲及び乙が別途協議して定める条件の範囲内での複製
- (2) 平常時 広域図の閲覧及び複製並びに ZNET TOWN の利用

2 甲は、前項第2号の場合において、広域図を複製するときは別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用するときは別紙 ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行い、相互の連携体制を整備する。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有

する。

平成30年 3月20日

甲 弘前市上白銀町1-1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森市長島2-25-1
株式会社ゼンリン 青森営業所
営業所長 八尋正晴

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社ゼンリン
青森営業所長 殿

弘前市長

地 図 製 品 等 供 給 要 請 書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」第3条第1項に基づき、下記のとおり地図製品等の供給を要請します。

記

品 名	数 量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住 所：弘前市上白銀町1-1

部署名：総務部防災課

電 話：0172-40-7100

F A X：0172-39-7140

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

弘前市長 殿

株式会社ゼンリン
青森営業所長

地 図 製 品 等 供 給 報 告 書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」第3条第3項に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり地図製品等を供給した
ので報告します。

記

品 名	数 量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住 所：青森市長島2-25-1

太陽生命青森ビル5F

電 話：017-777-6261

F A X：017-735-5758

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに關する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条

1. 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条

1. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
2. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を、他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

〔定〕 4-6-31 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

〔定〕 4-6-32 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県トラック協会弘前支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙への協力を要請するために必要な事項を定め、甲及び乙の相互協力により食糧、生活必需物資、医薬品、防災資機材その他の緊急輸送を要する物資（以下「物資」という。）の輸送を迅速かつ確実に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙に物資の輸送及び物資の輸送に付随する業務で甲が必要と認めるもの（以下「物資輸送」という。）についての協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、最大限の協力を行うものとする。
- 3 乙は、甲からの協力要請に対する連絡体制を定めておくものとする。
- 4 甲は、災害時における物資輸送の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を速やかに文書（様式第1号）により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に、文書で通知するものとする。

- (1) 物資輸送を必要とする理由
- (2) 物資輸送を必要とする期間
- (3) 物資の輸送先
- (4) 物資の種類及び名称並びに数
- (5) その他必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、乙が物資輸送を円滑に実施できるように、必要な情報の提供及び協力をするものとする。

- 2 乙は、物資輸送に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第2条に規定する要請に基づき物資輸送を実施したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で報告し、後に、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 輸送期間、輸送先、輸送距離、従事人員、従事車両数並びに物資の種類及び名称並びに数量

(2) 物資輸送に従事した会員名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する要請に基づき実施した物資輸送については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(事故等の報告)

第7条 乙は、物資輸送の実施の際、従事車両による事故等が発生したときは、速やかに甲に対し当該事故等の状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資輸送の実施のための車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

2 乙は、物資輸送の実施のための車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、当該車両の運転者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条に規定する要請に基づき実施した物資輸送に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、又は疾病にかかった場合等の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、防災課、乙においては青森県トラック協会弘前支部事務局とする。

(連携活動)

第11条 甲及び乙は、平素から災害時の活動が円滑に行われるよう、乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(準用)

第12条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第13条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 櫻田 宏

乙 弘前市大字扇町三丁目2番地2
青森県トラック協会弘前支部
支部長 佐藤 豊

青森県トラック協会
弘前支部長

様

弘前市長

物資輸送要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資輸送を要請します。
記

1. 物資輸送を必要とする理由

2. 輸送内容等

輸送期間（日時）	輸送先等 （積み込み、取り下ろし場所）	輸送物資の種類、名称、数量

3. その他物資輸送の実施に当たり参考となる事項

※連絡責任者：

弘前市長 様

青森県トラック協会
弘前支部長

物資輸送報告書

「大規模災害時における物資輸送に関する協定」に基づき、下記のとおり物資輸送を実施しましたので報告します。

1. 輸送結果

輸送期間 (日時)	輸 送 先 (区間及び距離)	会員名	車種 (t) 台 数	乗務員数	輸送物資の種類、名称、数量

2. その他必要な事項

※連絡責任者

〔定〕 4－6－33 災害復旧時の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生し（以下「災害時」という。）大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への災害時用公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（公有財産の使用申請と許可）

第7条 乙は、甲の公有財産を資材置場・駐車場等として使用する場合、甲に対して使用申請を行い、甲が使用を許可した場合に適用する。

2 乙は、使用の申請にあたっては、弘前市公有財産規則（以下「財産規則」という。）に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭で申請し、後に、当該申請書によりその許可を得るものとする。

3 甲は、乙から使用申請を受けた場合は、特別の事情が無い限り、財産規則に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）により、これを許可する。ただし、文書により難しい場合は口頭で許可し、後に、速やかに文書で通知するものとする。

4 乙は、甲の公有財産を災害発生時における災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

5 前項に規定する甲の公有財産の使用料は無料とする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第8条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、又は第三者に損害を与えた場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(連携活動)

第10条 甲及び乙は、平素から災害時の活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲又は乙が、災害訓練等を行う場合、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。なお、資材置場等の利用にあたっては、第7条及び第8条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第11条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第12条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日より令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月8日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘 前 市 長 櫻 田 宏

乙 青森市橋本2丁目1番6号
東日本電信電話株式会社青森支店

支 店 長 井 沢 厚

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 弘前市
総務部 防災課 防災係
電話 0172-40-7100

乙： 東日本電信電話株式会社 青森支店
正 設備部 青森災害対策室長
電話 017-774-9550

副 設備部 青森災害対策室 主査
電話 017-774-9550

弘前市長様

住 所 青森市橋本2丁目1番6号
氏 名 東日本電信電話株式会社青森支店
支店長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則及びその他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用目的及び方法 「災害復旧時の協力に関する協定」に規定する用途として使用する。
- 4 使用面積 m^2
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金 「災害復旧時の協力に関する協定」第7条の規定により減免願います。
- 7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

- 備考
- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
 - 2 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
 - 3 この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電話番号

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

東日本電信電話株式会社青森支店
支店長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

年 月 日付け（ 第 号）で申請の弘前市公有財産使用については、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用目的及び方法 「災害復旧時の協力に関する協定」に規定する用途として使用する。
- 4 使用面積 m^2
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金 「災害復旧時の協力に関する協定」第7条の規定により無料
- 7 市において必要を生じたときは、又は公共のために必要があると認めるときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みがないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者で執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

〔表〕 1-6-1 河川一覧

(土木課 平成30年4月)

名称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）
岩木川	一級河川	国土交通省管理区間 下湯口 → 三和 青森県管理区間 番館
山田川	〃	青森県管理区間 普通河川長前川下流端（十腰内） → 新小戸六ダム合流点（十腰内）
新和川	〃	青森県管理区間 小友 → 一級河川岩木川合流点（三和）
宇多野川	〃	青森県管理区間 小友 → 一級河川新和川合流点（三和）
旧大蜂川	〃	国土交通省管理区間 小友（小友橋下流端） → 一級河川岩木川合流点（三和） 青森県管理区間 高杉 → 小友（小友橋下流端）
大石川	〃	青森県管理区間 普通河川大石川下流端（貝沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
前菴川	〃	青森県管理区間 普通河川前菴川下流端（鬼沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
大蜂川	〃	青森県管理区間 普通河川大蜂川下流端（折笠） → 一級河川岩木川合流点（青女子）
多沢川	〃	青森県管理区間 普通河川多沢川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（高杉）
鶏川	〃	青森県管理区間 普通河川鶏川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（宮館）
平川	〃	国土交通省管理区間 撫牛子（JR奥羽本線平川第一鉄橋） → 津賀野 青森県管理区間 小金崎 → 撫牛子（JR奥羽本線平川第一鉄橋）
加藤川	〃	青森県管理区間 準用河川加藤川下流端（向外瀬） → 清野袋
加藤川	準用河川	弘前市管理区間 青山一丁目 → 一級河川加藤川上流端（向外瀬）
土淵川	一級河川	国土交通省管理区間 撫牛子四丁目（大久保橋下流端） → 一級河川平川合流点（大久保） 坂元（農道橋下流端） → 撫牛子四丁目（大久保橋下流端）
腰巻川	準用河川	弘前市管理区間 高崎 → 一級河川土淵川合流点（撫牛子二丁目）
長四郎川	〃	弘前市管理区間 城東中央三丁目 → 準用河川腰巻川合流点（和泉二丁目）
寺沢川	一級河川	青森県管理区間 小沢 → 一級河川土淵川合流点（銅屋町）
童子森川	〃	青森県管理区間 普通河川童子森川下流端（自由ヶ丘四丁目） → 一級河川寺沢川合流点（樹木三丁目）
清水川	〃	青森県管理区間 清水富田 → 一級河川寺沢川合流点（清水富田）
腰巻川	〃	青森県管理区間 普通河川三岳川合流点（南大町一丁目） → 一級河川平川合流点（境関）

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
境 関 川	準用河川	弘前市管理区間	福村 → 一級河川境関川上流端（福村一丁目）
高 崎 川	一 級 河 川	青森県管理区間	普通河川高崎川下流端（高田） → 一級河川腰巻川合流点（高田三丁目）
万 助 川	〃	青森県管理区間	準用河川万助川下流端（門外一丁目） → 一級河川腰巻川合流点（豊田三丁目）
万 助 川	準用河川	弘前市管理区間	大清水三丁目 → 一級河川万助川上流端（門外一丁目）
洞 喰 川	〃	弘前市管理区間	松原東三丁目 → 一級河川腰巻川合流点（城東五丁目）
森 川	〃	弘前市管理区間	大清水一丁目 → 準用河川洞喰川合流点（川先一丁目）
大和沢川	一 級 河 川	青森県管理区間	一野渡 → 一級河川平川合流点（川合）
前 川	〃	青森県管理区間	準用河川大沢合流点（大沢） → 一級河川平川合流点（川合）
大 沢 川	準用河川	弘前市管理区間	大沢 → 一級河川前川合流点（大沢）
前 川	〃	弘前市管理区間	普通河川前川下流端（松木平） → 準用河川大沢川合流点（大沢）
稲刈沢川	〃	弘前市管理区間	普通河川稲刈沢川下流端（小栗山） → 準用河川前川合流点（大沢）
後長根川	〃	青森県管理区間	普通河川後長根川下流端（新法師） → 一級河川岩木川合流点（三世寺）
羽 黒 川	〃	弘前市管理区間	宮地 → 一級河川後長根川合流点（宮地）
さだご川	〃	弘前市管理区間	普通河川四ッ谷川合流点（葛野） → 一級河川後長根川合流点（葛原）
二階堰川	〃	弘前市管理区間	一級河川岩木川（五所） → 一級河川岩木川（栄町四丁目）
さくら川	〃	弘前市管理区間	準用河川二階堰川合流地点（下白銀町） → 下白銀町
新土淵川	一 級 河 川	青森県管理区間	一級河川土淵川分派店 → 一級河川岩木川合流点（樋の口町）
栩 内 川	〃	青森県管理区間	普通河川栩内川下流端（湯口） → 一級河川岩木川合流点（下湯口）
相 馬 川	〃	青森県管理区間	西股沢合流点 → 一級河川岩木川合流点（紙漉沢）
作 沢 川	〃	青森県管理区間	舟打沢合流点 → 一級河川相馬川合流点（藤沢）
鳴ヶ沢川	〃	青森県管理区間	普通河川鳴ヶ沢川下流端（相馬） → 一級河川相馬川合流点（相馬）
蔵助沢川	〃	青森県管理区間	百沢 → 一級河川岩木川合流点（国吉）
冷 田 川	準用河川	弘前市管理区間	普通河川石切沢川合流点Ⅰ（百沢） → 一級河川蔵助沢川合流点（百沢）
大 秋 川	一 級 河 川	青森県管理区間	黒沢の合流点 → 一級河川岩木川合流点（国吉）
平 沢 川	準用河川	弘前市管理区間	百沢 → 一級河川大秋川合流点（百沢）

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
中村川	二級河川	青森県管理区間	普通河川湯段川合流点（常盤野） → 常盤野
井戸ノ沢	〃	青森県管理区間	常盤野 → 二級河川中村川合流点（常盤野）

〔表〕 1－6－2 農業用溜池一覧（1ha 以上）

（農村整備課 平成30年4月）

名 称	満水位面積 (ha)	利用目的	所 在 地	関係河川名
砂沢溜池（上）	35.7	かんがい用水	三和字下池神	岩木川
砂沢溜池（下）	6.2	〃	〃	〃
新溜池（権左エ門溜池）	1.3	〃	三和字下恋塚	大石川
中畑溜池	2.0	〃	〃	〃
奈良寛溜池	7.1	〃	鬼沢字猿沢	前菴川
手代森堤	1.4	〃	高杉字尾上山	〃
檜ノ木溜池（3）	2.7	〃	檜木字牧野	大蜂川
神原堤	2.1	〃	高杉字神原	旧大蜂川
松の木溜池	1.0	〃	高杉字神原	〃
赤道池	1.2	〃	高杉字神原	多沢川
高野堤	2.5	〃	高野字山越	岩木川
大開溜池	1.5	〃	悪戸字後沢	土淵川
鶴の子堤	2.3	〃	小沢字鶴子沢	〃
小館堤	1.4	〃	小沢字根子屋沢	〃
鍋川溜池	1.4	〃	十腰内字猿沢	鳴沢川
七平溜池	2.0	〃	中別所字向野	多沢川
後山溜池	1.0	〃	坂元字山元	土淵川
牛沢溜池	1.0	〃	松木平字松元	前川
長坂貯水池	1.4	〃	五代字従弟沢	後長根川

〔表〕 1－6－3 市道の状況

（土木課 平成30年4月）

市 道	
実 延 長	舗 装 率
1,4234.2 km	72.2%

〔表〕 1－6－4 土地の利用状況

(資産税課 平成30年1月)

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	5,203	9.93
畑	10,828	20.66
宅 地	3,629	6.92
池 沼	180	0.34
山 林	10,886	20.77
原 野	3,106	5.93
雑種地	1,522	2.90
その他	17,061	32.55
合 計	52,420	100

[表] 2-1-1 弘前市防災会議委員名簿

(防災課 平成31年3月)

弘前市防災会議条例第3条による区分	機 関 名	職 名
1号 指定地方行政機関の職員	青森地方気象台	次 長
	東北地方整備局青森河川国道事務所	所 長
	東北農政局青森県拠点	総括農政推進官
	津軽森林管理署	署 長
2号 青森県知事の部内職員	中南地域県民局地域整備部	部 長
3号 青森県警察の警察官	弘前警察署	署 長
4号 消防長	弘前地区消防事務組合	消防長
5号 市部内職員	弘前市	副市長
6号 教育長	弘前市教育委員会	教育長
7号 消防団長	弘前市消防団	団 長
8号 指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社青森支店	支店長
	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前駅	駅 長
	東北電力株式会社弘前電力センター	所 長
	日本放送協会青森放送局	局 長
	青森放送株式会社弘前支社	支社長
	株式会社青森テレビ弘前支社	支社長
	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長
	弘前ガス株式会社	取締役社長
青森県トラック協会弘前支部	支部長	
9号 自主防災組織を構成する者 又は学識経験者	弘前大学大学院理工学研究科	教 授
10号 その他市長が必要と認めた者	陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊	連隊長
	弘前市町会連合会	会 長
	弘前市民生委員児童委員協議会	会 長
	弘前商工会議所	会 頭
	NPO法人青森県防災士会	弘前支部長
	弘前市農業委員会	会 長
	一般社団法人弘前市医師会	理 事
	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会 長
	弘前市連合婦人会	会 長
	弘前市赤十字奉仕団	委員長
	弘前建設業協会	協会長
	弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	副会長
	株式会社エフエム青森	弘前支局長
アップルウェーブ株式会社	専務取締役	

〔表〕 2-3-1 動員可能数

(人事課 平成31年4月)

所属	区分	人員			事務系		技能労務職		医療職	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女
企画部		50	33	17	33	17				
総務部		62	53	9	53	8				1
財務部		118	79	39	71	39	8			
市民生活部		106	65	41	49	41	16			
福祉部		112	63	49	63	47				2
健康子ども部		121	42	79	40	49			2	30
農林部		58	49	9	49	9				
商工部		22	18	4	18	4				
観光部		24	20	4	20	4				
建設部		119	109	10	82	10	27			
都市整備部		61	52	9	44	9	8			
岩木総合支所		18	13	5	13	5				
相馬総合支所		15	9	6	9	6				
市立病院		193	45	148	15	7			30	141
上下水道部		96	85	11	78	11	7			
教育委員会		167	122	45	89	35	33	10		
東目屋出張所		2	1	1	1	1				
船沢出張所		2	1	1	1	1				
高杉出張所		3	3		3					
裾野出張所		3	3		3					
新和出張所		2	2		2					
石川出張所		3	2	1	2	1				
会計課		11	5	6	5	6				
議会事務局		11	9	2	9	2				
選挙管理委員会事務局		4	4		4					
監査委員事務局		5	4	1	4	1				
農業委員会事務局		13	7	6	7	6				
計		1,401	898	503	767	319	99	10	32	174

〔表〕 3-3-1 地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）

①弘前大学工学部附属地震火山観測所地震観測システム

（防災課 平成30年4月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
弘前	40° 35' 08.0"N	140° 28' 36.7"E	50m	
岩崎	40° 28' 34.0"N	139° 57' 37.4"E	110m	
三厩	41° 09' 31.1"N	140° 24' 49.1"E	90m	
泊	41° 05' 53.6"N	141° 23' 15.5"E	130m	
百沢	40° 37' 02.4"N	140° 19' 36.5"E	290m	
浜横沢	40° 42' 57.5"N	140° 14' 13.9"E	70m	
梵珠山	40° 47' 31.7"N	140° 34' 25.5"E	240m	
岳	40° 37' 49.3"N	140° 16' 20.8"E	500m	青森県より委託
易国間	41° 29' 45.6"N	140° 59' 12.8"E	35m	〃
沖揚平	40° 37' 37.2"N	140° 48' 9.0"E	805m	〃
宇樽部	40° 26' 23.6"N	140° 57' 15.8"E	340m	〃
三本木	40° 38' 18.2"N	141° 16' 34.3"E	-230m	〃
名久井岳	40° 23' 31.9"N	141° 17' 45.2"E	92m	〃

備考 1 宇樽部、三本木、名久井岳については、地震計埋設地点の標高である。

2 宇樽部・名久井岳は地下100m、三本木は地下300mに地震計を設置

3 弘前大学工学部附属地震火山観測所 電話（直通） 39-3652
FAX（直通） 34-5325

②防災科学技術研究所設置の地震観測用観測施設

（防災課 平成31年3月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
AOM 016（弘前）	40° 6018N	140° 4990E	28m	K-KET11B
所在地地番	弘前市大字城東中央五丁目6-1 市立東小学校内			
AOMH09（岩木）	40° 6199N	140° 3499E	160m	KiK-net06
所在地地番	弘前市大字百沢字寺沢88番地2の内（百沢小学校旧校舎跡地 旧グラウンド）			

備考 独立行政法人 防災科学技術研究所 地震研究部地震観測データセンター強震観測管理室

電話 029-854-4940

FAX 029-854-4941

③気象庁計測震度観測点

（防災課 平成31年3月）

地域コード	地域名称	市町村コード	市町村名	観測点コード	震度発表名称	観測点所在地	緯度(度分)	経度(度分)
201	青森県津軽南部 アオモリケンツカナルナンブ	20100	弘前市 ヒロサキシ	2010000	弘前市和田町 ヒロサキシワダチョウ	弘前市大字和田町	40° 37'	140° 28'
		20100	弘前市 ヒロサキシ	2010001	弘前市弥生 ヒロサキシヨイ	弘前市大字百沢字 東岩木山 2524-1	40° 39'	140° 22'
		20102	鯨ヶ沢町 アジカサワマチ	2010200	鯨ヶ沢町本町 アジカサワマチホンチョウ	西津軽郡鯨ヶ沢町 本町 209-2	40° 47'	140° 13'
		20103	深浦町 フカウラマチ	2010302	深浦町深浦 フカウラマチフカウラ	西津軽郡深浦町大字 深浦字岡町 210-3	40° 39'	139° 56'
		20103	深浦町 フカウラマチ	2010301	深浦町長慶平 フカウラマチチョウケイヘイ	西津軽郡深浦町大字 長慶平字仁瀬 4-1	40° 36'	140° 00'

備考 青森地方気象台 電話 017-741-7411

[表] 3-3-2 その他の気象観測施設

(防災課 平成30年4月)

種 別	観測所名 (河川名)	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
気温、降水量、風、 日照時間、積雪、震度	弘 前 (その他)	弘前市大字和田町	青森地方气象台	017-741-7411 技術課
降水量	大 鱒 (その他)	大鱒町大字鱒石字浅瀬渚	〃	〃
降水量	岳 (その他)	弘前市大字常盤野字湯の沢 常盤野小中学校	〃	〃
気温、降水量、風、 日照時間、積雪	碓ヶ関 (その他)	平川市碓ヶ関字河原 23-2	〃	〃
降水量	温 川 (その他)	平川市切明字津根川森 1-39 温川多目的集会所付近	〃	〃
気温、降水量、風、 日照時間	黒 石 (その他)	黒石市大字馬場尻南 170-16	〃	〃
降水量	弘 前 県土整備	弘前市大字蔵主町4番地 中南地域県民局	青 森 県	34-1283 中南河川砂防施設課
降水量	暗 門 (岩木川)	西目屋村大字川原平字大川添地内	国土交通省	85-3035 FAX85-3061 岩木川ダム統合管理事務所
降水量	遠部ダム (遠部沢)	平川市碓ヶ関字西碓ヶ関山 国有林	青 森 県	34-1283 中南河川砂防施設課
降水量	久吉ダム (津刈川)	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山	〃	〃
降水量	土淵川上流 (土淵川)	弘前市大字坂元字山下 46 地先 (白蛇神社殿)	〃	〃
降水量	三ツ目内 (三ツ目内川)	大鱒町大字居士字花岡 21-22 河川敷	〃	〃
降水量	高 杉 (大峰川)	弘前市大字前坂字赤井 84-4 河川敷	〃	〃
降水量	石 川 (平 川)	弘前市大字石川字春仕内 50-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	中 野 川 (中野川)	黒石市大字板留字落合野 3-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	大 石 (大石川)	弘前市大字大森字勝山 1095-1 (赤倉橋)	〃	〃
降水量	長 峰 (平 川)	大鱒町大字長峰字前田 307-7 国有林	〃	〃
降水量	百 沢 (蔵助沢川)	弘前市大字百沢字岩木山 3166 市有地	〃	〃
降水量	尾 崎 (浅井川)	平川市大字尾崎字川合 33-1 平賀東小学校 (借地)	〃	〃
雨量	津軽ダム (岩木川)	西目屋村大字居森平字寒沢 138	国土交通省	岩木川ダム統合管理事務所 85-3035
雨量	沖 浦 (浅瀬石川)	黒石市大字上山形字築館 9-1	国土交通省	青森河川国道事務所
雨量	新 館 (引座川)	平川市唐川堀合 45-3 (唐竹郵便局近く)	国土交通省	青森河川国道事務所
雨量	碓ヶ関 (道路) (その他)	平川市字碓ヶ関字碓ヶ関字阿原	国土交通省	青森河川国道事務所 [道 路]
雨量	大鱒 (道路) (その他)	南津軽郡大鱒町字長峰字山辺	国土交通省	青森河川国道事務所 (道 路)
雨量	弘前国道 (道路) (その他)	弘前市大字城東中央 5 丁目 6-10	国土交通省	青森河川国道事務所 (道 路)
降水量	毛 無 (浅瀬石川)	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-738 畑地内	国土交通省	浅瀬石川ダム管理支所 54-8782

種 別	観測所名 (河川名)	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
降水量	相 馬 (相馬川)	弘前市大字紙漉沢字山越 25	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
降水量	弥 生 (大蜂川)	弘前市大字弥生字弥生平 581 (旧弥生小学校)	〃	〃
降水量	早 瀬 野 (虹貝川)	大鰐町大字早瀬野字小金沢 117	〃	〃
降水量	相馬ダム (作沢川)	弘前市大字沢田字園村 63-24 相馬ダム管理所	農林水産省 及び青森県	84-3320 相馬ダム管理所
水位	津軽ダム (岩木川)	西目屋村大字居森平字寒沢 138	国土交通省	岩木川ダム統合管理事務所 85-3035
水位、流量	上岩木橋 (岩木川)	弘前市大字下湯口字青柳	国土交通省	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	幡 龍 橋 (岩木川)	板柳町大字板柳字川面	〃	〃
水位、流量	百 田 (平川)	弘前市大字津賀野字宮崎 平川橋	〃	〃
水位、流量	温 湯 (浅瀬石川)	黒石市大字袋字村元 2-11	〃	浅瀬石川ダム管理支所 54-8782
水位、流量	葛 川 (浅瀬石川)	平川市大字葛川字折戸 5-2	〃	〃
水位、流量	朝 日 橋 (浅瀬石川)	田舎館村大字川部字下川原 10-3	〃	〃
水位、流量	大 曲 (浅瀬石川)	田舎館村大字大曲字船橋 240-1	〃	〃
水 位	村 市 (岩木川)	西目屋村大字村市字村元 4	〃	岩木川ダム統合管理事務所 85-3035
水 位	三 世 寺 (岩木川)	弘前市大字三世寺字鳴瀬	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	石 川 (平川)	弘前市大字石川留岡	〃	〃
水 位	豊 平 橋 (平川)	田舎館村大字豊蒔字川崎 2-1	〃	〃
水 位	下 十 川	藤崎町大字福島字富田 62-1 地先	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	高 杉 (大蜂川)	弘前市大字前坂字赤井 84-4	〃	〃
水 位	独 狐 (後長根川)	弘前市大字町田字沖田 86-3	〃	〃
水 位	平川合流点 (加藤川)	弘前市大字津賀野字瀬ノ上 143-28	〃	〃
水 位	土淵川分流 (新土淵川)	弘前市大字桜ヶ丘	〃	〃
水 位	寺沢川合流 (新土淵川)	弘前市大字樹木	〃	〃
水 位	土淵川開水路 (新土淵川)	弘前市大字樋の口	〃	〃
水 位	杉 館 (引座川)	平川市大字館山字下扇田 61-1 地先	〃	〃
水 位	大 和 沢 (大和沢川)	弘前市大字小栗山字川合 119-15 地先	〃	〃
水 位	三ツ目内 (三ツ目内川)	大鰐町大字居士字花岡 21-22	〃	〃
水 位	虹 貝 (虹貝川)	大鰐町大字虹貝字清川 141-5	〃	〃
水 位	旧大蜂川 (旧大蜂川)	弘前市大字檜木字富岡 1-2	〃	〃

種 別	観測所名 (河川名)	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
水 位	腰 卷 (腰卷川)	弘前市大字高田2丁目101-18	〃	〃
水 位	中 野 川 (中野川)	黒石市大字板留字落合野3-4地先	〃	〃
水 位	平川第一 頭首工 (平川)	大鰐町大字宿川原字川崎	〃	〃
水 位	大 鰐 (平 川)	大鰐町大字大鰐字川辺18-1	〃	〃
水 位	遠部ダム (遠部沢)	平川市碓ヶ関字西碓ヶ関山1-1 国有林	〃	〃
水 位	久吉ダム (津刈川)	平川市碓ヶ関字東碓ヶ関山 国有林	〃	〃
水 位	舟 打 (作沢川)	弘前市大字相馬字萱菴30	〃	84-3320 相馬ダム管理所
水 位	藤 沢 (作沢川)	弘前市大字藤沢字野田64-6	〃	〃
積雪量	百 沢	弘前市大字百沢字笹平8-16	〃	32-0800 中南道路施設課
積雪量	大 石	弘前市大字十腰内字猿沢	〃	〃

(注) 観測所名欄のカッコ書きは、河川名

〔表〕 3-3-3 消防施設等の現況

(消防本部、防災課 平成31年3月)

区 分	消防吏員・団員数(人)	普通ポンプ自動車(台)	水槽付ポンプ自動車(台)	小型動力ポンプ付水槽車(台)	はしご車(台)	救助工作車(台)	救急車(台)	化学車(台)	小型動力ポンプ付積載車(台)	指揮車・警備車(台)	司令車(台)	広報連絡車(台)	資材搬送車(台)	重機・重機搬送車(台)	人員輸送車(台)
弘前消防本部	60										1	5			
弘前消防署	46		1		1	1	2			1		1			
藤代分署	21		1				1					1			
西北分署	12		1				1					1			
西分署	21	1	2				1								
目屋分署	12		1				1					1			
東消防署	52			1	1	1	2	1		1			2	1	1
柘形分署	21		2				1					1			
小 計	245	1	8	1	2	2	9	1		2	1	10	2	1	1
団 本 部	36										1				
東地区団	46	1							1	1					
西地区団	57	1							1	2					
南地区団	75	1							3	1					
北地区団	52	2								2					
清水地区団	67	2							2						
和徳地区団	90	2							4						
豊田地区団	55	1							2						
堀越地区団	72	1							3	1					
千年地区団	138	4							3	1					
石川地区団	83	1							4						
藤代地区団	132	2							7						
東目屋地区団	55	2							2						
船沢地区団	147	2							7						
高杉地区団	100	2							4						
裾野地区団	116	1							6						
新和地区団	118	2							5						
岩木南地区団	97	2							3						
岩木東地区団	113	3							2						
岩木西地区団	138	6							2						
相馬地区団	116	3							1						
小 計	1,903	41							62	8	1				
合 計	2,148	42	8	1	2	2	9	1	52	10	2	10	2	1	1

[表] 3-3-4 消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画

①消防ポンプ自動車等整備計画

(消防本部、防災課 平成31年3月)

区 分	消 防 本 部					消 防 団				
	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
普通消防ポンプ自動車						1				
水槽付消防ポンプ自動車	1	3								
小型動力ポンプ付積載車						6	6	6	6	
はしご車				1						
救助工作車	1									
救急車				1	2					
化学車										
小型動力ポンプ付積載車										
指揮車・警備車						1				1
司令車		1								
広報連絡車			1		1					
資材搬送車										
支援車		1								
人員輸送車		1								

②消防水利整備計画

(防災課 平成31年3月)

区 分		現 有 数	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
消火栓	公 設	2, 4 6 1	1	1	1	1	1
	私 設	7					
防火水槽	40m ³ 未満	3 0					
	40m ³ 以上100m ³ 未満	7 0 2					
	100m ³ 以上	1 0					
	私 設	6					
その他の消防水利							
計		3, 2 1 6	1	1	1	1	1

〔表〕 3-3-5 防災行政無線

(防災課 令和元年8月)

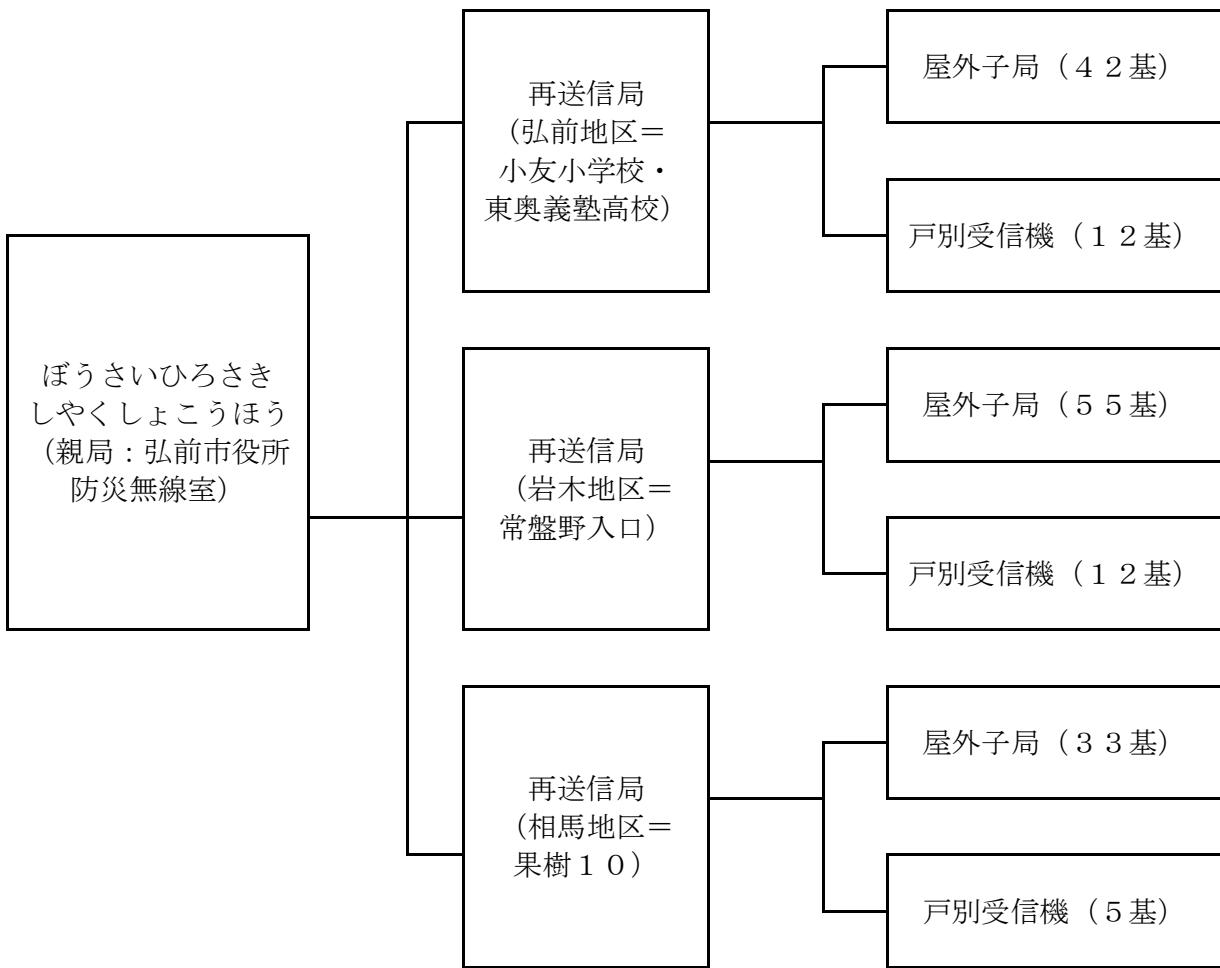
1 防災行政無線設備

無線の種類別		呼出名称 (識別信号)	周波数及び空中線電力	局数
移動系	基地局	ぼうさいひろさき t g f 5 6	272.2625 MHz 20W 272.6625 MHz 20W 272.7625 MHz 20W	1
	半固定局	ぼうさいひろさき 200~220	262.2375 MHz 5W 262.0375~262.2125 MHz 5W 262.2625~262.4125 MHz 5W 262.4375~265.2125 MHz 5W	2 1
	簡易中継局	ぼうさいひろさき 294・295※ (裾野出張所) 296・297 (岩木山総合公園) 298・299 (大助) ※295 は半固定局を兼ねる。	262.2375 MHz 5W 262.0375~262.2125 MHz 5W 262.2625~262.4125 MHz 5W 262.4375~265.2125 MHz 5W	3
	車載局	ぼうさいひろさき 300~327、 329~345	262.2375 MHz 5W 262.0375~262.2125 MHz 5W 262.2625~262.4125 MHz 5W 262.4375~265.2125 MHz 5W	4 5
	携帯局	ぼうさいひろさき 400~523	262.2375 MHz 2W 262.0375~262.2125 MHz 2W 262.2625~262.4125 MHz 2W 262.4375~265.2125 MHz 2W	1 2 4
同報系	親局 (固定局)	ぼうさいひろさきしやくしよこうほう	59.225 MHz 10W	1
	遠隔制御局	ぼうさいひろさきしやくしよこうほう	59.225MHz 1W	4
	再送信子局	ぼうさいひろさきしやくしよこうほう 105、142、220、309	59.225MHz/61.925MHz 1W	4
	屋外拡声子局	ぼうさいひろさきしやくしよこうほう 100~142 (旧市内) 201~225 (岩木地区) 301~333 (相馬地区)	59.225MHz 1W	1 3 1
	戸別受信局	ぼうさいひろさきしやくしよこうほう 1~35	59.225MHz 1W	3 5

2 防災行政無線（同報系）

（防災課 平成31年3月）

(1) 防災行政無線（同報系）通信系統図



(2) 受信設備の設置場所（同報系）

ア 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所

① 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【弘前地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	100	弘前市役所	ひろさきしやくしょ	弘前市上白銀町 1-1	直送局
2	101	旧修斉小学校	しゅうせい	弘前市十面沢字赤坂 1-1	A B
3	102	三和小学校	みわ	弘前市三和字川合 251-2	A B
4	103	裾野中学校	すその	弘前市十面沢字湯ヶ森 40	A B
5	104	旧草薙小学校	くさなぎ	弘前市大森字田浦 12-1	A B
6	105	小友小学校（再送信局1）	おとも	弘前市小友字田野 1140	再送信 1
7	106	新和中学校	にいな	弘前市種市字小島 57-2	
8	107	新和小学校	にいな	弘前市青女子字桜苺 292-4	A B
9	108	自得小学校	じとく	弘前市鬼沢字菖蒲沢 109-4	A B
10	109	北辰中学校	ほくしん	弘前市高杉字五反田 191	A B

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
11	110	旧弥生小学校	やよい	弘前市弥生字弥生平 580	A B
12	111	高杉小学校	たかすぎ	弘前市高杉字神原 7-1	
13	112	三省小学校	さんせい	弘前市大字中崎字野脇 142-2	
14	113	船沢小学校	ふなざわ	弘前市細越字早稲田 42	A B
15	114	城東小学校	じょうとう	弘前市大久保字西田 105-40	
16	115	致遠小学校	ちえん	弘前市浜の町北 1-7-1	
17	116	北小学校	きた	弘前市青山 3-15-1	
18	117	時敏小学校	じびん	弘前市宮園 1-5-1	
19	118	城西小学校	じょうせい	弘前市新町 236-1	
20	119	第一中学校	だいいち	弘前市和徳町 363-13	
21	120	福村小学校	ふくむら	弘前市福村 1-1-1	A B
22	121	和徳小学校	わとく	弘前市代官町 107-3	
23	122	東中学校	ひがし	弘前市末広 3-2-1	
24	123	東小学校	ひがし	弘前市城東中央 5-6-1	
25	124	西小学校	にし	弘前市茜町 3-2-1	
26	125	朝陽小学校	ちょうよう	弘前市在府町 36	
27	126	大成小学校	たいせい	弘前市御幸町 13-1	
28	127	豊田小学校	とよだ	弘前市豊田 1-4-1	
29	128	桔梗野小学校	ききょうの	弘前市桔梗野 2-21	
30	129	青柳小学校	あおやなぎ	弘前市悪戸字村元 7-2	
31	130	東目屋小学校	ひがしめや	弘前市桜庭字清水流 39	A B
32	131	第四中学校	だいよん	弘前市樹木 5-2-6	
33	132	第三大成小学校	だいさんたいせい	弘前市富田町 47	
34	133	第五中学校	だいが	弘前市川先 2-4-1	
35	134	文京小学校	ぶんきょう	弘前市中野 1-1-1	
36	135	堀越小学校	ほりこし	弘前市門外 1-3-3	
37	136	松原小学校	まつばら	弘前市松原東 2-17	
38	137	小沢小学校	こざわ	弘前市大開 2-5-1	
39	138	千年小学校	ちとせ	弘前市小栗山字川合 119-7	A B
40	139	南中学校	みなみ	弘前市原ヶ平字山中 20-13	A B
41	140	大和沢小学校	おおわさわ	弘前市狼森字天王 12-1	A B
42	141	石川小学校	いしかわ	弘前市石川字庄司川添 19-1	A B
43	142	東奥義塾高等学校	とうおうぎじゅく	弘前市石川長者森 61-1	A B・再送信

※A Bは、アンサーバック式

② 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【岩木地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	201	岩木支所	いわきししよ	弘前市賀田 1-1-1	A B
2	202	杉山 1	すぎやまいち	弘前市百沢字東岩木山 141-4	
3	203	杉山 2	すぎやまに	弘前市百沢字東岩木山 2723-2	A B
4	204	平和	へいわ	弘前市百沢字東岩木山 141-1	
5	205	上弥生 2	かみやよいに	弘前市百沢字東岩木山 809-5	
6	206	上弥生 1	かみやよいいち	弘前市百沢字東岩木山 876-1	
7	207	東岩木山	ひがしいわきさん	弘前市百沢字東岩木山 246-1	
8	208	枯木平 1	かれきだいらいち	弘前市常盤野字黒沢 25-73	A B
9	209	枯木平 2	かれきだいらに	弘前市常盤野字上黒沢 29-180	
10	210	茂上	もがみ	弘前市新岡字薬師 245-4	
11	211	瑞穂	みずほ	弘前市常盤野字上黒沢 150-1	A B
12	212	鼻和	はなわ	弘前市鼻和字平岡 22-3	
13	213	新岡 1	にいおかいち	弘前市新岡字山本 15-1	A B
14	214	新岡 2	にいおかに	弘前市新岡字片付 1-4	
15	215	新岡 3	にいおかさん	弘前市新岡字片付 42-1	
16	216	常盤野	ときわの	弘前市常盤野字湯の沢 127-4	A B
17	217	愛宕	あたご	弘前市愛宕字山下 42-1	
18	218	湯段	ゆだん	弘前市常盤野字湯段菴 13-1	A B
19	219	葛原	くずはら	弘前市葛原字大柳 179-10	
20	220	常盤野入口 (再送信局 2)	ときわのいりぐち	弘前市百沢字裾野 431-2	再送信 2
21	221	高岡 1	たかおかいち	弘前市高岡字獅子沢 48-2	A B
22	222	高岡 2	たかおかに	弘前市百沢字東岩木山 1281-3	
23	223	八幡	やわた	弘前市八幡字北原 43-1	
24	224	百沢	ひやくざわ	弘前市百沢字寺沢 88-2	A B
25	225	新法師	しんほうし	弘前市新法師字稔 172-4	
26	226	小森山	こもりやま	弘前市百沢字東岩木山 1846-4	A B
27	227	宮地	みやじ	弘前市宮地字宮本 150-6	
28	228	地藏茶屋	じぞうちゃや	弘前市百沢字裾野 499	
29	229	小松野	こまつの	弘前市百沢字笹平 8-44	
30	230	馬子橋	ばっこはし	弘前市宮地字沢田 30-6	
31	231	高屋 1	たかやいち	弘前市高屋字安田 565-3	
32	232	高屋 2	たかやに	弘前市横町字豊田 102-1	
33	233	総合公園	そうごうこうえん	弘前市百沢字裾野 195-1	
34	234	熊嶋	くまじま	弘前市熊嶋豊田 208	
35	235	五代	ごだい	弘前市五代字沼田 41-3	
36	236	深山	しんざん	弘前市一町田字早稲田 702 先	
37	237	奥新法師 1	おくしんぼうしいち	弘前市新法師字泉 150-3	
38	238	奥新法師 2	おくしんぼうしに	弘前市新法師字泉 256	
39	239	駒越 1	こまごしいち	弘前市駒越字平田 2-8	
40	240	駒越 2	こまごしに	弘前市駒越字村元 93	
41	241	蔵王	ざおう	弘前市五代字山本 714-1	
42	242	三本柳	さんほんやなぎ	弘前市百沢字三本柳 57-3	
43	243	二本木	にほんぎ	弘前市一町田字浅井 461-1	
44	244	高館 1 (中継所)	たかだていち	弘前市五代字従弟沢 1030-150	

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
45	245	高館 2	たかだてに	弘前市五代字従弟沢 874-3	
46	246	森山	もりやま	弘前市百沢字裾野 1-1777	
47	247	兼平	かねひら	弘前市兼平字富田 72	
48	248	根の山 (太陽光発電)	ねのやま	弘前市百沢字山田 17-5	
49	249	兼平山	かねひらやま	弘前市兼平字石山添 174-225	
50	250	真土	まつち	弘前市真土字苺田 59-1	
51	251	大清水	おおしみず	弘前市鳥井野字長田 167-3	
52	252	如来瀬	によらいせ	弘前市如来瀬字種本 53-4	
53	253	鳥井野	とりいの	弘前市鳥井野字長田 50-8	
54	254	龍ノ口	たつのくち	弘前市龍ノ口字村元番外地	
55	255	大久保	おおくぼ	弘前市如来瀬字大久保平 78	

※A Bは、アンサーバック式

③ 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【相馬地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	301	相馬支所 (五所)	そうまししょ	弘前市五所字野沢 41-1	A B
2	302	湯口	ゆぐち	弘前市湯口字二ノ安田 159	
3	303	黒滝 (公民館)	くろたき	弘前市黒滝字一ノ川瀬 17	
4	304	紙漉沢 1	かみすきさわいち	弘前市紙漉沢字山越 164-2	
5	305	紙漉沢 2	かみすきさわに	弘前市紙漉沢字山越 19-1	
6	306	紙漉沢 3	かみすきさわさん	弘前市紙漉沢字山越 265-1	
7	307	果樹 8	かじゅはち	弘前市紙漉沢字山越 417-5	
8	308	水木在家 (公民館)	みずきざいけ	弘前市水木在家字桜井 81-1	
9	309	果樹 10 (再送信局 3)	かじゅじゅう	弘前市大字大助字竜ノ口 125-398	再送信 3
10	310	果樹 7	かじゅなな	弘前市坂市字坂市沢 292-3	
11	311	果樹 1	かじゅいち	弘前市湯口字一ノ下り山 156	
12	312	坂市 1 (集会場)	さかいいち	弘前市坂市字亀田 102-2 地先	
13	313	坂市 2	さかいちに	弘前市坂市字亀田 53-5	
14	314	坂市 3	さかいちさん	弘前市坂市字坂市沢 194-1	
15	315	桜井	さくらい	弘前市水木在家字桜井 161-1	
16	316	果樹 6-1	かじゅろくのいち	弘前市藤沢字野田 184-1	
17	317	果樹 6-2	かじゅろくの	弘前市藤沢字野田 204-24	
18	318	藤沢 (持寄館)	ふじさわ	弘前市藤沢字野田 47-1	A B
19	319	沢田 (生活改善センター)	さわだ	弘前市沢田字園村 18-2	A B
20	320	大助 (公民館)	おおすけ	弘前市大助字野田 21	
21	321	相馬 (公民館)	そうま	弘前市相馬字一丁木 58	
22	322	山田 (集会場)	やまだ	弘前市相馬字山田 42	
23	323	前相馬	まえそうま	弘前市相馬字夏川 17 地先	
24	324	果樹 9	かじゅく	弘前市水木在家字岩浪沢 4-79	

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
25	325	果樹 2	かじゆに	弘前市湯口字一ノ下り山 87-436	
26	326	果樹 4	かじゆよん	弘前市相馬字竜ヶ平 276-1	
27	327	果樹 5	かじゆご	弘前市相馬字竜ヶ平 214-88	
28	328	果樹 3	かじゆさん	弘前市相馬字野脇 114-586	
29	329	桐ノ木沢 1 (公民館)	きりのきさわいち	弘前市相馬字薬師堂下 34-4	
30	330	桐ノ木沢 2	きりのきさわに	弘前市相馬字羽山 36-1	A B
31	331	立石	たていし	弘前市藍内字立石 31	
32	332	藍内 1 (交流館)	あいないいち	弘前市藍内字富田 70-4	A B
33	333	藍内 2	あいないに	弘前市藍内字関ヶ平 51-1	

※A Bは、アンサーバック式

イ 戸別受信機の設置場所

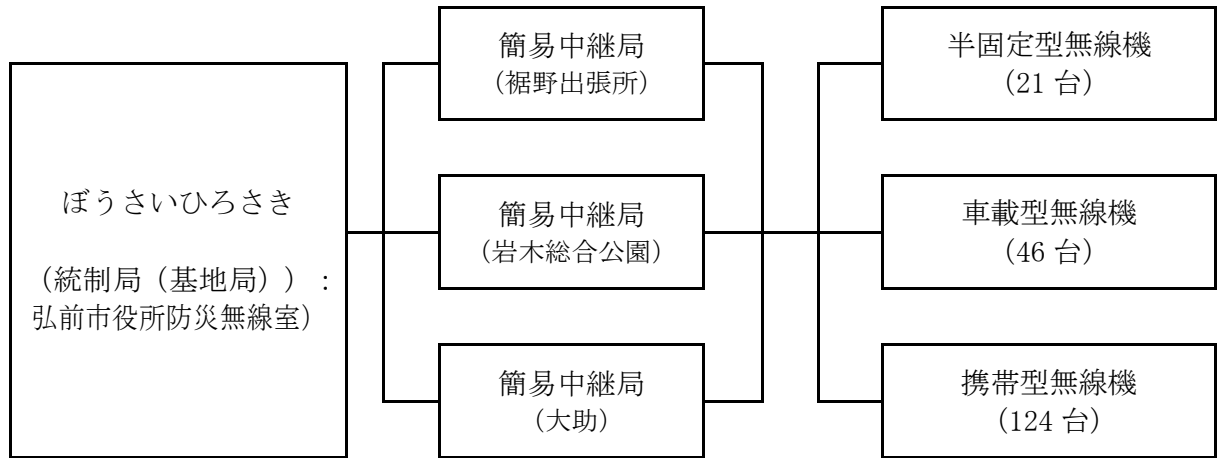
項	地区	施設名	住所	備考
1	弘前地区	市役所 1	弘前市上白銀町 1-1	
2		消防本部	弘前市本町 2-1	
3		生活福祉課	弘前市上白銀町 1-1	
4		アップルウェーブ	弘前市土手町 38	
5		東目屋出張所	弘前市中野字中豊田 37-2	
6		船沢出張所	弘前市折笠字宮川 95-5	
7		高杉出張所	弘前市独狐字山辺 72-1	
8		裾野出張所	弘前市大森字勝山 81-1	
9		新和出張所	弘前市大字種市字熊谷 5-1	
10		石川出張所	弘前市石川字石川 114-1	
11		三省地区交流センター	弘前市三世寺成瀬 68-1	
12		新和地区体育文化交流センター	弘前市種市字 387	
13	岩木地区	岩木支所	弘前市加賀 1-1-1	
14		中央公民館岩木館	弘前市加賀 1-18-3	
15		保健福祉センター	弘前市加賀字大浦 4-1	
16		いわき荘	弘前市百沢字寺沢 28-29	
17		岩木山総合公園	弘前市百沢字裾野 195-1	
18		岩木 B & G 海洋センター	弘前市兼平字猿沢 32-11	
19		岩木小	弘前市五代字前田 451	
20		裾野小	弘前市大字十面沢字轡 293	
21		常盤野小中	弘前市常盤野字湯の沢 45-4	
22		津軽中	弘前市五代字早稲田 478	
23		岩木さんぽ館	弘前市常盤野字湯の沢 149-2	
24		農協団体(JA 岩木)	弘前市五代字前田 306-1	
25	相馬地区	相馬支所	弘前市五代字野沢 41-1	
26		ロマントピア	弘前市水木在家字桜井 113-2	
27		農協団体 (JA 相馬村)	弘前市五所字野沢 23-1	
28		相馬小	弘前市黒滝字二ノ松本 2-4	
29		相馬中	弘前市紙漉沢字山越 48	
30	土砂災害警戒区域	十腰内	—	
31		十面沢	—	

項	地区	施設名	住所	備考
32	土砂災害 警戒区域	坂元	—	
33		大沢	—	
34		乳井	—	
35		一野渡	—	

3 防災行政無線（移動系）

(防災課 平成31年3月)

(1) 防災行政無線（移動系）通信系統図



(2) 防災行政無線（移動系）設置（配備）場所

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	統制局 (基地局)	1基	20W	ぼうさいひろさき	市役所防災無線室
	半固定局	21基	5W	ぼうさいひろさき 200 ぼうさいひろさき 201 ぼうさいひろさき 202 ぼうさいひろさき 203 ぼうさいひろさき 204 ぼうさいひろさき 205 ぼうさいひろさき 206 ぼうさいひろさき 207 ぼうさいひろさき 208 ぼうさいひろさき 209 ぼうさいひろさき 210 ぼうさいひろさき 211 ぼうさいひろさき 212 ぼうさいひろさき 213 ぼうさいひろさき 214 ぼうさいひろさき 215 ぼうさいひろさき 216 ぼうさいひろさき 217 ぼうさいひろさき 218 ぼうさいひろさき 219 ぼうさいひろさき 220 ぼうさいひろさき 294 ぼうさいひろさき 296 ぼうさいひろさき 298	防災課 農村整備課 環境課 土木課 福祉総務課 生活福祉課 道路維持課 岩木総合支所 相馬総合支所 教育総務課 新和出張所 東目屋出張所 石川出張所 船沢出張所 高杉出張所 上下水道部総務課 消防本部 市立病院 市民課城東分室 健康増進課 介護福祉課 裾野出張所 岩木山総合公園 大助
	移動局	3基		ぼうさいひろさき 295 ぼうさいひろさき 297 ぼうさいひろさき 299	裾野出張所 岩木山総合公園 大助

所属	局種別	基数	出力	呼出名称 (識別信号)	設置 (配備) 場所
弘 前 市	車載局	4 6 基	5 W	ぼうさいひろさき 3 0 0	管財課 ^プ レマシー
				ぼうさいひろさき 3 0 1	管財課ハイース
				ぼうさいひろさき 3 0 2	環境事業所 フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 0 3	管財課フィット
				ぼうさいひろさき 3 0 4	管財課NBox
				ぼうさいひろさき 3 0 5	福祉総務課 ^ボ ンゴ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 0 6	管財課ekワゴン
				ぼうさいひろさき 3 0 7	管財課フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 0 8	管財課フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 0 9	管財課フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 1 0	高杉出張所 イン ^プ レッサ
				ぼうさいひろさき 3 1 1	管財課フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 1 2	道路維持課 エクストレイル
				ぼうさいひろさき 3 1 3	道路維持課 フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 1 4	道路維持課 アトラス
				ぼうさいひろさき 3 1 5	道路維持課 キャンター
				ぼうさいひろさき 3 1 6	道路維持課 フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 1 7	道路維持課 フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 1 8	道路維持課 ハイラックス
				ぼうさいひろさき 3 1 9	道路維持課 CR-V
				ぼうさいひろさき 3 2 0	道路維持課 ラント ^ク ルサー ^ー
				ぼうさいひろさき 3 2 1	道路維持課 オルティア
				ぼうさいひろさき 3 2 2	管財課 ^エ スクート ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 2 3	管財課 ^プ ロボ ^ッ ックス
				ぼうさいひろさき 3 2 4	岩木総合支所総務課CR-V
				ぼうさいひろさき 3 2 5	岩木総合支所民生課 ^ク ンエース
				ぼうさいひろさき 3 2 6	相馬総合支所総務課 ^レ ガシー
				ぼうさいひろさき 3 2 7	相馬総合支所民生課エクストレイル
				ぼうさいひろさき 3 2 8	防災課
				ぼうさいひろさき 3 2 9	防災課
				ぼうさいひろさき 3 3 0	管財課 ^ボ ンゴ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 3 1	管財課アトラス
				ぼうさいひろさき 3 3 2	新和出張所XV
				ぼうさいひろさき 3 3 3	船沢出張所 ^テ リカ
				ぼうさいひろさき 3 3 4	管財課 ^サ クソート ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 3 5	管財課 ^プ ロボ ^ッ ックス
				ぼうさいひろさき 3 3 6	
				ぼうさいひろさき 3 3 7	石川出張所アルト
				ぼうさいひろさき 3 3 8	
				ぼうさいひろさき 3 3 9	裾野出張所アルト
				ぼうさいひろさき 3 4 0	東目屋出張所 ^ム ーブ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 4 1	
				ぼうさいひろさき 3 4 2	上下水道部フォルスター
				ぼうさいひろさき 3 4 3	上下水道部施設課イン ^プ レッサ
				ぼうさいひろさき 3 4 4	上下水道部水道施設課 ^ク ンボ ^ッ ックス
ぼうさいひろさき 3 4 5	上下水道部下水道施設課 ^ラ ント ^ク ルサー ^ー				

所属	局種別	基数	出力	呼出名称 (識別信号)	設置 (配備) 場所
弘 前 市	携帯局	1 2 4 基	2 W	ぼうさいひろさき 4 0 0	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 1	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 2	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 3	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 4	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 5	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 6	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 7	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 8	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 9	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 0	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 1	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 2	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 3	防災課 (文化財課)
				ぼうさいひろさき 4 1 4	防災課 (文化財課)
				ぼうさいひろさき 4 1 5	企画課
				ぼうさいひろさき 4 1 6	広聴広報課
				ぼうさいひろさき 4 1 7	財政課
				ぼうさいひろさき 4 1 8	管財課
				ぼうさいひろさき 4 1 9	情報システム課
				ぼうさいひろさき 4 2 0	市民協働課
				ぼうさいひろさき 4 2 1	福祉総務課
				ぼうさいひろさき 4 2 2	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 3	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 4	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 5	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 6	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 7	介護福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 8	こども家庭課
				ぼうさいひろさき 4 2 9	健康増進課
				ぼうさいひろさき 4 3 0	健康増進課
				ぼうさいひろさき 4 3 1	農政課
				ぼうさいひろさき 4 3 2	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 3	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 4	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 5	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 6	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 7	商工労政課
				ぼうさいひろさき 4 3 8	土木課
				ぼうさいひろさき 4 3 9	土木課
				ぼうさいひろさき 4 4 0	土木課
				ぼうさいひろさき 4 4 1	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 2	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 3	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 4	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 5	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 6	都市計画課
				ぼうさいひろさき 4 4 7	都市計画課
				ぼうさいひろさき 4 4 8	公園緑地課
ぼうさいひろさき 4 4 9	公園緑地課				

所属	局種別	基数	出力	呼出名称 (識別信号)	設置 (配備) 場所
弘 前 市	携帯局		2W	ぼうさいひろさき 4 5 0	環境課
				ぼうさいひろさき 4 5 1	環境事業所
				ぼうさいひろさき 4 5 2	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 3	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 4	教育総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 5	学校整備課
				ぼうさいひろさき 4 5 6	学務健康課
				ぼうさいひろさき 4 5 7	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 4 5 8	農業委員会
				ぼうさいひろさき 4 5 9	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 0	相馬総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 1	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 2	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 3	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 4	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 5	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 6	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 7	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 8	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 9	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 0	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 1	裾野小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 2	三和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 3	裾野小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 4	小友小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 5	自得小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 6	新和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 7	防災課
				ぼうさいひろさき 4 7 8	高杉小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 9	三省小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 0	船沢小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 1	城東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 2	致遠小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 3	北小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 4	時敏小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 5	東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 6	西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 7	城西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 8	福村小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 9	和徳小学校
ぼうさいひろさき 4 9 0	朝陽小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 1	大成小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 2	文京小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 3	豊田小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 4	桔梗野小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 5	青柳小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 6	第三大成小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 7	堀越小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 8	千年小学校				
ぼうさいひろさき 4 9 9	松原小学校				
ぼうさいひろさき 5 0 0	小沢小学校				

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	携帯局		2W	ぼうさいひろさき 501	石川小学校
				ぼうさいひろさき 502	大和沢小学校
				ぼうさいひろさき 503	常盤野小学校
				ぼうさいひろさき 504	防災課
				ぼうさいひろさき 505	岩木小学校
				ぼうさいひろさき 506	東目屋小学校
				ぼうさいひろさき 507	相馬小学校
				ぼうさいひろさき 508	裾野中学校
				ぼうさいひろさき 509	新和中学校
				ぼうさいひろさき 510	北辰中学校
				ぼうさいひろさき 511	船沢中学校
				ぼうさいひろさき 512	第二中学校
				ぼうさいひろさき 513	第一中学校
				ぼうさいひろさき 514	東中学校
				ぼうさいひろさき 515	第四中学校
				ぼうさいひろさき 516	第五中学校
				ぼうさいひろさき 517	第三中学校
				ぼうさいひろさき 518	南中学校
				ぼうさいひろさき 519	石川中学校
				ぼうさいひろさき 520	津軽中学校
				ぼうさいひろさき 521	常盤野中学校
				ぼうさいひろさき 522	東目屋中学校
				ぼうさいひろさき 523	相馬中学校

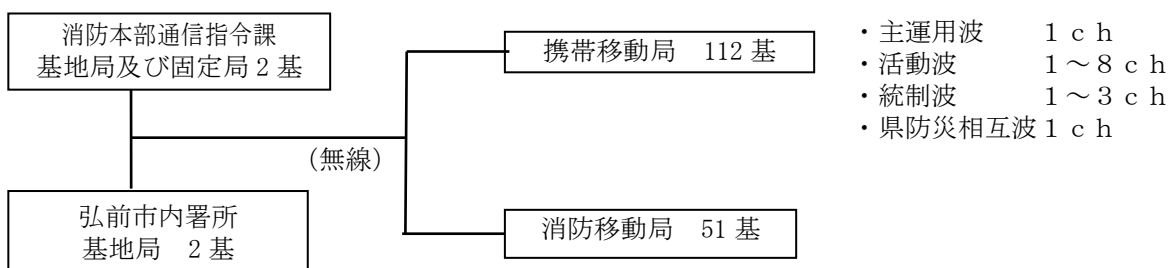
[表] 3-3-6 消防無線

(消防本部 平成30年4月)

① 消防無線設備

局種別	設置基数	設置・保管場所	出力				
			携帯移動局			消防移動局	
			1W	2W	5W	5W	10W
基地局	1基	消防本部通信指令課					
	1基	弘前消防署西北分署					
	1基	弘前消防署目屋分署					
固定局	1基	消防本部通信指令課					
基地局 及び 固定局	1基	弘前消防署藤代分署					
	1基	弘前消防署西北分署					
	1基	弘前消防署西分署					
	1基	弘前消防署目屋分署					
	1基	東消防署					
携帯移動局 消防移動局	163基	消防本部通信指令課	13基	15基	6基		2基
		消防本部	2基	2基			5基
		弘前消防署	10基	6基		1基	8基
		弘前消防署藤代分署	4基	3基		1基	3基
		弘前消防署西北分署	3基	3基		1基	3基
		弘前消防署西分署	4基	3基		1基	4基
		弘前消防署目屋分署	3基	3基		1基	3基
		東消防署	14基	9基	2基	1基	11基
		東消防署柘形分署	4基	3基		1基	5基
		57基	47基	8基	7基	44基	

② 通信系統図



〔表〕 3-3-7 水道無線

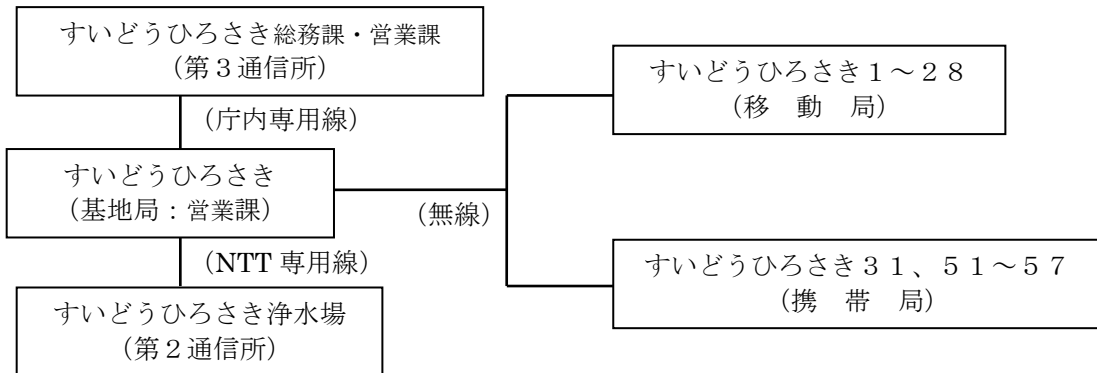
(上下水道部 平成31年2月)

①水道無線設備

局種別	設置基数	出力	呼出名称	課	搭載車両	
基地局	1基	10W	すいどうひろさき	工務課		
第2通信所		10W 有線	すいどうひろさき 浄水場	上水道施設課		
第3通信所	2基		すいどうひろさき 工務課	営業課		
移動局	28基	10W	すいどうひろさき 1	総務課	レガシー	5613
			すいどうひろさき 2	上水道施設課	タウンボックス	4839
			すいどうひろさき 3	上水道施設課	エルフ (給水車)	2790
			すいどうひろさき 4	総務課	フォスター	719
			すいどうひろさき 5	総務課	フォスター	1791
			すいどうひろさき 6	上水道施設課	インプレッサ	7550
			すいどうひろさき 7	上水道施設課	キャラバン	3632
			すいどうひろさき 8	上水道施設課	セレナ	4130
			すいどうひろさき 9	総務課	タウンボックス	4837
			すいどうひろさき 10	上水道施設課	エルフ	8827
			すいどうひろさき 11	上水道施設課	エルフローダーダンプ	7876
			すいどうひろさき 12	総務課	ムーブ	397
			すいどうひろさき 13	営業課	エクシーガ	7017
			すいどうひろさき 14	上水道施設課	フォスター	5919
			すいどうひろさき 15	総務課	ウィングロード	1730
			すいどうひろさき 16	上水道施設課	トラック	1348
			すいどうひろさき 17	上水道施設課	トラック	9451
			すいどうひろさき 18	総務課	ステラ	8357
			すいどうひろさき 19	上水道施設課	カリブ	8873
			すいどうひろさき 20	営業課	エクストレル	4251
移動局		10W	すいどうひろさき 21	総務課	ハイゼットカーゴ	6738
			すいどうひろさき 22	上水道施設課	エクストレル	286
			すいどうひろさき 23	営業課	タウンボックス	4838
			すいどうひろさき 24	上水道施設課	ステラ	8356
			すいどうひろさき 25	総務課	ウィングロード	3495
			すいどうひろさき 26	総務課	アルトエコ	5759
携帯局	8基	5W	すいどうひろさき 31	上水道施設課		
			すいどうひろさき 51	営業課		
			すいどうひろさき 52	営業課		

局種別	設置基数	出力	呼出名称	課	搭載車両
			すいどうひろさき 5 3	上水道施設課	
			すいどうひろさき 5 4	上水道施設課	
			すいどうひろさき 5 5	営業課	
			すいどうひろさき 5 6	上水道施設課	
			すいどうひろさき 5 7	上水道施設課	

②通信系統図



[表] 3-3-8 各水防倉庫の資機材の備蓄状況

(防災課 平成31年4月)

倉庫名		種市	新里	石川	一野渡	水防資材センター	岩木	相馬
倉庫所在地		種市字高瀬 89-5	新里字東里 見59-1	石川字石川 114-1	一野渡字岡 本17-1	茜町 2-5-3	賀田一丁目 1-1	五所字野沢 41-1
規模 (㎡)		32.40	29.87	33.17	14.91	185.49	25.00	20.00
機 材	スコップ	10丁	10丁	10丁	10丁	45丁	28丁	20丁
	掛矢	3丁	3丁	3丁	3丁	10丁	2丁	2丁
	たこ鎚	1丁	1丁	1丁	1丁	9丁		
	唐鋏	3丁	3丁	3丁	3丁	12丁		2丁
	ペンチ	3丁	3丁	3丁	3丁	5丁	3丁	10丁
	斧	3丁	3丁	3丁	3丁	5丁		1丁
	鋸	3丁	3丁	3丁	3丁	6丁	2丁	5丁
	鎌	5丁	5丁	5丁	5丁	20丁		10丁
	照明具	3個	3個	3個	3個	10個		
	ハンマー					9丁	7丁	3丁
	ツルハシ					15丁	3丁	5丁
	一輪車					12台	3台	2台
	胴長					5着		
	発電機					2台	2台	2台
	投光器					2台	3台	3台
	安定器					2台		
	救命胴衣					20着	5着	5着
救命浮環						5個		
救助用ボート					3台			
船外機					1台			
資 材	丸太3.5m	28本	85本	32本	20本			
	丸太2.5m	24本	30本	31本	30本	527本		
	丸太2.0m	67本	97本	54本	50本			
	ビニル土のう	5,200袋	5,200袋	5,200袋	5,200袋	22,000袋	3,500袋	1,500袋
	むしろ	350枚	70枚	78枚	75枚	268枚		
	縄	29丸	35丸	36丸	17丸	79丸		
	鉄線	20kg	20kg	20kg	20kg	2kg		30kg
	かます			30枚	30枚			
	鉄杭	189本	175本	160本	180本	226本	140本	100本
	ワイヤロープ						20m	
	ビニルシート	20枚	20枚	22枚	20枚	117枚	65枚	30枚
	ロープ					900m	850m	500m
	白ロープ						250m	
	なた						1丁	3丁
	麻俵							
油吸着資材					1箱			
塩ビ管 (Φ300mm×4m)					2本			
(Φ30mm×4m)					21本			
毛布					142枚	80枚	50枚	
ロウソク							30本	
懐中電灯							15個	
資機材管理者		防災課長				道路維持課長	総務課長	総務課長
鍵 保 管 者	職名	新和地区団 第2分団長	豊田地区団 第1分団長	石川出張所 所長	千年地区団 第1分団長	道路維持課長	総務課長	総務課長
	電話	防災課 40-7117	防災課 40-7117	出張所 92-2112	防災課 40-7117	道路維持課 32-8555	総務課 82-3111	総務課 84-2111
設置年	昭和50年	昭和44年	昭和42年	昭和55年	昭和53年	昭和55年	昭和60年	
建築年	昭和50年	平成4年	昭和42年	平成元年	昭和53年	昭和55年	昭和60年	

土のう用土砂備蓄状況

種類	数量	備蓄場所	管理者
白砂	50.0m ³	道路維持課構内	道路維持課長

[表] 3-3-9 水防倉庫の資器材備蓄基準

(平成28年度青森県水防計画書)

	資器材名	単位	数量
機材	スコップ	丁	10
	掛 矢	丁	3
	たこ鎚	丁	1
	唐 鋏	丁	3
	ペンチ	丁	3
	お の	丁	3
	のこぎり	丁	3
	鎌	丁	5
	照明具	個	3
資材	丸 太 (3.5m)	本	20
	丸 太 (2.5m)	本	30
	丸 太 (2.0m)	本	50
	ビニール袋又は麻袋	袋	5,000
	縄	丸	20
	鉄 線	kg	20
	ビニールシート	枚	10

- 備考
- 1 竹林、その他水防工法上必要な資器材若干量も備蓄しておくこと。
 - 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当な土砂を備蓄すること。
 - 3 ビニールシートは、弘前市水防計画で追加したもの。

[表] 3-3-10 水防資材センターの備蓄基準

資器材名		単位	数量
機 材	スコップ	丁	30
	掛 矢	丁	5
	たこ槌	丁	4
	唐 鋏	丁	12
	ペンチ	丁	5
	斧	丁	6
	鋸	丁	6
	鎌	丁	5
	照明灯	個	10
	ハンマー	丁	5
	ツルハシ	丁	5
	一輪車	台	5
	発電機	台	2
	投光機	個	2
	資 材	丸太 (4.0 m × 9 cm)	本
丸太 (3.0 m × 7.5 cm)		本	150
丸太 (2.0 m × 7.5 cm)		本	300
フルコン (70 cm × 48 cm)		袋	6,000
フルコン (87 cm × 48 cm)		袋	5,000
むしろ		枚	300
縄		丸	100
鉄 線		kg	100
白 砂		‰	100
切り込み碎石		‰	100
ビニールシート		枚	10

[表] 3-3-11 救助資機材等の整備状況

(消防本部 平成30年4月)

区分	一般救助器具							切断用器具				切断用器具					
	かぎ付きはし(こ)	三連はし(こ)	金属製折りたたみはし(こ)	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェンソー	鉄線カッター	空気鋸
数量	13	10	4	2	4	16	2	2	2	5	2	2	10	2	10	11	2

区分	測定用器具				破壊用器具				呼吸保護用器具				隊員保護用器具							
	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	化学防護服(陽圧式)
数量	8	9	8	3	16	6	1	3	52	5	4	3	24	8	6	8	9	9	4	4

区分	水難救護用器具							山岳救助用器具		その他の救助用器具						
	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機	
数量	14	78	15	27	7	4	2	15	10	9	22	112	9	2	8	

〔表〕 3-3-12 河川等災害対策施設・設備等の整備状況

(消防本部、環境課 平成30年4月)

区 分	油 吸 着 剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)
消防本部	120	200	
弘前市		100	2m×20

〔表〕 3-3-13 その他施設・設備等の整備状況

(道路維持課 平成30年4月)

機 材 名	バ ッ ク ホ ウ ※1	ダ ン プ ト ラ ッ ク ※2	シ ョ ベ ル ロ ー ダ	モ ー タ グ レ ー ダ	作 業 車 (ダ ブ ル キ ャ ブ)	道 路 清 掃 車	ロ ー タ リ 除 雪 車
台 数	1	11	12	5	2	1	10

※1 小型バックホウ

※2 ダンプトラック11台のうち、クレーン付き1台

[表] 3-5-1 山腹崩壊危険地区

(青森県農林水産部林政課 平成30年10月)

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
202	S0001	中野	小三島	3		市道
	S0002	桜庭	狼ノ平	5		県道
	S0003	桜庭	外山	33		県道
	S0004	黒土	山裾	1		農道
	S0005	国吉	耕田	2		県道
	S0006	平山	赤沢	53		市道
	S0007	高野	突山	2		農道
	S0008	坂元	山元	1		県道
	S0009	十面沢	轡	23		県道
	S0010	十面沢	轡	5		県道
	S0011	大沢	堂ヶ平	1		林道
	S0012	一野渡	山下	16		市道
	S0013	如来瀬	大久保平	1		県道
	S0014	如来瀬	山田	0		県道
	S0015	如来瀬	山田	1		県道
	S0016	宮地	宮本	9		市道
	S0017	新法師	泉	21		市道
	S0018	百沢	東岩木山	6		市道
	S0019	常盤野	上黒沢	1		県道
	S0020	紙漉沢	堰根	4		市道
	S0021	紙漉沢	堰根	23		市道
	S0022	紙漉沢	山越	19		県道
	S0023	紙漉沢	山越	3		市道
	S0024	坂市	亀田	10		県道
	S0025	坂市	亀田	21		県道
	S0026	藤沢	野田	2		県道
	S0027	藤沢	野田	1		県道
	S0028	大助	野田	4		市道
	S0029	相馬	竜ヶ平	1		市道
	S0030	相馬	篋九枚	0		市道
	S0031	相馬	篋九枚	1		市道
	S0032	相馬	野脇	1		市道
	S0033	相馬	野脇	1		市道
	S0034	相馬	薬師平	9		県道
	S0035	藍内	立石	3		県道
	S0036	藍内	立石	9		県道
S0037	藍内	富田	1		県道	
S0038	藍内	富田	1		県道	
S0039	藍内	富田	0		林道	
S0040	藍内	関ヶ平	0		林道	
S0041	水木在家	清水沢	0		林道	
S0042	沢田	園村	36		市道	
S0043	坂市	坂市沢	1		市道	
S0044	相馬	鳴ヶ沢	1		農道	
S0045	湯口	三ノ細川	0		農道	

〔表〕 3-5-2 崩壊土砂流出危険地区

①国有林

(東北森林管理局津軽森林管理署 平成29年3月)

調査番号	地区名	位 置			直接保全対象施設			危険度
		大 字	字 (林班)		人家数	公共施設等	道路	
202-0001	藤倉川	相 馬	萱范国有林	(398~407)	0		市道	C
202-0002	藍内	藍 内	関ヶ平国有林	(356)	0		市道	B
202-0003	藍内川上流	藍 内	関ヶ平国有林	(358)	0		併用林道	C
202-0004	滝ノ沢	湯 口	湯口山国有林	(348~350)	0		市道	C
202-0005	棚内川	湯 口	湯口山国有林	(341~347・ 351~355)	1		市道	C
202-0006	尾神	一野渡	鷲ノ巣国有林	(316~321)	0		市道	C
202-0007	中泊	一野渡	鷲ノ巣国有林	(313・315)	0		市道	C
202-0008	瑞穂	常盤野	黒森国有林	(25)	14	農地	県道	A
202-0009	湯段沢	常盤野	黒森国有林	(25~26)	7	農地	県道	B
202-0010	岳	百 沢	東岩木山国有林	(27)	32	農地	県道	A
202-0011	戸立	百 沢	東岩木山国有林	(28)	15	農地	県道	A
202-0012	柴柄沢	百 沢	東岩木山国有林	(28~29)	0		県道	B
202-0013	平沢	百 沢	東岩木山国有林	(29~30)	1	農地	県道	C
202-0014	滝ノ沢	百 沢	東岩木山国有林	(30~31)	1		県道	B
202-0015	毒蛇沢	百 沢	東岩木山国有林	(31)	3		県道	B
202-0016	石切沢	百 沢	東岩木山国有林	(32)	7		県道	A
202-0017	蔵助沢	百 沢	東岩木山国有林	(32)	15	農地	県道	A
202-0018	頭無沢	百 沢	東岩木山国有林	(32~33)	0		市道	C
202-0019	後長根沢	百 沢	東岩木山国有林	(33)	6		県道 市道	A
202-0020	大黒沢	百 沢	東岩木山国有林	(37~38)	60	農地	市道	A
202-0021	八森沢	百 沢	東岩木山国有林	(41~42)	0	農地	市道	C
202-0022	赤倉沢	百 沢	東岩木山国有林	(44~45)	6		県道	A
202-0023	大鳴沢	百沢	西岩木山国有林	(2077)	0	農地	県道	C
202-0024	日影沢	百沢	西岩木山国有林	(2077~ 2078)	0		県道	C
202-0025	長前沢	百沢	西岩木山国有林	(2078~ 2079)	0		県道	C
202-0026	白狐沢	百沢	西岩木山国有林	(2079)	0		県道	C
202-0027	宿場沢	相馬	萱范国有林	(391)	0	ダム	林道	A

②民有林

(青森県農林水産部林政課 平成30年10月)

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0001	中 畑	外 山	0		県道
	H0002	中 野	小三島	18	3	県道
	H0003	番 館	山 腰	0		農道
	H0004	番 館	山 腰	0		農道
	H0005	番 館	山 腰	10		市道
	H0006	吉 川	山 下	10		農道
	H0007	高 野	オツカ沢	6		市道
	H0008	館 後	新 田	0		県道
	H0009	国 吉	耕 田	1	1	県道
	H0010	悪 戸	後 沢	0		県道
	H0011	坂 元	山 元	20		県道
	H0012	坂 元	山 元	20	1	県道
	H0013	小 沢	大畑沢	0		県道
	H0014	一野渡	野 尻	10		市道
	H0015	一野渡	野 尻	0		農道
	H0016	一野渡	山 下	0		農道
	H0017	一野渡	山 下	0		農道
	H0018	一野渡	西平山	15		市道
	H0019	一野渡	西平山	15		市道
	H0020	大和沢	鷺ノ巣	0		市道
	H0021	大和沢	鷺ノ巣	0		農道
	H0022	小栗山	小松ヶ沢	60	2	県道
	H0023	小栗山	鷺ノ巣	60	2	県道
	H0024	松木平	鷺ノ巣	60	2	県道
	H0025	大 沢	寺ヶ沢	60	3	県道
	H0026	大 沢	次郎ヶ沢	60	3	県道
	H0027	大 沢	梨子平	70	3	県道
	H0028	大 沢	南ヶ沢	60	3	県道
	H0029	大 沢	南ヶ沢	100	3	県道
	H0030	石 川	西ノ沢	100	3	県道
	H0031	石 川	西ノ沢	100	3	県道
	H0032	石 川	西ノ沢	100	3	県道
	H0033	石 川	外ネブコ	100	3	県道
	H0034	乳 井	沢 田	30	3	国道
	H0035	薬師堂	銭神石	30	3	国道
	H0036	番 館	山 腰	1		農道
	H0037	番 館	山 腰	0		農道

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
	H0038	米ヶ袋	岡 部	0		農道
	H0039	米ヶ袋	岡 部	0		農道
202	H0040	米ヶ袋	岡 部	0		農道
	H0041	大和沢	鷺ノ巣	0		林道
	H0042	如来瀬	大久保平	0		県道
	H0043	如来瀬	山 田	0		県道
	H0044	如来瀬	山 田	0	1	市道
	H0045	兼 平	山下林添	17		市道
	H0046	兼 平	山下林添	5		市道
	H0047	五 代	山 本	15		市道
	H0048	宮 地	宮 本	45	2	市道
	H0049	宮 地	宮 本	30	1	市道
	H0050	宮 地	宮 本	50	2	県道
	H0051	常盤野	上黒沢	20	1	県道
	H0052	兼 平	林元林添	30		市道
	H0053	百 沢	東岩木山	3		県道
	H0054	相 馬	野 脇	0		市道
	H0055	相 馬	野 脇	2	1	市道
	H0056	相 馬	野 脇	11		市道
	H0057	相 馬	野 脇	0		市道
	H0058	相 馬	羽根山	5		市道
	H0059	相 馬	鳴ヶ沢	0		市道
	H0060	相 馬	竜ヶ平	0		市道
	H0061	相 馬	鳴ヶ沢	0		市道
	H0062	相 馬	竜ヶ平	7		市道
	H0063	相 馬	竜ヶ平	0		市道
	H0064	相 馬	竜ヶ平	0		市道
	H0065	相 馬	相 馬	0		県道
	H0066	相 馬	籠九枚	0		県道
	H0067	相 馬	籠九枚	0		県道
	H0068	沢 田	鉢呑沢	0		県道
	H0069	沢 田	園 村	13	3	市道
	H0070	沢 田	園 村	13	2	市道
	H0071	沢 田	シモミ沢	0		県道
	H0072	沢 田	園 村	13	2	市道
	H0073	沢 田	園 村	0		市道
	H0074	相 馬	籠九枚	0		市道
	H0075	相 馬	籠九枚	0		市道
	H0076	相 馬	籠九枚	0		市道
	H0077	相 馬	籠九枚	0		市道

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
	H0078	相 馬	籠九枚	0		市道
	H0079	相 馬	籠九枚	0		市道
202	H0080	藍 内	立 石	6		県道
	H0081	藍 内	立 石	6		県道
	H0082	藍 内	立 石	6		県道
	H0083	藍 内	立 石	7		県道
	H0084	藍 内	立 石	7		県道
	H0085	藍 内	富 田	7	1	農道
	H0086	藍 内	関ヶ平	20	2	県道
	H0087	藍 内	富 田	1	1	国道
	H0088	藍 内	富 田	5	1	市道
	H0089	水木在家	桜 井	15	1	市道
	H0090	水木在家	桜 井	13	1	市道
	H0091	五 所	野 沢	14		市道
	H0092	五 所	野 沢	60	2	県道
	H0093	湯 口	一ノ下り山	0		市道
	H0094	湯 口	一ノ下り山	0		市道
	H0095	湯 口	一ノ下り山	0		市道
	H0096	紙漉沢	堰 根	0		市道
	H0097	紙漉沢	山 越	30		市道
	H0098	湯 口	一ノ下り山	0		林道
	H0099	水木在家	清水沢	0		市道

[表] 3-5-3 地すべり危険地区（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成30年10月）

危険地区番号		位置		地区名	直接保全対象		
		大字	字		人家	公共施設	
						種類	数量
202	G0001	一野渡	中平山	中泊沢	0	市道	500m
	G0002	藍内	立石	立石	12	県道	1,300m
						市道	200m
						林道	1,200m

[表] 3-5-4 小規模山地崩壊危険地

（青森県農林水産部林政課 平成30年10月）

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
202	小0001	黒土	鎧田	3		農道
	小0002	湯口	三ノ細川	0		農道
	小0003	藍内	富田	0		農道
	小0004	相馬	山田	3		—
	小0005	相馬	一丁木	3		市道
	小0006	大和沢	下岸田	15		県道

[表] 3-5-5 雪崩危険箇所（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成29年10月）

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
202	な0001	国吉	耕田	0		県道
	な0002	十面沢	沢田	10		県道
	な0003	如来瀬	大久保平	0		県道
	な0004	常盤野	上黒沢	5		県道
	な0005	坂市	亀田	19		県道
	な0006	沢田	鉢呑沢	0		県道
	な0007	沢田	園村	4	1	市道
	な0008	藤沢	野田	8		県道

〔表〕 3-5-6 土石流危険溪流

(青森県県土整備部河川砂防課 平成30年3月)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名
202-I-1	岩木川	平川	外の沢	村元
202-I-2	岩木川	平川	東大沢	村元
202-I-3	岩木川	平川	中大沢	山元
202-I-4	岩木川	平川	久渡寺沢	山元
202-I-5	岩木川	平川	羽黒沢	山元
202-I-6	岩木川	平川	北羽黒沢	大字坂元字山下
202-I-7	岩木川	平川	北久渡寺南沢	山下
202-I-8	岩木川	平川	北久渡寺沢	山越
202-I-9	岩木川	岩木川	堰口沢	西田
202-I-10	岩木川	岩木川	北八幡沢	沢辺
341-I-1	岩木川	大秋川	湯ノ沢	湯の沢
341-I-2	岩木川	大秋川	戸上沢	裾野
341-I-3	岩木川	大秋川	柴柄沢川	裾野
341-I-4	岩木川	大秋川	平沢川	裾野
341-I-5	岩木川	大秋川	滝ノ沢	小松野
341-I-6	岩木川	蔵助沢川	石切沢	高田
341-I-7	岩木川	蔵助川	百沢	高田
341-I-8	岩木川	蔵助沢川	蔵助沢	田川
341-I-9	岩木川	蔵助川	頭無沢	獅子沢
341-I-10	岩木川	後長根川	後長根沢	上黒沢
341-I-11	中村川	黒沢	枯木平沢	上黒沢
341-I-12	中村川	黒沢	東常盤野沢	上黒沢
341-I-13	中村川	黒沢	常盤野沢	上黒沢
341-I-14	中村川	黒沢	西常盤野沢	裾野
342-I-1	岩木川	相馬川	五所沢	川袋
342-I-2	岩木川	相馬川	東水木在家沢	桜井
342-I-3	岩木川	相馬川	西水木在家沢	桜井
342-I-4	岩木川	相馬川	藍内沢	関ヶ平
342-I-5	岩木川	作沢川	鳴ヶ沢	山田
342-I-6	岩木川	作沢川	竜ヶ平沢	山田
342-I-7	岩木川	作沢川	沢田沢	園村
342-I-8	岩木川	相馬川	坂市沢	坂市沢
342-I-9	岩木川	相馬川	紙漉沢	山越
342-I-10	岩木川	相馬川	堰根沢	紙漉沢字堰根
202-II-1	岩木川	旧大蜂川	大石川	山平
341-II-1	岩木川	大秋川	毒蛇沢	上黒沢
341-II-2	中村川	黒沢	黒森沢	上黒沢
341-II-3	中村川	黒沢	小倉沢	上黒沢

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名
341-Ⅱ-4	中村川	黒沢	下小倉沢	上黒沢
341-Ⅱ-5	中村川	黒沢	下湯段沢	上黒沢
341-Ⅱ-6	中村川	黒沢	湯段沢	黒森
342-Ⅱ-1	岩木川	相馬川	向山沢	松ノ木
342-Ⅱ-2	岩木川	相馬川	羽根山沢	羽根山
342-Ⅱ-3	岩木川	相馬川	松倉沢	関ヶ平
342-Ⅱ-4	岩木川	相馬川	上立石沢	立石
342-Ⅱ-5	岩木川	相馬川	下立石沢	立石
341-Ⅲ-1	岩木川	大秋川	柴柄西沢	裾野
341-Ⅲ-2	岩木川	岩木川	上如来瀬沢	山下林添
341-Ⅲ-3	岩木川	岩木川	下如来瀬沢	山下林添
341-Ⅲ-4	岩木川	岩木川	天満の沢	林元林添
341-Ⅲ-5	岩木川	岩木川	兼平沢	山本
341-Ⅲ-6	岩木川	岩木川	蔵王沢	官地
341-Ⅲ-7	岩木川	岩木川	大山祇沢	東岩木山

[表] 3-5-7 砂防指定地

(青森県県土整備部河川砂防課 平成29年9月)

番 号	告示年月日	告 示 号	幹川名	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)
					大 字	字		
1	昭 11.11.19	604	大和沢川	股 鬼 沢	一野渡	鷲ノ巣	2,600×210	54.600
2	11.11.19	604	〃	尾 神 沢	一野渡	鷲ノ巣	3,060×210	64.260
3	15.10.21	554	〃 平川	大和沢川	一野渡	岡本外5字	1,240×40	4.960
4	19.12.20	604	〃	大和沢川	一野渡	東平山外2字	450×40	1.800
5	26.11.13	963	大和沢川	深 山 沢	一野渡	深山沢	30×10	0.030
6	26.11.13	963	〃	深 山 沢	一野渡	深山沢	2,500×160	40.000
7	27. 9.11	1206	〃	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,670×80	21.360
8	27. 9.11	1206	〃	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,900×80	23.200
9	27. 9.11	1206	相 馬 川	藍 内 川	藍 内	見継山外2字	1,200×20	2.400
10	27. 9.11	1206	〃	藍 内 川	藍 内	見継山外2字	1,200×80	9.600
11	28.11.10	1410	〃	相 馬 川	相 馬	向山外12字	1,000×50 2,300×70	21.100
12	28.11.10	1410	〃	相 馬 川	相 馬	向山外12字	1,000×60 2,300×100	29.000
13	28.11.10	1410	棚 内 川	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	300×10	0.300
14	28.11.10	1410	〃	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	300×40	1.200
15	30. 5.10	629	〃	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	2,740×8	2.192
16	30. 5.10	629	〃	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	2,740×110	8.460
17	30. 9. 7	1176	大和沢川	中 止 沢	一野渡	中平山岡本	740×40	2.960
18	30. 9. 7	1176	〃	中 止 沢	一野渡	中平山岡本	0×0	0.800
19	31. 4.16	722	大 秋 川	湯の沢川	常盤野	黒森山	1,100×30	3.300
20	34. 3.30	602	相 馬 川	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	400×30	1.200
21	36. 3. 7	318	〃	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	450×40	1.800
22	36. 8. 2	1579	平 川	大和沢川	一野渡	野尻山下	2,120×40	8.480
23	38.10.14	2612	棚 内 川	棚 内 川	湯 口	湯口山	800×100	7.760
24	41. 6.10	1854	相 馬 川	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	2,000×80	14.800
25	41. 6.10	1854	岩 木 川	蔵 助 沢	百 沢	東岩木山国有林	1,700×20	3.400
26	42. 3.31	1159	相 馬 川	作 沢 川	藤 沢 田	野田園村	4,935×60	29.610
27	42.11.30	3935	〃	作 沢 川 H12.6.27 相馬農林ダム 一部解除	沢 田	萱菴	4,233×60	25.400
28	42.11.30	3935	〃	藤 倉 川 H12.6.27 相馬農林ダム 一部解除	相 馬	萱菴	2,540×60	15.240
29	45. 3. 5	242	大 秋 川	湯 ノ 沢	常盤野	湯の沢	1,100×30	3.300
30	46. 2.13	160	大和沢川	深 山 沢	一野渡	深山沢	2,300×40	9.200
31	47. 8. 4	1353	土 淵 川	土 淵 川	小 沢	大畑沢	400×60	2.400

番 号	告示年月日	告 示 番 号	幹川名	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)
					大 字	字		
32	47. 8. 4	1353	相馬川	相馬川	藍内	関ヶ平国有林	450×60	2.700
33	48. 2. 1	221	栩内川	栩内川	湯口	一ノ下り山国有林 湯口山国有林	820×80	6.560
34	49. 1. 18	49	後長根川	後長根川	百沢	東岩木山	400×100	4.000
35	49. 12. 5	1443	後長根川	後長根川	宮地 宮地 百沢 百沢	富田 大柳 獅子沢 稔	2,900×40	11.600
36	50. 9. 29	1306	岩木川	蔵助沢	百沢	東岩木山 寺沢 高田 大平野 温湯	7,800×170	31.040
37	51. 2. 9	111	大深山沢	大深山沢	大和沢	上岸田	200×0	0.372
38	51. 2. 9	111	〃	ネゴヤ沢	小栗山 大和沢	鷺ノ巣 上岸田	80×0	0.211
39	51. 2. 9	111	後長根川	後長根川	宮地 百沢	富田 大柳	2,500×70	17.500
40	52. 1. 24	55	蔵助沢	石切沢	百沢	東岩木山国有林	200×0	0.638
41	52. 1. 24	55	後長根川	後長根川	百沢	東岩木山国有林	600×0	1.620
42	52. 8. 16	1137	蔵助沢	蔵助沢	百沢	田川・高田・寺沢	130×0	0.240
43	54. 1. 30	101	大秋川	大秋川	中畑 杉ヶ沢 百沢	外山 白沢	552×0	3.930
44	55. 4. 23	911	大和沢川	中泊沢	一野渡	鷺ノ巣	300×0	0.988
45	56. 4. 22	928	蔵助沢	姥ノ沢	百沢	東岩木山	100×0	0.293
46	56. 4. 22	928	蔵助沢	石切沢	百沢	東岩木山	180×0	0.486
47	57. 8. 4	1460	浅瀬石川	切明川	切明	滝の森国有林	465×0	1.097
48	59. 1. 30	97	栩内川	滝ノ沢	湯口	湯口山一番国有林	336×0	1.036
49	61. 7. 24	1345	後長根川	後長根川	百沢	東岩木山	333×0	1.160
50	62. 10. 15	1764	栩内川	金ヶ沢	湯口	湯口山国有林	279×0	0.820
51	63. 11. 8	2157	大蜂川	一本木沢	百沢	東岩木山	254×0	1.530
52	平1. 8. 4	1384	後長根川	後長根川	百沢	東岩木山	285×0	0.710
53	1. 10. 6	1691	湯ノ沢	湯ノ沢	百沢	東岩木山国有林	279×0	0.650
54	4. 3. 13	626	大秋川	湯ノ沢	百沢	裾野	791×0	7.860
55	5. 11. 2	2091	鳴ヶ沢川	鳴ヶ沢川	相馬	鳴ヶ沢・竜ヶ沢	850×0	2.860
56	7. 2. 13	216	大秋川	湯ノ沢	百沢	裾野	959×0	7.300
57	8. 2. 5	156	戸上沢	戸上沢	百沢	東岩木山国有林	288×0	1.270
58	10. 7. 16	1467	大秋川	湯ノ沢	常盤野	湯の沢・黒森	160.3×0	0.370
59	12. 5. 10	1272	大秋川	湯ノ沢	百沢	東岩木山国有林	630×0	0.640
60	13. 3. 16	219	岩木川	蔵助沢	百沢	東岩木山国有林	155.6×0	0.200
61	14. 3. 7	140	蔵助沢川	石切沢	百沢	東岩木山	735×0	14.840

番 号	告示年月日	告 示 号	幹川名	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)
					大 字	字		
6 2	15. 3. 14	214	大 秋 川	戸 上 沢	イ 常盤野 百 沢 百 沢 口 常盤野 百 沢	湯の沢 裾野 東岩木山 黒森国有林 東岩木山国有林	693×0	4. 910
6 3	15. 3. 14	214	平 川	外 の 沢	乳 井	外ノ沢	310×0	2. 790
6 4	16. 3. 17	276	蔵助沢川	頭 無 沢	百 沢	寺沢・東岩木山	838. 1×0	17. 969
6 5	18. 2. 9	214	蔵助沢川	頭 無 沢	百 沢	寺沢	536×0	6. 1412
6 6	19. 5. 18	629	岩 木 川	堰 口 沢	番 館	山越	141. 2×0	0. 3696
6 7	21. 7. 29	813	蔵助沢川	石 切 沢	百 沢	東岩木山国有林	277. 6×0	0. 833
6 8	22. 3. 5	148	平 川	東 大 沢	大 沢	戸谷・大菴・杉久保	1009. 6×0	2. 5009
6 9	23. 3. 7	248	平 川	中 大 沢	大 沢	大菴	200×0	0. 7735
7 0	24. 5. 23	622	前 川	中 大 沢	大 沢	大菴・梨子平	386. 7×0	1. 8832
7 1	25. 11. 26	1142	後長根川	後長根沢 2号	百 沢	寺沢	403. 4×0	1. 2376
7 2	28. 2. 18	405	後長根川	後長根沢 2号	百 沢	寺沢	286. 7×0	1. 1433

[表] 3-5-8 地すべり危険地区

(青森県農林水産部林政課、農村整備課 平成30年10月)

地区番号・名	位 置	面 積 (ha)	保 全 対 象			
			人家(戸)	耕地(ha)	その他(ha)	主な施設等
202-G0001	大字一野渡	-	0	-	-	市道 500m
兼 平	大字兼平	37	0	29	8	農道
大 助	大字大助	45	10	36	9	農道
202-G0002	大字藍内	-	12	-	-	県道 市道 林道 1, 300m 200m 1, 200m

[表] 3-5-9 地すべり危険箇所

(青森県県土整備部河川砂防課 平成29年9月)

地区名	位置	面積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設 等	摘要 (指定状況)
				人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物			
						災害時要援 護者施設等	左記以外の 公共的建物		
坂市	大字坂市	20.0	相馬川	20	6.0	長慶苑	—	県道 450m	—
富田	大字藍内	15.0	相馬川	7	2.9	—	—	県道 700m	—
関ヶ平	大字藍内	58.0	相馬川	—	2.2	—	—	県道 300m	S43. 3. 30 関ヶ平

(青森県県土整備部河川砂防課 平成29年10月)

地域名	位置	土地			家屋	公共施設	
		田畑	山林	その他	その他	道路	その他
関ヶ平	弘前市大字藍内字関ヶ平	2.2ha	19.7ha	6.1ha	—	県道 3,000m 橋梁 4橋	砂防 2基 頭首工 2基
告示		昭和43年3月30日、告示1040号					
備考		地すべり対策事業完了(昭和46年度)・(平成17年度)					

[表] 3-5-10 地すべり防止区域指定箇所

(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による指定箇所)

(青森県農林水産部農村整備課 平成29年10月)

地域名	位置	土地			家屋	公共施設	
		田畑	山林	その他	その他	道路	その他
中野	弘前市大字中野 西目屋村大字杉ヶ沢	54.8ha	23.3ha	10.3ha	神社1	農道6,070m	水路3,508m
告示		平成4年8月27日、告示945号					
備考		地すべり対策事業完了(平成13年度)					

地域名	位置	土地			家屋	公共施設	
		田畑	山林	その他	その他	道路	その他
園村	弘前市大字沢田字甚沢	-	27.47ha	2.36ha	-	-	-
告示		平成19年1月30日、告示102号					
備考		地すべり対策事業実施中(平成19年度~)					

地域名	位置	土地			家屋	公共施設	
		田畑	山林	その他	その他	道路	その他
大久保	弘前市大字如来瀬字大久保平	9.65ha	4.3ha	0.35ha	-	農道520m	-
告示		平成12年4月5日、告示563号					
備考		地すべり対策事業完了(平成17年度)					

地域名	位置	土地			家屋	公共施設	
		田畑	山林	その他	その他	道路	その他
立石	弘前市大字藍内字立石	0.27a	10.01ha	1.06ha	-	林道770m 橋梁1基	水路3,508m
告示		平成26年4月24日、告示614号					
備考							

〔表〕 3-5-11 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域

(青森県県土整備部河川砂防課 平成29年9月)

箇所番号	箇所名	大字	字	地形要因		
				延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
自然 I						
178	宇野田	小友	神原	101	65	15
179	鶴喰1号	鬼沢	鶴喰	220	55	8
180	茂森町2号	西茂森	一丁目	80	45	10
181	茂森新町	西茂森	一丁目	155	60	15
182	桜庭3号	桜庭	西田～外山	270	35	20
183	桜庭1号	桜庭	久保	200	30	20
184	米ヶ袋1号	桜庭	西田	160	45	13
185	中畑	中畑	旭岡	350	50	13
186	番館	番館	長田	170	60	10
187	米ヶ袋2号	桜庭	村元	300	45	15
188	平山	平山	平山	170	30	30
189	桜ヶ丘四丁目1号	大原	一丁目	60	60	6
190	山元3号	坂本	山元	94	30	45
191	石川	石川	大仏	290	60	15
192	乳井3号	乳井	乳井	140	40	5
193	乳井1号	乳井	乳井	150	50	7
194	乳井2号	乳井	乳井	300	32	40
1191	宮川3号	折笠	宮川	130	40	5
1192	茂森町	茂森町	一丁目	80	50	10
1193	館後	館後	館後	150	35	10
1194	国吉	国吉	坂本	410	50	10
1195	桜庭2号	桜庭	鳴瀬	240	40	9
1196	番館2号	番館	長田	70	65	6
1197	一野渡	一野渡	岡本	650	45	6
1198	大沢5号	大沢	上村元	30	42	12
1199	大仏	石川	大仏	30	36	7
221	植田	植田	山下	150	30	15
222	山下	植田	山下	150	30	20
223	富田4号	葛原	富田	150	40	5
224	宮地	宮地	諏訪林	180	30	20
225	堰根	紙漉沢	堰根	30	34	40
226	坂市	坂市	坂市沢	230	40	15
227	里見4号	五所	里見	85	40	7

箇所番号	箇所名	大字	字	地形要因		
				延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
228	沢田	沢田	園村	500	55	50
229	大助	大助	大助	200	35	30
230	山田 5 号	相馬	山田	120	40	15
231	山田 4 号	相馬	山田	40	40	15
232	山田 3 号	相馬	山田	150	40	15
233	山田 2 号	相馬	山田	110	45	13
1204	藤沢 1 号	藤沢	野田	160	35	15
1205	山田 1 号	相馬	山田	110	45	13
	41 箇所					
人工 I						
28	南川端町	南川端町	銅屋町	220	40	5
29	桔梗野一丁目	桔梗野	一丁目	110	60	8
33	吉川	吉川	山下	220	30	10
	3 箇所					
自然 II						
117	川合 1 号	三和	川合	112	65	6
118	川合 2 号	三和	川合	112	65	6
119	秋森	大森	秋森	30	35	7
120	神原 1 号	小友	神原	79	55	6
121	神原 2 号	小友	神原	45	62	8
122	神原 3 号	小友	神原	73	40	6
123	菖蒲沢 1 号	鬼沢	猿沢	56	73	6
124	平岡	大川	上桜川	100	40	7
125	向野	高杉	向野	70	50	7
126	電 1 号	中別所	菊野	65	60	10
127	電 2 号	中別所	電	105	40	6
128	電 3 号	中別所	電	90	45	6
129	電 4 号	中別所	電	90	60	5
130	狐沢	中別所	狐沢	100	30	6
131	宮館沢	宮館	宮館沢	90	45	6
132	宮川 1 号	折笠	宮川	100	40	5
133	宮川 2 号	折笠	宮川	90	60	5
134	法立堂	折笠	法立堂	100	40	5
135	長田 1 号	番館	長田	130	40	8
136	山腰	番館	山腰	100	40	11

箇所番号	箇所名	大字	字	地形要因		
				延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
137	長田 2 号	番館	長田	45	70	5
138	福田	米ヶ袋	福田	66	40	6
139	西田 2 号	桜庭	西田	78	55	12
140	西田 1 号	桜庭	西田	75	55	14
141	村元 3 号	国吉	川原田	90	42	5
142	山元 5 号	高屋	山元	90	40	11
143	山元 1 号	高屋	山元	90	50	8
144	鳴瀬 2 号	悪戸	中野	150	42	15
145	鳴瀬 1 号	悪戸	中野	150	42	6
146	悪戸 1 号	悪戸	中野	23	32	9
147	悪戸 2 号	悪戸	中野	93	60	8
148	悪戸 3 号	悪戸	中野	82	42	20
149	中野 2 号	悪戸	中野	64	35	15
150	中野 3 号	悪戸	中野	75	32	22
151	青柳 2 号	下湯口	青柳	75	50	5
152	青柳 3 号	下湯口	青柳	144	40	9
153	旭ヶ丘二丁目 1 号	旭ヶ丘	二丁目	50	40	11
154	旭ヶ丘二丁目 2 号	旭ヶ丘	二丁目	75	65	6
155	桜ヶ丘四丁目 2 号	桜ヶ丘	四丁目	40	60	5
156	旭ヶ丘五丁目	旭ヶ丘	二丁目	60	40	5
157	山崎	小沢	山崎	130	40	6
158	大原三丁目	桜ヶ丘	一丁目	20	60	5
159	山元 1 号	坂本	山元	83	35	20
160	山元 2 号	坂本	山元	68	30	50
952	菖蒲沢 2 号	鬼沢	猿沢	95	60	6
953	坂元	鬼沢	鶴喰	20	30	25
954	村元 2 号	国吉	川原田	96	30	6
955	川原田 1 号	国吉	川原田	54	40	5
956	山下 2 号	坂本	前沢	27	35	25
957	大沢 6 号	大沢	上村元	30	42	12
178	岩木山山頂			60	35	60
179	薬師	大原	一丁目	40	60	5
180	土筆山	葛原	土筆山	100	45	7
181	富田 3 号	葛原	富田	60	40	5
182	富田 5 号	宮地	宮本	40	50	7

箇所番号	箇所名	大字	字	地形要因		
				延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
183	沢田9号	植田	山下	70	50	18
184	山田7号	如来瀬	山田	50	40	5
185	二の安田	野崎	二の安田	143	45	9
186	里見2号	五所	里見	34	45	5
187	里見1号	五所	里見	58	60	15
188	里見3号	五所	里見	24	56	7
189	野沢1号	五所	里見	34	45	9
190	野沢2号	五所	里見	143	42	12
191	山越2号	紙漉沢	山越	100	30	10
192	山越	紙漉沢	山越	55	50	12
193	坂市2号	坂市	亀田	75	50	5
194	桜井	相馬	水木在家	50	30	6
195	野田2号	大助	野田	40	40	10
196	西牡丹坂	相馬	西牡丹坂	50	40	5
197	八反田	相馬	西牡丹坂	84	55	6
198	山田6号	相馬	山田	44	60	6
199	園村	沢田	園村	20	40	40
200	薬師平3号	相馬	薬師平	40	30	20
201	立石	相馬	立石	200	30	30
202	関ヶ平1号	藍内	関ヶ平	70	40	35
203	関ヶ平2号	藍内	関ヶ平	320	40	20
963	竜ヶ平	相馬	山田	105	42	7
964	向山	相馬	向山	40	30	10
965	薬師平1号	相馬	薬師堂下	40	30	20
966	薬師平2号	相馬	薬師平	30	30	20
	80箇所					
人工 II						
33	野中1号	十腰内	野中	20	30	15
34	野中2号	十腰内	野中	50	35	10
35	沢田2号	十面沢	沢田	30	30	8
36	沢田3号	十面沢	大面	40	50	50
37	沢田4号	十面沢	沢田	30	40	12
39	鶴喰2号	鬼沢	鶴喰	62	45	8
40	猿沢	国吉	坂本	50	46	7
44	青柳1号	下湯口	青柳	30	40	7

箇所番号	箇所名	大字	字	地形要因		
				延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
47	岩ノ上1号	乳井	岩ノ上	50	60	10
48	岩ノ上2号	乳井	岩ノ上	60	60	8
54	赤倉	赤倉		50	38	20
55	稔	新法師	稔	50	32	8
56	野田1号	大助	野田	20	30	15
	13箇所					
自然 III						
19	高野	高野	山元	275	38	30
20	坂元2号	坂元	山元	285	30	40
21	座頭石	一野渡	岡本	180	31	30
22	一野渡2号	一野渡	岡本	170	45	35
23	一野渡3号	一野渡	岡本	225	32	50
24	大沢7号	大沢		385	38	55
	6箇所					

[表] 3-5-12 急傾斜地崩壊危険区域指定区域

(青森県県土整備部 平成29年9月)

番号	告示年月日	告示番号	急傾斜崩壊危険区域名	大字	字	面積(ha)	人家戸数	公共的建物	摘要
1	S61.1.23	43	桜庭	桜庭	西田、外山	2.802	11		
	H28.2.12	91	桜庭	桜庭		1.8892		1	
2	S62.2.21	74	乳井	乳井	乳井、大杉ノ下	0.238	5	1	
3	S63.3.26	184	乳井2号	乳井	乳井、外ノ沢	2.221	21		
4	S63.3.26	184	石川	石川	大仏、大仏下	0.801	8		
	H1.3.18	179	石川	石川	大仏、大仏下	0.155	3		
5	H1.3.18	173	国吉	国吉	坂本	0.933	6		
6	H4.3.27	213	中畑	中畑	日暮、旭岡	2.516	11		
7	H5.3.19	187	乳井3号	乳井	乳井、和山	0.242	5		
8	H12.9.20	588	番館2号	中畑、番館	日暮、長田	0.2935	5		
9	H13.2.26	113	銅屋町	銅屋町		0.618	36	1	
10	H14.3.25	122	一野渡	一野渡	野尻、岡本	2.78	22		
11	H16.7.9	488	乳井4号	乳井	乳井、平山	0.144	5		
12	H17.12.28	970	鶴喰1号	鬼沢	菖蒲沢	0.482	9		
13	H17.12.28	970	一野渡2号	一野渡	野尻、岡本	0.429	5		
14	H22.2.24	98	大沢5号	大沢	大菴、鷺上沢、上村元	1.3545	10		
15	H22.2.24	98	茂森町2号	南袋町、西茂森一丁目		0.4575	10	1	
16	H26.6.16	490	茂森新町	西茂森一丁目、茜二丁目		0.4174	6		
	H27.3.20	177	茂森新町	西茂森一丁目、茜二丁目		0.1133			
17	H27.1.13	10	青柳3号	下湯口	青柳	0.8333	7		
18	S54.1.23	40	植田	植田	山下	0.32	7		
19	S56.12.24	1055	山下	植田	山下	2.017	11		
20	S51.3.18	184	山田	相馬	山田	0.677	7		
	S54.1.23	40	山田	相馬	山田	1.2181			
	H29.1.27	52	山田	相馬	山田	0.5427			
21	S51.3.18	184	沢田	沢田	沢田、園村	2.6966	12	2	
	S63.3.26	189	沢田	沢田	沢田、園村				
	H20.3.28	245	沢田	沢田	園村	1.1788	2	1	
22	S55.3.29	301	山田2号	相馬	竜ヶ平、山田	1.8418	10		
	H29.1.27	53	山田2号	相馬	竜ヶ平、山田	0.0823			
23	S62.2.21	74	坂市	坂市	坂市沢、亀田	2.397	11		
24	H3.3.11	140	大助	大助	野田	0.949	5	1	
25	H28.2.5	75	紙漉沢	堰根、山越		0.5103	5		
計 25 区域									

〔表〕 3－5－13 雪崩危険箇所（砂防関連）

（青森県県土整備部河川砂防課 平成29年10月）

箇所番号	箇所名	大字小字	延長(m)	傾斜度	斜面高(m)
135	国吉	国吉	500	30	45
136	石川	石川	230	60	20
137	桜庭1号	桜庭	700	35	75
139	平山	平山	450	35	80
140	吉川	吉川	250	30	60
141	大和沢	上岸田	300	30	60
142	久渡寺	久渡寺	140	25	100
143	南川端町	南川端町	110	45	15
144	十面沢	十面沢	190	30	30
145	乳井	乳井	190	30	90
146	高野	高野	250	30	80
920	乳井2号	乳井	200	40	50
1006	宇田野	貝沢小友	180	27	35
1007	山元	坂本山本	80	21	35
1008	大沢	大沢梨小平	390	24	50
217	愛宕	愛宕	290	21	60
218	宮地1号	宮地	600	20	35
219	新岡	新岡	250	25	30
220	枯木平	枯木平	430	27	170
221	湯段	湯段	350	30	40
222	宮地2号	宮地	250	27	60
939	愛宕2号	愛宕	350	27	30
237	沢田	沢田	510	40	80
238	山田	相馬	470	35	20
239	坂市	坂市	500	30	30
240	堰根	堰根	300	22	70
241	紙漉沢	紙漉沢	500	30	60
242	山越	山越	400	30	65
243	藤沢	藤沢	480	22	20
953	大助	大助	500	30	60
954	藍内	藍内	220	35	130
1013	桜井	水木在家桜井	250	27	30
1014	向山	相馬向山	140	37	45
1015	薬師平2号	相馬薬師堂下	320	20	55

箇所 番号	箇所名	大字小字	延長 (m)	傾斜度	斜面高 (m)
1016	立石 1 号	相馬立石	200	17	90
	計 35 箇所				
69	沢田 2 号	十面沢沢田	240	23	30
70	沢田 3 号	十面沢沢田	120	34	20
71	勝山	大森	190	23	30
72	桜庭 2 号	桜庭	72	24	40
73	桜庭 3 号	黒土川合	90	27	50
74	館後	館後	75	18	20
75	山下 1 号	坂本山下	30	21	45
76	狼ノ森	大和沢中岸田	80	27	50
84	赤倉	赤倉	195	32	50
85	岩木山山頂	追子森	100	22	60
86	稔	新法師	170	15	15
87	沢田 5 号	宮地沢田	50	34	40
88	山越 2 号	紙漉沢	100	21	30
89	山越 3 号	紙漉沢山越	100	18	20
90	山越 4 号	紙漉沢山越	75	22	45
91	野田	藤沢野田	57	27	30
92	園村	沢田	50	24	40
93	薬師平 1 号	相馬薬師堂下	95	27	20
94	立石 2 号	立石藍内	88	43	65
	計 19 箇所				

[表] 3-5-14 河川表

(土木課 平成30年4月)

水系	河川名	水源地 (上流端)			流路延長 (km)	市域延長		管理者
						(指定延長)		
						(km)		
(一級河川) 岩木川	岩木川	中津軽郡		西目屋村	101.6	34		国土交通省・青森県
	旧大蜂川	弘前市	大字	高杉	7.2	7.2		〃
	平川	平川市		碓ヶ関	40.6	18		〃
	土淵川	弘前市	大字	坂元	14.7	14.6		〃
	山田川	西津軽郡		鱒ヶ沢町	34.6	1.6		青森県
	新和川	弘前市	大字	小友	3.2	3.2		〃
	宇田野川		大字	小友	1.1	1.1		〃
	大石川		大字	百沢	9.8	2.2		〃
	前薮川		大字	百沢	7.4	6.1		〃
	大蜂川		大字	百沢	14.4	7.7		〃
	多沢川		大字	百沢	5.1	3		〃
	鶏川		大字	百沢	6.4	2.1		〃
	加藤川		大字	田町三丁目	4.7	3.1		〃
	寺沢川		大字	小沢	6.1	4.7		〃
	童子森川		大字	小沢	1.3	0.4		〃
	清水川		大字	悪戸	0.3	0.2		〃
	腰巻川		大字	大和沢	7.7	4.2		〃
	境関川		大字	新里	2.3	0.7		〃
	高崎川		大字	石川	3.8	0.5		〃
	万助川		大字	一野渡	3.9	1.6		〃
	大和沢川		大字	一野渡	15.1	7.9		〃
	前川		大字	松木平	9.0	2		〃
	後長根川		大字	百沢	17.9	12.4		〃
	新土淵川		大字	小沢	—	3.2		〃
	棚内川		大字	湯口	11.1	3		〃
	相馬川		大字	藍内	12.4	9.9		〃
	作沢川		大字	沢田	17.2	10.7		〃
	鳴ヶ沢川		大字	相馬	3.7	1.8		〃
	蔵助沢川		大字	百沢	5.0	5		〃
	大秋川	中津軽郡		西目屋村	19.6	6.2		〃
(二級河川) 中村川	中村川	弘前市	大字	常盤野	44.9	6.6		青森県
	井戸ノ沢	弘前市	大字	常盤野	1.0	0.7		〃
(準用河川) 岩木川	加藤川	弘前市	大字	大字田町三丁目	4.7	1.3		弘前市
	腰巻川		大字	外崎五丁目	3.2	1.3		〃
	長四郎川		大字	土手町	2.2	1.3		〃
	境関川		大字	新里	2.3	0.6		〃
	万助川		大字	一野渡	3.9	0.4		〃

水系	河川名	水源地 (上流端)			流路延長 (km)	市域延長		管理者
						(指定延長)		
						(km)		
	洞喰川		大字	大和沢	3.7	3.4	〃	
	森川		大字	松原西三丁目	1.9	0.7	〃	
	大沢川		大字	大沢	3.7	3.4	〃	
	前川		大字	松木平	9.0	2.2	〃	
	稲刈沢川		大字	小栗山	7.4	3.2	〃	
	羽黒川		大字	百沢	1.8	0.9	〃	
	さだご川		大字	新岡	2.5	0.9	〃	
	二階堰川		大字	五所	9.2	3	〃	
	さくら川		大字	下白銀町	2.1	2.1	〃	
	冷田川		大字	百沢	1.9	1.9	〃	
	平沢川		大字	百沢	4.5	3.5	〃	
(普通河川等) 岩木川	上の川	弘前市	大字	十面沢	6.2	6.2	弘前市	
	元宮川		大字	十面沢	1.4	1.4	〃	
	はらい川		大字	十面沢	0.9	0.9	〃	
	長前川	西津軽郡		鱒ヶ沢町	4.2	4.2	〃	
	白狐川	弘前市	大字	大森	3.8	3.8	〃	
	轡川		大字	大森	3.0	3	〃	
	大森川		大字	大森	5.2	5.2	〃	
	大石川		大字	百沢	9.8	7.6	〃	
	前菴川		大字	百沢	7.4	1.3	〃	
	大黒沢川		大字	中別所	1.6	1.6	〃	
	多沢川		大字	百沢	5.1	2.1	〃	
	鶏川		大字	百沢	6.4	4.3	〃	
	大蜂川		大字	百沢	14.4	6.7	〃	
	釜菴川		大字	一野渡	9.3	9.3	〃	
	茂森川		大字	茂森新町四丁目	0.4	0.4	〃	
	童子森川		大字	小沢	1.3	0.9	〃	
	刈間川		大字	悪戸	2.1	2.1	〃	
	後山川		大字	坂元	0.7	0.7	〃	
	高崎川		大字	石川	3.8	0.4	〃	
	三岳川		大字	大和沢	3.5	3.5	〃	
	稲刈沢川		大字	小栗山	7.4	4.2	〃	
	前川		大字	松木平	9.0	4.8	〃	
	梨子平川		大字	大沢	0.8	0.8	〃	
	大菴川		大字	大沢	0.4	0.4	〃	
	銭神石川	弘前市	大字	薬師堂	2.6	2.6	〃	
	沢田川		大字	乳井	2.1	2.1	〃	
	四ッ谷川		大字	百沢	1.8	1.8	〃	

水系	河川名	水源地 (上流端)		流路延長 (km)	市域延長		管理者
					(指定延長)		
					(km)		
	葛原川		大字	百沢	0.8	0.8	〃
	後長根川		大字	百沢	17.9	5.5	〃
	樋の口川		大字	茜町三丁目	1.3	1.3	〃
	栴内川		大字	湯口	11.1	8.1	〃
	安田川		大字	湯口	0.3	0.3	〃
	地形川		大字	紙漉沢	0.1	0.1	〃
	野沢川		大字	五所	0.1	0.1	〃
	水木川		大字	水木在家	0.5	0.5	〃
	派立川		大字	紙漉沢	1.3	1.3	〃
	大石川		大字	紙漉沢	0.3	0.3	〃
	桜井川		大字	水木在家	0.5	0.5	〃
	小清水川		大字	水木在家	0.4	0.4	〃
	清水沢川		大字	水木在家	2.7	2.7	〃
	岩浪川		大字	水木在家	1.5	1.5	〃
	坂市川		大字	坂市	1.2	1.2	〃
	竜ヶ平川		大字	相馬	0.2	0.2	〃
	山田上沢川		大字	相馬	0.1	0.1	〃
	籠九枚川		大字	相馬	0.8	0.8	〃
	甚沢川		大字	沢田	1.7	1.7	〃
	鉢呑川		大字	沢田	1.2	1.2	〃
	淋代川		大字	相馬	0.4	0.4	〃
	野脇川		大字	相馬	0.4	0.4	〃
	鳴ヶ沢川		大字	相馬	3.7	1.9	〃
	立石川		大字	藍内	0.1	0.1	〃
	雨池川		大字	藍内	0.2	0.2	〃
	小藍内川		大字	藍内	0.7	0.7	〃
	中村川		大字	紙漉沢	0.2	0.2	〃
	石切沢川		大字	百沢	1.3	1.3	〃
	毒蛇沢川		大字	百沢	1.9	1.9	〃
	滝ノ沢川		大字	百沢	0.5	0.5	〃
	柴柄沢川		大字	百沢	2.3	2.3	〃
	湯ノ沢川		大字	常盤野	5.6	5.6	〃
	大久保堰		大字	紺屋町	5.0		弘前市和徳土地改良区
	撫牛子堰		大字	北横町	4.0		弘前市和徳土地改良区
	釜蒔堰		大字	一野渡	9.6		弘前市
	駐屯地排水路 (土淵川ルート)		大字	原ヶ平	2.9		〃

水系	河川名	水源地 (上流端)			流路延長 (km)	市域延長		管理者
						(指定延長)		
						(km)		
	駐屯地排水路 (大和沢川ル ト)他		大字	原ヶ平	2.0			〃
(普通河川等) 中村川	湯段川		大字	常盤野	4.9	4.9		弘前市

〔表〕 3-5-15 溜池一覽

(農村整備課 平成31年2月)

施設		ため池名称	所在地			有効貯水量 (m ³)	防災重点 ため池	ハザード マップ
コード								
02202	10001	長内堤	弘前市	大字	十腰内字猿沢	3,200		
	10003	仁田堤			十面沢字響	3,000		
	10005	鍋川溜池			十腰内字猿沢	78,400	○	○
	10007	今堤(下)			十腰内字猿沢	3,700		
	10008	砂沢溜池(上)			三和字下池神	1,321,000	○	○
	10009	中畑溜池			三和字下恋塚	13,000		
	10010	権佐エ門溜池			三和字下恋塚	6,000		
	10011	沢辺溜池			貝沢字沢辺	2,000		
	10012	下溜池(大開3)			貝沢字沢辺	1,500		
	10013	背鍋溜池			小友字神原	14,000		
	10014	金山3号堤			鬼沢字山ノ越	5,000		○
	10015	金山2号堤			鬼沢字山ノ越	3,000		○
	10016	金山1号堤			鬼沢字山ノ越	5,000		○
	10017	猿沢溜池			鬼沢字山ノ越	4,000		
	10018	ラッパ溜池			高杉字平山	8,000		
	10019	長平衛堤			中別所字平山	3,200		
	10020	七平溜池			高杉字向野	9,000		○
	10021	松の木溜池			高杉字神原	14,000		○
	10022	高野堤			高野	75,000		
	10023	まわたり溜池			小沢字大開	10,000		
	10024	中野堤			悪戸字中野	8,000		○
	10025	悪戸堤			悪戸字中野	10,000		○
	10026	芦野堤			悪戸字芦野	6,000		○
	10027	下茂平衛堤			小沢字大開	9,000		○
	10028	上茂平衛堤			小沢字大開	3,000		○
	10029	後山溜池			久渡寺	30,000		
	10030	小館堤			清水富田字根子尾沢	5,000		
	10033	から堤			悪戸字後沢	3,100		
	10035	寺ヶ沢1号			大沢字外寺ヶ沢	1,100		
	10036	新堤			大沢字寺ヶ沢	14,100		○
	10037	堤ヶ沢堤(下)			大沢字寺ヶ沢	4,800		○
	10038	熊の沢溜池			薬師堂	8,000		○
	10040	寺ヶ沢2号溜池			大沢字外寺ヶ沢	2,000		

施設		ため池名称	所在地		有効貯水量 (m3)	防災重点 ため池	ハザード マップ	
コード								
02202	10041	中村堤			十腰内字猿沢	1,700		
	10042	丸岡堤			十腰内字猿沢	2,600		
	10043	和島堤			十腰内字猿沢	4,700		
	10044	佐藤堤			鬼沢字猿沢	2,400		
	10045	長内堤			鬼沢字猿沢	6,700		
	10046	砂沢溜池(上-2)			三和字下池神	5,000		
	10047	砂沢溜池(上-1)			三和字下池神	2,500		
	10048	藤田堤			高杉字神原	2,000		○
	10049	赤道池			高杉字神原	12,000		○
	10051	石山堤			悪戸字後山	2,800		
	10052	よご沢堤			小沢字山崎	2,700		
	10053	新田堤(1)			小沢字井沢	1,300		
	10054	新田堤(2)			小沢字井沢	1,900		
	10056	湯湧場堤			貝沢字沢辺	8,000		○
	10057	砂沢溜池(下)			三和字下池神	150,000	○	○
	10058	下堤			大森字田浦	1,500		
	10059	稲刈沢の上			小栗山町字稲刈沢	6,700		
	10061	啓助溜池			高杉字尾上山	9,500		
	10063	奈良寛溜池			鬼沢字猿沢	958,500	○	○
	10064	だんご石堤			十面沢字轡	26,460		○
	10065	新溜池(権佐エ門溜池)			三和字下恋塚	26,000		
	10066	弥八(大開2)溜池			貝沢字沢辺	1,440		
	10067	新溜池(大開1)			貝沢字沢辺	3,280		
	10068	手代森堤			高杉字尾上山	45,000	○	○
02202	10069	温水第1号溜池			高杉字尾上山	1,800		○
	10070	檜ノ木溜池(1)			檜ノ木字牧野	3,750		○
	10071	檜ノ木溜池(2)			檜ノ木字牧野	12,150		○
	10072	檜ノ木溜池(3)			檜ノ木字牧野	79,650	○	○
	10073	堰戸池			高杉字尾上山	20,500		
	10074	田沼溜池			高杉字尾上山	10,000		
	10075	神原堤			高杉字神原	64,200	○	○
	10076	中堤			清水富田字寺田	28,800		○
	10077	大開堤			悪戸字後沢	90,000	○	○
	10078	鶴ノ子沢堤			小沢字鶴ノ子沢	112,700	○	○
	10079	菖蒲沢堤			大和沢字中岸田	6,125		○

施設		ため池名称	所在地		有効貯水量 (m3)	防災重点 ため池	ハザード マップ	
コード								
02202	10080	牛沢溜池			松木平字松本	64,320		
	10081	佐助堤			小沢字井沢	4,554		
	10082	小松ヶ沢溜池			小栗山字稻刈沢	28,800		
	10083	三日月池			十腰内字野中	8,800		
	10084	森堤			十腰内字猿沢	6,687		
	10085	藤越堤			十腰内字猿沢	9,880		
	10086	平田森堤			十面沢饗	1,760		
	10087	白狐沢堤			十面沢饗	1,800		
	10089	木村堤			十腰内字猿沢	600		
	10091	孫兵衛溜池			三和字下恋塚	4,600		
	10092	三助溜池			大森字田浦	4,400		
	10093	あまぎ沢堤			鬼沢字山ノ越	13,000		○
	10094	安衛門溜池			中別所字向野	600		
	10095	下堤			平山字赤沢	1,100		
	10096	大堤			平山字赤沢	5,700		
	10097	山形堤(2)			悪戸字中野	7,400		○
	10098	井沢堤			小沢字広野	5,600		
	10099	焼山溜池			十面沢字大面	5,400		
	10100	馬屋溜池			十腰内字野中	5,800		
	10101	新田子堤			小沢字井沢	4,500		
	10102	丸勝溜池			十腰内字猿沢	1,500		
	10103	十腰内第1溜池			十腰内字猿沢	4,000		
	10104	十腰内第2溜池			十腰内字猿沢	1,400		
	10105	十腰内第3溜池			十腰内字猿沢	3,400		
	10106	十腰内第4溜池			十腰内字猿沢	1,900		
	10107	十腰内第5溜池			十腰内字猿沢	2,600		
	10108	十腰内第6溜池			十腰内字猿沢	10,300		
	10109	十腰内第7溜池			十腰内字猿沢	1,500		
	10110	十面沢第1溜池			十面沢	14,600		
	10111	十面沢第2溜池			十面沢	23,600		
	10112	十面沢第3溜池			十面沢	2,900		
	10113	十面沢第4溜池			十面沢	1,400		
	10114	十面沢第5溜池			十面沢	2,200		
	20001	葛西堤			百沢字東岩木山	17,500		
	20002	中野堤			常盤野字黒沢	2,200		○

施設		ため池名称	所在地		有効貯水量 (m3)	防災重点 ため池	ハザード マップ
コード							
	20003	朝鮮溜池		常盤野	8,000		
02202	20004	鍋倉堤		百沢字東岩木山	10,000		
	20006	長谷川堤		百沢字東岩木山	4,000		
	20008	杉山溜池		百沢字東岩木山	13,100		
	20009	長坂貯水池		五代	43,400	○	○
	20010	小杉沢2号		百沢字東岩木山	14,167		○
	20011	小杉沢1号		百沢字東岩木山	51,200	○	○
	20012	細越堤		百沢字東岩木山	16,400		
	20013	高岡溜池		高岡	12,200		
	20014	福沢堤		百沢	0		
	20016	上堤		如来瀬字大久保	14,700		
02202	20017	植田堰堤		新岡字外ノ沢	16,500		
	20018	新法寺温水溜池		百沢字東岩木山	42,000	○	○
	20019	よね溜池		常盤野	800		
	20020	山土溜池		常盤野	10,850		
	20021	越善谷堤		常盤野	1,500		
	20022	下堤		葛原	8,000		
	20023	第一小森山		百沢	1,600		
	20024	第二小森山		百沢	600		
	20025	第三小森山		百沢	300		
	30001	坂市沢溜池		坂市	20,000		○
	30002	石田ノ溜池		坂市	5,000		
	30003	籠九枚堤		相馬	2,800		
	30004	太平森堤		紙敷沢	5,400		
	30005	黒滝堤		湯口	18,200		○
	30006	田中堤		水木在家	3,920		
	30007	大森堤		水木在家	4,290		○
	30008	岩波堤		水木在家	875		
	30009	大畑溜池		坂市沢	4,000		

[表] 3-5-16 道路危険箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）

（青森県県土整備部道路課 平成29年4月）

①一般国道

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
地吹雪	国道102号	有	未指定	2,540	大字福村	カルテ監視

②主要地方道

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	無	指定	70	大字国吉字耕田37-4	要対策
地吹雪	岩木山環状線	無	未指定	1,800	大字十腰内字猿沢	要対策
地吹雪	岩木山環状線	有	未指定	400	大字大森字勝山	要対策
地吹雪	弘前鱒ヶ沢線	有	未指定	100	大字宮地字富田	カルテ監視
地吹雪	弘前鱒ヶ沢線	有	未指定	80	大字常盤野字湯段菰	カルテ監視
地吹雪	弘前岳鱒ヶ沢線	有	未指定	460	大字熊嶋字亀田	カルテ監視
地吹雪	弘前鱒ヶ沢線	有	未指定	100	大字鬼沢字山ノ越	カルテ監視
地吹雪	弘前鱒ヶ沢線	有	未指定	180	大字大森字勝森	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	1,660	大字青女子字吉野	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	380	大字高杉字山下	カルテ監視
地吹雪	弘前環状線	有	未指定	500	大字元薬師堂字元薬師堂	カルテ監視

③一般県道

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	37	大字大助字野田 240-29	要対策
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	130	大字大助字野田 240-29	要対策
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	121	大字大助字竜ノ口 123-1	要対策
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	33	大字沢田字園村 174-4	要対策
落石・崩壊	関ヶ平五代線	有	未指定	120	相馬大字藤沢字野田	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	60	大字大助字竜ノ口 78-35	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	35	大字沢田字甚沢 50-8	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	135	大字沢田字甚沢 50-21	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	50	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字沢田字園村	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	未指定	80	大字中畑字外山	カルテ監視
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	400	大字大沢字荒田	カルテ監視
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	520	大字大沢字西前田	カルテ監視
地吹雪	石川百田線	有	未指定	1,080	大字石川字外坪	カルテ監視

④市 道

(土木課 平成30年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	長坂線	あり	未指定	84	大字下湯口字扇田	カルテ監視
落石・崩壊	大沢・堂ヶ平線	あり	未指定	98	大字大沢字上山ヶ田	カルテ監視
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	548	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	130	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	堰根線	あり	未指定	282	大字紙漉沢字堰根	要対策
落石・崩壊	大石線	あり	未指定	50	大字紙漉沢字山越	要対策
落石・崩壊	山田線	あり	未指定	60	大字相馬字竜ヶ平	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	260	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	130	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	73	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	19	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	127	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	28	大字相馬字篁九枚	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	89	大字湯口字一ノ安田	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	43	大字湯口字一ノ下り山	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	44	大字湯口字一ノ下り山	要対策
落石・崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	123	大字相馬字篁九枚	要対策
岩石崩壊	薬師道沢田1号	あり	未指定	25	大字薬師堂字沢田	カルテ監視
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	75	大字相馬字篁九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	120	大字相馬字篁九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	20	大字沢田字園村	要対策
岩石崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	125	大字相馬字篁九枚	カルテ監視
雪崩	大助平山線	あり	未指定	55	大字大助字野田	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	90	大字沢田字鉢呑沢	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	25	大字沢田字園村	要対策
盛土	大森三和線	あり	未指定	42	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	88	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	115	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	240	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	185	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	65	大字鬼沢字山ノ越	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	60	大字鬼沢字二千苺	カルテ監視
盛土	桜ヶ丘12号線	あり	未指定	90	大字小沢字山崎	カルテ監視
擁壁	大森三和線	あり	未指定	33	大字三和字下恋塚	要対策
擁壁	十面沢笹館線	あり	未指定	37.3	大字十面沢字沢田	カルテ監視

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	39.7	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	125	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	78	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	中野座頭石線	あり	未指定	175	大字一野渡字西平山	カルテ監視
擁壁	常源寺線	あり	未指定	14	大字西茂森一丁目	カルテ監視
擁壁	悪戸中野1号線	あり	未指定	52	大字悪戸字中野	要対策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	59	大字五所字野沢	要対策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	71	大字五所字野沢	要対策
擁壁	山越地形線	あり	未指定	66	大字紙漉沢字山越	要対策
擁壁	堰根線	あり	未指定	65	大字紙漉沢字堰根	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	32	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	90	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	67	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	33	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	藤沢大助線	あり	未指定	16	大字藤沢字野田	要対策
擁壁	舟打沢田線	なし	未指定	21	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	山越地形線	あり	未指定	61	大字紙漉沢字地形	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	舟打沢田線	なし	未指定	63	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	湯口東線	あり	未指定	42	大字湯口字一ノ細川	カルテ監視
地吹雪	大森・大石線	あり	未指定	550	大字大森	カルテ監視
地吹雪	小友・笹館線	あり	未指定	350	大字小友	カルテ監視
地吹雪	青女子・糠坪線	あり	未指定	1450	大字青女子	カルテ監視
地吹雪	中崎・小山線	あり	未指定	450	大字中崎	カルテ監視
地吹雪	平山線	あり	未指定	180	大字平山	カルテ監視
地吹雪	駒越・土堂線	あり	未指定	900	大字藤代	カルテ監視
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策

〔表〕 3-6-1 自主防災組織一覧

(防災課 令和元年10月現在)

	自主防災組織の名称	結 成 日
1	和徳大通り町会	平成 元年 4月 1日
2	大清水町会	平成10年11月21日
3	早稲田中央町会	平成17年11月 1日
4	常盤野町会自主防災組織	平成23年 7月 1日
5	槌子町会自主防災会	平成23年10月28日
6	沢田町会自主防災会	平成23年12月 5日
7	藍内町会自主防災会	平成23年12月 2日
8	石渡町会自主防災連絡協議会	平成24年 4月12日
9	葛原町会自主防災会	平成24年 7月20日
10	土堂町会自主防災会	平成24年12月 1日
11	相馬町会自主防災会	平成25年 1月18日
12	昴町会自主防災会	平成25年 1月18日
13	湯口町会自主防災会	平成25年 1月18日
14	山田町会自主防災会	平成25年 1月18日
15	大助町会自主防災会	平成25年 1月18日
16	桐ノ木沢町会自主防災会	平成25年 1月18日
17	黒滝町会自主防災会	平成25年 1月18日
18	水木在家町会自主防災会	平成25年 1月18日
19	前相馬町会自主防災会	平成25年 1月18日
20	坂市町会自主防災会	平成25年 1月18日
21	藤沢町会自主防災会	平成25年 1月18日
22	安田町会自主防災会	平成25年 1月18日
23	紙漉沢町会自主防災会	平成25年 1月18日
24	五所町会自主防災会	平成25年 1月18日
25	松森町会自主防災会	平成25年 2月 5日
26	十面沢自主防災会	平成25年 4月 1日
27	小金崎町会自主防災会	平成25年 7月 1日
28	船水町会自主防災の会	平成25年 8月 1日
29	四ツ谷町会自主防災会	平成25年 8月26日
30	乳井町会自主防災会	平成25年 9月 1日
31	上弥生町会自主防災会	平成25年 9月 1日
32	二ツ屋町会自主防災会	平成25年 9月22日
33	石川町会自主防災会	平成25年11月 1日
34	大沢町会自主防災会	平成26年 4月 6日
35	石渡村の会町会自主防災会	平成26年 4月15日
36	薬師堂町会自主防災会	平成26年 4月20日
37	中別所自主防災会	平成26年 8月24日
38	亀甲町自主防災委員会	平成26年 9月17日
39	国吉町会自主防災会	平成26年11月18日
40	原ヶ平町会自主防災会	平成26年12月21日
41	自由ヶ丘町会自主防災会	平成27年 1月 8日
42	堂ヶ沢町会自主防災会	平成27年 4月 1日
43	三日月町会自主防災会	平成27年 4月 1日
44	平山町会自主防災会	平成27年 4月 1日
45	一野渡町会自主防災会	平成27年 4月 1日
46	清水森町会自主防災会	平成27年 4月 1日
47	真土町会自主防災会	平成27年 4月 1日
48	蒔苗町会自主防災会	平成27年 4月 1日
49	三ツ森町会自主防災会	平成27年 4月 1日
50	栄町町会自主防災会	平成27年 4月 1日

	自主防災組織の名称	結 成 日
51	泉野町会自主防災会	平成27年 4月 1日
52	中崎町会自主防災会	平成27年 6月10日
53	小山町会自主防災会	平成27年 7月27日
54	中新町会自主防災会	平成27年 9月29日
57	天王台町会自主防災連絡協議会	平成27年 7月 1日
58	駒越町会自主防災会	平成28年 1月17日
59	三世寺町会自主防災会	平成28年 4月 1日
60	藤内町会自主防災会	平成28年 4月 1日
61	十腰内町会自主防災会	平成28年 4月 1日
62	藤代町会	平成28年 4月20日
63	西部仲町会自主防災会	平成28年 4月20日
64	茂森町会自主防災会	平成28年 6月 1日
65	下大川町会自主防災会	平成28年 7月 1日
66	城北町会自主防災会	平成28年10月21日
67	向外瀬町会自主防災会	平成29年 4月 1日
68	狼森町会自主防災会	平成29年 4月 1日
69	高岡町会自主防災会	平成29年 4月 2日
70	安原町会自主防災会	平成29年 4月10日
71	田園町会自主防災会	平成29年 5月24日
72	賀田町会自主防災会	平成29年 6月15日
73	中野町会自主防災会	平成29年 4月 1日
74	愛宕町会自主防災会	平成29年 4月 9日
74	上桔梗野町会自主防災会	平成29年10月 1日
76	弥生地区防災協力会	平成29年10月 1日
77	中畑町会自主防災会	平成30年 6月19日
76	吉川町会自主防災会	平成30年 9月 1日
77	平和台町会自主防災会	平成30年10月 1日
78	田中町会自主防災会	平成30年10月25日
79	三岳町会自主防災会	平成31年 4月18日
80	上大川町会自主防災会	令和 1年 5月21日
81	南城西町会防災会	令和 1年 8月 1日
82	小比内あすなろ町会自主防災会	令和 1年 9月18日
83	黒土町会自主防災会	令和 1年10月15日

[表] 3-10-1 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定現況

(防災課 令和元年8月)

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
1 裾野	裾野小学校	十面沢字轡 293	○	○	○	×	○	○	
	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森 40	○	○	○	×	○	○	
	裾野地区体育文化交流センター	十面沢字轡 8-9	○	○	○	×	○	○	岩 4
	十腰内集会所	十腰内字猿沢	○	○	○	×	○	-	
	三日月公民館	十腰内字野中	○	○	○	×	○	-	
	十面沢農業研修会館	十面沢字轡 72-3	○	○	○	×	○	-	土砂
	裾野小学校グラウンド	十面沢字轡 293	○	○	○	○	×	-	
	裾野中学校グラウンド	十面沢字湯ヶ森 40	○	○	○	○	×	-	
	十面沢農村公園	十面沢字沢田 92-1	○	○	○	×	×	-	
2 自得	自得小学校	鬼沢字菖蒲沢 109-4	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3
	堂ヶ沢町民会館	鬼沢字山ノ越	○	○	○	×	○	-	
	鬼沢研修会館	鬼沢字後田 191	○	○	○	×	○	-	
	檜木集会所	檜木字牧野 195-8	○	○	○	×	○	-	
	自得小学校グラウンド	鬼沢字菖蒲沢 109-4	○	○	○	×	×	-	
3 小友	小友小学校	小友字宇田野 1140	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5~3.0m 未満
	小友小学校グラウンド	小友字宇田野 1140	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	小友農村公園	小友字宇田野 199-1	×	○	○	×	×	-	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
4 三和	三和小学校	三和字川合 251-2	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	三和小学校グラウンド	三和字川合 251-2	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	笹館農村公園	笹館字福山 46	○	○	○	○	×	-	
5 新和	新和小学校	青女子字桜苅 292-4	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	新和中学校	種市字小島 57-2	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	新和小学校グラウンド	青女子字桜苅 292-4	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	新和中学校グラウンド	種市字小島 57-2	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
6 高杉	高杉小学校	高杉字神原 7-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水実績あり
	北辰中学校	高杉字五反田 191	○	○	○	×	○	○	岩 4、後長 3、大峰 3
	北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	○	○	○	×	○	○	岩 3、後長 3、大峰 3
	独狐農業研修会館	独狐字松ヶ沢 20-16	○	○	○	×	○	-	
	高杉小学校グラウンド	高杉字神原 7-1	×	○	○	×	×	-	浸水実績あり
	北辰中学校グラウンド	高杉字五反田 191	○	○	○	○	×	-	
	糠坪農村公園	糠坪字矢作 6 9	○	○	○	×	×	-	
	四ツ谷農村公園	高杉字五反田 274-12	○	○	○	×	×	-	
独狐の森農村公園	独狐字松ヶ沢 48-1	○	○	○	○	×	-		
7 船沢	船沢小学校	細越字早稲田 42	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 4
	船沢中学校	富栄字浅井名 1	○	○	○	×	○	○	
	中別所集会所	中別所字電 42-2	○	○	○	×	○	-	
	三ツ森町民会館	富栄字浅井名	○	○	○	×	○	-	
	細越町民会館	細越字早稲田	○	○	○	×	○	-	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模な 火事	火山現象		
7 船沢	蒔苗町民会館	蒔苗字福岡 67-1	○	○	○	×	○	-	
	上弥生集会所	百沢字東岩木山 876-1	○	○	○	×	○	-	
	杉山集会所	百沢字東岩木山 141-4	○	○	○	×	○	-	
	船沢小学校グラウンド	細越字早稲田 42	○	○	○	×	×	-	
	船沢中学校グラウンド	富栄字浅井名 1	○	○	○	○	×	-	
	富栄農村公園	富栄字笹崎 126	○	○	○	×	×	-	
8 三省	三省小学校	中崎字野脇 142-2	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 3.0～5.0m 未満
	三省小学校グラウンド	中崎字野脇 142-2	×	○	○	×	×	-	浸水深 3.0～5.0m 未満
9 致遠	致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	町田地区ふれあいセンター	町田一丁目 4-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	河西体育センター	石渡一丁目 19-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	すぱーく弘前	石渡一丁目 19-2	-	-	-	-	-	○補完	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石渡ホーム集会所	石渡四丁目 12	○	○	○	×	○	-	
	土堂町会集会所	土堂字長瀬 74	○	○	○	×	○	-	
	致遠小学校グラウンド	浜の町北一丁目 7-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	浜の町児童公園	浜の町西二丁目 6-6	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	浜の町団地第一児童公園	浜の町東五丁目 3-59	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	浜の町団地第二児童公園	浜の町東四丁目 3-14	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石渡児童公園	石渡二丁目 6-16 外	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石渡ふれあい公園	石渡四丁目 12-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	ふじの公園	藤野二丁目 1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
元薬師堂農村公園	元薬師堂 32	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
10 城東	城東小学校	大久保字西田 105-40	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東小学校グラウンド	大久保字西田 105-40	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮川第六児童公園	堅田二丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	撫牛子児童公園	神田五丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	大久保第一公園	大久保字西田 145-27 外	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	大久保第二公園	大久保字西田 421	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	大久保第三公園	大久保字西田 388-6 外	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
11 福村	福村小学校	福村一丁目 1-1	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 3、平 3、腰 4
	福村小学校グラウンド	福村一丁目 1-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5m 未満
	福村公園	早稲田四丁目 103-1	○	○	○	○	×	-	
	早稲田美南公園	早稲田三丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	福田第二公園	早稲田一丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	種元公園	田園四丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	豊川公園	田園五丁目 103-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
12 豊田	豊田小学校	豊田一丁目 4-1	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、平 4、腰 4
	第五中学校	川先二丁目 4-1	○	○	○	×	○	○	岩 4、平 4、腰 3
	克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3-1	○	○	○	×	○	○	岩 4、平 4、腰 4
	サンライフ弘前	豊田一丁目 8-1	-	-	-	-	-	○補完	
	青森県武道館	豊田二丁目 3	-	-	-	-	-	○補完	
	弘前医療福祉大学	小比内三丁目 11	-	-	-	-	-	○補完	
	弘前東高等学校	川先四丁目 4-1	-	-	-	-	-	○補完	浸水深 0.5m 未満
	弘前運動公園	豊田二丁目 3	○	○	○	○	×	-	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
1 2 豊田	豊田小学校グラウンド	豊田一丁目 4-1	○	○	○	○	×	-	浸水深 0.5m 未満
	第五中学校グラウンド	川先二丁目 4-1	×	○	○	○	×	-	雨水貯留地
	城東第十三児童公園	高田五丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	小比内公園	川先一丁目 103	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	外崎児童公園	外崎二丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東第六児童公園	城東三丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東第七児童公園	城東四丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	小比内第二児童公園	川先三丁目 103	×	○	○	×	×	-	
	城東ふれあい公園	城東五丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	高田公園	高田一丁目 103	○	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
1 3 堀越	堀越小学校	門外一丁目 3-3	○	○	○	×	○	○	岩 4、平 3、腰 4
	堀越公民館	門外二丁目 3-11	○	○	○	×	○	○	
	泉野多目的コミュニティ施設	泉野三丁目 6-2	○	○	○	×	○	○	
	川合町民会館	川合字浅田 90	×	○	○	×	○	-	浸水深 0.5m 未満
	堀越小学校グラウンド	門外一丁目 3-3	○	○	○	○	×	-	
	泉野公園	泉野三丁目 103	○	○	○	○	×	-	
	大清水第一公園	大清水一丁目 103	○	○	○	×	×	-	
	大清水第二公園	大清水四丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	泉野第一公園	泉野一丁目 6	○	○	○	×	×	-	
	泉野第二公園	泉野二丁目 6	○	○	○	×	×	-	
小比内第三児童公園	小比内五丁目 103	○	○	○	×	×	-		

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
1 4 文京	文京小学校	中野一丁目 1-1	○	○	○	×	○	○	岩 4、腰 4
	第三中学校	豊原一丁目 3-3	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、腰 3
	弘前実業高等学校	中野三丁目 6-10	○	○	○	×	○	○	岩 4
	弘前大学第一体育館及び第二体育館	文京町 1	-	-	-	-	-	○補完	
	文京小学校グラウンド	中野一丁目 1-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	第三中学校グラウンド	豊原一丁目 3-3	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前学院大学屋外	稔町 13-1	○	○	○	×	×	-	
	三岳公園	北園一丁目 10-3	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	西弘前児童公園	中野一丁目 7-2	○	○	○	×	×	-	
	山崎児童公園	山崎二丁目 4-35	○	○	○	×	×	-	
	北園児童公園	北園二丁目 9-16	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	上二ツ堤児童公園	城南二丁目 20-21	○	○	○	×	×	-	
	富士見台公園	富士見台一丁目 5-14	○	○	○	×	×	-	
文京公園	文京町 8-15 外	○	○	○	×	×	-		
1 5 松原	松原小学校	松原東二丁目 17	○	○	○	×	○	○	岩 4、腰 4
	弘前大学教育学部附属小学校屋内運動場	学園町 1-1	-	-	-	-	-	○補完	
	松原小学校グラウンド	松原東二丁目 17	○	○	○	×	×	-	
	松原児童公園	松原東二丁目 17	○	○	○	×	×	-	
	安原第一児童公園	安原二丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
	安原第二児童公園	安原三丁目 5	○	○	○	×	×	-	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
1 6 千年	千年小学校	小栗山字川合 119-7	○	○	○	×	○	○	岩 4
	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	○	○	○	×	○	○	岩 4、腰 4
	千年交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	○	○	○	×	○	○	
	千年公民館	小栗山字川合 115-1	○	○	○	×	○	○	
	清水森会館	清水森字沼田 39-6	○	○	○	×	○	-	
	千年小学校グラウンド	小栗山字川合 119-7	○	○	○	×	×	-	
	南中学校グラウンド	原ヶ平字山中 20-13	×	○	○	○	×	-	雨水貯留地
	弘前学院聖愛中学高等学校屋外	原ヶ平字山元 112-21	○	○	○	×	×	-	私立学校
	天王台公園	千年四丁目 6	○	○	○	×	×	-	
	広野第三公園	広野一丁目 102	○	○	○	×	×	-	
芹沢多目的広場	小栗山字芹沢地内	○	○	○	○	×	-		
1 7 大和 沢	大和沢小学校	狼森字天王 12-1	○	○	○	×	○	○	岩 4
	一野渡集落農事集会所	一野渡字岡本 16-2	○	○	○	×	○	-	土砂
	大和沢小学校グラウンド	狼森字天王 12-1	○	○	○	○	×	-	
1 8 小沢	小沢小学校	大開二丁目 5-1	○	○	○	×	○	○	岩 4
	弘前南高等学校	大開四丁目 1-1	○	○	○	×	○	○	岩 4
	清水公民館	小沢字御笠見 46-10	○	○	○	×	○	○	
	清水交流センター	大開二丁目 1-2	○	○	○	×	○	○	
	坂元集会所	坂元字山下	○	○	○	×	○	-	土砂
	小沢小学校グラウンド	大開二丁目 5-1	○	○	○	○	×	-	
グリーン児童公園	青樹町 19-1	○	○	○	×	×	-		

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
18 小沢	桜ヶ丘第一児童公園	桜ヶ丘二丁目 10-9	○	○	○	×	×	-	
	桜ヶ丘第二児童公園	桜ヶ丘三丁目 7-9	○	○	○	×	×	-	
	桜ヶ丘中央公園	桜ヶ丘四丁目 14	○	○	○	×	×	-	
	桜ヶ丘第三児童公園	桜ヶ丘一丁目 8-16	○	○	○	×	×	-	
	小沢児童公園	金属町 5-6	○	○	○	×	×	-	
	自由ヶ丘公園	自由ヶ丘一丁目 9-10	○	○	○	×	×	-	
	小沢農村公園	小沢字御笠見 60-7	○	○	○	×	×	-	
19 青柳	青柳小学校	悪戸字村元 7-2	○	○	○	×	○	○	岩 4
	青柳小学校グラウンド	悪戸字村元 7-2	○	○	○	×	×	-	
20 東目 屋	東目屋ふれあいセンター	中野字中豊田 20	○	○	○	×	○	○	土砂
	中畑町民会館	中畑字俵元 78	○	○	○	×	○	-	
	国吉農業多目的集会施設	国吉字村元 37-1	○	○	○	×	○	-	
	吉川研修会館	吉川字村元	○	○	○	×	○	-	
	黒土コミュニティセンター	黒土字川合 131-1	○	○	○	×	○	-	
	高野集会所	高野字山元	○	○	○	×	○	-	
21 和徳	和徳小学校	代官町 107-3	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 3、平 3、腰 4
	第一中学校	和徳町 363-13	○	○	○	×	○	○	岩 3、平 3、腰 4
	ラグリー	野田一丁目 4-1	-	-	-	-	-	○補完	
	フォルトーナ	和徳町 140	-	-	-	-	-	○補完	浸水深 0.5m 未満
	堅田集会所	和徳町 333-1	○	○	○	×	○	-	
	和徳小学校グラウンド	代官町 107-3	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模な火事	火山現象		
2 1 和徳	第一中学校グラウンド	和徳町 363-13	○	○	○	○	×	-	
	堅田児童公園	堅田四丁目 12-18	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮川第五児童公園	宮川三丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮川第四児童公園	宮川二丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	駅前北公園	駅前二丁目 103-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
2 2 東	東小学校	城東中央五丁目 6-1	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、平 4
	東中学校	末広三丁目 2-1	○	○	○	×	○	○	岩 4、平 4、腰 3
	総合学習センター	末広四丁目 10-1	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満
	SAPPA-Do	高田四丁目 3-4	-	-	-	-	-	○補完	
	東小学校グラウンド	城東中央五丁目 6-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	東中学校グラウンド	末広三丁目 2-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5m 未満
	長四郎公園	城東北二丁目 103	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東公園	末広四丁目 9	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東第一児童公園	城東中央二丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東第二児童公園	城東中央三丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	城東第三児童公園	稲田一丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	城東第五児童公園	城東北三丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	城東第十二児童公園	高田二丁目 103-1	○	○	○	×	×	-	
長山公園	田園二丁目 4	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満	
2 3 時敏	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前中央高校	蔵主町 7-1	○	○	○	×	○	○	岩 4
	弘前市立観光館	下白銀町 2-1	○	○	○	×	○	○	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模な火事	火山現象		
23 時敏	弘前B&G海洋センター	八幡町一丁目 9-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前文化センター	下白銀町 19-4	○	○	○	×	○	○	岩 4
	市民会館	下白銀町 1-6	○	○	○	×	○	○補完	
	時敏小学校グラウンド	宮園一丁目 5-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	鷹揚園	下白銀町 1	○	○	○	○	×	-	
	城北公園	田町三丁目 4-8	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮川第三児童公園	田町五丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	八幡町東公園	八幡町三丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
24 北	北小学校	青山三丁目 15-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	北小学校グラウンド	青山三丁目 15-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮園公園	青山二丁目 103-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮園団地第一児童公園	宮園五丁目 7-4	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	宮園団地第二児童公園	宮園四丁目 2-10	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	北和徳工業団地レクリエーション公園	清野袋三丁目 8-6	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	青山いこい公園	青山一丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	岩賀公園	岩賀一丁目 8-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 3.0～5.0m 未満
	青山公園	青山五丁目 25-8	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～1.0m 未満
	桜つつみ公園	向外瀬一丁目地内	×	○	○	×	×	-	浸水深 3.0～5.0m 未満
25 城西	城西小学校	新町 236-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	第二中学校	平岡町 72	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	市民体育館	五十石町 7	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
25 城西	城西小学校グラウンド	新町 236-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	第二中学校グラウンド	平岡町 72	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	富士見児童公園	栄町四丁目 5-7	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
26 西	西小学校	茜町三丁目 2-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5~3.0m 未満
	西小学校グラウンド	茜町三丁目 2-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	城西住宅団地中央公園	城西四丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	城西住宅団地北部児童公園	城西二丁目 5	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	城西住宅団地西部児童公園	城西三丁目 103-2	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	城西住宅団地南部児童公園	南城西二丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	城西住宅団地東部児童公園	城西五丁目 103	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	樋の口公園	樋の口二丁目 3-10	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
27 大成	大成小学校	御幸町 13-1	○	○	○	×	○	○	岩 4、腰 4
	東北女子短期大学	上瓦ヶ町 25	-	-	-	-	-	○補完	1・2・4・5階
	大成小学校グラウンド	御幸町 13-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	オオヤマザクラ公園	大町二丁目 103-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	駅前第四児童公園	大町三丁目 103-1	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	土淵川吉野町緑地	吉野町 2-7	○	○	○	×	×	-	
	駅前第二児童公園	大町一丁目 103-14	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	おおまち森の公園	大町一丁目 8	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
	弘前駅城東口緑地	表町 1-43	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5m 未満
ヒロスクエア	駅前町 9-20	○補完	○補完	○補完	×	○補完	-	浸水深 0.5m 未満、午前 10 時~午後 8 時	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
28 三大	第三大成小学校	富田町 47	○	○	○	×	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4
	東北女子大学	清原一丁目 1-16	-	-	-	-	-	○補完	
	第三大成小学校グラウンド	富田町 47	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	取上児童公園	清原二丁目 1-1	○	○	○	×	×	-	
	南大町児童公園	南大町一丁目 7	×	○	○	×	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	清原児童公園	清原三丁目 11-10	○	○	○	×	×	-	
29 朝陽	朝陽小学校	在府町 36	○	○	○	×	○	○	岩 3、平 4、腰 4
	弘前市役所	上白銀町 1-1	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3、平 3、腰 3、後長 3
	りんごの家	清水富田字寺沢 125	○	○	○	×	○	-	
	朝陽小学校グラウンド	在府町 36	○	○	○	×	×	-	
	寺沢川ふれあい公園	茂森新町四丁目 103	○	○	○	×	×	-	
	りんご公園	清水富田字寺沢 125	○	○	○	○	×	-	
30 桔梗 野	桔梗野小学校	桔梗野二丁目 21	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3、平 4、腰 4
	第四中学校	樹木五丁目 2-6	○	○	○	×	○	○	岩 3、平 4、腰 4
	弘前高等学校	新寺町 1-1	○	○	○	×	○	○	岩 4
	桔梗野小学校グラウンド	桔梗野二丁目 21	○	○	○	○	×	-	
	第四中学校グラウンド	樹木五丁目 2-6	○	○	○	○	×	-	
	あけぼの児童公園	桔梗野三丁目 10	○	○	○	×	×	-	
	旭ヶ丘児童公園	旭ヶ丘二丁目 2-35	○	○	○	×	×	-	
31 石川	石川小学校	石川字庄司川添 19-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石川中学校	石川字庄司川添 19-1	×	○	○	×	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
3 1 石川	東奥義塾高等学校	石川字長者森 61-1	-	-	-	-	-	○補完	
	石川町民会館	石川字石川 84-1	○	○	○	×	○	-	土砂、平 3
	小金崎研修センター	小金崎字留岡 44-2	×	○	○	×	○	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	乳井多目的集会施設	乳井字大清水 133-2	○	○	○	×	○	-	土砂
	石川東老人福祉センター	薬師堂字熊本 51-3	○	○	○	×	○	-	
	大沢町民会館	大沢字上村元 68-3	○	○	○	×	○	-	土砂
	石川小学校グラウンド	石川字庄司川添 19-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
石川中学校グラウンド	石川字庄司川添 19-1	×	○	○	○	×	-	浸水深 0.5～3.0m 未満	
3 2 岩木	岩木小学校	五代字前田 451	○	○	○	×	○	○	岩 4、後長 3
	津軽中学校	五代字早稲田 478	○	○	○	×	○	○	岩 4
	中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	○	○	○	×	○	○	
	岩木 B & G 海洋センター	兼平字猿沢 32-11	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3、後長 3
	岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	○	○	○	×	○	○	
	岩木総合支所	賀田一丁目 1-1	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3、後長 3
	龍ノ口研修館	龍ノ口字村元 256-2	×	○	○	×	○	-	浸水深 0.5～3.0m 未満
	鳥井野多目的集会所	鳥井野字長田 50-8	○	○	○	×	○	-	
	如来瀬コミュニティセンター	如来瀬字種本 54-3	○	○	○	×	○	-	
	大久保集会所	如来瀬字大久保平 294	○	○	○	×	○	-	
	八幡多目的集会所	八幡字北原 43-1	○	○	○	×	○	-	
	愛宕多目的集会所	愛宕字山下 42-1	○	○	○	×	○	-	
五代多目的集会所	五代字沼田 136	○	○	○	×	○	-		

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定 避難所	備 考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模 な火事	火山現象		
3 2 岩木	宮地研修館	宮地字宮本 150-6	○	○	○	×	○	-	
	であいの家あうん	高屋字安田 735-3	×	○	○	×	○	-	浸水深 0.5~3.0m 未満
	岩木小学校グラウンド	五代字前田 451	○	○	○	○	×	-	
	津軽中学校グラウンド	五代字早稲田 478	○	○	○	○	×	-	
	賀田西公園	賀田一丁目 10	○	○	○	×	×	-	
	賀田南公園	賀田二丁目 103	○	○	○	×	×	-	
	鳥井野農村公園	鳥井野字長田 40-1	○	○	○	×	×	-	
	鼻和農村公園	鼻和字西田 174-2	○	○	○	×	×	-	
	五代農村公園	五代字山本 736	○	○	○	×	×	-	
	宮地農村公園	宮地字宮本 159-1	○	○	○	×	×	-	
	岩木いきいきパーク	葛原字大柳 294-1	○	○	○	×	×	-	
高照神社	高岡字神馬野 87-1	○	○	○	○	○	-		
3 3 常盤野	岩木青少年スポーツセンター	常盤野字湯段菴 1-2	○	○	○	×	○	○火山時不可	土砂
	岩木青少年スポーツセンター第2多目的広場	常盤野字湯段菴 1-42	○	○	○	○	×	-	
3 4 相馬	相馬小学校	黒滝字二ノ松本 2-4	○	○	○	×	○	○	土砂
	相馬中学校	紙漉沢字山越 48	○	○	○	×	○	○	
	相馬総合支所	五所字野沢 41-1	○	○	○	×	○	○	土砂、岩 3
	相馬ふれあい館	相馬字八反田 25	○	○	○	×	○	○	
	長慶閣	五所字野沢 44-3	-	-	-	-	-	○補完	
	昴地区集会所	昴	○	○	○	×	○	-	
	黒滝担い手センター	黒滝字一ノ川瀬 17	○	○	○	×	○	-	

学区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	備考
			災害種別ごとの適否						
			洪水・浸水	土石流 崖崩れ等	地震	大規模な火事	火山現象		
3 4 相馬	藤沢活性化施設	藤沢字野田 123-1	○	○	○	×	○	-	
	藍内町会交流館	藍内字富田 70-4	○	○	○	×	○	-	
	坂市町会集会所	藤沢字野田 1-7	○	○	○	×	○	-	
	相馬小学校グラウンド	黒滝字二ノ松本 2-4	○	○	○	○	×	-	
	相馬中学校グラウンド	紙漉沢字山越 48	○	○	○	×	×	-	

凡例

- 指定緊急避難場所…危険が切迫した際に一時的に避難する場所
- 指定避難所…家屋などが被災した場合に被災者が避難生活を送ることができる施設
- 浸水深…洪水で浸水した場合に想定される水の高さ
- 補完…指定避難所などが不足した場合に補完する施設
- 土砂…土砂災害で警戒レベル3（避難準備、高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難勧告又は避難指示）を発令した際に開設予定の避難場所
- 「岩3」、「平3」、「腰3」、「後長3」、「大蜂3」 … 岩木川、平川、腰巻川、後長根川、大蜂川を対象に警戒レベル3、4を発令した際に開設予定の避難場所
- 「岩4」、「平4」、「腰4」 … 岩木川、平川、腰巻川を対象に警戒レベル4を発令した際に開設予定の避難場所

参考

自主避難所

自主避難所は、「指定避難所」とは異なり、台風が弘前市に上陸・接近する恐れがある場合など、市民のみなさんの問い合わせ状況を考慮したうえで、事前の避難を希望される方を対象に一時的に開設するものです。なお、食料品・日用品等の提供はいたしませんので、あらかじめ各自で食料・飲料水・着替え等の最低限の必要品を準備のうえ、避難所にお越しくください。

開設予定場所 … 弘前市役所、岩木総合支所、相馬総合支所

〔表〕 3-10-2 福祉避難所

(福祉総務課 令和元年6月)

※福祉避難所は指定避難所への避難後に、市が必要と認めた場合にのみ開設されるため、原則として、当該施設に直接避難することはできません。

No	施設名	施設住所		受入対象者	管理主体
1	グループホーム やすらぎ	弘前市大字	石川字大仏下 53	高齢者	医療法人 恩幸会
2	有料老人ホーム やすらぎ	弘前市大字	石川字大仏下 25-1	高齢者	医療法人 恩幸会
3	有料老人ホーム ふれあい取上	弘前市大字	取上 5 丁目 9-13	高齢者	医療法人 弘愛会
4	有料老人ホーム ふれあい長坂町	弘前市大字	長坂町 4-1	高齢者	医療法人 弘愛会
5	介護老人保健施設 ヴィラ弘前	弘前市大字	岩賀 2 丁目 12-11	高齢者	医療法人 サンメディコ
6	グループホーム ヴィラ弘前	弘前市大字	岩賀 2 丁目 12-11	高齢者	医療法人 サンメディコ
7	介護老人保健施設 あしたばの里・黒石	黒石市	黒石市末広 6-1	高齢者	医療法人 済寿会
8	グループホーム さくら	弘前市大字	高杉字五反田 173-7	高齢者	医療法人 仙知会
9	弘前リハビリセンター	弘前市大字	高田 1 丁目 10-7	高齢者	医療法人 鶴豊会
10	介護療養型老人保健施設 うめむら	弘前市大字	石渡 1 丁目 1-6	高齢者	医療法人 芳真会
11	草菴デイサービスセンター	弘前市大字	城東 2 丁目 2-6	高齢者	株式会社 草菴
12	有料老人ホーム 草菴倶楽部	弘前市大字	城東中央 3 丁目 1-13	高齢者	株式会社 草菴
13	有料老人ホーム 大雄荘	弘前市大字	高杉字五反田 231	高齢者	株式会社 大与
14	有料老人ホーム メゾン花月	弘前市大字	高杉字五反田 231	高齢者	株式会社 大与
15	有料老人ホーム メゾン田茂木町	弘前市大字	田茂木町 80	高齢者	株式会社 大与
16	有料老人ホーム メゾン長寿温泉	弘前市大字	東城北 3 丁目 4-7	高齢者	株式会社 大与
17	有料老人ホーム メゾン長楽	弘前市大字	銅屋町 2-4	高齢者	株式会社 大与

18	有料老人ホーム きらら	南津軽郡田舎館村	大字堂野前字前川原 80-1	高齢者	株式会社 福寿
19	特別養護老人ホーム 福寿園	弘前市大字	福村字新館添 50-8	高齢者	社会福祉法人 一葉会
20	老人保健施設ながだい荘	西津軽郡鱒ヶ沢町	大字長平町字甲音羽山 65-412	高齢者	社会福祉法人 音羽会
21	有料老人ホーム シニアシティ弘前	弘前市大字	向外瀬字豊田 319-1	高齢者	社会福祉法人 音羽会
22	グループホーム パインの里	弘前市大字	国吉字坂本 138-10	高齢者	社会福祉法人 嶽陽会
23	グループホーム パインの街	弘前市大字	原ヶ平字山元 118-1	高齢者	社会福祉法人 嶽陽会
24	グループホーム パインの森	弘前市大字	一町田字浅井 440-2	高齢者	社会福祉法人 嶽陽会
25	グループホーム ピノッ郷	弘前市大字	五代字田屋敷 240-1	高齢者	社会福祉法人 嶽陽会
26	特別養護老人ホーム 松山荘	弘前市大字	一町田字浅井 443-1	高齢者	社会福祉法人 嶽陽会
27	介護老人保健施設 湖水荘	北津軽郡鶴田町	廻堰字東下山 9 1 - 2	高齢者	社会福祉法人 桂久会
28	特別養護老人ホーム大鱒ホーム	南津軽郡大鱒町	大字大鱒字菟頭 9-2	高齢者	社会福祉法人 北光会
29	ケアハウス サン・フラワー	弘前市大字	向外瀬字豊田 320-1	高齢者	社会福祉法人 弘友会
30	有料老人ホーム ふじの郷	南津軽郡藤崎町	大字藤崎字高瀬 2 - 4	高齢者	社会福祉法人 弘友会
31	介護老人保健施設 ふじ苑	弘前市大字	土堂字長瀬 385-1	高齢者	社会福祉法人 桜友会
32	特別養護老人ホーム 白寿園	弘前市大字	大沢字稲元 3-2	高齢者	社会福祉法人 沢朋会
33	グループホーム わかば	弘前市大字	若葉 2 丁目 15-1	高齢者	社会福祉法人 七峰会
34	特別養護老人ホーム サンアップルホーム	弘前市大字	高杉字尾上山 350	高齢者	社会福祉法人 七峰会
35	介護老人保健施設 平成の家	弘前市大字	独狐字石田 121-1	高齢者	社会福祉法人 伸康会
36	グループホーム あげぼの	弘前市大字	浜の町東 1 丁目 7-4	高齢者	社会福祉法人 伸康会
37	グループホーム ふれあい	弘前市大字	独狐字石田 172-1	高齢者	社会福祉法人 伸康会

38	ショートステイ 平成の館	弘前市大字	石渡4丁目13-7	高齢者	社会福祉法人 伸康会
39	生活支援ハウス 観音の里	弘前市大字	独狐字松ヶ沢 38-1	高齢者	社会福祉法人 伸康会
40	デイサービスセンター さんふじ	南津軽郡藤崎町	大字柏木堰字南亀田1-1	高齢者	社会福祉法人 千栄会
41	特別養護老人ホーム さんふじ	南津軽郡藤崎町	大字柏木堰字南亀田1-1	高齢者	社会福祉法人 千栄会
42	特別養護老人ホーム さわやか園	平川市	日沼堵樋田 85	高齢者	社会福祉法人 直心会
43	グループホーム 城西	弘前市大字	茜町2丁目1-18	高齢者	社会福祉法人つがる三和会
44	短期入所生活介護施設 常源	弘前市大字	南袋町 5-16	高齢者	社会福祉法人つがる三和会
45	特別養護老人ホーム 三和園	弘前市大字	茜町2丁目1-2	高齢者	社会福祉法人つがる三和会
46	ケアセンター弘前	弘前市大字	山崎1丁目3-7	高齢者	社会福祉法人津軽富士見会
47	特別養護老人ホーム 弘前園	弘前市大字	鬼沢字山ノ越 249	高齢者	社会福祉法人津軽富士見会
48	弘前特別養護老人ホーム	弘前市大字	自由ヶ丘5丁目5-3	高齢者	社会福祉法人津軽富士見会
49	特別養護老人ホーム鶴住荘	北津軽郡板柳町	野中字鶴住 102-2	高齢者	社会福祉法人 鶴住会
50	特別養護老人ホーム 鶴松園	北津軽郡鶴田町	廻堰字上野尻 146-1	高齢者	社会福祉法人 鶴松会
51	グループホーム 自由ヶ丘	弘前市大字	金属町 5-30	高齢者	社会福祉法人 愛成会
52	特別養護老人ホーム 弘前静光園	弘前市大字	豊原1丁目1-2	高齢者	社会福祉法人 愛成会
53	養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	弘前市大字	金属町 5-1	高齢者	社会福祉法人 愛成会
54	養護老人ホーム 弘前温清園	弘前市大字	金属町 5-1	高齢者	社会福祉法人 愛成会
55	特別養護老人ホーム おうよう園	弘前市大字	城南5丁目13-15	高齢者	社会福祉法人 わかば会
56	ショートステイ おうよう園山崎	弘前市大字	山崎3丁目6-1	高齢者	社会福祉法人 わかば会
57	特別養護老人ホーム 大清水ホーム	弘前市大字	清原4丁目9-2	高齢者	社会福祉法人 藤聖母園

58	養護老人ホーム 景風荘	黒石市	赤坂池田 136	高齢者	社会福祉法人 報徳会
59	介護老人保健施設 三笠ケアセンター	平川市	館田西和田 200	高齢者	社会福祉法人 三笠苑
60	グループホーム サンライフ碓ヶ関	平川市	碓ヶ関鯨森 90-1	高齢者	社会福祉法人 三笠苑
61	グループホームサンライフ浦町	黒石市	浦町一丁目 82	高齢者	社会福祉法人 三笠苑
62	グループホーム サンライフ堀越	弘前市大字	堀越字柳元 293-1	高齢者	社会福祉法人 三笠苑
63	グループホーム サンライフ三笠	平川市	館田西和田 201-2	高齢者	社会福祉法人 三笠苑
64	グループホーム 太陽の里	弘前市大字	堀越字柳田 3-12	高齢者	社会福祉法人 緑風会
65	特別養護老人ホーム 緑青園	平川市	沖館和田 84	高齢者	社会福祉法人 緑風会
66	有料老人ホーム ひなた神田	弘前市大字	神田 1 丁目 6-3	高齢者	日本健康開発 株式会社
67	ワークランド茜	弘前市大字	自由ヶ丘 4 丁目 1-1	障害者 (精神のみ)	社会福祉法人 茜育友会
68	ワークキャンパス大鱈	南津軽郡大鱈町	大字三ツ目内字水沢出口 117-1	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 阿闍羅会
69	玄輝門住宅 A	南津軽郡藤崎町	大字中島字種元 31-5	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 極光の会
70	障害者支援施設 山郷館	弘前市大字	百沢字東岩木山 2628	障害者 (身体のみ)	社会福祉法人 七峰会
71	障害者支援施設 拓光園	弘前市大字	百沢字東岩木山 2628	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 七峰会
72	通勤寮 拓心館	弘前市大字	熊嶋字亀田 184-1	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 七峰会
73	障害者グループホーム さくら草	弘前市大字	独狐字松ヶ沢 20-5	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 聖康会
74	障害者ケアホーム さくら寮	弘前市大字	独狐字山辺 197-1	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 聖康会
75	障害者支援施設 さくら園	弘前市大字	独狐字山辺 183	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 聖康会
76	大鱈療育センター	南津軽郡大鱈町	大字苦木字野尻 170-1	障害者 (知的のみ)	社会福祉法人 素樸会
77	障害者支援施設 千年園	弘前市大字	原ヶ平字山中 39-1	障害者 (身体のみ)	社会福祉法人 千年会

78	障害者支援施設 三和の里	弘前市大字	三和字下恋塚 189-7	障害者（知的のみ）	社会福祉法人 つがる三和会
79	であいの家あうん	弘前市大字	高屋字安田 735-3	障害者（知的のみ）	社会福祉法人 抱民舎
80	ゆいまある	弘前市大字	藤代字平田 14-2	障害者（知的のみ）	社会福祉法人 抱民舎
81	就労継続支援 B 型事業所 ワークいずみ	弘前市大字	文京町 4-38	障害者（知的のみ）	社会福祉法人 万陽会
82	児童デイサービスセンター ピース	北津軽郡板柳町	大字館野越字早稲田 54-2	障害者（知的のみ）	特定非営利活動法人 あいゆう
83	就労継続支援センター あいゆう工房	北津軽郡板柳町	大字館野越字早稲田 54-2	障害者（精神のみ）	特定非営利活動法人 あいゆう
84	日中一時支援事業所 オアシス	北津軽郡板柳町	大字館野越字早稲田 54-2	障害者（精神のみ）	特定非営利活動法人 あいゆう
85	みどり保育園	弘前市大字	吉野町 3-3	児童・母子（父子）	財団法人医療と育成のための研究所清明会
86	児童養護施設 幸樹園	北津軽郡鶴田町	妙堂崎字米山 187-1	児童・母子（父子）	社会福祉法人 厚生会
87	大開保育園	弘前市大字	大開 2 丁目 11-4	児童・母子（父子）	社会福祉法人 三千会
88	新里こども園	弘前市大字	新里字中樋田 63-1	児童・母子（父子）	社会福祉法人 東豊福祉会
89	ひまわり保育園	弘前市大字	松原東 4 丁目 2-21	児童・母子（父子）	社会福祉法人 ひまわり福祉会
90	児童養護施設 弘前愛成園	弘前市大字	豊原 1 丁目 1-3	児童・母子（父子）	社会福祉法人 愛成会
91	児童発達支援センター 大清水学園	弘前市大字	清原 4 丁目 17-1	児童・母子（父子）	社会福祉法人 藤聖母園
92	ちとせ幼保園	弘前市大字	狼森字天王 33-1	児童・母子（父子）	社会福祉法人 陽明会

[表] 3-15-1 重要文化財指定建造物防災施設等整備状況

(文化財課 平成31年2月)

文化財名称	所有者	消火器		自動火災 報知設備	消火栓 設備	避雷針 設備
		所要単位	能力単位			
最勝院五重塔	最勝院	1	2	有	有	有
岩木山神社本殿ほか (6棟)	岩木山神社	12	10	有	有	有
八幡宮唐門・本殿	弘前八幡宮	9	7	有	有	有
長勝寺三門 長勝寺本堂・庫裏 長勝寺御影堂 津軽家霊屋(5棟)	長勝寺	1 19 5	3 21 15	有 有 有	有 有 有	有 — — —
弘前城城内建造物	弘前市					
天守		5	12	有	有	有
二の丸辰巳櫓		3	6	有	有	有
二の丸未申櫓		3	6	有	有	有
二の丸丑寅櫓		3	6	有	有	有
三の丸追手門		2	3	有	有	有
三の丸東門		2	3	有	有	有
北の郭北門		2	3	有	有	有
二の丸東門		2	3	有	有	有
二の丸南門	2	3	有	有	有	
誓願寺山門	誓願寺	1	8	有	有	—
東照宮本殿	弘前市	1	15	有	有	有
津軽為信霊屋 革秀寺本堂	革秀寺	1 16	4 15	有 有	有 有	— —
熊野奥照神社本殿	熊野奥照神社	1	8	有	有	有
旧第五十九銀行本店本館	弘前市	5	16	有	有	有
石場家住宅	個人	5	4	有	有	—
弘前学院外人宣教師館	弘前学院	6	4	有	有	有
旧弘前偕行社	弘前厚生学院	16	14	有	有	—
高照神社本殿ほか(8棟)	高照神社・個人	13	15	有	有	有
旧弘前藩士住宅	弘前市	2	3	有	有	—

(注) — 設置義務なし

[表] 3-21-1 土砂災害警戒区域等一覧

(青森県県土整備部河川砂防課 平成27年12月)

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
					戸数			有:1 無:2	戸数
1	341-I-001	H20.1.30	第67号	湯ノ沢	常盤野字湯の沢	土石流	2	2	-
2	341-I-002	H20.1.30	第67号	戸上沢	常盤野字湯の沢	土石流	4	2	-
3	341-I-003	H20.1.30	第66号	柴柄沢川	百沢字裾野	土石流	0	1	0
4	341-I-004	H20.1.30	第66号	平沢川	百沢字裾野	土石流	0	1	0
5	341-I-005	H20.1.30	第66号	滝ノ沢	百沢字裾野	土石流	0	1	0
6	341-I-007	H20.1.30	第66号	百沢	百沢字寺沢	土石流	96	1	0
7	341-I-008	H20.1.30	第67号	蔵助沢	百沢字田川	土石流	27	2	-
8	341-I-010	H20.1.30	第67号	後長根沢	百沢字寺沢	土石流	9	2	-
9	341-I-011	H20.1.30	第66号	枯木平沢	常盤野字上黒沢	土石流	14	1	0
10	341-I-012	H20.1.30	第66号	東常盤野沢	常盤野字黒森	土石流	23	1	0
11	341-I-013	H20.1.30	第67号	常盤野沢	常盤野字黒森	土石流	31	2	-
12	341-I-014	H20.1.30	第66号	西常盤野沢	常盤野字湯段菖	土石流	14	1	0
13	341-I-015	H20.1.30	第66号	後長根沢2号	百沢字寺沢	土石流	26	1	3
14	341-I-016	H20.1.30	第66号	東常盤野沢2号	常盤野字黒森	土石流	22	1	0
15	341-II-001	H20.1.30	第67号	毒蛇沢	百沢字裾野	土石流	1	2	-
16	341-II-002-1	H20.1.30	第66号	黒森沢-1	常盤野字上黒沢	土石流	1	1	0
	341-II-002-2	H20.1.30	第66号	黒森沢-2	常盤野字上黒沢	土石流	4	1	3
17	341-II-003-1	H20.1.30	第66号	小倉沢-1	常盤野字上黒沢	土石流	4	1	3
	341-II-003-2	H20.1.30	第66号	小倉沢-2	常盤野字上黒沢	土石流	4	1	0
18	341-II-004	H20.1.30	第66号	下小倉沢	常盤野字上黒沢	土石流	6	1	0
19	341-II-005	H20.1.30	第66号	下湯段沢	常盤野字上黒沢	土石流	4	1	1
20	341-II-006	H20.1.30	第66号	湯段沢	常盤野字黒森	土石流	17	1	2
21	341-III-001	H20.1.30	第66号	柴柄西沢	百沢字裾野	土石流	1	1	1
22	341-III-002	H20.1.30	第66号	上如来瀬沢	兼平字山下林添	土石流	0	1	0
23	341-III-003	H20.1.30	第66号	下如来瀬沢	兼平字山下	土石流	0	1	0
24	341-III-005	H20.1.30	第67号	兼平沢	兼平字林元林添	土石流	0	2	-
25	341-III-006	H20.1.30	第67号	蔵王沢	五代字山本	土石流	0	2	-
26	341-III-007	H20.1.30	第66号	大山祇沢	百沢字東岩木山	土石流	0	1	0
27	I-0221	H20.1.30	第67号	愛宕	愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	5	2	-
28	I-0222	H20.1.30	第66号	山下	愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	5	1	2
29	I-0223	H20.1.30	第66号	富田4号	宮地字富田	急傾斜地の崩壊	5	1	0
30	I-0224	H20.1.30	第67号	宮地	宮地字諏訪林	急傾斜地の崩壊	6	2	-
31	II-0178	H20.1.30	第66号	岩木山山頂	百沢字東岩木山国有林	急傾斜地の崩壊	0	1	0
32	II-0179	H20.1.30	第66号	薬師	新岡字萩流	急傾斜地の崩壊	4	1	2
33	II-0180	H20.1.30	第66号	土筆山	葛原字茂上	急傾斜地の崩壊	2	1	2
34	II-0181	H20.1.30	第66号	富田3号	宮地字富田	急傾斜地の崩壊	2	1	0
35	II-0182	H20.1.30	第66号	富田5号	宮地字宮本	急傾斜地の崩壊	1	1	0
36	II-0183	H20.1.30	第66号	沢田9号	宮地字沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
37	II-0184	H20.1.30	第66号	山田7号	如来瀬字種本	急傾斜地の崩壊	1	1	0
38	II-12006	H20.1.30	第66号	富田6号	宮地字富田	急傾斜地の崩壊	3	1	2
39	人II-0054	H20.1.30	第66号	赤倉	百沢字東岩木山国有林	急傾斜地の崩壊	4	1	1
40	人II-0055	H20.1.30	第66号	稔	新法師字稔	急傾斜地の崩壊	1	1	1
41	342-I-001	H22.7.7	第453号	五所沢	五所字野沢	土石流	0	1	0
42	342-I-002	H22.7.7	第454号	東水木在家沢	水木在家字桜井	土石流	14	2	-
43	342-I-003	H22.7.7	第453号	西水木在家沢	水木在家字桜井	土石流	11	1	0
44	342-I-004	H22.7.7	第453号	藍内沢	藍内字関ヶ平	土石流	10	1	0
45	342-I-005	H22.7.7	第454号	鳴ヶ沢	相馬字山田	土石流	8	2	-
46	342-I-006	H22.7.7	第454号	竜ヶ平沢	相馬字山田	土石流	18	2	-
47	342-I-007	H22.7.7	第453号	沢田沢	沢田字園村	土石流	3	1	0
48	342-I-008	H22.7.7	第453号	坂市沢	坂市字坂市沢	土石流	7	1	0
49	342-I-009	H22.7.7	第454号	紙漉沢	紙漉沢字山越	土石流	18	2	-

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
					戸数			有:1 無:2	戸数
50	342-I-010	H22.7.7	第454号	堰根沢	紙漣沢字堰根	土石流	22	2	-
51	342-II-001	H22.7.7	第453号	向山沢	相馬字野脇	土石流	2	1	0
52	342-II-002	H22.7.7	第453号	羽根山沢	相馬字羽根山	土石流	5	1	0
53	342-II-004	H22.7.7	第454号	上立石沢	藍内字立石	土石流	2	2	-
54	342-II-005	H22.7.7	第454号	下立石沢	藍内字立石	土石流	4	2	-
55	342-II-12002	H22.7.7	第453号	北立石沢	藍内字立石	土石流	3	1	0
56	I-0225	H22.7.7	第453号	堰根	紙漣沢字堰根	急傾斜地の崩壊	0	1	0
57	I-0226	H22.7.7	第453号	坂市	坂市字亀田	急傾斜地の崩壊	4	1	0
58	I-0227	H22.7.7	第453号	里見4号	五所字里見	急傾斜地の崩壊	0	1	0
59	I-0228	H22.7.7	第453号	沢田	沢田字園村	急傾斜地の崩壊	6	1	0
60	I-0229	H22.7.7	第453号	大助	大助字野田	急傾斜地の崩壊	6	1	0
61	I-0230	H22.7.7	第453号	山田5号	相馬字山田	急傾斜地の崩壊	1	1	1
62	I-0231	H22.7.7	第453号	山田4号	相馬字山田	急傾斜地の崩壊	3	1	1
63	I-0232	H22.7.7	第453号	山田3号	相馬字山田	急傾斜地の崩壊	2	1	1
64	I-0233	H22.7.7	第453号	山田2号	相馬字山田	急傾斜地の崩壊	5	1	1
65	I-1204	H22.7.7	第453号	藤沢1号	藤沢字野田	急傾斜地の崩壊	4	1	0
66	I-1205	H22.7.7	第453号	山田1号	相馬字山田	急傾斜地の崩壊	4	1	3
67	II-0185	H22.7.7	第453号	二ノ安田	湯口字二ノ安田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
68	II-0186	H22.7.7	第453号	里見2号	五所字里見	急傾斜地の崩壊	0	1	0
69	II-0187	H22.7.7	第453号	里見1号	五所字里見	急傾斜地の崩壊	1	1	0
70	II-0188	H22.7.7	第454号	里見3号	五所字里見	急傾斜地の崩壊	3	2	-
71	II-0189	H22.7.7	第453号	野沢1号	五所字野沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
72	II-0190	H22.7.7	第453号	野沢2号	五所字里見	急傾斜地の崩壊	4	1	0
73	II-0191	H22.7.7	第453号	山越2号	紙漣沢字山越	急傾斜地の崩壊	2	1	0
74	II-0192	H22.7.7	第453号	山越	紙漣沢字山越	急傾斜地の崩壊	4	1	1
75	II-0193	H22.7.7	第453号	坂市2号	坂市字亀田	急傾斜地の崩壊	3	1	0
76	II-0194	H22.7.7	第453号	桜井	水木在家字桜井	急傾斜地の崩壊	1	1	0
77	II-0195	H22.7.7	第453号	野田2号	大助字野田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
78	II-0196	H22.7.7	第453号	西牡丹坂	相馬字西牡丹坂	急傾斜地の崩壊	1	1	0
79	II-0197	H22.7.7	第453号	八反田	相馬字八反田	急傾斜地の崩壊	3	1	1
80	II-0198	H22.7.7	第453号	山田6号	相馬字一丁木	急傾斜地の崩壊	1	1	0
81	II-0199	H22.7.7	第453号	園村	沢田字園村	急傾斜地の崩壊	1	1	0
82	II-0200	H22.7.7	第453号	薬師平3号	相馬字薬師平	急傾斜地の崩壊	2	1	0
83	II-0201	H22.7.7	第453号	立石	藍内字立石	急傾斜地の崩壊	0	1	0
84	II-0203	H22.7.7	第453号	関ヶ平2号	藍内字関ヶ平	急傾斜地の崩壊	3	1	0
85	II-0963	H22.7.7	第453号	竜ヶ平	相馬字竜ヶ平	急傾斜地の崩壊	3	1	0
86	II-0964	H22.7.7	第453号	向山	相馬字向山	急傾斜地の崩壊	1	1	0
87	II-0965	H22.7.7	第453号	薬師平1号	相馬字薬師平	急傾斜地の崩壊	5	1	2
88	II-0966	H22.7.7	第453号	薬師平2号	相馬字薬師平	急傾斜地の崩壊	4	1	1
89	II-12011	H22.7.7	第453号	桜井2号	水木在家字桜井	急傾斜地の崩壊	1	1	1
90	人II-0056	H22.7.7	第453号	野田1号	大助字野田	急傾斜地の崩壊	1	1	1
91	202-I-001	H23.2.9	第121号	外の沢	乳井字茶臼館	土石流	35	2	-
92	202-I-002	H23.2.9	第120号	東大沢	大沢字大菰	土石流	9	1	9
93	202-I-003	H23.2.9	第120号	中大沢	大沢字梨子平	土石流	17	1	0
94	202-I-004	H23.2.9	第120号	久渡寺沢	坂元字山元	土石流	19	1	0
95	202-I-005	H23.2.9	第121号	羽黒沢	坂元字山元	土石流	19	2	-
96	202-I-006	H23.2.9	第120号	北羽黒沢	坂元字山下	土石流	9	1	0
97	202-I-007	H23.2.9	第120号	北久渡寺南沢	坂元字山下	土石流	6	1	0
98	202-I-008	H23.2.9	第120号	北久渡寺沢	坂元字山下	土石流	0	1	0
99	202-I-009	H23.2.9	第120号	堰口沢	番館字山腰	土石流	9	1	0
100	202-I-010	H23.2.9	第121号	北八幡沢	桜庭字西田	土石流	4	2	-
101	202-II-001	H23.2.9	第120号	大石川	百沢字東岩木山	土石流	0	1	0
102	I-0178	H23.2.9	第120号	宇田野	小友字宇田野	急傾斜地の崩壊	6	1	4
103	I-0179	H23.2.9	第121号	鶴喰1号	鬼沢字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	10	2	-

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地		自然現象の種類	区域内の人家		
					字	警戒区域		うち特別警戒区域		
								戸数	有:1 無:2	戸数
104	I-0180	H23.2.9	第120号	茂森町2号	西茂森一丁目	急傾斜地の崩壊	8	1	0	
105	I-0181	H23.2.9	第120号	茂森新町	西茂森一丁目	急傾斜地の崩壊	5	1	0	
106	I-0182	H23.2.9	第120号	桜庭3号	桜庭字外山	急傾斜地の崩壊	11	1	0	
107	I-0183	H23.2.9	第120号	桜庭1号	桜庭字久保	急傾斜地の崩壊	7	1	2	
108	I-0184	H23.2.9	第120号	米ヶ袋1号	桜庭字西田	急傾斜地の崩壊	9	1	0	
109	I-0185	H23.2.9	第120号	中畑	中畑字日暮	急傾斜地の崩壊	5	1	1	
110	I-0186	H23.2.9	第120号	番館	番館字長田	急傾斜地の崩壊	5	1	0	
111	I-0187	H23.2.9	第120号	米ヶ袋2号	中野字岩井	急傾斜地の崩壊	17	1	0	
112	I-0188	H23.2.9	第120号	平山	平山字平山	急傾斜地の崩壊	5	1	0	
113	I-0189	H23.2.9	第121号	桜ヶ丘四丁目1号	桜ヶ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	4	2	-	
114	I-0190	H23.2.9	第120号	山元3号	坂元字山元	急傾斜地の崩壊	1	1	1	
115	I-0191	H23.2.9	第120号	石川	石川字大仏下	急傾斜地の崩壊	11	1	1	
116	I-0192	H23.2.9	第121号	乳井3号	乳井字乳井	急傾斜地の崩壊	5	2	-	
117	I-0193	H23.2.9	第120号	乳井1号	乳井字乳井	急傾斜地の崩壊	4	1	0	
118	I-0194	H23.2.9	第120号	乳井2号	乳井字乳井	急傾斜地の崩壊	15	1	2	
119	I-1191	H23.2.9	第120号	宮川3号	折笠字宮川	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
120	I-1192	H23.2.9	第120号	茂森町	茂森町	急傾斜地の崩壊	8	1	0	
121	I-1193	H23.2.9	第120号	館後	館後字館後	急傾斜地の崩壊	2	1	0	
122	I-1194	H23.2.9	第120号	国吉	国吉字坂元	急傾斜地の崩壊	15	1	8	
123	I-1195	H23.2.9	第120号	桜庭2号	桜庭字鳴瀬	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
124	I-1196	H23.2.9	第121号	番館2号	番館字長田	急傾斜地の崩壊	5	2	-	
125	I-1197	H23.2.9	第120号	一野渡	一野渡字岡本	急傾斜地の崩壊	29	1	2	
126	I-1198	H23.2.9	第120号	大沢5号	大沢字大菴	急傾斜地の崩壊	8	1	2	
127	I-1199	H23.2.9	第120号	大仏	石川字大仏下	急傾斜地の崩壊	1	1	1	
128	I-12016	H23.2.9	第121号	銅屋町	銅屋町	急傾斜地の崩壊	22	2	-	
129	I-12017	H23.2.9	第121号	乳井4号	乳井字乳井	急傾斜地の崩壊	5	2	-	
130	II-0117	H23.2.9	第120号	川合1号	三和字上池上	急傾斜地の崩壊	6	1	0	
131	II-0118	H23.2.9	第121号	川合2号	三和字上池上	急傾斜地の崩壊	3	2	-	
132	II-0119	H23.2.9	第120号	秋森	貝沢字秋森	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
133	II-0120	H23.2.9	第120号	神原1号	小友字神原	急傾斜地の崩壊	2	1	1	
134	II-0121	H23.2.9	第120号	神原2号	小友字神原	急傾斜地の崩壊	3	1	2	
135	II-0122	H23.2.9	第120号	神原3号	小友字神原	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
136	II-0123	H23.2.9	第120号	菖蒲沢1号	鬼沢字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0	
137	II-0124	H23.2.9	第120号	平岡	大川字上桜川	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
138	II-0125	H23.2.9	第120号	向野	中別所字向野	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
139	II-0126	H23.2.9	第120号	電1号	中別所字葛野	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
140	II-0127	H23.2.9	第120号	電2号	中別所字電	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
141	II-0128	H23.2.9	第120号	電3号	中別所字電	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
142	II-0129	H23.2.9	第120号	電4号	中別所字電	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
143	II-0130	H23.2.9	第120号	狐沢	中別所字狐沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
144	II-0131	H23.2.9	第120号	宮館沢	宮館字宮館沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0	
145	II-0132	H23.2.9	第120号	宮川1号	折笠字宮川	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
146	II-0133	H23.2.9	第120号	宮川2号	折笠字宮川	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
147	II-0134	H23.2.9	第120号	法立堂	折笠字法立堂	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
148	II-0135	H23.2.9	第120号	長田1号	番館字長田	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
149	II-0136	H23.2.9	第120号	山腰	番館字山腰	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
150	II-0137	H23.2.9	第120号	長田2号	番館字長田	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
151	II-0138	H23.2.9	第120号	福田	米ヶ袋字村元	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
152	II-0139	H23.2.9	第121号	西田2号	桜庭字西田	急傾斜地の崩壊	2	2	-	
153	II-0140	H23.2.9	第121号	西田1号	桜庭字西田	急傾斜地の崩壊	4	2	-	
154	II-0141	H23.2.9	第120号	村元3号	吉川字川原田	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
155	II-0142	H23.2.9	第120号	山元5号	高野字山元	急傾斜地の崩壊	5	1	0	
156	II-0143	H23.2.9	第120号	山元4号	高野字山元	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
157	II-0144	H23.2.9	第120号	鳴瀬2号	悪戸字鳴瀬	急傾斜地の崩壊	3	1	1	

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地		自然現象の種類	区域内の人家		
					字	警戒区域		うち特別警戒区域		
								戸数	有:1 無:2	戸数
158	Ⅱ-0145	H23.2.9	第120号	鳴瀬1号	悪戸字鳴瀬	急傾斜地の崩壊	4	1	0	
159	Ⅱ-0146	H23.2.9	第120号	悪戸1号	悪戸字中野	急傾斜地の崩壊	2	1	0	
160	Ⅱ-0147	H23.2.9	第120号	悪戸2号	悪戸字中野	急傾斜地の崩壊	5	1	4	
161	Ⅱ-0148	H23.2.9	第120号	悪戸3号	悪戸字中野	急傾斜地の崩壊	7	1	2	
162	Ⅱ-0149	H23.2.9	第120号	中野2号	悪戸字中野	急傾斜地の崩壊	8	1	0	
163	Ⅱ-0150	H23.2.9	第120号	中野3号	悪戸字中野	急傾斜地の崩壊	7	1	0	
164	Ⅱ-0151	H23.2.9	第120号	青柳2号	下湯口字青柳	急傾斜地の崩壊	4	1	1	
165	Ⅱ-0152	H23.2.9	第120号	青柳3号	下湯口字青柳	急傾斜地の崩壊	6	1	0	
166	Ⅱ-0153	H23.2.9	第120号	旭ヶ丘二丁目1号	旭ヶ丘二丁目	急傾斜地の崩壊	9	1	0	
167	Ⅱ-0154	H23.2.9	第120号	旭ヶ丘二丁目2号	旭ヶ丘二丁目	急傾斜地の崩壊	4	1	0	
168	Ⅱ-0155	H23.2.9	第121号	桜ヶ丘一丁目	桜ヶ丘一丁目	急傾斜地の崩壊	2	2	-	
169	Ⅱ-0156	H23.2.9	第121号	旭ヶ丘五丁目	旭ヶ丘五丁目	急傾斜地の崩壊	27	2	-	
170	Ⅱ-0157	H23.2.9	第120号	山崎	小沢字山崎	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
171	Ⅱ-0158	H23.2.9	第121号	大原三丁目	大原三丁目	急傾斜地の崩壊	1	2	-	
172	Ⅱ-0159	H23.2.9	第120号	山元1号	坂元字山元	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
173	Ⅱ-0160	H23.2.9	第120号	山元2号	坂元字山元	急傾斜地の崩壊	2	1	0	
174	Ⅱ-0952	H23.2.9	第120号	菖蒲沢2号	鬼沢字猿沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
175	Ⅱ-0954	H23.2.9	第120号	村元2号	吉川字村元	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
176	Ⅱ-0955	H23.2.9	第120号	川原田1号	吉川字村下	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
177	Ⅱ-0956	H23.2.9	第120号	山下2号	坂元字山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
178	Ⅲ-0019	H23.2.9	第120号	高野	国吉字耕田	急傾斜地の崩壊	1	1	1	
179	Ⅲ-0020	H23.2.9	第120号	坂元2号	坂元字山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
180	Ⅲ-0021	H23.2.9	第120号	座頭石	一野渡字山下	急傾斜地の崩壊	1	1	1	
181	Ⅲ-0022	H23.2.9	第120号	一野渡2号	一野渡字東平山	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
182	Ⅲ-0023	H23.2.9	第120号	一野渡3号	一野渡字中平山	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
183	Ⅲ-0024	H23.2.9	第120号	大沢7号	大沢字山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0	
184	人Ⅰ-0033	H23.2.9	第120号	吉川	吉川字山下	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
185	人Ⅱ-0044	H23.2.9	第120号	青柳1号	下湯口字青柳	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
186	人Ⅰ-0029	H23.2.9	第120号	桔梗野一丁目	桔梗野一丁目	急傾斜地の崩壊	15	1	2	
187	人Ⅱ-0033	H23.2.9	第120号	野中1号	十腰内字野中	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
188	人Ⅱ-0034	H23.2.9	第120号	野中2号	十腰内字野中	急傾斜地の崩壊	3	1	3	
189	人Ⅱ-0035	H23.2.9	第120号	沢田2号	十面沢字沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
190	人Ⅱ-0036	H23.2.9	第120号	沢田3号	十面沢字嚮	急傾斜地の崩壊	6	1	4	
191	人Ⅱ-0037	H23.2.9	第120号	沢田4号	十面沢字沢田	急傾斜地の崩壊	3	1	1	
192	人Ⅱ-0039	H23.2.9	第120号	鶴喰2号	鬼沢字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	3	1	0	
193	人Ⅱ-0040	H23.2.9	第120号	猿沢	檜木字牧野	急傾斜地の崩壊	1	1	0	
194	人Ⅱ-0047	H23.2.9	第120号	岩ノ上1号	乳井字茶臼疳	急傾斜地の崩壊	4	1	2	
195	人Ⅱ-0048	H23.2.9	第120号	岩ノ上2号	乳井字茶臼疳	急傾斜地の崩壊	3	1	1	
196	砂-23	H23.3.22	第260号	坂市	坂市字亀田	地滑り	18	2	-	
197	砂-24	H23.3.22	第260号	富田	藍内字富田	地滑り	8	2	-	
198	農-11	H23.3.22	第260号	大久保	如来瀬字大久保平	地滑り	0	2	-	
199	農-12	H23.3.22	第260号	兼平	兼平字林元林添	地滑り	0	2	-	
200	農-13	H23.3.22	第260号	大助	大助字野田	地滑り	15	2	-	
201	341-I-006-1	H27.12.21	第894号	石切沢-1	百沢字小松野	土石流	27	1	1	
	341-I-006-2	H27.12.21	第66号	石切沢-2	百沢字小松野	土石流	27	1	0	
202	341-I-009	H27.12.21	第895号	頭無沢	百沢字寺沢	土石流	42	2	-	
203	341-Ⅲ-004	H27.12.21	第894号	天満の沢	兼平字林元林添	土石流	0	1	0	
204	Ⅱ-12014	H27.12.21	第894号	紙漉沢	紙漉沢字堰根	急傾斜地の崩壊	3	1	0	

〔表〕 4-1-1 有線放送施設の状況

(農政課 平成31年2月)

地区名	所在地	設置場所	管理支店	電話番号
清水	小沢字広野 34-2	弘前農園敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前南支店	88-1117
	下湯口字青柳 212-4	ゴールド農園冷蔵庫敷地内		
	坂元字山下 41-7	清水地区団第4分団消防屯所敷地内		
船沢	折笠字法立堂 3-3	船沢支店	つがる弘前農協 船沢支店	96-2111
	蒔苗字福岡 67-1	蒔苗町民会館		
	弥生字弥生平 102	弥生会館敷地内放送室		
	百沢字東岩木山	上弥生地区有線放送室		
高杉	高杉字五反田 175-1	旧高杉支店	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	孤独字松ヶ沢 20-6	孤独農業研修会館		
裾野	鬼沢字後田 1-1	旧弘前北支店	つがる弘前農協 十腰内支店	93-3321
	大森字田浦 27-2	大貝消防屯所		
	十面沢字赤坂 5-4	十腰内支店		
	十腰内字猿沢	集会所兼屯所		
新和	青女子字桜苺 296	弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	小友字宇田野 199	新和第3消防屯所敷地内放送室		
	三和字下池神 10-1	旧三和支店		
	笹館字市原 34-1	笹館町会集会所		
藤代	八代町 6-24	藤代トラクター組合	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	土堂字早川 107	弘前西支店		
	大川字奈良田 26 付近	上大川放送施設 (土淵堰平岡橋横)		
	大川字中桜川 12-1 (畑)	下大川放送施設 (今泉忠生氏敷地)		
	中崎字野脇 42 (宅地)	中崎地区放送室 (岩谷伊人氏敷地)		
和徳	撫牛子三丁目 2-1	和徳支店	つがる弘前農協 和徳支店	32-6141
	津賀野字宮崎 69 (宅地)	津賀野地区放送室 (成田恭章氏敷地)		
	津賀野字宮崎 (畑)	百田地区放送室 (吉崎良昭氏敷地)		
	清野袋三丁目 2-1	清野袋町民会館		
豊田	新里字東里見 59-3	旧豊田支店 (JA 葬祭センター)	つがる弘前農協 弘前中央支店	28-1118
	新里字西里見	福田子集会所		
	境関字富岳 23 (畑)	境関地区放送室 (福土雅昭氏敷地)		
堀越	門外四丁目 2-1	旧堀越支店敷地	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	堀越字川合 59-28	堀越児童館		
	川合字浅田	川合町民会館		
石川	薬師堂字岡本 79-1	薬師堂支店	つがる弘前農協 薬師堂支店	92-3211
	石川字家岸 45-3	石川支店	津軽みらい農協 石川支店	92-3311
千年	小栗山字長田 8	弘前東支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	清水森字沼田 76-5	清水森消防屯所		
	狼森字西元 1-5	旧千年第一支店		
	一野渡字岡本 87	旧一大支店		
東目屋	黒土字川合 130-1	東目屋冷蔵庫	つがる弘前農協 目屋支店	86-2211
	中畑字旭岡 64-2	旧中畑支店		
	中畑字俵元 78	中畑町民会館倉庫内		
旧市内	自由ヶ丘四丁目 (畑)	自由ヶ丘放送室 (森山太一氏敷地)	つがる弘前農協	34-3644
岩木	五代字前田 306-1	岩木支店 ※	つがる弘前農協	82-5111
相馬	五所字野沢 23-1	相馬村農協 ※	相馬村農協	84-3215

※岩木地区、相馬地区は防災行政用無線

避難勧告等の発令基準

(洪水・土砂災害)

令和元年7月

弘 前 市

目 次

1. はじめに	259
2. 避難勧告等により居住者等に求める行動	260
3. 洪水の避難勧告等	262
3. 1 避難勧告等の発令の判断基準	262
3. 2 浸水想定区域	264
3. 3 避難勧告等の発令対象区域	266
3. 4 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所	266
3. 5 情報伝達手段	280
3. 6 要配慮者利用施設	281
3. 7 情報伝達文（防災行政無線）	290
3. 8 情報伝達文（緊急速報メール）	294
3. 9 避難勧告等の解除	298
4. 土砂災害の避難勧告等	299
4. 1 避難勧告等の発令の判断基準	299
4. 2 土砂災害（特別）警戒区域	300
4. 3 避難勧告等の発令対象区域	300
4. 4 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所	303
4. 5 情報伝達手段	306
4. 6 情報伝達先（要配慮者利用施設）	307
4. 7 情報伝達文（防災行政無線）	314
4. 8 情報伝達文（緊急速報メール）	316
4. 9 避難勧告等の解除	319

1 はじめに

内閣府が平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（以下「作成ガイドライン」という。）」を策定したことに伴い、本市では、平成22年3月に「避難勧告等の発令基準（水害・土砂災害等）（以下「発令基準」という。）」を作成しました。

その後、平成27年に、東日本大震災や広島市で発生した甚大な土砂災害の教訓等をふまえ「作成ガイドライン」の改定が行われたほか、平成29年には、関東東北豪雨災害や平成28年台風第10号による高齢者施設の被災等をふまえ、「作成ガイドライン」の名称が「避難勧告等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に変更されるとともに、避難勧告等の名称変更も行われたことに伴い、「発令基準」の改定を平成29年1月に行いました。

また、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、豪雨災害では平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生する等、各地で甚大な被害が発生しました。このような事態を鑑み、中央防災会議防災対策実行会議において「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、そこでとりまとめられた報告等をふまえ、居住者等が的確な避難行動をとれるよう「ガイドライン」が改定されたことから、今般「発令基準」の改定を行ったものであります。

この「発令基準」では、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」および「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」および「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとしています。また、速やかに立退き避難を促す情報は、避難勧告を基本とすることを明確化したうえで、避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、地域の状況に応じて、緊急的にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベルに位置づけたところです。

なお、「ガイドライン」では、自然災害のうち人的被害が発生するような洪水や土砂災害等に伴う避難を対象としており、積乱雲の急な発達により発生する竜巻・雷・急な大雨といった現象は、適時的確な避難勧告等の発令が困難であるとされていることから、本発令基準においても対象外としております。

2 避難勧告等により居住者等に求める行動

居住者・施設管理者等は、災害発生のおそれの高まりに応じ、市長が発令する避難勧告等や気象庁が提供する注意報等のほか、国や青森県が提供する防災気象情報等を参考に、主体的に避難行動等を判断する必要があります。このため、災害発生のおそれの高まりに応じ、居住者・施設管理者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を促す情報」と「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、出された情報から「とるべき行動」を直感的に理解しやすいものとししました。

市長が発令する避難勧告等に応じた居住者等に求める行動は表-1のとおりであり、防災気象情報と警戒レベルの関係は表-2のとおりです。

表-1 避難勧告等に応じた住者等に求める行動

	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
居住者等に 求める行動	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告 避難指示（緊急）	災害発生情報
	高齢者等避難 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。	全員避難 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	災害発生 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

居住者・施設管理者等の避難行動に関して、基本的な対応等は以下のとおりです。

- (1) 避難勧告等が出されなくても、「自分の命は自らが守る」という考えの下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (2) 避難勧告等の対象区域は、一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというのではなく、想定を上回る事象が発生し得ることも考慮し、危険だと感じたら、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- (3) 災害発生の可能性が少しでもある場合は、居住者等の避難に要する時間等を考慮して、市長から避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告が発令されるが、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合もある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。

表 2 警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
		避難情報等	洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害))※3		土砂災害に関する情報 (大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高まって高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

3 洪水の避難勧告等

本発令基準では、水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害または相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定されている、「洪水予報河川」（岩木川・平川（上流・下流）・土淵川・旧大蜂川）と「水位周知河川」（後長根川・腰巻川）を避難勧告等発令の対象とします。

また、「大蜂川」については氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていることから、避難勧告等の発令の対象とします。浸水想定区域においては、命の危険を及ぼすおそれがあることから立退き避難（指定緊急避難場所に限らない）することを原則とします。

なお、発令対象外の河川であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、避難勧告等を発令します。

3.1 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等は、表-3,4の基準を参考に気象予測や河川水位等の情報、河川巡視等の状況を踏まえて総合的に判断して発令します。

表-3 避難勧告等の発令基準（洪水予報河川）

河川名		岩木川・平川（上流・下流）・土淵川・旧大蜂川
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始		<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合
警戒レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 指定河川洪水予報の水位予測により、水位が堤防天端高を超えることが予想される場合 異常な漏水・浸食等が発見された場合
	避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高に到達するおそれが高い場合 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
【警戒レベル5】 災害発生情報		<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合

表-4 避難勧告等の発令基準（水位周知河川等）

河川名		後長根川・腰巻川・大蜂川
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始		<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合（洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合など）
警戒レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ・氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合（洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合など） ・異常な漏水・浸食等が発見された場合
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防高に到達するおそれが高い場合 ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
【警戒レベル5】 災害発生情報		<ul style="list-style-type: none"> ・決壊や越水・溢水が発生した場合

3. 2 浸水想定区域（想定最大規模）

表-5～7は、「洪水予報河川」と「水位周知河川」について、水防法の規程により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を示したものである。

表-5 浸水想定区域（洪水予報河川（国））

	河川（観測所）	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
洪水予報河川（国）	岩木川（上岩木橋）	41.6m	42.6m	43.1m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （279mm/24h）	如来瀬・鳥井野・龍ノ口・真土・駒越・熊嶋・高屋・ 一町田・土堂・蒔苗・元薬師堂・横町・浜の町北・ 浜の町西・浜の町東・藤代・外瀬・藤野・船水・范中・ 藤内町・町田・中崎・石渡・八代町・独狐・前坂・三世寺・ 大川・高杉・糠坪・青女子・榎木・鬼沢・種市・小友・ 三和・湯口・下湯口・悪戸※・常盤坂※・樋の口・茜町・ 城西・南城西・茂森新町※・茂森町※・西茂森※・新町・ 西大工町・南袋町・馬屋町・河原町・平岡町・鷹匠町・ 袋町・五十石町・下白銀町※・和田町・紺屋町・大浦町・ 蔵主町・亀甲町・長坂町・笹森町・山王町・田茂木町・ 馬喰町・春日町・栄町・若党町・小人町・禰宜町・西城北・ 東城北・田町・宮園・八幡町・和徳町※・東和徳町※・ 堅田・和泉・城東北※・野田※・宮川・境関・神田・青山・ 撫牛子・大久保・向外瀬・清野袋・岩賀・津賀野・百田 ※一部地区		
	岩木川（幡龍橋）	14.0m	16.1m	16.4m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （279mm/24h） ※旧大蜂川含む	大川・青女子・高杉・糠坪・榎木・ 種市・鬼沢・小友・三和・笹館		
	平川下流（百田）	2.3m	4.8m	5.2m
浸水想定区域 （想定最大規模） （279mm/24h） ※旧大蜂川含む	町田※・堅田・和泉・宮川・境関・神田・撫牛子・未広※・ 大久保・向外瀬・青山・清野袋・岩賀・津賀野・百田 ※一部地区			

表-6 浸水想定区域（洪水予報河川（青森県））

	河川（観測所）	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
洪水予報河川（県）	平川上流（石川）	47.2m	48.5m	49.0m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （330mm/24h）	堀越・石川・小金崎		
	平川上流（豊平橋）	20.6m	21.9m	22.8m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （330mm/24h）	川合・新里・福村・境関		

表-7 浸水想定区域（水位周知河川等）

	河川（観測所）	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
水位周知河川（県）	腰巻川（腰巻）	2.0m	2.5m	3.0m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （330mm/24h）	松森町・楮町・堅田四丁目・堅田五丁目・南大町・和泉・高崎・品川町・大富町・富田町・南富田町・豊原・川先・小比内・豊田一丁目・三岳町・北園・松原東一丁目・取上・城東・外崎・城東中央・稲田・城東北・高田一丁目		
	後長根川（独狐）	2.3m	2.9m	3.6m
	浸水想定区域 （想定最大規模） （139mm/h）	中崎・三世寺・大川・蒔苗・元薬師堂・独狐・高屋・八幡・五代・宮地・横町		
-	大蜂川（高杉）	2.5m	-	3.6m
	浸水想定区域	大川・前坂・高杉		

※河川の水位情報（青森県河川砂防情報提供システムホームページ）

<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

3.3 避難勧告等の発令対象区域（立退き避難が必要な区域）

避難勧告等の対象となる区域は、水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定した各河川の洪水浸水想定区域を基本としますが、浸水する区域であっても、床下浸水にとどまる等、避難行動としては屋内安全確保で十分であり、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、表-8 のとおり避難勧告等の発令対象区域から除外します。

表-8 避難勧告等の発令対象区域（洪水）

避難勧告等の発令対象区域	
洪水	①堤防から水があふれたり、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらすおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」 ②氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水（50cm以上）することにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある区域 ③浸水が長期間継続するおそれがある区域 ④その他避難が必要とされる地域

3.4 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所

避難勧告等の発令対象区域の世帯数・人口および開設する避難場所は、河川ごとに表-9～13のとおりとし、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、想定される最大避難者数のおよそ20%（当市の75歳以上の人口割合）が避難するものとして、避難場所を開設します（後長根川と大蜂川は除く）。

また、警戒レベル4「避難勧告」および「避難指示（緊急）」が発令された場合は、河川ごとの最大避難者数を収容するものとして、避難場所を開設します（後長根川と大蜂川は警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」で最大避難者数が収容できる避難場所を開設します）。

なお、避難者一人当たりの避難場所の面積は、立退き避難であることから1平方メートルとします。

表-9 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（岩木川（旧大蜂川含む））

町名	中学校 学 区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
堅田	一中	93	287	①市役所	①市役所
神田一丁目	一中	100	181	②岩木総合支所	②岩木総合支所
神田二丁目	一中	6	14		
神田三丁目	一中	1	1	③相馬総合支所	③相馬総合支所
神田四丁目	一中	83	117		
神田五丁目	一中	36	91		
宮川一丁目	一中	73	176	④自得小学校	④自得小学校
宮川二丁目	一中	188	388	⑤岩木B & G 海洋センター	⑤岩木B & G 海洋センター
宮川三丁目	一中	197	361		
堅田一丁目	一中	32	67	⑥桔梗野小学校	⑥桔梗野小学校
堅田二丁目	一中	188	412		
堅田三丁目	一中	287	574		
堅田四丁目	一中	193	425		
堅田五丁目	一中	251	588		
大浦町	一中	15	36	⑧和徳小学校	⑧和徳小学校
蔵主町	一中	86	138		
長坂町	一中	105	202	⑨福村小学校	⑨福村小学校
笹森町	一中	161	315		
田茂木町	一中	120	219		
禰宜町	一中	106	210	⑩朝陽小学校	⑩朝陽小学校
亀甲町	一中	200	401	⑪第四中学校	⑪第四中学校
若党町	一中	225	410		
小人町	一中	143	302	⑫高杉ふれあい センター	⑫高杉ふれあい センター
馬喰町	一中	27	42		
春日町	一中	118	248		
栄町一丁目	二中	130	265		
栄町二丁目	二中	103	218		

町名	中学校 学 区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
栄町三丁目	二中	156	329		【追加開設】 ⑬堀越小学校 ⑭東中学校 ⑮第五中学校 ⑯第三中学校 ⑰岩木小学校 ⑱北辰中学校 ⑲豊田小学校 ⑳東小学校 ㉑克雪トレーニ ングセンター ㉒文京小学校 ㉓松原小学校 ㉔南中学校 ㉕大成小学校
栄町四丁目	二中	165	362		
西城北一丁目	一中	214	473		
西城北二丁目	一中	135	253		
東城北一丁目	一中	194	433		
東城北二丁目	一中	185	399		
東城北三丁目	一中	142	316		
宮園一丁目	一中	93	199		
宮園二丁目	一中	51	107		
宮園三丁目	一中	159	346		
宮園四丁目	一中	128	230		
宮園五丁目	一中	46	112		
田町一丁目	一中	39	95		
田町二丁目	一中	236	490		
田町三丁目	一中	92	192		
田町四丁目	一中	154	299		
田町五丁目	一中	455	1,016		
八幡町一丁目	一中	246	535		
八幡町二丁目	一中	269	492		
八幡町三丁目	一中	96	178		
山王町	一中	74	168		
馬屋町	二中	104	199		
鷹匠町	二中	116	239		
新町	二中	323	656		
南袋町	二中	61	125		
駒越町	二中	93	189		
平岡町	二中	156	372		
西大工町	二中	162	338		

町名	中学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
袋町	二中	102	238		②⑥第三大成 小学校 ②⑦千年小学校 ②⑧大和沢小学校 ②⑨小沢小学校 ③⑩青柳小学校 ③⑪津軽中学校 ③⑫裾野交流 センター ③⑬弘前文化 センター ③⑭弘前高校 ③⑮弘前中央高校 ③⑯弘前南高校 ③⑰弘前実業高校 ③⑱船沢小学校
五十石町	二中	121	223		
紺屋町	二中	353	721		
城西一丁目	二中	167	338		
城西二丁目	二中	304	588		
城西三丁目	二中	272	563		
城西四丁目	二中	209	422		
城西五丁目	二中	238	495		
河原町	二中	49	92		
南城西一丁目	二中	170	316		
南城西二丁目	二中	215	490		
和田町	二中	141	240		
樋の口一丁目	二中	111	251		
樋の口二丁目	二中	59	130		
茜町一丁目	二中	122	267		
茜町二丁目	二中	76	96		
茜町三丁目	二中・四中	18	43		
和泉一丁目	一中・東	141	286		
和泉二丁目	一中・東	183	383		
下湯口	四中	284	769		
撫牛子	一中	1	1		
大久保	一中	389	1,065		
津賀野	一中	174	419		
百田	一中	87	208		
向外瀬	一中	59	65		
清野袋	一中	5	10		
撫牛子一丁目	一中	180	381		
撫牛子二丁目	一中	226	552		

町名	中学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
撫牛子三丁目	一中	331	779		
撫牛子四丁目	一中	47	123		
撫牛子五丁目	一中	414	840		
青山一丁目	一中	241	519		
青山二丁目	一中	257	573		
青山三丁目	一中	18	43		
青山四丁目	一中	74	173		
青山五丁目	一中	44	101		
清野袋一丁目	一中	67	153		
清野袋二丁目	一中	1	2		
清野袋三丁目	一中	3	6		
清野袋四丁目	一中	47	95		
清野袋五丁目	一中	6	15		
岩賀一丁目	一中	58	155		
岩賀二丁目	一中	218	543		
岩賀三丁目	一中	230	578		
向外瀬一丁目	一中	32	79		
向外瀬二丁目	一中	120	282		
向外瀬三丁目	一中	99	255		
向外瀬四丁目	一中	73	155		
向外瀬五丁目	一中	96	239		
境関	東	247	592		
境関一丁目	東	70	196		
藤代	二中	14	37		
土堂	二中	161	396		
石渡	二中	8	16		
中崎	二中	176	415		
三世寺	二中	274	662		

町名	中学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
大川	二中	181	383		
浜の町東一丁目	二中	198	465		
浜の町東二丁目	二中	250	555		
浜の町東三丁目	二中	363	810		
浜の町東四丁目	二中	131	266		
浜の町東五丁目	二中	288	645		
浜の町西一丁目	二中	145	353		
浜の町西二丁目	二中	207	472		
浜の町西三丁目	二中	219	483		
石渡一丁目	二中	76	168		
石渡二丁目	二中	120	244		
石渡三丁目	二中	230	483		
石渡四丁目	二中	234	567		
石渡五丁目	二中	29	74		
藤代一丁目	二中	168	347		
藤代二丁目	二中	205	371		
藤代三丁目	二中	181	391		
藤代四丁目	二中	79	197		
藤代五丁目	二中	15	30		
外瀬一丁目	二中	129	318		
外瀬二丁目	二中	3	10		
藤野一丁目	二中	15	47		
藤野二丁目	二中	5	5		
浜の町北一丁目	二中	114	271		
船水一丁目	二中	7	12		
船水二丁目	二中	5	11		
船水三丁目	二中	115	277		
町田一丁目	二中	46	108		

町名	中学校学区	推定世帯数【H31.4】	推定人口【H31.4】	警戒レベル3開設避難場所	警戒レベル4開設避難場所		
町田二丁目	二中	88	187				
町田三丁目	二中	38	101				
八代町	二中	94	239				
藤内町	二中	90	219				
元薬師堂	二中	228	478				
独狐	北辰	241	472				
前坂	北辰	35	61				
高杉	北辰	249	507				
糠坪	北辰	339	640				
檜木	北辰	132	270				
鬼沢	北辰	122	252				
青女子	新和	58	119				
種市	新和	189	337				
小友	新和	69	151				
三和	新和	24	52				
笹舘	新和	195	413				
駒越	津軽	235	549				
真土	津軽	96	257				
龍ノ口	津軽	57	140				
烏井野	津軽	192	490				
如来瀬	津軽	108	290				
一町田	津軽	467	1,094				
熊嶋	津軽	232	570				
高屋	津軽	453	1,101				
横町	津軽	35	82				
湯口	相馬	277	650				
合計（165地区）		23,594	51,588			12箇所	38箇所
		(9,639)	(20,947)			第一中学校学区（一中より北側）	

	(9,225)	(19,918)	第二中学校学区
	(1,118)	(2,202)	北辰中学校学区
	(535)	(1,072)	新和中学校学区
	(1,875)	(4,573)	岩木地区（岩木川沿い）
	(324)	(669)	和泉
	(317)	(788)	境関
	(284)	(769)	下湯口（岩木川沿い）
	(277)	(650)	湯口（岩木川沿い）

表-10 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（平川（土淵川含む））

町名	中学校学区	推定世帯数【H31.4】	推定人口【H31.4】	警戒レベル3開設避難場所	警戒レベル4開設避難場所
堅田	一中	93	287	①市役所	①市役所
神田一丁目	一中	100	181	②第一中学校	②第一中学校
神田二丁目	一中	6	14		
神田三丁目	一中	1	1	③和徳小学校	③和徳小学校
神田四丁目	一中	83	117		
神田五丁目	一中	36	91		
宮川一丁目	一中	73	176	④福村小学校	④福村小学校
宮川二丁目	一中	188	388	⑤堀越小学校	⑤堀越小学校
宮川三丁目	一中	197	361		
堅田一丁目	一中	32	67	⑥石川町民会館	⑥石川町民会館
堅田二丁目	一中	188	412		
堅田三丁目	一中	287	574		
堅田四丁目	一中	193	425		
堅田五丁目	一中	251	588		
和泉一丁目	一中・東	141	286	【追加開設】 ⑦桔梗野小学校	⑧朝陽小学校
和泉二丁目	一中・東	183	383		
撫牛子	一中	1	1	⑨東中学校	
大久保	一中	389	1,065		

町名	中学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
津賀野	一中	174	419		⑩第五中学校 ⑪豊田小学校 ⑫東小学校 ⑬克雪トレーニ ングセンター
百田	一中	87	208		
向外瀬	一中	59	65		
清野袋	一中	5	10		
撫牛子一丁目	一中	180	381		
撫牛子二丁目	一中	226	552		
撫牛子三丁目	一中	331	779		
撫牛子四丁目	一中	47	123		
撫牛子五丁目	一中	414	840		
青山一丁目	一中	241	519		
青山二丁目	一中	257	573		
青山三丁目	一中	18	43		
青山四丁目	一中	74	173		
青山五丁目	一中	44	101		
清野袋一丁目	一中	67	153		
清野袋二丁目	一中	1	2		
清野袋三丁目	一中	3	6		
清野袋四丁目	一中	47	95		
清野袋五丁目	一中	6	15		
岩賀一丁目	一中	58	155		
岩賀二丁目	一中	218	543		
岩賀三丁目	一中	230	578		
向外瀬一丁目	一中	32	79		
向外瀬二丁目	一中	120	282		
向外瀬三丁目	一中	99	255		
向外瀬四丁目	一中	73	155		
向外瀬五丁目	一中	96	239		
新里	東・五中	421	1,047		

町名	中学校学区	推定世帯数【H31.4】	推定人口【H31.4】	警戒レベル3開設避難場所	警戒レベル4開設避難場所
福村	東	360	841		
境関	東	247	592		
境関一丁目	東	70	196		
堀越	五中	280	572		
川合	五中	128	299		
石川	石川	95	174		
小金崎	石川	200	466		
合計 (53 地区)		7,450	16,947	6 箇所	13 箇所
		(5,325)	(12,091)	第一中学校学区 (一中より北側)	
		(324)	(669)	和泉	
		(317)	(788)	境関	
		(360)	(841)	福村	
		(421)	(1,047)	新里	
		(280)	(572)	堀越	
		(128)	(299)	川合	
		(95)	(174)	石川	
		(200)	(466)	小金崎	

表-11 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（腰巻川）

町名	小学校学区	推定世帯数【H31.4】	推定人口【H31.4】	警戒レベル3開設避難場所	警戒レベル4開設避難場所
松森町	三大	267	425	①市役所	①市役所
楮町	三大	60	97		
堅田四丁目	和徳	193	425	②東中学校	②東中学校
堅田五丁目	和徳	251	588	③第五中学校	③第五中学校
表町	大成	61	124	④第三中学校	④第三中学校
大町一丁目	大成	382	715		

町名	小学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
大町二丁目	大成	206	354		【追加開設】
大町三丁目	大成	204	393		⑤桔梗野小学校
南大町一丁目	大成・三大	182	345		⑥第一中学校
南大町二丁目	大成・三大	304	535		⑦和徳小学校
和泉一丁目	和徳・東	141	286		⑧福村小学校
和泉二丁目	和徳・東	183	383		⑨朝陽小学校
高崎一丁目	東	175	335		⑩第四中学校
高崎二丁目	和徳・東	91	181		⑪堀越小学校
品川町	大成・三大	307	599		⑫豊田小学校
御幸町	大成	343	617		⑬克雪トレーニ ングセンター
大富町	三大	265	481		⑭文京小学校
富田町	三大	279	457		⑮松原小学校
南富田町	三大	332	598		⑯南中学校
豊原一丁目	文京	103	109		⑰大成小学校
豊原二丁目	文京	189	319		
小比内	豊田・堀越	7	16		
川先一丁目	豊田	129	281		
川先二丁目	豊田	135	277		
川先三丁目	豊田	367	775		
川先四丁目	豊田	150	328		
小比内一丁目	豊田	220	463		
小比内二丁目	豊田	93	230		
小比内三丁目	豊田	97	218		
小比内四丁目	豊田	151	345		
小比内五丁目	豊田・堀越	331	782		
豊田一丁目	豊田	73	151		
三岳町	文京	179	349		
北園一丁目	文京	168	296		

町名	小学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
北園二丁目	文京	242	481		
松原東一丁目	松原	290	651		
取上一丁目	三大	361	763		
取上二丁目	三大	332	725		
取上三丁目	三大	278	593		
取上四丁目	三大	228	488		
取上五丁目	三大	463	917		
城東一丁目	大成・豊田	46	120		
城東二丁目	豊田	21	45		
城東三丁目	豊田	190	471		
城東四丁目	豊田	76	162		
城東五丁目	豊田	73	199		
外崎一丁目	豊田	101	233		
外崎二丁目	豊田	28	53		
外崎三丁目	豊田	22	55		
外崎四丁目	豊田	56	138		
外崎五丁目	豊田	92	215		
城東中央一丁目	東	61	150		
城東中央二丁目	東	206	524		
城東中央三丁目	東	228	593		
城東中央四丁目	東	68	186		
城東中央五丁目	東	111	248		
稲田一丁目	東	78	221		
稲田二丁目	東	297	705		
城東北一丁目	東	49	121		
城東北二丁目	東	22	55		
城東北三丁目	東	386	857		
城東北四丁目	東	128	329		

町名	小学校 学区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
高田一丁目	豊田	778	1,819		
合計 (63 地区)		11,929	24,994	4 箇所	17 箇所
		(3,658)	(7,023)	第三大成小学校学区 (清原・富野町除く)	
		(3,236)	(7,376)	豊田小学校学区 (国道 7 号西側)	
		(1,900)	(4,505)	東小学校学区 (国道 7 号西側)	
		(292)	(428)	豊原	
		(410)	(777)	北園	
		(179)	(349)	三岳町	
		(290)	(651)	松原東一丁目 (腰巻川沿い)	
		(324)	(669)	和泉	
		(193)	(425)	堅田四丁目	
		(251)	(588)	堅田五丁目	
		(792)	(1,462)	大町	
		(61)	(124)	表町	
		(343)	(617)	御幸町	

表-12 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（後長根川）

町名	中学校 学 区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
中崎	二中	176	415	①市役所 ②岩木総合支所 ③岩木B & G海洋センター ④北辰学区高杉ふれあいセンター ⑤岩木小学校 ⑥北辰中学校	
三世寺	二中	274	662		
大川	二中	181	383		
蒔苗	船沢	183	316		
元薬師堂	二中	228	478		
独狐	北辰	241	472		
高屋	津軽	453	1,101		
八幡	津軽	181	444		
五代	津軽	366	883		
宮地	津軽	194	522		
横町	津軽	35	82		
合計（11地区）		2,512	5,758	6箇所	

表-13 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（大蜂川）

町名	中学校 学 区	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	警戒レベル3 開設避難場所	警戒レベル4 開設避難場所
大川	二中	181	383	①北辰学区高杉ふれあいセンター ②北辰中学校	
前坂	北辰	35	61		
高杉	北辰	249	507		
合計（3地区）		465	951	2箇所	

3. 5 情報伝達手段

市民等への避難勧告等の情報伝達手段については表- 14 を基本とします。なお、緊急速報メールは docomo・softbank・au の 3 キャリアにおいて岩木川・平川・腰巻川・後長根川が対象となった場合に活用します。

なお、伝達にあたっては「やさしい日本語」を用いるなど、要配慮者に配慮したものとします。

表-14 情報伝達手段（洪水）

情報伝達手段・情報伝達先		所管課	避難勧告等の対象河川	
			大蜂川	岩木川 平川 腰巻川 後長根川
HP・SNS・広報車		広聴広報課	○	○
Lアラート (テレビ・ラジオ・インターネット)		防災課	○	○
防災行政無線			○	○
緊急速報メール			×	○
電話	自主防災組織		○	緊急速報 メールを 活用した 情報伝達
	消防団	○		
	町会	○		
FAX メール など	要配慮者利用施設	こども家庭課 地域医療推進室 介護福祉課 障がい福祉課 学務健康課	○	

3. 6 要配慮者利用施設

表-15 は、「洪水予報河川」と「水位周知河川」について、水防法の規程により指定された想定し得る最大規模の降雨により、浸水が想定される要配慮者利用施設を示したものである。

表-15 要配慮者利用施設一覧表（洪水）

- ：浸水深が 5m 以上～10m 未満の区域 ▲：浸水深が 3m 以上～5m 未満の区域
○：浸水深が 50cm 以上～3m 未満の区域 △：浸水深が 50cm 未満の区域

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
1	児童福祉施設	青女子保育園	青女子字桜苅 490-6	○			
2	児童福祉施設	すみれ乳児保育園	青山五丁目 25-1	○	△		
3	児童福祉施設	藤代保育園	石渡一丁目 1-9	○			
4	児童福祉施設	つがる保育園	堅田三丁目 25-9	△	△		
5	児童福祉施設	富士見保育所	紺屋町 187-2	○			
6	児童福祉施設	ダビデ保育園	城西二丁目 5-6	○			
7	児童福祉施設	ようせい保育所	清野袋一丁目 1-11	○			
8	児童福祉施設	サイル保育園	鷹匠町 24	○			
9	児童福祉施設	弘前保育園	田町三丁目 4-39	○			
10	児童福祉施設	たんぼぼ保育園	田町五丁目 2-3	○			
11	児童福祉施設	せいしゅう保育園	津賀野字岡本 15-3	○	○		
12	児童福祉施設	明誠保育園	撫牛子三丁目 3-9	○	○		
13	児童福祉施設	城西こども園	西大工町 38-1	○			
14	児童福祉施設	致遠保育園	浜の町東二丁目 8-15	○			
15	児童福祉施設	サコども園	浜の町西一丁目 4-2	○			
16	児童福祉施設	ふじこども園	藤代一丁目 12-5	○			
17	児童福祉施設	真土保育園	真土字苅田 125-1	○			
18	児童福祉施設	新里こども園	新里字中樋田 63-1		○		
19	児童福祉施設	堀越こども園	堀越字柳元 293-2		△		
20	児童福祉施設	駅前こども園（新里分園）	大町三丁目 5-6			△	
21	児童福祉施設	桜ヶ丘保育園分園	清原一丁目 1-1			△	
22	児童福祉施設	弘前乳児院	品川町 152			△	
23	児童福祉施設	めぐみ保育園	城東二丁目 1-12			△	
24	児童福祉施設	ちびっこ館ゆうゆう童夢	城東北三丁目 13-7			△	

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
25	児童福祉施設	ことりの森	城東北四丁目4-20			○	
26	児童福祉施設	きりん	城東中央四丁目2-9			△	
27	児童福祉施設	あおい杜保育園	高崎二丁目4-1			△	
28	児童福祉施設	ひがし保育園	外崎三丁目1-10			○	
29	児童福祉施設	花園保育園	豊原一丁目1-3			△	
30	児童福祉施設	りんごバビ-ホーム	豊原一丁目1-3			△	
31	児童福祉施設	弘前すみれ保育園	野田二丁目1-6			△	
32	児童福祉施設	よつば保育園	南大町一丁目8-2			○	
33	児童福祉施設	みどり保育園	吉野町3-3			△	
34	幼稚園	弘前明の星幼稚園	紺屋町127	○			
35	幼稚園	柴田幼稚園	清原一丁目1-1			△	
36	幼稚園	若草幼稚園	松森町167			△	
37	病院	青山のむら皮膚科	青山一丁目10-1	○	△		
38	病院	おおはしクリニック	青山二丁目1-3	○	△		
39	病院	相原内科小児科医院	青山三丁目8-2	○			
40	病院	八幡町クリニック	青山四丁目27-10	○	○		
41	病院	石沢内科胃腸科	新町151	○			
42	病院	梅村医院	石渡一丁目1-6	○			
43	病院	千葉胃腸科内科医院	石渡三丁目13-2	○			
44	病院	石井外科医院	一町田字早稲田771-1	○			
45	病院	ササノクリニック	大川字中桜川19-1	▲			
46	病院	奥口医院	亀甲町63	○			
47	病院	かきざき小児科クリニック	神田二丁目6-7	○			
48	病院	のだ眼科・血管内科クリニック	神田三丁目2-11	○	○		
49	病院	たかはし眼科	紺屋町21-4	○			
50	病院	弘前記念病院	境関字西田59-1	○	○	△	
51	病院	康安外科内科医院	栄町一丁目2-6	○			
52	病院	大津医院	山王町2-5	△			
53	病院	リ-フ-会診療所	城西一丁目8-7	○			
54	病院	こんた皮膚科	鷹匠町18	○			
55	病院	加藤眼科クリニック	田町五丁目6-7	○			

番号	区 分	施 設 名	所 在 地	河 川 名			
				岩 木 川	平 川	腰 巻 川	後 長 根 川
56	病院	そうまクリニック	八幡町二丁目 8-4	○			
57	病院	いわね内科胃腸科医院	浜の町西二丁目 1-5	○			
58	病院	藤代健生病院	藤代二丁目 12-1	○			
59	病院	よこやま整形外科	藤野二丁目 6-9	○			
60	病院	岩木診療所	真土字勝剣林 358-1	△			
61	病院	城西しおたに内科小児科	南城西一丁目 3-15	○			
62	病院	あきた耳鼻咽喉科クリニック	南城西二丁目 5-12	○			
63	病院	市川整形外科クリニック	南城西二丁目 12-3	○			
64	病院	恵こどもクリニック	宮川一丁目 2-2	△			
65	病院	弘愛会病院	宮川三丁目 1-4	○			
66	病院	宮園耳鼻科クリニック	宮園五丁目 34-3	○			
67	病院	聖康会病院	和泉二丁目 17-1	○	○	○	
68	病院	畑山医院	石川字春仕内 97-1		△		
69	病院	福士医院	新里字東里見 49		○		
70	病院	弘前駅前メンタルクリニック	駅前町 6-11			△	
71	病院	弘前メディカルセンター	大町二丁目 2-9			△	
72	病院	神整形外科	大町三丁目 6-4			△	
73	病院	弘前市立病院	大町三丁目 8-1			△	
74	病院	弘前愛成会病院	北園一丁目 6-2			○	
75	病院	鳴海病院	品川町 19			△	
76	病院	藤盛医院	品川町 27-1			△	
77	病院	山内整形外科	城東四丁目 6-17			△	
78	病院	城東こどもクリニック	城東北四丁目 4-20			○	
79	病院	城東クリニック	城東中央三丁目 4-10			△	
80	病院	サンデイト下田クリニック	城東中央四丁目 1-3			△	
81	病院	あらいこどもクリニック/ 眼科クリニック	城東中央四丁目 2-8			△	
82	病院	原子整形外科医院	代官町 59			△	
83	病院	レイスクリニックすごう	外崎五丁目 7-4			△	
84	病院	菊池医院	富田町 8-1			△	
85	病院	国立病院機構弘前病院	富野町 1			△	
86	病院	しらとりレイスクリニック	豊原二丁目 1-2			△	

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
87	病院	福士内科	松森町 53-1			△	
88	病院	松木皮膚科医院	松森町 53-3			△	
89	病院	山形内科クリニック	松森町 124			△	
90	病院	伊藤眼科医院	南大町二丁目 6-3			○	
91	病院	丸三医院	南川端町 13			○	
92	病院	弘前小野病院	和泉二丁目 19-1			○	
93	介護福祉施設	ひなたスイスイパーク	青山二丁目 1-2	○			
94	介護福祉施設	有料老人ホームサ青山	青山四丁目 27-10	○	○		
95	介護福祉施設	特別養護老人ホーム三和園	茜町二丁目 1-2	○			
96	介護福祉施設	デイサービスセンター城西	茜町二丁目 1-18	○			
97	介護福祉施設	グループホーム城西	茜町二丁目 1-18	○			
98	介護福祉施設	短期入所介護利用プロジェクト	新町 162-8	○			
99	介護福祉施設	住宅型有料老人ホームアールポート パレット-弘前	石渡三丁目 1-43	△			
100	介護福祉施設	ショートステイ 24	石渡四丁目 13-7	△			
101	介護福祉施設	グループホームグライ弘前	岩賀二丁目 12-11	▲	▲		
102	介護福祉施設	介護老人保健施設 グライ弘前	岩賀二丁目 12-11	▲	▲		
103	介護福祉施設	生活支援ハウス桜ハウス	大川字中桜川 18-10	○			
104	介護福祉施設	グループホームサタの家	大川字中桜川 18-10	○			
105	介護福祉施設	介護老人保健施設 サタハウス弘前	大川字中桜川 18-10	▲			
106	介護福祉施設	短期入所生活介護 サタハウス弘前	大川字中桜川 18-10	●			
107	介護福祉施設	有料老人ホームサタハウス迎賓館	大川字中桜川 18-10	●			
108	介護福祉施設	グループホーム賀田	大久保字西田 98-4	○	○		
109	介護福祉施設	グループホーム薫風舎	大久保字西田 105-42	○	○		
110	介護福祉施設	デイサービスセンターあやとり	堅田二丁目 4-1	○	○		
111	介護福祉施設	グループホームパレット-弘前公園	亀甲町 70	○			
112	介護福祉施設	デイサービスセンターひなた	神田一丁目 6-3	○	○		
113	介護福祉施設	有料老人ホームひなた神田	神田一丁目 6-3	○	○		
114	介護福祉施設	デイサービス岩木河	熊嶋字豊田 265-4	○			

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
115	介護福祉施設	デイサービスセンター岩木	駒越字村元 123-1	○			
116	介護福祉施設	有料老人ホーム なごみの里岩木	駒越字村元 123-1	○			
117	介護福祉施設	有料老人ホーム城下町	駒越町 39	○			
118	介護福祉施設	リーフコート城西一丁目	城西一丁目 8-7	○			
119	介護福祉施設	城西老人福祉センター	城西四丁目 1-3	○			
120	介護福祉施設	老人保健施設 幸陽荘	清野袋字岡部 433-1	○	○		
121	介護福祉施設	デイサービスセンター鷹匠町	鷹匠町 16-1	○			
122	介護福祉施設	悠悠いきいき倶楽部かさい	田町一丁目 1-6	○			
123	介護福祉施設	有料老人ホームマンション田茂木町	田茂木町 80	○			
124	介護福祉施設	老人保健施設 ふじ苑	土堂字長瀬 385-1	○			
125	介護福祉施設	住宅型有料老人ホーム あやとり	撫牛子一丁目 7-3	○	○		
126	介護福祉施設	住宅型有料老人ホーム 湯ったり荘	撫牛子一丁目 10-22	○	○		
127	介護福祉施設	デイサービスセンターファミリー	撫牛子二丁目 8-4	○	○		
128	介護福祉施設	グループホームハルト	中崎字苅田 260-2	○			
129	介護福祉施設	小規模デイサービス静	中崎字野脇 176	○			○
130	介護福祉施設	グループホームバント`-弘前城北	西城北二丁目 3-4	○			
131	介護福祉施設	グループホームバント`-弘前	西城北二丁目 3-11	○			
132	介護福祉施設	リーフコート西大工町	西大工町 2-4	○			
133	介護福祉施設	グループホームあけぼの	浜の町東一丁目 7-4	○			
134	介護福祉施設	有料老人ホームマンション長寿温泉	東城北三丁目 4-7	○			
135	介護福祉施設	グループホームさくらの里	藤代字広田 131-1	○			
136	介護福祉施設	デイサービスセンターきらら弘前	藤野二丁目 6-1	○			
137	介護福祉施設	弘前市生きがいセンター	南袋町 1-20	▲			
138	介護福祉施設	短期入所生活介護施設常源	南袋町 5-16	○			
139	介護福祉施設	有料老人ホーム常源	南袋町 5-16	○			
140	介護福祉施設	小規模多機能サービス まごの手	宮川三丁目 17-7	○			
141	介護福祉施設	ケアパートナー弘前	向外瀬三丁目 2-4	○			
142	介護福祉施設	シニアシティ弘前	向外瀬字豊田 319-1	○	○		

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
143	介護福祉施設	ケアハウス・サンフラワー	向外瀬字豊田 320-1	○	○		
144	介護福祉施設	デイサービスセンター サン・フラワー	向外瀬字豊田 320-1	○	○		
145	介護福祉施設	グループホーム サン・フラワー	向外瀬字豊田 320-1	○	○		
146	介護福祉施設	津軽保健生活協同組合 健生介護センター虹	向外瀬字豊田 292-1	○	○		
147	介護福祉施設	グループホームうぐいすの里 弘前	向外瀬字豊田 319-1	○	○		
148	介護福祉施設	デイサービスセンター三和園	三和字上恋塚 19	○			
149	介護福祉施設	有料老人ホームメープルの里三和	三和字川合 59-1	○			
150	介護福祉施設	有料老人ホームなごみの里 三和	三和字川合 59-16	○			
151	介護福祉施設	デイサービス石川	石川字川原田 9-5		○		
152	介護福祉施設	グループホーム白寿の家	石川字岸田 152-2		○		
153	介護福祉施設	グループホームアップルハウス	境関字亥ノ宮 29-1		○		
154	介護福祉施設	デイサービスセンターたいよう	境関字亥ノ宮 53-14		○		
155	介護福祉施設	デイサービスセンター朝日温泉	福田字巻屋 4-1		△		
156	介護福祉施設	グループホームワイルド	福田字巻屋 25-8		○		
157	介護福祉施設	ほりこし介護福祉センター	堀越字柳田 1-16		○		
158	介護福祉施設	グループホーム太陽の里	堀越字柳田 3-12		○		
159	介護福祉施設	グループホームサンライズ堀越	堀越字柳元 293		○		
160	介護福祉施設	コルデイサービスセンター	駅前町 10-6			△	
161	介護福祉施設	グループホームリアージュ	川先一丁目 6-10			△	
162	介護福祉施設	草薙デイサービスセンター	城東二丁目 2-6			△	
163	介護福祉施設	草薙グループホーム	城東二丁目 2-6			△	
164	介護福祉施設	有料老人ホーム 赤い花	城東三丁目 8-9			△	
165	介護福祉施設	住宅型有料老人ホームオレ 寿楽	城東中央一丁目 2-10			△	
166	介護福祉施設	住宅型有料老人ホーム 草薙倶楽部	城東中央三丁目 1-13			△	
167	介護福祉施設	ケアハウス城東	城東中央四丁目 1-4			△	
168	介護福祉施設	城東デイサービスセンター	城東中央四丁目 1-4			△	

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
169	介護福祉施設	住宅型有料老人ホーム たかさき	高崎二丁目 3-2			△	
170	介護福祉施設	弘前リハビリセンター	高田一丁目 10-7			△	
171	介護福祉施設	住宅型有料老人ホーム 安心ハウス城東	外崎三丁目 4-4			△	
172	介護福祉施設	富田町デイサービスセンター	富田町 163			△	
173	介護福祉施設	特別養護老人ホーム弘前静光園	豊原一丁目 1-2			△	
174	介護福祉施設	弘前静光園短期入所 生活介護事業所	豊原一丁目 1-2			△	
175	介護福祉施設	弘前静光園デイサービスセンター	豊原一丁目 1-2			△	
176	介護福祉施設	ライフア高増ショートステイ 津軽の里豊原	豊原一丁目 4-11			○	
177	介護福祉施設	デイサービスセンターわ	取上四丁目 3-25			△	
178	障害者福祉施設	弘前リビングアカデミー	石渡四丁目 13-7	△			
179	障害者福祉施設	就労継続支援 A 型 サナリ弘前	大川字中桜川 18-10	▲			
180	障害者福祉施設	障害福祉グループホーム 三和の里	亀甲町 107-1	○			
181	障害者福祉施設	つがる野工房	神田四丁目 4-20	○	○		
182	障害者福祉施設	就労継続支援 A 型みのり	神田五丁目 8-13	○	○		
183	障害者福祉施設	拓心館短期入所	熊嶋字亀田 183-1	○			
184	障害者福祉施設	津軽生活支援センター	熊嶋字亀田 183-1	○			
185	障害者福祉施設	児童発達支援センターはあと	熊嶋字亀田 183-2	○			
186	障害者福祉施設	放課後等デイサービスはあと	熊嶋字亀田 183-2	○			
187	障害者福祉施設	就労サポートひろさき	熊嶋字亀田 184-1	○			
188	障害者福祉施設	通勤寮拓心館	熊嶋字亀田 184-1	○			
189	障害者福祉施設	児童デイサービス きらり	駒越字平田 2-3	○			
190	障害者福祉施設	co na	高屋字安田 735-3	○			
191	障害者福祉施設	であいの家あうん	高屋字安田 735-3	○			
192	障害者福祉施設	ワイルドクラブ・村	高屋字安田 735-3	○			
193	障害者福祉施設	つかのファーム	津賀野字瀬ノ上 43-1	▲	▲		

番号	区分	施設名	所在地	河川名			
				岩木川	平川	腰巻川	後長根川
194	障害者福祉施設	あどばんす	撫牛子三丁目 4-28	○	○		
195	障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	八幡町一丁目 9-17	○			
196	障害者福祉施設	こども村 ト kinone	浜の町北二丁目 5-3	○			
197	障害者福祉施設	どれみの森	浜の町東一丁目 7-4	○			
198	障害者福祉施設	共同生活事業所あじさい	浜の町東三丁目 10-1	○			
199	障害者福祉施設	自立訓練しばざくら	藤代二丁目 11-6	○			
200	障害者福祉施設	地域移行型ホームさくら	藤代二丁目 11-6	○			
201	障害者福祉施設	ガーベラタウン	藤代二丁目 11-10	○			
202	障害者福祉施設	くさなぎ希望寮	藤代四丁目 3-4	○			
203	障害者福祉施設	ゆいまある	藤代字平田 14-2	○			
204	障害者福祉施設	クレッシェンド	藤代字平田 14-2	○			
205	障害者福祉施設	放課後デイサービス Aries	馬屋町 9-7	○			
206	障害者福祉施設	障害者ケアホームらぼーる	宮園三丁目 2-54	○			
207	障害者福祉施設	放課後デイステーション Cygnus	宮園四丁目 1-1	○			
208	障害者福祉施設	さくらの杜	福田一丁目 2-1		△	△	
209	障害者福祉施設	就職準備教室 コジヨブ弘前校	北園一丁目 2-19			△	
210	障害者福祉施設	グループホーム櫻舞う郷	城東三丁目 5-1			○	
211	障害者福祉施設	つながり芸術館バカの樹	城東三丁目 5-1			○	
212	障害者福祉施設	はたらき方研究所 りんごの種	城東三丁目 5-1			○	
213	障害者福祉施設	児童デイサービスすてつぷ	城東三丁目 11-11			△	
214	障害者福祉施設	児童デイサービスすてつぷⅡ	城東四丁目 4-11			△	
215	障害者福祉施設	放課後デイステーション Earth	城東五丁目 13-6			△	
216	障害者福祉施設	杉の子	城東中央四丁目 7-3			△	
217	障害者福祉施設	NEXT	城東四丁目 4-12			△	
218	障害者福祉施設	グループホームなごみ	豊原二丁目 6-12			○	
219	障害者福祉施設	りんごの里松森	松森町 163			△	
220	学校	新和小学校	青女子字桜苺 292-4	○			
221	学校	北小学校	青山三丁目 15-1	○			
222	学校	城西小学校	新町 236-1	○			
223	学校	小友小学校	小友字宇田野 1140	○			

番号	区 分	施 設 名	所 在 地	河 川 名			
				岩 木 川	平 川	腰 巻 川	後 長 根 川
224	学校	西小学校	茜町三丁目 2-1	○			
225	学校	城東小学校	大久保字西田 105-40	○	○		
226	学校	新和中学校	種市字小島 57-2	○			
227	学校	三省小学校	中崎字野脇 142-2	▲			△
228	学校	致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	○			
229	学校	第二中学校	平岡町 72	○			
230	学校	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	○			
231	学校	三和小学校	三和字川合 251-2	○			
232	学校	石川小学校	石川字庄司川添 19-1		○		
233	学校	石川中学校	石川字庄司川添 19-1		○		
234	学校	福村小学校	福村一丁目 1-1		△	△	
235	学校	東小学校	城東中央五丁目 6-1			△	
236	学校	和徳小学校	代官町 107-3			△	
237	学校	第三大成小学校	富田町 47			△	
238	学校	豊田小学校	豊田一丁目 4-1			△	
239	学校	第三中学校	豊原一丁目 3-3			△	
児童福祉施設			33施設	17	6	14	0
幼稚園			3施設	1	0	2	0
病 院			56施設	31	8	25	0
老人・介護福祉施設			86施設	59	27	18	1
障害者福祉施設			43施設	31	5	12	0
学 校			20施設	12	4	6	1

3. 7 情報伝達文（防災行政無線）

（1）【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

岩木川に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難がむずかしい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

②平川（土淵川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

平川に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難がむずかしい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

③腰巻川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

腰巻川に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難がむずかしい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

④後長根川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

後長根川に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難がむずかしい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

⑤大蜂川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

大蜂川に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難がむずかしい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

(2)【警戒レベル4】避難勧告

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

岩木川に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難が危険な場合は、近くの安全なところに逃げてください。

②平川（土淵川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

平川に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難が危険な場合は、近くの安全なところに逃げてください。

③腰巻川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

腰巻川に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難が危険な場合は、近くの安全なところに逃げてください。

④後長根川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

後長根川に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難が危険な場合は、近くの安全なところに逃げてください。

⑤大蜂川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

大蜂川に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難が危険な場合は、近くの安全なところに逃げてください。

(3)【警戒レベル4】避難指示（緊急）

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

岩木川に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
まだ避難できていないかたは、すぐに避難を完了してください。
近くの安全なところに逃げるか、高いところに逃げてください。

②平川（土淵川含む）の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

平川に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
まだ避難できていないかたは、すぐに避難を完了してください。
近くの安全なところに逃げるか、高いところに逃げてください。

③腰巻川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

腰巻川に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
まだ避難できていないかたは、すぐに避難を完了してください。
近くの安全なところに逃げるか、高いところに逃げてください。

④後長根川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

後長根川に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
まだ避難できていないかたは、すぐに避難を完了してください。
近くの安全なところに逃げるか、高いところに逃げてください。

⑤大蜂川の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

大蜂川に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
まだ避難できていないかたは、すぐに避難を完了してください。
近くの安全なところに逃げるか、高いところに逃げてください。

(4) 【警戒レベル5】災害発生情報

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5

- 地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 地区で堤防から水があふれました。

すぐに、近くの安全なところに逃げるなど、命を守ってください。

(5) 避難勧告等の解除

- 川沿いに出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。

なお、今後も避難情報などに留意してください。

3. 8 情報伝達文（緊急速報メール）

（1）【警戒レベル3】避難準備

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

件名：【岩木川】避難準備

岩木川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、二中学区、北辰中学区、新和中学区、和泉、境関、岩木地区と下湯口と湯口の川沿い）に洪水に関する警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・岩木支所・相馬支所・自得小・岩木B & G海洋センター・桔梗野小・一中・和徳小・福村小・朝陽小・四中・高杉ふれあいセンター

（188文字）

②平川（土淵川含む）の場合

件名：【平川】避難準備

平川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、和泉、境関、福村、新里、堀越、川合、石川、小金崎）に洪水に関する警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・一中・和徳小・福村小・堀越小・石川町民会館

（135文字）

③腰巻川の場合

件名：【腰巻川】避難準備

腰巻川の浸水想定区域（三大小学区、豊田・東小学区（国道7号西側）、豊原、北園、三岳町、和泉、堅田四・五丁目、大町、表町、御幸町、松原東一丁目の川沿い）に洪水に関する警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・東中・五中・三中

（149文字）

④後長根川の場合

件名：【後長根川】避難準備

後長根川の浸水想定区域（中崎、三世寺、大川、蒔苗、元薬師堂、独狐、高屋、八幡、五代、宮地、横町）に洪水に関する警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・岩木支所・岩木B & G海洋センター・高杉ふれあいセンター・岩木小・岩木小（149文字）

(2)【警戒レベル4】避難勧告

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

件名：【岩木川】避難勧告

岩木川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、二中学区、北辰中学区、新和中学区、和泉、境関、岩木地区と下湯口と湯口の川沿い）に洪水に関する警戒レベル4 避難勧告を発令。

【追加避難所】堀越小・東中・五中・三中・岩木小・北辰中・豊田小・東小・クトレ・文京小・松原小・南中・大成小・三大小・千年小・大和沢小・小沢小・青柳小・津軽中・裾野交流センター・文化センター・弘高・中央高・南高・弘実・船沢小
(197文字)

②平川（土淵川含む）の場合

件名：【平川】避難勧告

平川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、和泉、境関、福村、新里、堀越、川合、石川、小金崎）に洪水に関する警戒レベル4 避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・一中・和徳小・福村小・堀越小・石川町民会館・桔梗野小・朝陽小・東中・五中・豊田小・東小・克雪トレーニングセンター
(152文字)

③腰巻川の場合

件名：【腰巻川】避難勧告

腰巻川の浸水想定区域（三大小学区、豊田・東小学区（国道7号西側）、豊原、北園、三岳町、和泉、堅田四・五丁目、大町、表町、御幸町、松原東一丁目の川沿い）に洪水に関する警戒レベル4避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・東中・五中・三中・桔梗野小・一中・和徳小・福村小・朝陽小・四中・堀越小・豊田小・克雪トレーニングセンター・文京小・松原小・南中・大成小

（190文字）

④後長根川の場合

件名：【後長根川】避難勧告

後長根川の浸水想定区域（中崎、三世寺、大川、蒔苗、元薬師堂、独狐、高屋、八幡、五代、宮地、横町）に洪水に関する警戒レベル4避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難所】市役所・岩木支所・岩木B & G海洋センター・高杉ふれあいセンター・岩木小・北辰中

（131文字）

(3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）

①岩木川（旧大蜂川含む）の場合

件名：【岩木川】避難指示

岩木川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、二中学区、北辰中学区、新和中学区、和泉、境関、岩木地区と下湯口と湯口の川沿い）に洪水に関する警戒レベル4避難指示を発令。岩木川の水位が堤防を越えるおそれがあります。まだ避難できていない方は緊急に避難を完了してください。避難場所に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（180文字）

②平川（土淵川含む）の場合

件名：【平川】避難指示

平川の浸水想定区域（一中学区（一中より北側）、和泉、境関、福村、新里、堀越、川合、石川、小金崎）に洪水に関する警戒レベル4 避難指示を発令。平川の水位が堤防を越えるおそれがあります。まだ避難できていない方は緊急に避難を完了してください。避難場所に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（164文字）

③腰巻川の場合

件名：【腰巻川】避難指示

腰巻川の浸水想定区域（三大小学区、豊田・東小学区（国道7号西側）、豊原、北園、三岳町、和泉、堅田四・五丁目、大町、表町、御幸町、松原東一丁目の川沿い）に洪水に関する警戒レベル4 避難指示を発令。腰巻川の水位が堤防を越えるおそれがあります。まだ避難できていない方は緊急に避難を完了してください。避難場所に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（194文字）

④後長根川の場合

件名：【後長根川】避難指示

後長根川の浸水想定区域（中崎、三世寺、大川、蒔苗、元薬師堂、独狐、高屋、八幡、五代、宮地、横町）に洪水に関する警戒レベル4 避難指示を発令。後長根川の水位が堤防を越えるおそれがあります。まだ避難できていない方は緊急に避難を完了してください。避難場所に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（166文字）

（4）【警戒レベル5】災害発生情報

件名：【●●川】災害発生情報

- 地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令。
- 地区で堤防から水があふれだしました。
- 地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

(5) 避難勧告等の解除

件名：【●●川】（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）解除

●●川沿いに出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。なお、今後も避難情報などに留意してください。

3.9 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）および背後地盤高を下回り、かつ水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除します。また、堤防決壊による浸水が発生した場合は、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除するものとします。

4 土砂災害の避難勧告等

本発令基準では、土砂災害防止法に基づき指定されている「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」を避難勧告等の発令の対象とします。土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難（指定緊急避難場所に限らない）することを原則とします。

4.1 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等は、表-16 の基準を参考に「土砂災害に関するメッシュ情報」や土砂災害警戒区域の状況を踏まえて総合的に判断して発令します。

表-16 避難勧告等の発令基準（土砂災害）

		土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始		<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）し、引き続き避難勧告の発令基準に達する可能性が高い場合 夜間～翌日早朝に避難勧告の発令基準に達する可能性が高い場合
警戒レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）した場合
	避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）した場合 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 災害発生情報		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合

※気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報（1km メッシュ 10分更新）

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※青森県土砂災害警戒情報システム（1km メッシュ 10分更新）

<https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/>

4.2 土砂災害（特別）警戒区域

弘前地区、岩木地区および相馬地区の土砂災害（特別）警戒区域は、表-17のとおりです。

表-17 土砂災害（特別）警戒区域

地区	地区名
弘前地区	①十腰内・十面沢地区 ②十面沢・裾野地区 ③三和・小友地区 ④貝沢・小友地区 ⑤鬼沢・楯木地区 ⑥大川地区 ⑦中別所・折笠地区 ⑧十面沢・大森地区 ⑨中畑・番館地区 ⑩桜庭・平山地区 ⑪国吉・館後地区 ⑫湯口・下湯口地区 ⑬悪戸・常盤坂地区 ⑭新寺町・桔梗野地区 ⑮旭ヶ丘・桜ヶ丘地区 ⑯坂元地区 ⑰一野渡地区 ⑱大沢地区 ⑲石川地区 ⑳乳井地区
岩木地区	①赤倉地区 ②岩木山地区 ③常盤野地区(1) ④常盤野地区(2) ⑤常盤野地区(3) ⑥百沢地区 ⑦東岩木山地区 ⑧宮地地区 ⑨植田地区 ⑩如来瀬地区 ⑪大久保地区
相馬地区	①紙漉沢地区(1) ②紙漉沢地区(2) ③五所・湯口地区 ④五所・水木在家地区 ⑤坂市・水木在家・藤沢地区 ⑥沢田地区 ⑦相馬・大助地区 ⑧相馬地区 ⑨藍内地区

4.3 避難勧告等の発令対象区域（立退き避難が必要な区域）

避難勧告等発令の判断は、「土砂災害警戒情報」と「土砂災害に関するメッシュ情報」を用いて判断します。

気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と青森県が提供する「土砂災害危険度情報」は、1km メッシュ毎に土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が10分毎に表示されますが、避難勧告等の発令単位としては、区域を絞り過ぎると対象区域が拡大した場合に、かえって避難勧告等の発令回数が多くなり、情報伝達に混乱をきたすおそれがあることから、1km メッシュ情報を確認しながら表-18 に示す5km メッシュに区切った地区毎に発令することを基本とします。

表-18 避難勧告等の発令対象区域（土砂災害）

5km メッシュ番号 (地区名)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	
①十腰内・十面沢	弘前地区	①十腰内・十面沢地区 ②十面沢・裾野地区
②三和・小友・貝沢	弘前地区	③三和・小友地区 ④貝沢・小友地区
③鬼沢・ 檜木・中別所	弘前地区	⑤鬼沢・檜木地区 ⑦中別所・折笠地区
④常盤野	岩木地区	③常盤野地区(1)
⑤常盤野	岩木地区	③常盤野地区(1) ④常盤野地区(2) ⑤常盤野地区(3) ⑥百沢地区
⑥百沢・新法師	岩木地区	⑥百沢地区 ⑦東岩木山地区 ⑧宮地地区
⑦葛原・宮地・新岡・ 愛宕・船沢地区	弘前地区	⑦中別所・折笠地区
	岩木地区	⑧宮地地区 ⑨植田地区
⑧東目屋地区 ・相馬地区	弘前地区	⑨中畑・番館地区 ⑩桜庭・平山地区 ⑪国吉・館後地区
	相馬地区	⑥沢田地区 ⑦相馬・大助地区 ⑧相馬地区
⑨相馬地区	弘前地区	⑫湯口・下湯口地区
	岩木地区	⑩如来瀬地区
	相馬地区	②紙漉沢地区(2) ③五所・湯口地区 ④五所・水木在家地区 ⑤坂市・水木在家・藤沢地区
⑩四中学区・ 銅屋町・南袋町	弘前地区	⑬悪戸・常盤坂地区 ⑭新寺町・桔梗野地区 ⑮旭ヶ丘・桜ヶ丘地区
⑪藍内	相馬地区	⑨藍内地区
⑫坂元	弘前地区	⑬坂元地区
⑬一野渡	弘前地区	⑮一野渡地区
⑭大沢・石川	弘前地区	⑮大沢地区 ⑯石川地区
⑮乳井	弘前地区	⑮乳井地区

<5km メッシュ番号・地区名・避難場所>

		十腰内 十面沢 ①	三和・小友 貝沢 ②		番号	避難場所
					①	十面沢農業研修会館
					②	自得小学校
					③	自得小学校・船沢小学校
			鬼沢・檜木 中別所 ③		④⑤	岩木山青少年 スポーツセンター
					⑥	岩木B&G海洋センター
					⑦	岩木B&G海洋センター 船沢小学校
常盤野 ④	常盤野 ⑤	百沢・ 新法師 ⑥	葛原・宮地 新岡・愛宕 中別所 宮館・折笠 ⑦		⑧	東目屋ふれあいセンター 相馬小学校
					⑨⑪	相馬小学校
					⑩	桔梗野小学校
		東目屋地区 相馬地区 ⑧	相馬地区 下湯口 如来瀬 ⑨	四中学区 銅屋町 南袋町 ⑩	⑫	坂元集会所
					⑬	一野渡集落農事集会所
					⑭	大沢町民会館 石川町民会館
					⑮	乳井多目的集会施設
		藍内 ⑪	坂元 ⑫	一野渡 ⑬	大沢・石川 ⑭	乳井 ⑮

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

高	極めて危険【警戒レベル4相当】
非常に危険	非常に危険【警戒レベル4相当】
警戒	警戒【警戒レベル3相当】
注意	注意【警戒レベル2相当】
低	今後の情報等に留意

4. 4 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所

避難勧告等の発令対象区域の世帯数・人口および開設避難場所は、表-19 のとおりです。

表-19 発令対象区域の世帯数・人口・開設避難場所（土砂災害）

メッシュ 番号 (地区名)	対象地区名	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	開設 避難場所
①十腰内 ・十面沢	①十腰内【弘前】	2	4	十面沢 農業研修会館
	②十面沢【弘前】	9	22	
	合 計	11	26	
②三和 ・小友 ・貝沢	①三和【弘前】	7	16	自得小学校
	②小友【弘前】	8	21	
	③貝沢【弘前】	2	5	
	合 計	17	42	
③鬼沢 ・楢木 ・中別所	①鬼沢【弘前】	15	32	船沢小学校
	②楢木【弘前】	1	3	
	③中別所【弘前】	6	13	
	合 計	22	48	
④⑤常盤野	①常盤野【岩木】	52	123	岩木青少年 スポーツセンター
⑥百沢・ 新法師	①百沢【岩木】	135	270	岩木 B&G 海洋センター
	②新法師【岩木】	1	3	
	合 計	136	273	
⑦葛原 ・宮地 ・新岡 ・愛宕 ・中別所 ・宮館 ・折笠	①葛原【岩木】	2	5	船沢小学校
	②宮地【岩木】	12	33	
	③新岡【岩木】	3	8	
	④愛宕【岩木】	9	21	
	⑤中別所【弘前】	1	3	-
	⑥宮館【弘前】	1	2	
	⑦折笠【弘前】	3	7	
	合 計	31	79	

メッシュ 番号 (地区名)	対象地区名	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	開設 避難場所
⑧東目屋 地区	①番館【弘前】	13	25	東目屋 ふれあいセンター
	②桜庭【弘前】	27	49	
	③米ヶ袋【弘前】	2	4	
	④中野【弘前】	1	3	
	⑤中畑【弘前】	5	10	
	⑥館後【弘前】	2	6	
	⑦国吉【弘前】	15	37	
	⑧高野【弘前】	4	11	
	東目屋地区 合計	69	145	
⑧⑨ 相馬地区 ・下湯口 ・如来瀬	①沢田【相馬】	8	20	相馬小学校
	②大助【相馬】	16	48	
	③相馬【相馬】	35	96	
	④桐ノ木沢【相馬】	11	30	
	⑤藍内字立石【相馬】	4	8	
	⑥紙漉沢【相馬】	35	92	
	⑦湯口【相馬】	1	3	
	⑧五所【相馬】	8	24	
	⑨水木在家【相馬】	12	39	
	⑩坂市【相馬】	23	49	
	⑪藤沢【相馬】	2	6	
	相馬地区 合計	155	415	
	⑫下湯口【弘前】	14	38	
	⑬如来瀬【岩木】	1	3	
合計	170	456		
⑪藍内	①藍内【相馬】	17	33	

メッシュ 番号 (地区名)	対象地区名	推定 世帯数 【H31.4】	推定 人口 【H31.4】	開設 避難場所
⑩四中学区 ・銅屋町 ・南袋町	①西茂森一丁目【弘前】	4	12	桔梗野小学校
	②常盤坂三丁目【弘前】	4	10	
	③悪戸【弘前】	28	71	
	④南城西二丁目【弘前】	4	10	
	⑤茂森町【弘前】	3	6	
	⑥桔梗野一丁目【弘前】	13	25	
	⑦旭ヶ丘二丁目【弘前】	14	31	
	⑧桜ヶ丘一丁目【弘前】	2	5	
	⑨大原三丁目【弘前】	1	3	
	四中学区 合計	73	173	
	⑩銅屋町【弘前】	12	20	
	⑪南袋町【弘前】	2	5	
	合計	87	198	
⑫坂元	①坂元【弘前】	23	48	坂元集会所
⑬一野渡	①一野渡【弘前】	29	67	一野渡集落 農事集会所
⑭大沢 ・石川	①大沢【弘前】	31	62	大沢町民会館
	①石川【弘前】	9	17	石川町民会館
	合計	40	79	-
⑮乳井	①乳井【弘前】	44	107	乳井多目的集会施設
合計		748	1,724	13箇所

4.5 情報伝達手段

市民等への避難勧告等の情報伝達手段については表-20を基本とします。なお緊急速報メールは docomo・softbank・au の3キャリアにおいて市内の広域が対象となった場合に活用します。

表-20 情報伝達手段（土砂災害）

情報伝達手段・情報伝達先		所管課	避難勧告等の対象範囲	
			地区の場合	広域の場合
HP・SNS・広報車		広聴広報課	○	○
Lアラート（テレビ・ラジオ・インターネット）		防災課	○	○
防災行政無線			○	○
緊急速報メール			×	○
電話 FAX メール など	自主防災組織		○	緊急速報 メールを 活用した 情報伝達
	消防団	○		
	町会	市民協働課 ○		
	要配慮者利用施設	学務健康課 介護福祉課 ○		

4. 6 情報伝達先（要配慮者利用施設等）

避難勧告等を伝達する防災行政無線、消防団、自主防災組織、町会および要配慮者利用施設は表-21 のとおりです。

表-21 情報伝達先一覧表（土砂災害）

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
①	①十腰内地区 【弘前】	戸別 裾野小	裾野 6分団	十腰内	-	-
	②十面沢地区 【弘前】		裾野 5分団	十面沢	-	-
②	①三和地区 【弘前】	三和小	新和 4分団	-	三和	-
	②小友地区 【弘前】	小友小	新和 3分団	-	小友	-
	③貝沢地区 【弘前】		裾野 4分団	-	貝沢	-
③	①鬼沢地区 【弘前】	自得小	裾野 2分団	-	鬼沢第1 鬼沢第2	-
	②檜木地区 【弘前】					
	③中別所地区 【弘前】	船沢小	船沢 2分団	中別所	-	-

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
④	①常盤野地区 【岩木】	枯木平1 枯木平2 瑞穂 湯段 常盤野 常盤野入口 地藏茶屋 総合公園	岩木西 常盤野	常盤野	-	-
⑤						①常盤野小中学校
⑥	①百沢地区 【岩木】	東岩木山 茂上 新岡2 新岡3 高岡1 高岡2 百沢 小森山 小松野	岩木西 百沢	-	百沢	②デイサービスセンター鷹匠町百沢の湯 ③デイサービスセンター鷹匠町百沢の湯あすなる荘
	②新法師地区 【岩木】	新法師	岩木西 新法師	-	新法師	-

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
⑦	①葛原地区 【岩木】	葛原	岩木西 葛原	葛原	-	-
	②宮地地区 【岩木】	宮地	岩木西 宮地	-	宮地	-
	③新岡地区 【岩木】	新岡 1	岩木西 新岡	-	新岡	-
	④愛宕地区 【岩木】	植田	岩木東 愛宕	愛宕	-	-
	⑤中別所地区 【弘前】	船沢小	船沢 2分団	中別所	-	-
	⑥宮館地区 【弘前】		船沢 4分団	-	宮館	-
	⑦折笠地区 【弘前】		船沢 6分団	-	折笠	④船沢中学校

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
⑧	①番館地区 【弘前】	東目屋小	東目屋 3分団	-	番館	-
	②桜庭地区 【弘前】		東目屋 2分団	-	桜庭	⑤東目屋小学校 ⑥東目屋中学校
	③米ヶ袋 地区【弘前】		東目屋 2分団	-	米ヶ袋	-
	④中野地区 【弘前】		東目屋 3分団	中野	-	-
	⑤中畑地区 【弘前】		東目屋 3分団	中畑	-	-
	⑥館後地区 【弘前】		東目屋 1分団	-	館後	-
	⑦国吉地区 【弘前】		東目屋 1分団	国吉	-	-
	⑧高野地区 【弘前】		東目屋 1分団	-	高野	-
⑧	⑨沢田地区 【相馬】	相馬地区	相馬 1分団	沢田	-	-
	⑩大助地区 【相馬】		相馬 1分団	大助	-	-
	⑪相馬地区 【相馬】		相馬 1分団	相馬	-	-
	⑫山田地区 【相馬】		相馬 1分団	山田	-	-
	⑬桐ノ木沢地区 【相馬】		相馬 1分団	桐ノ木沢		
	⑭藍内地区 【相馬】		相馬 1分団	藍内	-	-

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
⑨	①紙漣沢地区 【相馬】	相馬地区 如来瀬	相馬 2分団	紙漣沢	-	-
	②湯口地区 【相馬】		相馬 4分団	湯口	-	-
	③五所地区 【相馬】		相馬 3分団	五所	-	-
	④水木在家地区 【相馬】		相馬 3分団	水木 在家	-	-
	⑤坂市地区 【相馬】		相馬 2分団	坂市	-	⑦長慶苑
	⑥藤沢地区 【相馬】		相馬 1分団	藤沢	-	-
	⑦如来瀬地区 【岩木】		岩木南 鳥井野	-	如来瀬	-
	⑧下湯口地区 【弘前】		清水 2分団	-	下湯口	-

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
⑩	①西茂森一丁目 【弘前】	市役所 朝陽小 桔梗野小 青柳小 第四中 小沢小	西 地区団	-	茂森新町 西茂森	⑧鷹ヶ丘老人福祉 センター
	②常盤坂三丁目 【弘前】		清水 1分団	-	常盤坂	-
	③悪戸地区 【弘前】		清水 1分団	-	悪戸	-
	④南袋町地区 【弘前】		西 地区団	-	上新町	-
	⑤南城西二丁目 【弘前】		西 地区団	-	南城西	-
	⑥茂森町地区 【弘前】		西 地区団	茂森町	-	-
	⑦銅屋町地区 【弘前】		南 地区団	-	銅屋町	-
	⑧桔梗野一丁目 【弘前】		南 地区団	-	桔梗野	-
	⑨旭ヶ丘二丁目 【弘前】		南 地区団	上桔梗野	-	-
	⑩桜ヶ丘一丁目 【弘前】		清水 3分団	-	桜ヶ丘	-
	⑪大原三丁目 【弘前】		清水 3分団	-	大原	-

メ ッ シ ユ 番 号	対象地区名	防災 行政 無線	消防団	自主 防災 組織	町会	要配慮者 利用施設
⑪	①藍内地区 【相馬】	藍内2	相馬 1分団	藍内	-	-
⑫	①坂元地区 【弘前】	戸別	清水 4分団	-	坂元	-
⑬	①一野渡地区 【弘前】	-	千年 1分団	一野渡	-	-
⑭	①大沢地区 【弘前】	東奥義塾 戸別	石川 2分団	大沢	-	-
	①石川地区 【弘前】	石川小	石川 1分団	石川	-	⑨老人福祉 センター祥風園
⑮	①乳井地区 【弘前】	戸別	石川 3分団	乳井	-	-
合 計		-	34分団	27組織	29町会	9施設

4. 7 情報伝達文（防災行政無線）

（1）【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

①市内全域の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難が難しい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

②地区毎の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者は避難。

●●地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

避難が難しい場合は、近くの安全なところに逃げてください。

（2）【警戒レベル4】避難勧告

①市内全域の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

逃げるのが難しい場合は、高いところに逃げてください。

②地区毎の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

●●地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。

逃げるのが難しい場合は、高いところに逃げてください。

(3)【警戒レベル4】避難指示（緊急）

①市内全域の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

逃げていない方は、すぐに逃げてください。

近くの安全なところに逃げるか、山から離れた高いところに逃げてください。

②地区毎の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。

●●地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

逃げていない方は、すぐに逃げてください。

近くの安全なところに逃げるか、山から離れた高いところに逃げてください。

(4)【警戒レベル5】災害発生情報

緊急放送、緊急放送、災害発生、土砂災害に関する警戒レベル5。

●●地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。

●●地区で土砂災害の発生が確認されました。

すぐに山から離れた高いところに逃げるなど、命を守ってください。

(5) 避難勧告等の解除

①市内全域の場合

市内すべての土砂災害警戒区域に出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。

すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。

なお、今後も避難情報などに留意してください。

②地区毎の場合

●●地区の土砂災害警戒区域に出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。

すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。

なお、今後も避難情報などに留意してください。

4. 8 情報伝達文（緊急速報メール）

（1）【警戒レベル3】避難準備

①市内全域の場合（docomo）

件名：【土砂】避難準備

十腰内・十面沢・三和・小友・貝沢・鬼沢・楢木・常盤野・百沢・新法師・葛原・宮地・新岡・愛宕・中別所・宮館・折笠・東目屋地区・相馬地区・如来瀬・四中学区・銅屋町・南袋町・坂元・一野渡・大沢・石川・乳井の土砂災害警戒区域に土砂災害に関するレベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難場所】市役所・岩木支所・相馬支所・十面沢研修会館・自得小・船沢小・岩木青少年スポーツセンター・岩木B & G海洋センター・東目屋ふれあいセンター・相馬小・桔梗野小・坂元集会所・一野渡集会所・大沢町民会館・石川町民会館・乳井集会所

（280文字）

①'市内全域の場合（au・softbank）

件名：【土砂】避難準備

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関するレベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難場所】市役所・岩木支所・相馬支所・十面沢研修会館・自得小・船沢小・岩木青少年スポーツセンター・岩木B & G海洋センター・東目屋ふれあいセンター・相馬小・桔梗野小・坂元集会所・一野渡集会所・大沢町民会館・石川町民会館・乳井集会所

（186文字）

②広域の場合

件名：【土砂】避難準備

●●地区・●●地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

【開設避難場所】●●●●・・・

(2)【警戒レベル4】避難勧告

①市内全域の場合 (docomo)

件名：【土砂】避難勧告

十腰内・十面沢・三和・小友・貝沢・鬼沢・檜木・常盤野・百沢・新法師・葛原・宮地・新岡・愛宕・中別所・宮館・折笠・東目屋地区・相馬地区・如来瀬・四中学区・銅屋町・南袋町・坂元・一野渡・大沢・石川・乳井の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難場所】市役所・岩木支所・相馬支所・十面沢研修会館・自得小・船沢小・岩木青少年スポーツセンター・岩木B & G海洋センター・東目屋ふれあいセンター・相馬小・桔梗野小・坂元集会所・一野渡集会所・大沢町民会館・石川町民会館・乳井集会所

(264文字)

②市内全域の場合 (au・softbank)

件名：【土砂】避難勧告

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難場所】市役所・岩木支所・相馬支所・十面沢研修会館・自得小・船沢小・岩木青少年スポーツセンター・岩木B & G海洋センター・東目屋ふれあいセンター・相馬小・桔梗野小・坂元集会所・一野渡集会所・大沢町民会館・石川町民会館・乳井集会所

(170文字)

③広域の場合

件名：【土砂】避難勧告

●●地区・●●地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4避難勧告を発令。全員避難を開始してください。

【開設避難場所】●●●●・・・

(3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）

①市内全域の場合

件名：【土砂】避難指示

市内すべての土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4 避難指示を発令。土砂災害の危険性が極めて高まっています。まだ避難していない方は近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

（107文字）

②広域の場合

件名：【土砂】避難指示

●●地区・●●地区の土砂災害警戒区域に警戒レベル4 避難指示を発令。避難していない方は近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難。

【開設避難場所】 ●●●●・・・

(4) 【警戒レベル5】災害発生情報

件名：【土砂】災害発生情報

●●地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令。

●●地区で土砂災害の発生が確認されました。

大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

（114文字）

(5) 避難勧告等の解除

①市内全域の場合

件名：【土砂】（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）解除

市内すべての土砂災害警戒区域に出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。なお、今後も避難情報などに留意してください。

②地区毎の場合

件名：【土砂】（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）解除

●●地区の土砂災害警戒区域に出していた（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）を解除します。すでに避難されている方は、もとの場所に戻れるようになりました。なお、今後も避難情報などに留意してください。

4.9 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が解除された段階を基本としますが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況をふまえ、土砂災害の危険性について総合的に判断して行います。

避難勧告等の発令基準

(洪水・土砂災害)

令和元年7月作成

弘前市総務部防災課

〒036-8551

弘前市大字上白銀町 1-1

〔表〕 4-12-1 炊き出しの実施場所

(学務健康課 平成31年2月)

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力 ※	機材等の整備状況	炊き出し実施班の構成
西部学校給食センター	市全域	7,500食	炊飯設備一式 1、 蒸気回転釜 (50kg) 19	子育て支援班 介護福祉班 人材育成班 及び炊き出し協力団体
東部学校給食センター	市全域	5,000食	炊飯設備一式 1、 蒸気回転釜 (30kg) 8	

※ 炊き出し能力は、1回あたりの炊飯能力とし、1食を精米100g (2合 (精米300g) で3食分) として算出する。

〔表〕 4-12-2 炊き出しの協力団体

(市民協働課、生涯学習課、福祉総務課、消防本部 平成30年4月)

団体名	事務局	電話	会員数 (世帯)
弘前市町会連合会	弘前市役所内町会連合会事務局	35-1111 (内線 346)	322 町会
弘前市連合婦人会	弘前市連合婦人会事務局	84-3053	98
弘前市民生委員児童委員協議会	弘前市役所福祉政策課	40-7037	377
弘前市社会福祉協議会	弘前市社会福祉協議会	33-1161	40,223
弘前市赤十字奉仕団	弘前市社会福祉協議会	33-1161	1,207
弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	弘前消防本部予防課	32-5104	319

〔表〕 4-12-3 米穀取扱所

(契約課 平成31年4月)

取扱所	所在地	電話番号
青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811
(株)栄研	藤野一丁目 4-1	31-2567
(株)AKU	宮川三丁目 4-3	55-0758
(株)オヤマ・アグリサービス	熊嶋字亀田 107-1	82-3553
(株)工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目 2-8	32-9181
(株)今野商事	緑ヶ丘二丁目 2-11	32-6720
(株)笹喜代二商店	東長町 55	32-5840
(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121
(株)城東食糧	城東中央一丁目 3-5	27-7511
(株)設備技研	土堂字長瀬 252-2	38-4111
(株)フクテイ	独狐字石田 38-1	95-2039

〔表〕 4-12-4 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

① パン、うどん麺類等製造所

(契約課、東北農政局青森県拠点 平成31年4月)

製造所名	所在地	電話番号	品名
(株)アキモト製麺	馬屋町 22-13	35-4741	麺類
かがや食品(株)	神田三丁目 2-10	35-6226	

② 仕出し店

(契約課 平成31年4月)

名称	所在地	電話番号
サンパレス秋田屋	茂森町 124-2	35-8888
栄研(株)	末広四丁目 1-1	26-3350
角長	和徳町 142	32-6156
花咲温泉(株)仕出し店	津賀野字浅田 987-1	35-5550
ベストフーズ 青山(株)	青山一丁目 11-8	38-1788
弁当博士	桜林 9-8	34-9807
ポテト	原ヶ平四丁目 3-2	87-3971
相馬仕出し店	石渡二丁目 3-5	32-4875
竹忠魚店	富田三丁目 2-1	32-0007
大塚食研	高杉五反田 231	99-1199
キッチンたんぽぽ	中野一丁目 11-12	35-8587
ふじや	田園四丁目 7-4-101	27-7019
弁当あかね	小比内五丁目 4-49	26-3777

〔表〕 4-12-5 調味料等取扱所

(契約課 平成31年4月)

品名	取扱所	所在地	電話番号
味噌、醤油 〃 〃	カネショウ(株) (株)笹喜代二商店 東邦薬品(株)弘前営業所	蔵主町15-23 東長町55 扇町一丁目1-11	57-2121 32-5840 27-8341
豆腐類	(株)かくみつ食品	新寺町59	82-5311
こんにゃく	(株)かくみつ食品	新寺町59	82-5311
牛乳、乳製品 〃 〃 〃 〃 〃 (ミルク)	青森ヤクルト販売(株)弘前営業所 清野商店 成田商店 萩原乳業(株) (有)雪の店 (株)菊池薬店	堅田二丁目4-4 外崎一丁目2-8 五所字野沢44-4 大久保字西田364 茂森新町一丁目13-4 土手町18	33-8960 27-1929 84-2012 32-1451 32-0118 32-7586

〔表〕 4-13-1 市が保有する給水資機材

(上下水道部 平成30年10月)

	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	給水袋 能力水量	連絡先
市 (上下水道部)	16,000 ℓ (1,000 ℓ × 16)	3,500 ℓ (20 ℓ × 80) (10 ℓ × 40)	4,000 ℓ (2,000 ℓ × 2台)	41,380 ℓ (5 ℓ × 8,276枚)	上下水道部 総務課 (55-9660)

〔表〕 4-13-2 補給用水源

①浄水施設

(上下水道部 平成30年10月)

施設名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
樋の口浄水場	樋の口町 272-3	上水道 施設課長	32-0376	良	満水時池容量 2,000m ³ (浄水供給能力 60,000m ³ /日)
弥生送水ポンプ場	百沢字東岩 木山2979の1	〃	〃	良	満水時池容量 100m ³ (浄水供給能力 4,000m ³ /日)
岩木中央配水場	愛宕字山下 63-1	〃	〃	良	満水時池容量 2,191m ³ (浄水供給能力 4,455m ³ /日)
葛原配水場	新岡字薬師 238	〃	〃	良	満水時池容量 413m ³ (浄水供給能力 625m ³ /日)
百沢取水場	百沢字東岩 木山1196	〃	〃	良	満水時池容量 192m ³ (浄水供給能力 550m ³ /日)
百沢配水場	百沢字寺沢 28-29	〃	〃	良	満水時池容量 400m ³ (浄水供給能力 1,286m ³ /日)
常盤野配水場	常盤野字黒 森1-1	〃	〃	良	満水時池容量 636m ³ (浄水供給能力 685m ³ /日)
上弥生配水場	百沢字東岩 木山809-5	〃	〃	良	満水時池容量 90m ³ (浄水供給能力 64m ³ /日)
杉山配水場	百沢字東岩 木山501-2	〃	〃	良	満水時池容量 141m ³ (浄水供給能力 119m ³ /日)
相馬低区高区浄水場	相馬字山田 78-1	〃	〃	良	満水時池容量 25m ³ (浄水供給能力 535m ³ /日)
相馬新低区浄水場	相馬字一丁 木5-14	〃	〃	良	満水時池容量 31m ³ (浄水供給能力 1,106m ³ /日)
相馬低区配水場	相馬字竜ヶ 平48	〃	〃	良	満水時池容量 521m ³ (浄水供給能力 1,492m ³ /日)
沢田浄水場	沢田字園村 45	〃	〃	良	満水時池容量 19.6m ³ (浄水供給能力 66m ³ /日)

② 配水施設

(上下水道部 平成30年10月)

施設名	所在地	備考
【弘前地区】		
常盤坂配水池	常盤坂二丁目21-1	満水時配水池容量 12,000m ³
富士見台配水場	富士見台二丁目8-6	満水時配水池容量 15,000m ³
原ヶ平配水池	原ヶ平字山中277	満水時配水池容量 12,000m ³
清水富田配水池	清水富田字寺田8-3	満水時配水池容量 600m ³
石川配水池	石川字大仏1	満水時配水池容量 210m ³
乳井配水池	乳井字平山54	満水時配水池容量 208m ³
西部高区配水池	弥生字弥生平691	満水時配水池容量 145m ³
西部低区配水池	高杉字神原282-127	満水時配水池容量 1,318m ³
大森配水池	大森字勝山976	満水時配水池容量 350m ³
東目屋浄水場	館後字館後147-134	満水時配水池容量 650m ³
【相馬地区】		
相馬新低区配水場	相馬字竜ヶ平46-3	満水時配水池容量 890m ³
相馬高区配水場	相馬字竜ヶ平214-619	満水時配水池容量 123m ³

〔表〕 4-14-1 応急住宅関係各種団体一覧表

(管財課 31年1月)

団体名	住所	電話番号	備考
青森県建築士会弘前支部	弘前市大字富田町 102	32-9997	
弘前建設業協会	弘前市大字上白銀町 1-9	34-2757	土木・建築
青森県板金工業組合津軽支部	弘前市大字松ヶ枝三丁目 12-3	28-1885	板金
弘前地区電気工事業協同組合	弘前市大字神田四丁目 6-3	37-1011	電気
弘前塗装工業会	弘前市大字桜ヶ丘一丁目 3-2	88-1170	塗装
弘前管工事業協同組合	弘前市大字茜町三丁目 6-1	32-7309	管
弘前建築組合	弘前市大字駅前二丁目 18-6	33-2995	
弘前地区溶接協会	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711	
弘前左官業組合	弘前市大字品川町 97	32-6890	

〔表〕 4-15-1 火葬場所及び埋蔵予定場所

(環境課 平成31年1月)

①火葬場所

名称	所在地	管理者	電話番号	処理能力	使用燃料	備考
弘前市斎場	常盤坂二丁目 20-1	斎場長	32-0643	10体/日	灯油	平常火葬能力

②埋蔵予定場所

名称	所在地	電話番号	備考
弘前霊園合葬墓	小沢字井沢 43-3	88-3553	12月16日～3月15日は閉鎖 ※引き取り手のない遺骨について、当分の間、他の遺骨と区分して保管する。

〔表〕 4-16-1 廃棄する障害物の集積場所

(環境課 平成31年1月)

集積地	所在地	電話番号	施設処理能力	管理者	備考
弘前地区環境整備センター	町田字筒井6-2	36-3883	246t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物 不燃物
南部清掃工場	小金崎字川原田54	92-2105	140t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢2397-1	環境課 32-1952 埋立処分場 93-2830	【第1区画】 残余容量 4,704.2 m ³ (平成28年11月28日時点) 【第2区画】 残余容量 224,000 m ³ (平成30年5月31日時点)	弘前市長	不燃物

〔表〕 4-16-2 障害物除去に要する資機材等の状況

(財産管理課 平成31年1月)

車種 課名	ブルドーザー	タイヤドーザー	ホイールローダー	ショベルローダー	モーターグレーダー	トラック	ダンプトラック	バックホウ	塵芥車	備考
	環境管理課			1			2	1	1	
道路維持課		3		8	5	3	12	1		
下水道施設課						1				
公園緑地課				1			6			

備考 運搬車については、「地震災害対策編第4章第17節輸送対策」及び「風水害等災害対策編第4章第17節輸送対策」による。

〔表〕 4-17-1 被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名

(契約課 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
寝具	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811	
	(株)かさい	高田三丁目 6-12	28-1301	
	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
	(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
	(株)つるや	野田二丁目 5-5	35-0033	
	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目-5-10	27-7111	
	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	(クリニック布団)
	(株)弘前山上医科	稲田一丁目-3-11	28-1811	
	(株)弘商	田園四丁目 1-1	26-3332	
	DCMホームマック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目-2-1	29-1547	
寝具貸付	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
	(株)北斗医理科	城東中央 3-3-3	28-5161	
百貨店	(株)さくら野百貨店 弘前店	城東北三丁目 10-1	26-1120	
	(株)中三弘前店	土手町 49-1	34-3131	
衣料・繊維	(株)アイ・シーメディカル	袋町 32	32-5940	
	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811	
	(株)グイクトリアネオスカンパニオナクダスポーツ弘前店	城東北四丁目 5-5	28-1533	
	(株)AKU	宮川三丁目 4-3	55-0758	
	(株)オフィスマーケット	代官町 49-2	68-0718	
	小山ユニホーム店	東和徳町 3-3	32-0605	
	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
	木村缶詰食品(株)	土手町 210	32-0575	
	共立医科器械(株) 弘前営業所	青山四丁目 20-3	29-1460	
	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
	くどう教材社	新町 207	35-3562	
	(有)工藤ポンプ	高崎一丁目 6-6	26-0281	
	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311		

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
	笹消防資材	早稲田二丁目 3-15	27-6119	
	(有)佐藤器機	安原三丁目 8-1	87-1171	
	(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
	(株)シバタ医理科	高田三丁目 7-1	27-2221	
	(有)城栄産業	神田五丁目 5-1	35-2321	
	城南スポーツ	稔町 7-3	35-7451	
	(株)白石医療器	神田五丁目 8-5	34-3500	
	スポーツショップMIURA	松原西二丁目 6-24	87-0833	
	(株)青工弘前支店	境関字亥の宮 36	28-0127	
	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
	(株)第一事務機	宮川三丁目 16-1	35-8868	
	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
	(株)タクト 弘前営業所	外崎二丁目 7-2	29-1371	
	(株)つるや	野田二丁目 5-5	35-0033	
	(株)東酸弘前事業所	神田四丁目 2-11	36-7711	
	東邦薬品(株)弘前営業所	扇町一丁目 1-11	27-8341	
	(株)東北企業服	宮川二丁目 3-7	35-5311	
	(有)ナカジマススポーツ	駅前町 6-5	34-1312	
	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目 5-10	27-7111	
	ひろさきチャイルド社	栄町二丁目 3-8	34-0794	
	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	
	(株)弘前山上医科	稲田一丁目 3-11	28-1811	
	(株)弘商	田園四丁目 1-1	26-3332	
	ホームック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
	(有)みちのく安全	撫牛子二丁目 9-3	37-3555	
	(有)メディカルコーポレーション	取上五丁目 2-10	36-7471	
	(株)吉川広告	富田町 50	35-5711	
	特定非営利活動法人リベロスホーツクラブ	新里字西里見 157	55-5143	
日用雑貨	青森県漆器協同組合連合会	神田二丁目 4-9	35-3629	
	(株)アトラスプランニング	泉野三丁目 7-8	31-4802	
	(株)LGN	広野一丁目 14-12	87-4284	
	(株)角弘 弘前支店	神田三丁目 2-3	32-2481	
	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
	(株)菊池薬店	土手町 18	32-7556	
	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
	(株)クーンサービス青森 弘前支店	狼森字西元 3-24	87-1216	
	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
	三幸(株)	城東四丁目 5-11	27-0085	
	(株)サンデー 弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
	(有)じんま薬店	品川町 45	32-4937	
	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
	(株)タクト 弘前営業所	外崎二丁目 7-2	29-1371	
	(有)ダスキン弘前	城東一丁目 2-10	27-4500	
	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
	羽賀音商店	松森町 47	32-5720	
	(有)羽賀忠商店	和徳町 77	32-1718	
	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目 5-10	27-7111	
	(株)弘商	田園四丁目 1-1	26-3332	
	平成ビル管理(有)	城西二丁目 7-10	32-7571	
	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	
石油製品	青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4-1	017-722-1400	

[表] 4-17-2 調達物資の集積場所

(防災課 平成26年4月)

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象地域
市民会館	下白銀町1-6	市民会館長	32-3374~5	集会研修施設	主として中心地域
中央公民館	下白銀町19-4	中央公民館長	33-6561~3	〃	主として中心地域
千年公民館	小栗山字川合115-1	〃	87-2130	〃	主として南部地域
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡387	市民協働課長	72-0055	体育文化施設	主として北部地域
青森県武道館	豊田二丁目 3	(財) 弘前市体育協会	26-2200	屋内体育施設	主として東部地域
河西体育センター	石渡一丁目19-1	文化スポーツ課長	38-3200	〃	主として西部地域
岩木庁舎	賀田一丁目1-1	岩木総合支所民生課長	82-3111		岩木地区
相馬庁舎	五所字野沢41-1	相馬総合支所民生課長	84-2111		相馬地区

[表] 4-18-1 救護所の設置予定場所

(健康増進課 平成31年4月)

設置予定施設名	所在地	電話番号	管理者	収容能力	備考
弘前総合保健センター	野田二丁目7-1	37-3750~2	健康増進課長	100人	2階大会議室
岩木保健福祉センター	賀田字大浦4-1	82-3535	〃	200人	

[表] 4-18-2 医薬品等の主な調達先

(市立病院 平成31年1月)

品名	調達先	所在地	電話番号
医薬	(株)菊池薬店	弘前市大字土手町 18	32-7556
〃	(株)東酸 弘前事業所	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711
〃	(株)富士商会	弘前市大字高田五丁目 12-2	27-4228
〃	(株)工藤酸素店	弘前市大字金属町 3-3	88-3221
医療品	(株)ケービジョン	弘前市大字徳田町 23-6	37-1360
〃	(有)佐藤器機	弘前市大字安原三丁目 8-1	87-1171
〃	(株)シバタ医理科	弘前市大字高田三丁目 7-1	27-2221
〃	(株)白石医療器	弘前市大字神田五丁目 8-5	34-3500
〃	(有)タック医療	弘前市大字小比内五丁目 13-6	26-4506
〃	東北化学薬品(株)	弘前市大字神田一丁目 3-1	33-8131
〃	(株)弘前山上医科	弘前市大字稲田一丁目 3-11	28-1811
〃	フクダライフテック北東北(株)弘前営業所	弘前市大字高田二丁目 3-1	26-2204
〃	(株)フラワー・メディカル	弘前市大字田園二丁目 2-11	27-0227
〃	樋口ホスピタルプライ(株)弘前営業所	弘前市大字城東四丁目 5-1	28-5555
〃	(株)八甲メディカル	青森市大字自由ヶ丘二丁目 20-40	017-743-0052

品名	調達先	所在地	電話番号
医薬・医療品	東北アルフレッサ(株) 弘前支店	弘前市大字城東中央三丁目 7-1	27-5221
〃	共立医科器械(株) 弘前営業所	弘前市大字城東北一丁目 1-25	29-1460
〃	(株)スズケン 弘前支店	弘前市大字神田一丁目 2-3	31-3360
〃	(株)南部医理科 弘前営業所	弘前市大字田園一丁目 9-6	26-3003
〃	(株)バイタルネット 弘前支店	弘前市大字扇町二丁目 3-1	27-8723
〃	(株)北斗医理科	弘前市大字城東中央三丁目 3-3	28-5161
〃	(株)町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田 28-1	26-1700
〃	株式会社メディセオ弘前・五所川原支店	弘前市大字田町一丁目 7-3	33-7111
〃	東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	27-8341

[表] 4-18-3 医療機関等の状況

①弘前市立病院

(市立病院 平成31年1月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)		病床数 (床)	自家発電 の状況
				常勤医	看護師等		
○弘前市立病院 (災害拠点病院※)	大町三丁目 8-1	34-3211	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、産婦人科、耳鼻いんこう科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、皮膚科	19	169	250	625kVA 6600V 全施設

※ 災害拠点病院とは、24時間対応の災害医療支援機能を有する医療機関のこと。災害時の医療を確保するため、県内の2次医療圏ごとに地域災害拠点病院とこれらを全県的に支援する基幹災害拠点病院を県知事が指定する。

基幹災害拠点病院：青森県立中央病院

地域災害拠点病院：弘前市立病院、黒石市国保黒石病院

②弘前市内医療機関

(健康増進課 平成29年7月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数 (床)
				医師	看護師	助産師	
○国立病院機構弘前病院	富野町1	32-4311	内科、呼吸器科、消化器小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、麻酔科、神経内科、循環器内科、乳腺外科、消化器・血管科	51	186	21	342
○弘前大学医学部附属病院	本町53	33-5111	内科(消化器、血液、膠原病、循環器、呼吸器、腎臓) 内分泌、糖尿病代謝、感染症、脳神経内科、腫瘍、神経科精神科、小児科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、甲状腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、産婦人科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、小児外科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科、リハビリテーション科	334	596	23	597
鳴海病院	品川町19	32-5211	内科、リハビリテーション科、放射線科、呼吸器内科、消化器内外科、循環器科、外科、胃腸科	4	31		118

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数
				医師	看護師	助産師	
○弘前中央病院	吉野町3-1	36-7111	内科、外科、リハビリテーション科、呼吸器内科、放射線科、呼吸器外科、心臓外科	14	61		154
○健生病院	扇町二丁目2-2	55-7717	精神科、神経内科、内科、外科、整形外科、小児科、呼吸器内科、循環器内科、産婦人科、放射線科、麻酔科、消化器内外科、リハビリテーション科、アレルギー科、救急科	29	244	16	282
○弘前メディカルセンター	大町二丁目2-9	35-1511	外科、内科、整形外科、脳神経外科、消化器科、リハビリテーション科	4	17		137
藤代健生病院	藤代二丁目12-1	36-5181	精神神経科、内科、放射線科、リハビリテーション科	11	76		244
弘前愛成会病院	北園一丁目6-2	34-7111	精神科、神経科、内科	9	62		328
○弘前小野病院	和泉二丁目19-1	27-1431	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、外科、呼吸器外科、整形外科、肛門科、放射線科、リハビリテーション科	3	13		93
聖康会病院	和泉二丁目17-1	27-4121	精神科、神経科、内科、心臓内科、消化器内科	1	16		88
○弘愛会病院	宮川三丁目1-4	33-2871	内科、外科、整形外科、皮膚科、呼吸器科、形成外科、リハビリテーション科、麻酔科	4	25		84
鷹揚郷腎研究所弘前病院	小沢字山崎90	87-1221	泌尿器科、内科、外科、歯科、リハビリテーション科	11	112		109
弘前記念病院	境関字西田59-1	28-1211	整形外科、内科、麻酔科、リハビリテーション科	10	76		171
○弘前脳卒中リハビリテーションセンター	扇町一丁目2-1	28-8220	内科、リハビリテーション科、神経内科、脳外科、放射線科、歯科、脳・血管内科、循環器内科	16	164		248

備考 上記①及び②の表中の○印は、救急告示病院

[表] 4-20-1 弘前市役所車両台数一覧表

(管財課 平成31年1月)

車種	普通自動車	小型乗用ワゴン車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	シヨベルドーザ	ブルドーザ	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノーモービル	バックホー	コンパクター	シュレッダー	フォークリフト	ホイールローダ	レントゲン車	バイク	課合計
管財課	12	6	25	1				1		4																	2	52	
資産税課			1																										4
文化スポーツ課			5					1	2	4																			20
環境課	2	2	5					2	3			6	1									2		1		2			28
福祉総務課		2			1						2																		4
国保年金課			1																										1
健康増進課		6																											6
りんご課											1																		1
農村整備課	1								1																				2
観光課		1	2		4				1																				7
公園緑地課	1		3					1	5		1	2								1	2				1				17
道路維持課	1	3			1			13		6	9	2	1	1	3	8		5		7		1							61
区画整理課	1	1																											2
岩木総合支所総務課	1		1																										2
岩木総合支所民生課	1	1																											2
相馬総合支所総務課	1	1							1																				3
学校整備課		1																											1
学務健康課	1	2			4																								7
学校指導課	1																												1
生涯学習課	2	1	1																										4
中央公民館(岩木館・相馬館含む。)	2		1																										3
図書館							1		1																				2
文化財課	1	1							1																				3
給食センター		2						27																					29
各出張所			6																										6
議会事務局						1																							1
農業委員会	1																												1
市民課			1																										1
就労自立支援室			1	1																									2
車両合計	27	40	48	2	9	1	1	46	17	9	17	15	2	1	4	9	1	5		6	7	3		2	1	1	6	281	

〔表〕 4-20-2 陸上運送業者の自動車

①貨物自動車(営業用トラック)

(青森県トラック協会弘前支部 平成31年3月)

事業所名	所在地	電話 (FAX)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
弘前運送(株)	弘前市大字神田四丁目5-1	36-0424 (36-0452)		○
(有)弘前貨物	弘前市大字末広二丁目1-1	27-7005 (27-1900)		○
(有)中央貨物	弘前市大字東城北一丁目2-2	32-6509 (34-8573)		○
マルワ小型運送(有)	弘前市大字取上一丁目12-2	34-8961 (34-8962)		○
(有)衛生便利社	弘前市大字相良町30-1	32-0910 (34-1556)		壺
(株)グローバル	弘前市大字平岡町102-1	39-4477 (39-4478)		○
(株)弘南運輸	弘前市大字藤野二丁目8-4	38-2990 (38-2995)		○
(有)神健運送	弘前市大字神田三丁目3-16	35-8077 (32-1123)		○
(有)赤石貨物	弘前市大字野田一丁目12-5	33-1131 (33-1132)		○
(株)小栗山運送	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢127	87-3661 (87-4878)		○
(有)ヤマト運送	弘前市大字新里字東平岡80-2	27-1311 (27-1312)		○
(有)丸佐運送	西目屋村大字田代字神田53-1	86-2981 (86-2981)		○
(有)丸仁運輸	弘前市大字福田一丁目3-7	27-0045 (27-0044)		○
(有)弘西運輸	弘前市大字小沢字大開45-55	88-1300 (87-5325)		○
(有)柘形運送	弘前市大字高田三丁目6-10	27-3211 (27-3212)		○
城東運送(有)	弘前市大字石渡一丁目18-15	33-8811 (33-8813)		○
(有)桜庭運送	弘前市大字金属町5-2	88-0021 (87-3110)		○
(有)津軽運輸	弘前市大字向外瀬字豊田230-3	37-6282 (37-6288)		○
日興運輸(株)	弘前市大字石川字泉田31-1	92-2211 (92-2020)		○
(有)弘和運輸	弘前市大字浜の町西一丁目3-14	34-3074 (32-5877)		○
(有)みちのく運輸	板柳町大字深味字西西田60-9	73-5121 (73-5121)		○
北海道東北名鉄運輸(株) 弘前支店	弘前市大字堀越字柳田245-1	28-5050 (28-5055)	○	

事業所名	所在地	電話 (FAX)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
ワールド運輸(株)	弘前市大字小比内字福田菴62-3	28-3110 (27-6243)		○
(株)丸祐運送	弘前市大字高田三丁目6-11	27-2697 (27-4762)	○	
(有)カネハル運輸	弘前市大字撫牛子四丁目4-7	32-8827 (37-8686)		○
中越テック(株) 青森営業所	弘前市大字高田三丁目5-5	27-3034 (27-9396)		○
(株)富士興業 弘前営業所	弘前市大字神田四丁目5-2	32-4195 (32-8013)		○
(株)高谷萬花堂	弘前市大字百石町32	33-6006 (37-0043)		霊
(株)青部急行	弘前市大字中別所字電42-1	33-5205 (35-3027)		○
(有)日栄運輸興業	弘前市大字船水一丁目1-1	33-9595 (32-3600)		○
(有)東北トランスポート	弘前市大字船水二丁目2-4	33-0404 (33-0641)		霊
青森ロイヤル運輸(有)	藤崎町大字藤崎字村井45-1	75-6564 (75-6337)		○
(有)青森流通センター	板柳町大字深味字西西田20-1	72-1741 (72-0608)		○
(有)平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢26-1	82-2241 (82-2141)		○
丸武興業(株)	弘前市大字一町田字早稲田780-5	82-5513 (82-5514)		○
(有)ウイングトランス ポート	弘前市大字小比内字福田菴143	27-4001 (27-4010)		○
(株)弘前市場サービス	弘前市大字末広一丁目6-8	26-1400 (26-0039)		○
東北マルハ運輸(株) 青森営業所	弘前市大字城東五丁目23-1	27-8601 (28-3352)		○
新潟運輸(株) 弘前支店	藤崎町大字藤崎字中豊田6-2	75-5511 (75-4911)	○	
(株)青南エクスプレス	弘前市大字神田五丁目4-5	35-1416 (35-1415)		○
(株)鈴木組	弘前市大字堀越字川合50-5	28-1011 (28-1013)		○
(有)サンコウ運輸	弘前市大字西城北一丁目2-1	32-0051 (36-3050)		○
(株)弘前公益社	弘前市大字松森町16	34-5180 (36-6120)		霊
(有)弘前典礼	弘前市大字茂森新町三丁目7-3	34-0167 (34-0778)		霊
(有)丸菱商事	弘前市大字下湯口字青柳185-1	33-8840 (33-8845)		○
(有)茜運輸	弘前市大字茜町一丁目3-11	35-3853 (35-4188)		○
(有)旭興産	弘前市大字大久保字若松327-10	36-0842 (36-0843)		○
(有)大勝運輸	弘前市大字境関一丁目2-10	29-6161 (29-6165)		○
ワーク物流(株)	弘前市大字石川字中川原33-1	92-2222 (92-4444)		○
(有)佐藤建材	弘前市大字樹木二丁目3-5	33-3384 (33-3384)		○
(有)弘前総合物流	黒石市大字八甲79	53-9300 (53-9302)		○

事業所名	所在地	電話 (FAX)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
(有)東健運輸	弘前市大字大川字見乗1-1	95-2779 (95-3642)		○
エイトウイング(株)	弘前市大字田園4丁目1-1	29-4880 (29-4884)		○
弘伸自動車(有)	弘前市大字大開一丁目2-1	88-2125 (88-2142)		○
弘前倉庫(株)	弘前市大字豊田三丁目5-1	27-2121 (27-2123)		○
(有)たんぼぼ運送	弘前市大字福田1丁目3-7	88-7718 (88-7719)		○
三栄急送(株)	黒石市大字浅瀬石字稲村34-5	59-1818 (59-1820)		○
(有)弘永興業	弘前市大字撫牛子二丁目4-4	39-7707 (39-7708)		○
(有)サクラ配送サービス	弘前市大字金属町5-2	88-0077 (87-3110)		○

備考 事業内容の「一般・積合せ」欄に○印がある場合は、一般貨物運送事業及び特別積合運送事業者
「一般・その他」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業者
「一般・その他」欄に「霊」が記載されている事業所は、霊柩車運送事業者
「一般・その他」欄に「特」が記載されている事業所は、特定貨物運送事業者

②バス

(公益社団法人青森県バス協会 平成29年3月)

事業所名	所在地	電話番号 (FAX)	事業種目	車両数
弘南バス(株)	弘前市大字藤野二丁目3-6	32-2241 (38-4555)	一般乗合・ 一般貸切旅客自動車運送事業	
白神観光バス(有)	弘前市大字黒土字山下4-1	86-2016 (86-2017)	一般貸切旅客自動車運送事業	
北星交通(株)	弘前市大字本町6-4-3	32-0272 (36-3636)	〃	
(株)前田観光タクシー	弘前市大字賀田二丁目1-1-2	82-4150 (82-4888)	〃	5
(株)ビッグ・ウイング	弘前市大字末広二丁目6-7	26-2455 (26-2456)	〃	10
グリーン交通(株)	弘前市大字高田一丁目5-2-2	28-0201 (28-0203)	〃	4

〔表〕 4-20-3 緊急輸送道路ネットワーク

(1) 緊急輸送道路の機能区分

【第1次緊急輸送道路】

- ・広域的な輸送に必要な道路であり、県庁舎等の1次防災拠点施設間を連絡する道路を設定する

【第2次緊急輸送道路】

- ・各市町村の庁舎等の2次防災拠点施設間を連絡する道路を設定する

緊急輸送道路ネットワーク内訳表

▼第1次緊急輸送道路路線別指定距離 (H29.10)

区画区分	道路種別	路線名	路線延長 (km)
第1次	高速自動車国道	東北縦貫自動車道八戸線	43.1
	高速自動車国道	東北縦貫自動車道弘前線	56.3
	高速自動車国道	津軽自動車道	22.9
	高速自動車国道	八戸久慈自動車道 (八戸南環状道路)	8.6
	高速自動車国道	八戸久慈自動車道 (八戸南道路)	8.7
	高速自動車国道	上北自動車道 上北道路 (国道45号)	7.8
	高速自動車国道	百石道路	6.1
	地域高規格道路	下北半島縦貫道路 (国道279号)	19.5
	その他有料道路 (公団/公社等)	みちのく有料道路	21.5
	その他有料道路 (公団/公社等)	第二みちのく有料道路	9.7
	その他有料道路 (公団/公社等)	青森空港有料道路	1.7
	一般国道 (指定区間)	国道4号	116.7
	一般国道 (指定区間)	国道7号	83.9
	一般国道 (指定区間)	国道45号	46.2
	一般国道 (指定区間)	国道104号	18.3
	一般国道 (指定区間)	国道101号	34.5
	一般国道 (指定区間)	国道102号	61.1
	一般国道 (指定区間)	国道103号	44.0
	一般国道 (指定区間)	国道279号	102.8
	一般国道 (指定区間)	国道280号	25.8
	一般国道 (指定区間)	国道282号	6.9
	一般国道 (指定区間)	国道338号	116.2
	一般国道 (指定区間)	国道339号	43.3
	一般国道 (指定区間)	国道340号	3.8
	一般国道 (指定区間)	国道394号	24.6
	一般国道 (指定区間)	国道454号	1.5
	主要地方道3	弘前岳鱒ヶ沢線	1.6
	主要地方道8	八戸野辺地線	39.5
	主要地方道10	三沢十和田線	27.4
	主要地方道11	八戸大野線	0.6

区画区分	道路種別	路線名	路線延長 (km)
第1次	主要地方道12	鯨ヶ沢蟹田線	23.4
	主要地方道13	大鰐浪岡線	21.9
	主要地方道16	青森停車場線	1.2
	主要地方道17	弘前停車場線	0.5
	主要地方道18	青森港線	0.3
	主要地方道19	八戸百石線	15.8
	主要地方道20	八戸三沢線	1.7
	主要地方道27	青森浪岡線	17.3
	主要地方道29	八戸環状線	14.3
	主要地方道31	弘前鯨ヶ沢線	0.9
	主要地方道38	五所川原黒石線	0.5
	主要地方道40	青森田代十和田線	13.7
	主要地方道41	弘前環状線	1.4
	主要地方道42	名川階上線	1.5
	主要地方道44	青森環状野内線	1.8
	主要地方道45	十和田三戸線	0.8
	主要地方道47	青森東インター線	0.9
	一般県道109	弘前平賀線	1.9
	一般県道120	荒川青森(T)線	4.4
	一般県道123	清水川滝沢野内線	2.3
	一般県道138	島守八戸線	0.5
	一般県道165	上野十和田線	0.3
	一般県道176	赤川下北(T)線	4.6
	一般県道177	海老川新町線	1.5
	一般県道180	尾駸有戸(T)線	1.4
	一般県道211	折茂上北町停車場線	3.8
	一般県道242	後平青森線	5.3
	一般県道251	妙売市線	0.3
	一般県道254	大町三沢線	1.6
	一般県道259	久栗坂造道線	0.6
	一般県道260	石川百田線	9.1
	一般県道272	下北(T)線	1.3
	一般県道282	小国本町線	0.8
	一般県道285	浪岡藤崎線	1.2
市町村道	青森市道	3.3	
市町村道	弘前市道	4.5	
市町村道	八戸市道	5.8	

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第 1 次	市町村道	五所川原市道	1.7
	市町村道	十和田市道	0.9
	市町村道	三沢市道	2.7
	市町村道	むつ市道	0.1
	市町村道	外ヶ浜町道	0.8
	市町村道	七戸町道	0.6
	市町村道	東北町道	2.8
	市町村道	六ヶ所村道	5.3
	市町村道	野辺地町道	2.7
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 臨港道路本港線 (青森市)	0.7
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 臨港道路 2 号線	0.4
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 フェリー臨港道路 1 号線	1.6
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 白銀北沼線	0.8
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 八太郎 1 号埠頭線 (八戸市)	0.2
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 八太郎 3 号埠頭線 (八戸市)	0.5
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 改修臨港道路 (鱒ヶ沢町)	0.9
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 道路 (新納屋) (六ヶ所村)	1.8
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 根田内 1 号臨港道路 (大間町)	0.4
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 真砂町臨港道路 (むつ市)	1.1
			合計 1203.0

▼第2次緊急輸送道路路線別指定距離 (H29.10)

区画区分	道路種別	路線名	路線延長 (km)
第2次	一般国道	国道101号	80.9
	一般国道	国道102号	43.7
	一般国道	国道103号	9.0
	一般国道	国道104号	32.7
	一般国道	国道280号	57.7
	一般国道	国道338号	109.8
	一般国道	国道339号	44.8
	一般国道	国道340号	14.7
	一般国道	国道394号	53.9
	一般国道	国道454号	55.0
	主要地方道1	八戸階上線	17.5
	主要地方道2	屏風山内真部線	28.3
	主要地方道3	弘前岳鯨ヶ沢線	46.5
	主要地方道4	むつ恐山公園大畑線	11.5
	主要地方道5	野辺地六ヶ所線	18.4
	主要地方道6	むつ尻屋崎線	4.5
	主要地方道7	むつ東通線	9.6
	主要地方道8	八戸野辺地線	5.7
	主要地方道9	夏泊公園線	30.5
	主要地方道11	八戸大野線	13.3
	主要地方道12	鯨ヶ沢蟹田線	35.6
	主要地方道13	大鱒浪岡線	0.7
	主要地方道14	今別蟹田線	16.1
	主要地方道15	橋向五戸線	15.5
	主要地方道20	八戸三沢線	14.7
	主要地方道22	三沢七戸線	3.2
	主要地方道23	本八戸(T)線	0.7
	主要地方道24	横浜六ヶ所線	11.4
	主要地方道25	東北横浜線	19.4
	主要地方道26	青森五所川原線	26.9
	主要地方道28	岩崎西目屋弘前線	85.0
	主要地方道31	弘前鯨ヶ沢線	45.9
	主要地方道32	二戸田子線	5.5
	主要地方道33	軽米名川線	4.8
主要地方道34	五所川原浪岡線	10.8	

区画区分	道路種別	路線名	路線延長 (km)
第2次	主要地方道35	五所川原岩木線	26.6
	主要地方道36	五所川原金木線	15.1
	主要地方道37	弘前柏線	8.8
	主要地方道38	五所川原黒石線	2.9
	主要地方道40	青森田代十和田線	21.3
	主要地方道41	弘前環状線	1.4
	主要地方道42	名川階上線	33.4
	主要地方道43	五所川原車力線	21.6
	主要地方道44	青森環状野内線	21.3
	主要地方道45	十和田三戸線	18.0
	主要地方道46	川内佐井線	41.0
	一般県道	103 津軽中里停車場線	2.8
	一般県道	105 平賀停車場本町線	0.2
	一般県道	106 尾上停車場線	0.6
	一般県道	108 野辺地港線	0.2
	一般県道	109 弘前平賀線	5.2
	一般県道	114 菰鉦木造線	6.8
	一般県道	117 尾上日沼線	4.5
	一般県道	118 七戸十和田湖線	14.0
	一般県道	121 七戸上北町(T)線	8.0
	一般県道	125 小友板柳(T)線	3.5
	一般県道	126 久渡寺新寺町線	4.0
	一般県道	127 石川土手町線	8.4
	一般県道	129 関ヶ平五代線	4.6
	一般県道	134 楡引上名久井三戸線	12.2
	一般県道	143 南部田子線	12.5
	一般県道	145 戸来十和田線	1.0
	一般県道	146 浪岡北中野黒石線	0.8
	一般県道	150 持子沢鶴田線	0.9
	一般県道	152 三戸停車場線	0.2
	一般県道	153 山田鶴田線	0.5
	一般県道	161 豊川館岡線	5.3
	一般県道	170 天ヶ森三沢線	18.8
	一般県道	172 尻労裳部線	3.0
一般県道	178 野辺地停車場線	0.4	
一般県道	179 泊陸奥横浜(T)線	17.3	
一般県道	180 尾駁有戸(T)線	5.1	

区画区分	道路種別	路線名	路線延長 (km)
第2次	一般県道	198 大鱈(T)線	1.4
	一般県道	201 蔵館大鱈線	1.4
	一般県道	204 相馬常盤野線	8.0
	一般県道	205 町居平賀停車場線	0.6
	一般県道	211 折茂上北町(T)線	0.1
	一般県道	215 小湊停車場線	0.4
	一般県道	219 水喰上北町(T)線	0.5
	一般県道	234 津軽新城停車場油川線	0.4
	一般県道	235 浪岡停車場線	0.7
	一般県道	238 蟹田停車場線	0.1
	一般県道	241 木造停車場線	3.3
	一般県道	243 馬門野辺地線	3.6
	一般県道	245 稲盛千代町山田線	0.6
	一般県道	247 鶴ヶ坂千刈線	12.0
	一般県道	248 尻芳小田野沢線	14.1
	一般県道	249 鶴泊停車場胡桃館線	0.1
	一般県道	251 妙売市線	0.9
	一般県道	253 長後川内線	12.7
	一般県道	258 三戸南部線	4.7
	一般県道	259 久栗坂造道線	1.0
	一般県道	260 石川百田線	4.8
	一般県道	263 鱒ヶ沢停車場線	0.1
	一般県道	268 弘前田舎館黒石線	4.6
	一般県道	276 大俵板柳停車場線	0.2
	一般県道	282 小国本町線	0.2
	一般県道	284 菓研佐井線	23.5
	市町村道	青森市道	12.7
	市町村道	弘前市道	9.2
	市町村道	八戸市道	11.5
	市町村道	黒石市道	1.2
	市町村道	五所川原市道	3.5
	市町村道	むつ市道	0.9
	市町村道	十和田市道	3.9
市町村道	三沢市道	1.6	
市町村道	つがる市道	1.6	
市町村道	平川市道	0.1	
市町村道	平内町道	1.3	

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第2次	市町村道	今別町道	0.2
	市町村道	外ヶ浜町道	1.7
	市町村道	深浦町道	0.4
	市町村道	藤崎町道	0.1
	市町村道	大鱒町道	0.4
	市町村道	板柳町道	0.8
	市町村道	鶴田町道	0.3
	市町村道	中泊町道	0.8
	市町村道	鱒ヶ沢町道	0.8
	市町村道	野辺地町道	3.4
	市町村道	七戸町道	0.3
	市町村道	六戸町道	1.7
	市町村道	横浜町道	1.3
	市町村道	おいらせ町道	1.9
	市町村道	大間町道	0.3
	市町村道	東通村道	2.9
	市町村道	風間浦村道	0.1
	市町村道	佐井村道	0.1
	市町村道	三戸町道	0.8
	市町村道	五戸町道	1.0
	市町村道	田子町道	0.1
	市町村道	南部町道	1.3
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	公衆用道路 (中泊町)	0.5
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	三沢漁港臨港道路 (三沢市)	0.3
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	白銀東1号線 (八戸市)	0.3
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	糠森臨港線 (佐井村)	0.8
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	2～4号臨港道路 (むつ市)	0.3
		合 計 1506.65	

〔表〕 4-20-4 緊急通行車両（輸送用のみ）

（管財課 平成31年1月）

車種	普通自動車	小型乗用ワゴン車	広報車	普通貨物車	中型バス
課名					
管財課	2	5	2		
学校指導課		1			
相馬総合支所総務課		1			
議会事務局					1

備考1 事前届出済の緊急通行車両のうち、用途が輸送（人、物資）の車両

2 この車両は、〔表〕 4-17-1に含まれる。

〔表〕 4-21-1 日赤奉仕団、ボランティア団体の現況

（平成30年4月）

団体名	所在地	電話番号	団体員数（人）			活動内容
			男	女	計	
弘前市町会連合会	上白銀町1-1	35-1111 (内346)	322 町会			町会等との情報交換及び行政機関等との協力
弘前市連合婦人会	湯口字一ノ安田 75-1	84-3053		98	98	地域関係事業への協力・参加
弘前市民生委員児童委員協議会	上白銀町1-1	40-7037	136	214	377	民生委員・児童委員の研修及び情報交換活動等
弘前市社会福祉協議会	宮園二丁目8-1	33-1161	40,223 世帯			地域の福祉増進活動
弘前市赤十字奉仕団	宮園二丁目8-1	33-1161			1,207	各種赤十字活動への協力

〔表〕 4-21-2 労務者の宿泊施設予定場所

名称	管理者	所在地	電話番号	施設概況	受入可能人員	備考
中央公民館	中央公民館長	下白銀町 19-4	33-6561	2F 会議室 229㎡ 和室 78 畳	70人 40人	
青森県武道館	(財)弘前市体育協会	豊田二丁目 3-1	合宿所 26-2200	和室 16 畳	96人	
中央公民館岩木館	中央公民館岩木館長	賀田一丁目 18-3	82-3214	大和室 98 畳	50人	
岩木山総合公園	文化スポーツ課長	百沢字裾野 195-1	宿泊所 83-2311	和室 10 室	74人	

〔表〕 4-23-1 防疫用薬剤の調達先

(契約課 平成31年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
消石灰	第一化学(株)弘前営業所	小比内五丁目 17-6	29-1163	
〃	(株)東酸弘前事業所	神田四丁目 2-11	36-7711	
〃	東北アルフレッサ(株)弘前支店	城東中央三丁目 7-1	27-5221	
〃	トヤマ農材(株)	城東北四丁目 1-2	27-1661	
〃	弘前舗装(株)	石川字中川原 2-1	92-2121	
石鹼・洗剤類	(株)栄研	藤野一丁目 4-1	31-2567	
〃	(株)LGN	広野一丁目 14-12	87-4284	
〃	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
〃	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
〃	(株)菊池薬店	土手町 18	32-7586	
〃	北沢産業(株)弘前営業所	豊田三丁目 1-2	27-6644	
〃	共立医科器械(株) 弘前営業所	青山四丁目 20-3	29-1460	
〃	(有)きらら	末広二丁目 4-2	29-4422	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	(株)工藤酸素店	金属町 3-3	88-3221	
〃	(株)クリーンサービス青森弘前支店	狼森字西元 3-24	87-1216	
〃	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
〃	広陽ビルサービス(有)弘前営業所	樋の口二丁目 10-4	55-0539	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	三幸(株)	城東四丁目 5-11	27-0085	
〃	(株)カシ・コーポレーション弘前営業所	北園二丁目 9-20	88-7337	
〃	(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
〃	(有)じんま薬店	品川町 45	32-4937	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	太平熔材(株) 弘前営業所	神田四丁目 6-16	36-7851	
〃	(株)タクト弘前営業所	外崎二丁目 7-2	29-1371	
〃	(有)ダスキン弘前	城東一丁目 2-20	27-4500	
〃	東邦薬品(株) 弘前営業所	扇町一丁目 1-11	27-8341	
〃	東洋建物管理(株)弘前支社	富田一丁目 2-5	34-6566	
〃	(有)東洋美装	清水三丁目 1-5	34-3011	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
〃	成商ビル管理(株)	北瓦ヶ町 13-1	89-1350	
〃	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
〃	羽賀音商店	松森町 47	32-5720	

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
〃	(有)羽賀忠商店	和徳町 77	32-1718	
〃	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	(有)ビルアート	末広五丁目 8-3	27-8552	
〃	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目 5-10	27-7111	
〃	ひろさきチャイルド社	栄町二丁目 3-8	34-0794	
〃	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	
〃	(株)弘商	田園四丁目 1-1	26-3332	
〃	平成ビル管理(有)	城西二丁目 7-10	32-7571	
〃	DCMホームック(株)弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	北都ビル総合管理(有)	城東北三丁目 5-1	27-2555	
〃	ホンザキ東北(株)弘前営業所	城東二丁目 3-1 猪股ビル	27-3591	
〃	(株)八木橋薬局	和徳町 23-5	35-2811	
〃	(有)ユウアイ建物サービス	新寺町 145	34-2044	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	

[表] 4-24-1 ごみ及びし尿の処理施設

(環境課 平成31年1月)

施設名	所在地	管理者	電話番号	処理能力	処理方法	配置人員
弘前地区環境整備センター	町田字筒井6-2	弘前地区環境整備事務組合管理者	36-3883	246t/日	全連続燃焼方式	6人×4班
南部清掃工場	小金崎字川原田54	弘前地区環境整備事務組合管理者	92-2105	140t/日	全連続燃焼方式	4人×4班
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢2397-1	弘前市長	93-2830	【第1区画】 残余容量4,704.2 m ³ (平成28年11月28日時点) 【第2区画】 残余容量224,000 m ³ (平成30年5月31日時点)	セル方式とサンドイッチ方式との併用	5人
津軽広域クリーンセンター	津賀野字浅田1273	津軽広域連合長	55-6728	116kl/日 平成30年11月時点	夾雑物除去⇒希釈投入方式	5人

〔表〕 4-24-2 廃棄物収集運搬車両の調達先

①ごみ収集車

(環境課 平成30年7月)

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
弘 前 市	町田字筒井 6-2	32-1952	1
弘前環境管理協同組合	塩分町 31-1	33-0467	50
(有)東北クリーン	土堂字早川 276-1	33-1919	27
(有)東北環境開発	撫牛子五丁目 6-5	27-8644	9
マルワ小型運送(有)	取上一丁目 12-2	34-8961	4
(有)東洋美装	清水三丁目 1-5	34-3011	5
弘前清掃(株)	神田三丁目 3-18	34-6471	8
(株)津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	11
(株)弘南運輸	藤野二丁目 8-4	38-2990	5
(株)第一ビル管理センター	城東中央二丁目 3-4	28-3206	7
(有)青森クリーンチーム	植田町 47	38-1414	3
(株)大同紙業	川先四丁目 10-1	27-5425	3
(株)伸和産業	堅田一丁目 4-2	35-5255	6
(株)産交	藤野二丁目 9-3	36-5165	6
(有)さくらクリーン	西城北一丁目 7-1	36-0678	6
(有)エコ・ネット	清水森字清水野 2	87-0188	10
(有)リサイクル・システムズ	堅田一丁目 4-1	88-7452	2
A I A環境科学(有)	小沢字広野 179	89-1414	4
(有)弘前重機	品川町 170-4	27-4001	3
(有)リズメント	稲田二丁目 9-9	27-3060	1
北彩クリーン(有)	松木平字富永 50-3	89-1200	4
(有)岩木浄化センター	五代字早稲田 456-2	82-2012	4
(有)T・N・C	末広五丁目 4-13	35-6896	4
吉田べんりサービス	千年四丁目 5-19	88-3739	3
(株)兼建興業	兼平字猿沢 26-1	82-2145	18
(有)平和運輸	兼平字猿沢 26-1	82-2241	33
エイトウイング(株)	豊田一丁目 4-65	29-4880	2
(有)小笠原紙業	土堂字早川 276-5	36-2193	3
ライヴズ	鷹匠町 14-4	38-3315	1
青山便利サービス	城西三丁目 13-1	32-7519	5
便利屋カネキュー	高田二丁目 2-3	28-3188	1
赤帽佐藤運送	石渡四丁目 3-1	33-7618	3
(有)桂田美掃	西目屋村大字大秋字 鶴住 91	85-2788	3

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
(株)HCSホームケアサービス	和泉二丁目 20-1	26-9988	4
(株)ライフイン	撫牛子二丁目 9-23	37-7571	3
(株)合祥	小沢字広野 108	88-6021	2
(株)設備技研オサナイ	土堂字長瀬 252-2	38-4111	3
赤帽アヲヤ運送	松原東三丁目 12-35	87-5341	4
(株)千葉商会	小栗山字小松ケ沢 245	87-2917	1
(有)成田建材	真土字大川 22-5	82-2051	4

② バキューム車

(環境課 平成30年4月)

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
中弘衛生企業組合	松ヶ枝三丁目 7-1	55-8661	2
(株)津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	4
弘前衛生企業組合	神田三丁目 3-18	32-2903	2
岩木中央衛生社	駒越字高田 65-6	33-3780	1
(株)東奥浄化センター	樹木二丁目 26-1	34-0525	5
(株)環境管理センター	金属町 5-11	88-2224	3
(有)環和浄化サービスセンター	清水森字下川原 2-128	87-4303	2
(有)東日本環境保全工業	向外瀬字豊田 358-1	37-3888	3
(有)岩木浄化センター	五代字早稲田 456-2	82-2012	3
(株)弘前浄化槽センター	境関字亥ノ宮 35-4	27-1188	3
弘前環境整備事業協同組合	境関字亥ノ宮 35-4	28-4755	1

〔表〕 4-26-1 各学校の代替予定施設

(学校整備課 平成31年2月)

学校名	児童 生徒数	予 定 施 設 名	予定施設所在地	収容能力 (人)
【小学校】				
裾野	70	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森 40	680
自得	77	北辰中学校	高杉字五反田 191	680
小友	46	新和中学校	種市字小島 57-2	800
		新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
三和	41	小友小学校	小友字宇田野 1140	520
新和	61	新和中学校	種市字小島 57-2	800
		新和公民館	種市字熊谷 5-1	114
高杉	152	北辰中学校	高杉字五反田 191	680
		北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	387
		船沢中学校	富栄字浅井名 1	640
船沢	100	船沢公民館	折笠字宮川 95-5	214
三省	48	三省地区交流センター	三世寺鳴瀬 68-3	160
		三省児童館	三世寺字月見野 2-4	65
致遠	387	藤代公民館	八代町 2-10	75
		河西体育センター	石渡一丁目 19-1	508
城東	283	北小学校	青山三丁目 15-1	1,240
		和徳公民館	大久保字沼田 204	70
福村	382	東中学校	末広三丁目 2-1	1,160
		東部公民館	末広四丁目 10-1	180
豊田	375	東小学校	城東中央五丁目 6-1	1,000
		弘前克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3	141
堀越	410	第五中学校	川先二丁目 4-1	1,040
		堀越公民館	門外二丁目 3-11	128
		松原小学校	松原東二丁目 17	1,040
文京	305	第三中学校	豊原一丁目 3-3	1,680
松原	230	文京小学校	中野一丁目 1-1	1,000
		南中学校	原ヶ平字山中 20-13	1,360
千年	296	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	1,360
		千年公民館	小栗山字川合 115-1	152
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
大和沢	53	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	1,360
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
小沢	290	清水交流センター	大開二丁目 1-2	300

学校名	児童 生徒数	予 定 施 設 名	予定施設所在地	収容能力 (人)
小沢		清水公民館	小沢字御笠見 46	126
青柳	40	第四中学校	樹木五丁目 2-6	1,400
東目屋	60	東目屋中学校	桜庭字清水流 63-3	560
		東目屋ふれあいセンター	中野字豊田 20	208
和徳	254	第一中学校	和徳町 363-13	2,080
東	347	東中学校	末広三丁目 2-1	1,160
		総合学習センター	末広四丁目 10-1	180
時敏	353	北小学校	青山三丁目 15-1	1,240
北	301	弘前B&G海洋センター	八幡町一丁目 9-1	388
		時敏小学校	宮園一丁目 5-1	1,200
城西	203	第二中学校	平岡町 72	1,520
		市民体育館	五十石町 7	788
西	152	第二中学校	平岡町 72	1,520
大成	291	第三中学校	豊原一丁目 3-3	1,680
第三大成	305	第三中学校	豊原一丁目 3-3	1,680
朝陽	158	桔梗野小学校	桔梗野二丁目 21	1,040
		弘前市民会館	下白銀町 1-6	209
桔梗野	302	第四中学校	樹木五丁目 2-6	1,400
石川	148	石川中学校	石川字庄司川添 19-1	720
岩木	444	津軽中学校	五代字早稲田 478	1,000
		岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	60
		岩木B&G海洋センター	兼平字猿沢 32-11	500
常盤野	8	岩木山総合公園	百沢字裾野 195-1	100
		嶽さわやかホール	常盤野字湯の沢 45-24	100
		常盤野コミュニティセンター	常盤野字上黒沢 25-73	100
相馬	144	相馬中学校		640
【中学校】				
裾野	33	裾野小学校	十面沢字轡 293	680
新和	90	新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
北辰	125	高杉小学校	高杉字神原 7-1	760
		北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	387
船沢	40	船沢小学校	細越字早稲田 42	560
東目屋	56	東目屋小学校	桜庭字清水流 39	640
		東目屋ふれあいセンター	中野字豊田 20	208

学校名	児童 生徒数	予 定 施 設 名	予定施設所在地	収容能力 (人)
第一	632	第一中学校区内各小学校	宮園一丁目 5-1 外	4,360
		弘前文化会館	下白銀町 19-4	280
東	385	東中学校区内各小学校	城東中央五丁目 6-1	3,080
		総合学習センター	末広四丁目 10-1	342
第二	445	第二中学校区内各小学校	新町 236-1	3,720
		市民体育館	五十石町 7	788
第三	446	第三中学校区内各小学校	中野一丁目 1-1 外	3,000
南	299	南中学校区内各小学校	松原東二丁目 17	2,400
第四	405	第四中学校区内各小学校	桔梗野二丁目 21 外	3,480
第五	389	豊田小学校	豊田一丁目 4-1	920
		堀越小学校	門外一丁目 3-3	1,160
		弘前克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3	141
石川	96	石川小学校	石川字庄司川添 19-1	800
津軽	222	岩木小学校	五代字前田 451	1,600
		中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	349
常盤野	12	岩木山総合公園	百沢字裾野 195-1	100
		嶽さわやかホール	常盤野字湯の沢 45-24	100
		常盤野コミュニティセンター	常盤野字上黒沢 25-73	100
相馬	68	相馬小学校	黒滝字二ノ松本 2-4	720

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕 4-26-2 教材等の調達先

(契約課 平成31年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
一般教材	青森教材社	西大工町 45-2	33-0559	
〃	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811	
〃	赤石教材社	撫牛子一丁目 10-14	32-8859	
〃	(株)河合楽器製作所 弘前	土手町 21	32-1826	
〃	(有)教進社	安原三丁目 9-5	87-6625	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	黒滝書店	品川町 1	32-4011	
〃	(株)JMTC JMTC 弘前教室	外崎四丁目 2-3	29-1715	
〃	(株)シバタ医理科	高田三丁目 7-1	27-2221	
〃	(有)しまや	百石町 13-1	32-6046	
〃	(株)新日本教材社	新町 243	33-3141	
〃	(株)高木学習社	馬屋町 9-9	34-7702	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
	(株)成田本店外商センター弘前営業所	富田二丁目 6-1	55-9674	
事務用品	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目-3-22	27-8811	
〃	赤石教材社	撫牛子一丁目 10-14	32-8859	
〃	(有)アサヒ印刷	青樹町 3-6	87-1118	
〃	(株)エフテック	広野二丁目 23-7	55-8452	
〃	(有)エポックス	自由ヶ丘三丁目 16-4	55-0208	
〃	太田印房	和徳町 212	32-7666	
〃	(株)オフィスマーケット	代官町 49-2 中央ビル 1F	68-0718	
〃	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
〃	(有)教進社	安原三丁目 9-5	87-6625	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	(株)笹軽印刷	本町 76-2	32-7530	
〃	(有)ササヌマ産業	松ヶ枝三丁目 2-1	28-2333	
〃	(有)佐藤器機	安原三丁目 8-1	87-1171	
〃	(有)三照堂	一番町 15	32-3031	
〃	(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	(株)第一事務機	宮川三丁目 16-1	35-8868	
〃	(株)高木学習社	馬屋町 9-9	34-7702	
〃	(株)津軽事務機	向外瀬字豊田 357-1	32-1919	

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
〃	(株)東北データサービス	富野町 6-3	35-8281	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
〃	(株)成田本店外商センター弘前営業所	富田二丁目-6-1	55-9674	
〃	(株)鳴海紙店	外崎三丁目 2-14	27-5605	
〃	花楯産業(株)弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	(有)ハマナ商店	田茂木町 15-2	35-2618	
〃	(株)ビジネスサービス 弘前支店	高田三丁目 6-7	28-5200	
〃	平山万年堂	土手町 105	32-0880	
〃	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目 5-10	27-7111	
〃	(株)弘商	田園四丁目 1-1	26-3332	
〃	D C Mホーマック(株)弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	やまと印刷(株)	神田四丁目 4-5	34-4111	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	

〔表〕 4-26-3 学校施設の状況

(学校整備課 平成31年2月)

学校名	所在地	教室数 (室)	応急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (㎡)	応急教育 収容人員 (人)	校庭等 面積 (㎡)
				男 (人)	女 (人)			
【小学校】								
裾野	十面沢字饗 293	6	11	4	7	911	680	13,482
自得	鬼沢字菖蒲沢 109-4	8	5	4	8	595	520	3,890
小友	小友字宇田野 1140	6	7	4	6	860	520	11,927
三和	三和字川合 251-2	6	7	5	5	726	520	5,865
新和	青女子字桜苺 292-4	7	8	5	6	926	600	12,628
高杉	高杉字神原 7-1	8	11	5	7	915	760	7,540
船沢	細越字早稲田 42	8	6	4	8	589	560	8,083
三省	中崎字野脇 142-2	4	9	2	6	587	520	5,804
致遠	浜の町北一丁目 7-1	18	16	11	14	1,488	1,360	15,750
城東	大久保字西田 105-40	15	6	7	16	1,098	840	13,600
福村	福村一丁目 1-1	15	10	5	17	707	1,000	17,378
豊田	豊田一丁目 4-1	16	7	6	16	1,160	1,000	13,433
堀越	門外一丁目 3-3	19	10	6	17	1,143	1,160	10,956
文京	中野一丁目 1-1	15	10	9	13	1,184	1,000	9,421
松原	松原東二丁目 17	12	14	5	14	980	1,040	8,568
千年	小栗山字川合 119-7	13	9	7	13	683	880	5,827
大和沢	狼森字天王 12-1	7	5	4	7	858	480	13,674
小沢	大開二丁目 5-1	13	16	6	14	1,200	1,160	12,426
青柳	悪戸字村元 7-2	4	8	3	4	707	480	8,219
東目屋	桜庭字清水流 39	8	8	5	7	569	640	5,225
和徳	代官町 107-3	13	14	7	15	1,267	1,080	6,036
東	城東中央五丁目 6-1	15	10	7	15	994	1,000	12,662
時敏	宮園一丁目 5-1	15	15	10	16	1,195	1,200	13,541
北	青山三丁目 15-1	14	17	5	15	1,093	1,240	12,429
城西	新町 236-1	9	15	5	10	1,105	960	8,567
西	茜町三丁目 2-1	7	15	5	8	775	880	11,426
大成	御幸町 13-1	16	9	10	20	1,126	1,000	7,675
三大	富田町 47	13	12	8	12	1,111	1,000	9,528
朝陽	在府町 36	8	12	4	11	1,093	800	5,144
桔梗野	桔梗野二丁目 21	15	11	10	15	734	1,040	14,510
石川	石川字庄司川添 19-1	7	13	5	7	907	800	17,618
岩木	五代字前田 451	20	20	12	20	1,533	1,600	31,128
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	2	2	2	3	(139)	(160)	(8,388)
相馬	黒滝字二ノ松本 2-4	8	10	4	8	1,193	720	16,786

学校名	所在地	教室数 (室)	応急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (㎡)	応急教育 収容人員 (人)	校庭等 面積 (㎡)
				男 (人)	女 (人)			
【中学校】								
裾野	十面沢字湯ヶ森 40	5	11	7	5	735	640	10,212
新和	種市字小島 57-2	5	15	6	7	708	800	10,037
北辰	高杉字五反田 191	7	10	9	6	697	680	11,514
船沢	富栄字浅井名 1	3	12	7	4	747	640	13,427
東目屋	桜庭字清水流 63-3	4	10	9	4	712	560	9,344
第一	和徳町 363-13	22	30	21	23	1,544	2,080	16,572
東	末広三丁目 2-1	14	15	19	12	1,293	1,160	17,728
第二	平岡町 72	14	24	14	15	1,524	1,520	17,687
第三	豊原一丁目 3-3	17	25	18	18	1,513	1,680	20,300
南	原ヶ平字山中 20-13	11	23	13	11	1,319	1,360	13,000
第四	樹木五丁目 2-6	14	21	21	9	1,500	1,400	16,921
第五	川先二丁目 4-1	14	12	15	13	1,278	1,040	19,964
石川	石川字庄司川添 19-1	5	13	7	6	740	720	16,081
津軽	五代字早稲田 478	9	16	14	6	1,784	1,000	11,840
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	2	7	4	1	901	360	(8,676)
相馬	紙漉沢字山越 48	3	13	6	4	1,259	640	9,868

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕 4-26-4 社会教育施設の状況

(生涯学習課 平成31年2月)

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時における収容可能人員 (人)
弘前市立中央公民館	下白銀町 19-4	大会議室	200
		中会議室	100
		第1～3会議室	99
		視聴覚室	70
		科学実習室	49
		工作実習室	37
		調理実習室	—
弘前市立中央公民館 岩木館	賀田一丁目 18-3	大ホール	135
		大和室	57
		大研修室	48
		視聴覚室	45
		会議室	15
		小和室	20
		創作室	20
		音楽室	15
		小研修室	18
		調理実習室、茶室	—
弘前市立中央公民館 相馬館	五所字野沢 44-1	研修室 1	36
		研修室 2	30
		研修室 3	30
		和室	48
		調理実習室	24
	五所字野沢 44-3	長慶閣	300
弘前市総合学習センター	末広四丁目 10-1	大会議室	96
		セミナー室	20
		視聴覚室	48
		工芸室	48
		コンピュータ研修室	—
弘前市教育センター	末広四丁目 10-1	第1～5研修室	130
		科学研修室	

(注) 応急の教育時収容可能人員数の欄に記入がないものは、その施設が緊急時に他の用途に使用されるか若しくは教育の用に適しないためである。

〔表〕 5－6－1 危険物施設

(省略)

〔表〕 5－6－2 石油類大量保有事業所

(省略)

〔表〕 5－6－3 液化石油ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5－6－4 一般高圧ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5－6－5 火薬類貯蔵施設

(省略)

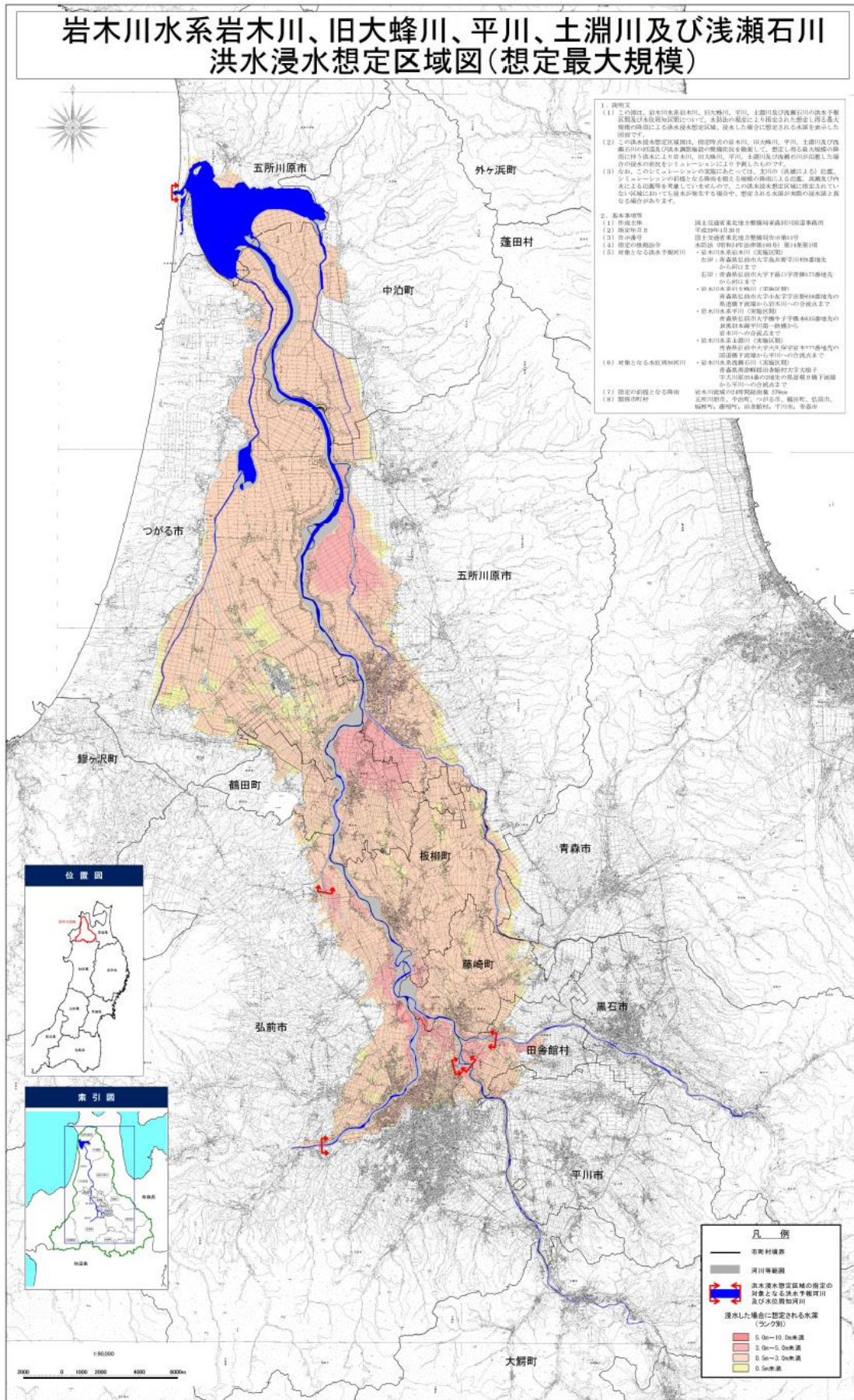
〔表〕 5－6－6 毒物・劇物貯蔵取扱事業所

(省略)

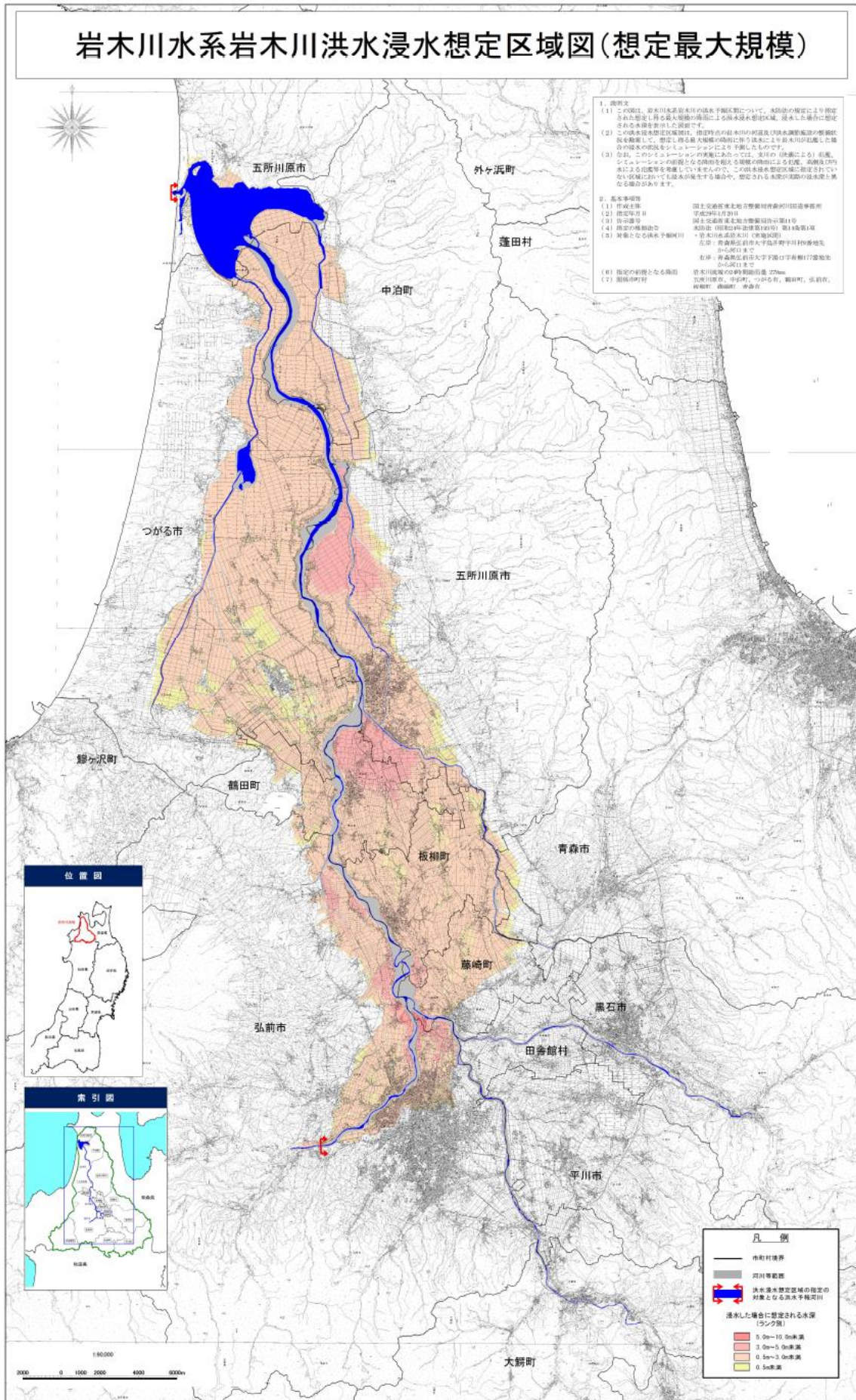
〔表〕 5－6－7 放射性同位元素等使用施設

(省略)

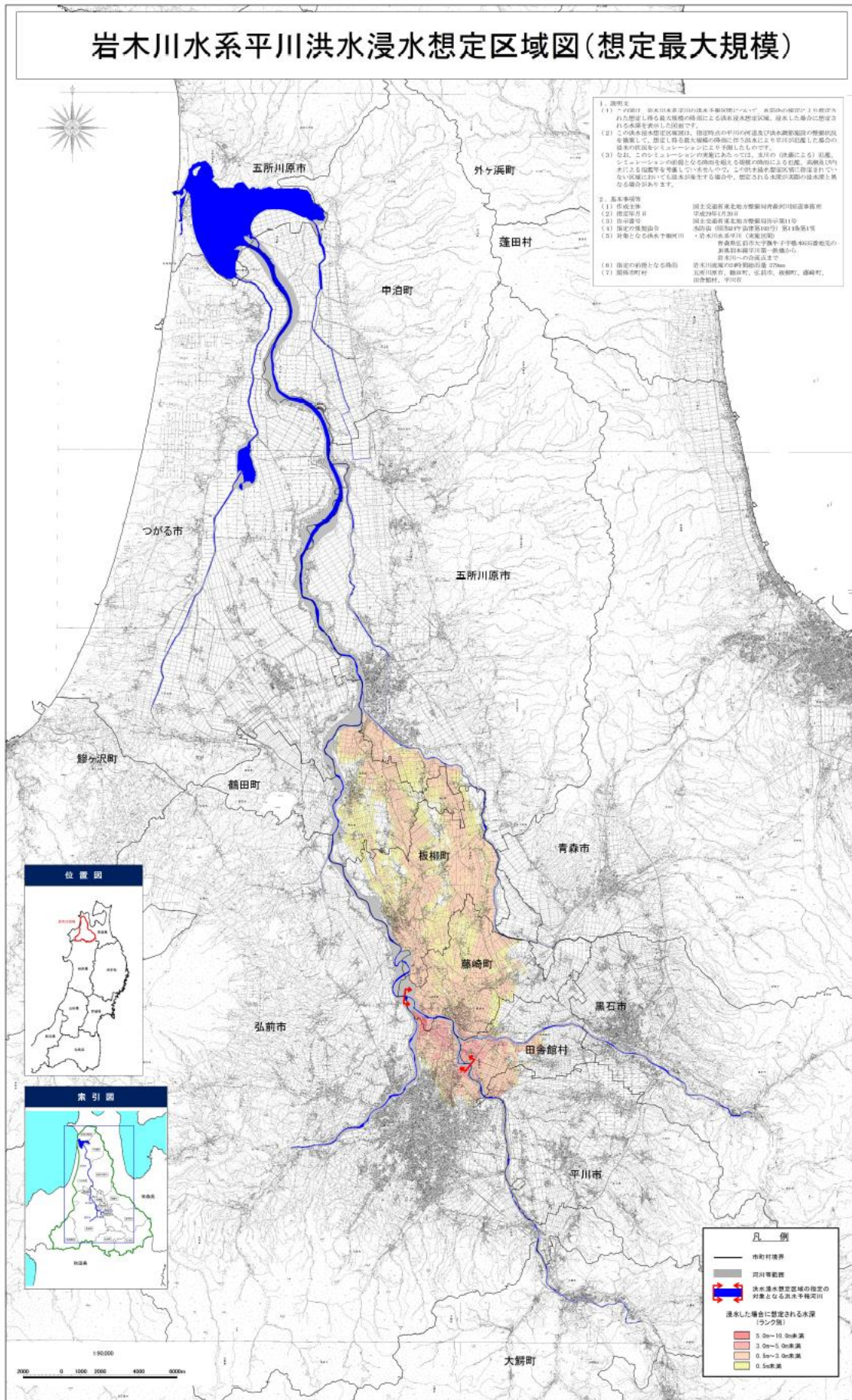
[図] 3-19-1 岩木川水系包括版(岩木川、旧大峰川、平川、土淵川、浅瀬石川) 浸水想定区域図
(平成29年1月20日公表:国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所)



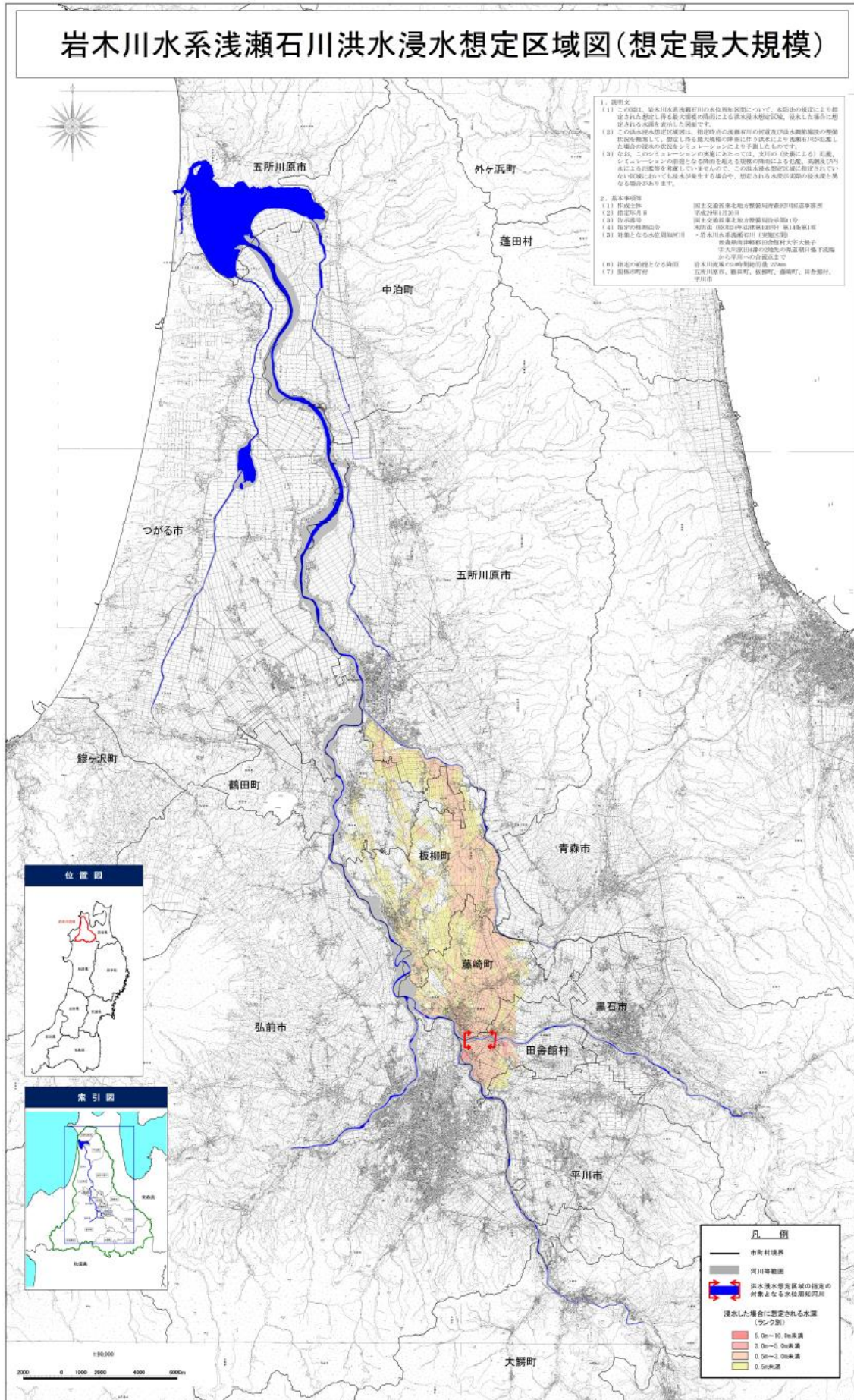
[図] 3-19-2 岩木川水系岩木川浸水想定区域図
 (平成29年1月20日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所)



[図] 3-19-4 岩木川水系平川浸水想定区域図
 (平成29年1月20日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所)

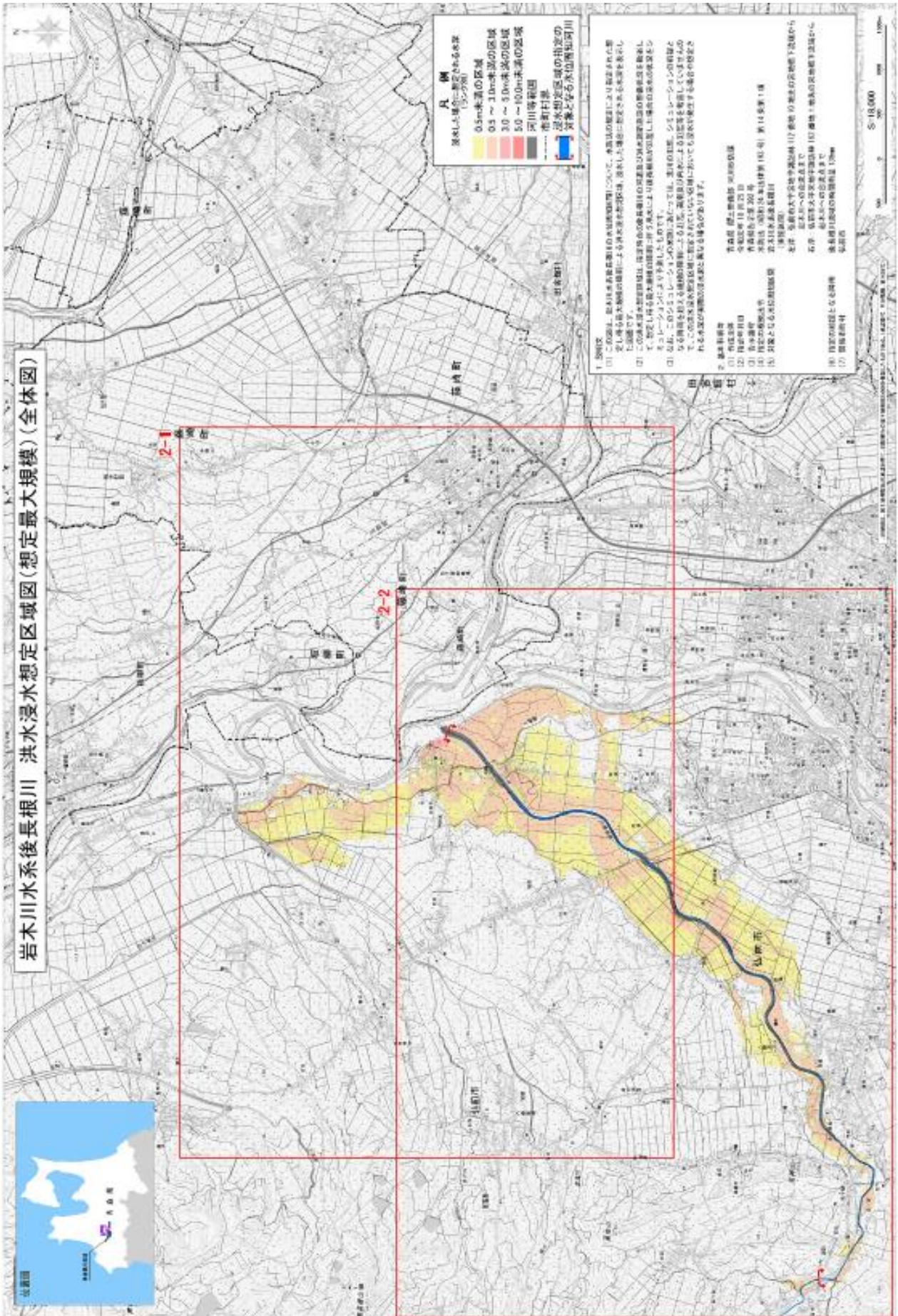


[図] 3-19-6 岩木川水系浅瀬石川浸水想定区域図
 (平成29年1月20日公表：国土交通省東北地方整備局青森国道河川事務所)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図23000を複製したものである。(承認番号 平28情保、第803号)

[図] 3-19-8 岩木川水系後長根川浸水想定区域図
 (令和元年10月25日公表：青森県土整備部河川砂防課)



様式1 被害実態調査票（個票）

被害実態調査票（個票）

調査月日 令和 年 月 日

調査員氏名

町会名																		
世帯主氏名		住所						年齢		職業		事業主の場合						
(電話)		弘前市大字 番地										事業内容		従業員数				
		丁目 番号												人				
被害状況				家族の氏名		続柄	年齢	職業又は学校名			世帯内訳	被保護世帯	身障世帯	老人世帯	寡婦(夫)世帯	要保護世帯	その他の世帯	
人的被害	死者	行方不明	重傷	軽傷														
	人	人	人	人														
住家被害	種類	住家			非住家								※課税状況	非課税 ・ 課税（均等税 ・ 所得税）				
	被害の区分	1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 流失			1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 流失													
	○印をつける。	4 一部破損			4 一部破損													
		5 床上浸水 1~49cm 50~99cm 100cm以上			5 床上浸水													
棟数	棟			棟								備考						
所有	自家・借家・間借						人	人	人	人	人						人	

369

※印は記入する必要ありません。

様式3 被害状況即報・確定報告

371

市町村			弘前市			区分			被害		
災害名	災害名					田	流失・埋没	ha			
	報告番号	第 報					畑	冠水	ha		
(月 日 時現在)					流失・埋没			ha			
報告者名					冠水		ha				
区分			被害			文教施設		箇所			
人的被害	死者		人		病院		箇所				
	行方不明者		人		道路		箇所				
	負傷者	重傷	人		橋りょう		箇所				
		軽傷	人		河川		箇所				
住家被害	全壊		棟		港湾		箇所				
			世帯		砂防		箇所				
	半壊		棟		清掃施設		箇所				
			世帯		崖くずれ		箇所				
	一部破損		棟		鉄道不通		箇所				
			世帯		被害船舶		隻				
	床上浸水		棟		水道		戸				
			世帯		電話		回線				
			人		電気		戸				
	床下浸水		棟		ガス		戸				
			世帯		ブロック塀等		箇所				
			人								
非住家		公共建物		罹災世帯数		世帯					
		その他		罹災者数		人					
		火災発生		建物		件					
				危険物		件					
				その他		件					

区分		被害		市町村		名称	
公立文教施設	千円			災害対策本部	設置	月 日 時	
農林水産業施設	千円				解散	月 日 時	
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円			災害救助法の適用の有無	有	無
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
		千円					
		千円					
その他	千円			消防職員出動延人員	人		
被害総額	千円			消防団員出動延人員	人		
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難勧告等 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項						

※即報の場合には、被害額は省略することができるものとする。

様式4 被害状況調（人・住家の被害）

災害発生 年 月 日
 災害対策本部設置 年 月 日

区 分				人的被害（人）					住 家 の 被 害												非住家の 被 害 (棟)			
				死 亡	行 方 不 明	負 傷			計	棟 数 (棟)					世帯数及び人員 (世帯、人員)									
重 傷	軽 傷	小 計	全壊 (焼) 流失			半壊 (焼)	一部 破損	床上 浸水		床下 浸水	全壊(焼) 流 失		半壊(焼)		一部破損		床上浸水		床下浸水					
月 日 時 分 発(受)	信(受)信 者 氏 名	月 日 時 分 現 在												世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	

様式5 救助の実施状況

区分			避難所		応急仮設住宅		炊出し	飲料水		被服・寝具等				医療及び助産			救出		応急修理	学用品		埋葬	遺体の捜索・処理	障害物の除去										
月日時 発(受)	日分 発(受)	信者氏名 発(受)	月日時 現在	日分 現在	箇所数 ～箇所～	収容実人員 (人)	設置戸数 (戸)	完成戸数 (戸)	給食実人員 (人)	対象人員 (人)	給水車台数 (台)	世帯数～世帯～	被服 (点)	寝具 (点)	その他 (点)	医療班		医療機関		分べん者数 (人)	救出人員 (人)	行方不明 (人)	対象数～世帯～	小学生 (人)	中学生 (人)	埋葬数 (体)	処理数 (体)	対象世帯数 (世帯)						
																(班)	(人)	～機関～	(人)															

様式6 医療施設被害

年 月 日 時現在

被害施設名	被害の程度							被害金額 (千円)
	全壊	半壊	全焼	半焼	流失	浸水	その他	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計								

様式7 廃棄物処理施設・生活衛生施設・水道施設被害

年 月 日 時現在

施設名	区分	被害内容	被害金額 (千円)
計			

375

(注) 被害内容には上水道、簡易水道、井戸、汚物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式8 水稻被害（水害）

年 月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土砂流入		冠水						被害量 t	浸水被害面積 ha	被害農家戸数		
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	冠水期間 ha								被害面積 ha	うち被害率30%以上の被害農家戸	
											1日未満	1～2日	3～4日	5～6日	7日以上	冠水中					
◎	△	◎					◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	
							()		()		()	()	()	()	()	()	()	()			

376

- (注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。
 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
 3 被害面積等の上段()には、被害率を記入する。
 4 被害様相は次の区分による。
 ① 埋没・決壊・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
 ② 土砂流入・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
 ③ 冠水・・・稲が全部水中に没したもの
 ④ 浸水・・・水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの

様式9 水稻被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）

年 月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単価 円	被害額 千円	被害程度別面積内訳				減収量				被害農家戸数	
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				30%未満 ha	30～49% ha	50～69% ha	70%以上 ha	30%未満 t	30～49% t	50～69% t	70%以上 t	戸	うち30%以上の被害農家 戸
◎	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

377

(注) 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式10 りんご、特産果樹被害（風害）

年 月 日 時現在

地区名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被害量				被害金額	備考
					計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	計	落果		樹上傷		
					ha・本	ha・本	ha・本	ha・本	ha・本		t	減収			
◎	△	△	△	△	t	t	t	t	千円						
			風害	果実被害 樹体損傷 わい性台 普通台											りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計															
被害戸数					戸										

378

(注) 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 11 りんご、特産果樹被害（風害以外）

年 月 日 時現在

地区名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被害量		被害金額	備考
					計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	減収	品質低下		
					ha・本 ◎	ha・本 △	ha・本 △	ha・本 △	ha・本 △	t △	t △		
			水害 凍霜害 雪害 雹害	園地浸水 樹冠浸水 花そう被害 果実被害 樹体損傷 わい性台 普通台									園地浸水は状況報告時のみ使用する。 りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計													
被害戸数					戸								

379

(注) 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 12 畑作、野菜、花き、桑樹被害

年 月 日 時現在

地区名	品目名	作 型	被害程度別面積 (ha)					被 害 減 収 量 (t)					単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計															

380

- (注) 1 作型の欄には、災害暦等を参考のうえ、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。
 2 備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。
 3 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）

年 月 日 時現在

区分 地区名 ◎										備考
	被害数量 (頭羽数等) ◎	単 価 (円) △	被害額 (千円) △	被害数量 (頭羽数等) ◎	単 価 (円) △	被害額 (千円) △	被害数量 (頭羽数等) ◎	単 価 (円) △	被害額 (千円) △	
	()			()			()			
合 計										

381

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入
 2 被害数量欄の () 内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入
 3 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ記入する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

牧草・飼料作物等

年 月 日 時現在

地区名	作物名	被害の 態 様	被害程度別面積(ha)					被害減収量(t)					単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
◎	◎		◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		内 訳													
		合 計													

382

- (注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。
 2 備考欄に箇所等を記入する。
 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。
 牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 15 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）

年 月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
	合 計	◎			◎			◎			◎			◎			

383

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
 ※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
 「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。
 用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。
- 2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは、不要とする。
- 3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。
- 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照
- 5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）

年 月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
	合 計	◎			◎			◎			◎			◎			

384

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
 ※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
 「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。
 用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。
- 2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。
- 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照
- 5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 17 農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害

年 月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
◎	()																
	()																
	計	◎			◎			◎			◎			◎			
	合 計	◎			◎			◎			◎			◎			

385

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
 ※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
 「園芸関係」には、工芸作物(たばこ等)関係施設を含む。
 「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの(有線放送、発配電施設等)を記入する。
 用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。
- 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。
- 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照
- 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 18 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害

年 月 日 時現在

386

	種 類	数 量	単 位	単 価	被 害 額	備 考
生産資材	()					
	()					
	()					
	計	◎				
その他	()					
	()					
	()					
	計	◎				
合 計						

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の所有または管理するものをいう。
 2 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
 3 備考欄には被害の態様等を記入する。
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 19 農地及び農業用施設の被害

(第 報)

令和 年 月 日 時 現在

「 による災害」

(単位：千円、ha)

地区名	被害報告額	左 の 内 訳																		備考	
		農 地			農 業 用 施 設																
					頭首工		水 路		ため池		揚水機		橋 梁		道 路		農地保全		施設小計		
		箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所		金額
計																					

様式 20-1 林業関係被害（その1）〔速報・概況・確定報告〕

災害名：

令和 年 月 日 現在
(単位：千円)

地域農林水産部・ 農林水産事務所	区 分		林 業 施 設 等					林 産 物 等								計		
	市町村名 地区名	数量	林業施設等		苗畑施設		小 計		林 産 物		種 苗		林産物間接被害		小 計			
			被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量
合 計																		

388

- (注) 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2 「林業施設」被害とは、木材倉庫・貯木場・木材加工施設・木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工等施設等の全壊、半壊等をいう。
 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
 4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
 5 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年生）を記入する。
 6 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物(木材・薪炭・特用林産物)をいう。

様式 20-2 林業関係被害（その2）〔速報・概況・確定報告〕

災害名：

令和 年 月 日 現在

(単位：千円)

区 分	林 地				施 設 等								林 野 火 災			備 考			
	崩 壊 地		地 す べ り		海 岸		治 山		地 す べ り		小 計						林 道		
	市町村名 地区名	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額		件数	面積	被害金額
合 計	箇所 ha		箇所 ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		路線 箇所 (M)		件	ha	

様式 22 商工業・観光施設被害

年 月 日 時現在
(単位：千円)

区 分 名 称	被 害 内 容	被 害 金 額
計		

391

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式 23 土木施設被害(国・県・市別)

年 月 日 時現在
(単位：千円)

区 分	被害箇所数	被害金額	主たる被害個所及び内容
河 川			
砂 防 設 備			
地すべり防止施設			
急傾斜地崩壊防止施設			
道 路			
橋 梁			
下 水 道			
合 計			

392

(注) 主たる被害個所および内容欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

様式 24 文教関係被害

年 月 日 時現在
(単位：千円)

区分 地区名	児童・生徒(教職員・事務職員)被害(人)					教科書被害	学校施設										社会教育施設				被害合計金額				
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大学		各種学校		社会教育施設			社会体育施設		文化財	
							数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額		数	金額	数	金額
計																									

様式 25 福祉施設被害

年 月 日 時現在

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被災の程度の内容	被災金額（千円）
計						

様式 26 その他の公共施設被害

年 月 日 時現在

施設名	区 分	被 害 内 容	被 害 額 (千円)
計			

様式 27 自衛隊災害派遣要請

弘防発第 号

年 月 日

青森県知事 様

弘前市長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水・津波・地震・火災・その他
2	要 請 の 目 的	人命救助・災害復旧・消火・その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)	
7	派遣先の責任者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 糧	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

様式 28 自衛隊災害派遣撤収要請

弘防発第 号
年 月 日

青森県知事

様

弘前市長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、所期の目的を達成しましたので、下記により部隊の撤収方を申し出ます。

記

派遣部隊の撤収日時

年 月 日 午 時 分

以上

様式 30 人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時				
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死 亡	2. 行方不明	3. 重 傷	4. 軽 傷
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 31 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所の開設状況

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分				
発信機関		受信機関					
発信者名		受信者名					
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難勧告等の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

様式 32 公共施設被害

公共施設被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

弘前市地域防災計画（資料編）

平成20年2月作成
(平成22年12月修正)
(平成26年7月修正)
(令和元年8月修正)

発行者：弘前市防災会議

事務局：弘前市総務部防災課

弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-40-7100